

第373回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月6日	金	本会議	開会 会期の決定（15日間） 議案の上程28件（予算3、条例12、その他13） 提出者の説明 濱田知事 決算特別委員長報告（25件） 討論 細木議員 土居議員 採決（372第26号－372第27号、372報第1号－372報第23号） 自治功労者表彰状の伝達
7日	土	休 会	
8日	日	休 会	
9日	月	休 会	議案精査
10日	火	休 会	議案精査
11日	水	本会議	議案の追加上程12件（第29号－第40号） 提出者の説明 濱田知事 質疑並びに一般質問 横山議員 岡本議員 武石議員
12日	木	本会議	質疑並びに一般質問 橋本議員 竹内議員 中根議員
13日	金	本会議	質疑並びに一般質問 戸田議員 今城議員 委員会付託
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	休 会	委員会審査
17日	火	休 会	
18日	水	休 会	委員会審査
19日	木	休 会	
			委員長報告 討論 塚地議員

20日	金	本会議	<p>寺内議員 明神議員 坂本議員</p> <p>採決 議案の追加上程 2 件（第41号－第42号） 提出者の説明 濱田知事</p> <p>採決 議案の上程（議発第 1 号）</p> <p>採決 議案の上程（議発第 2 号－議発第 4 号）</p> <p>採決 議案の上程（議発第 5 号）</p> <p>討論 はた議員</p> <p>採決 継続審査の件</p> <p>閉会</p>
-----	---	-----	---

第373回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月6日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	7
決算特別委員長報告	
三石決算特別委員長	13
討論	17
細木議員	17
土居議員	19
採決	21
自治功労者表彰状の伝達	22
加藤議長	22
濱田知事	22
三石議員	23

第2日（12月11日）

出席議員	25
欠席議員	25
説明のため出席した者	25
事務局職員出席者	26
議事日程	26

諸般の報告	27
議案の追加上程、提出者の説明	27
濱田知事	28
質疑並びに一般質問	
横山議員	28
1 政治姿勢（衆議院議員総選挙の受け止めと政権への期待及び地方創生2.0への所見、国の経済対策、インフラ整備などの加速化、経済対策の活用方針、年収の壁見直しに関する認識、2期目の手応えと人口減少問題克服への挑戦の決意、憲法改正の必要性と早期の議論再開）について	28
2 人口減少・中山間対策（元気な未来創造戦略の強化に向けた具体的な進め方、移住促進の強化策と若年層に対する転出抑制対策、人口減少対策総合交付金の活用状況とフォローアップ、二地域居住も含めた関係人口の拡大）について	30
3 南海トラフ地震対策（次期行動計画での新たな対策、山間部の事前復興まちづくり計画の進め方と策定支援）について	31
4 産業振興計画（人口減少・中山間対策における果たす役割と強化の方向性、若年層の所得向上、物価高騰による事業者への影響と支援策、若手就農者の確保、集落営農組織の活動強化、林業分野の強化策と若手就業者の確保、水産業分野の取組強化、若者や女性の担い手確保、商工業分野の生産性向上と働き方改革推進の取組強化、企業誘致の強化策と若者や女性に選ばれる企業の誘致、経営指導員の人件費への支援拡充、観光分野での中山間地域における取組強化、宿泊施設における旅行需要の平準化）について	32
5 日本一の健康長寿県構想（周産期医療体制の将来像とロードマップ実現による出産環境、重度心身障害児・者医療費助成制度に精神障害を含めることについての議論、こうち介護生産性向上総合支援センターの取組と訪問介護事業者への支援）について	36
6 スポーツの振興（競技力向上と子供や若者などへの裾野の広がり）について	37
7 教育の振興（次期県立高等学校再編振興計画の概要、生徒数確保の努力目標達成に向けた取組、小学校教員採用審査における辞退状況の受け止めとこれまでの教員確保の取組、今後の取組）について	38
濱田知事	39
中村人口減少・中山間担当理事	45
三浦危機管理部長	47
合田産業振興推進部長	47
松村農業振興部長	48
西村林業振興・環境部長	49
濱田水産振興部長	50

岡田商工労働部長	51
小西観光振興スポーツ部長	52
西森子ども・福祉政策部長	54
長岡教育長	54
横山議員	57
中村人口減少・中山間担当理事	57
横山議員	57
岡本議員	58
1 政治姿勢（企業・団体献金禁止公約の実現、選択的夫婦別姓の実現、学費問題解消と来年度の値上げ回避、一般財源総額の確保、重点支援地方交付金の活用）について	58
2 核兵器廃絶（日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞への思い、被爆者の切実な思いの受け止め）について	60
3 マイナ保険証（従来の健康保険証の利用、高齢化先行県としてのリスク、従来の保険証存続の要請、全国の登録件数、資格確認書での受診や登録解除ができることの周知）について	60
4 脱原発・自然エネルギーへの転換（停電の影響を含めた伊方原子力発電所への認識、3号機の運転、原発関連の企業献金、国への提言と推進の取組）について	61
5 大規模風力発電所計画・仮称嶺北香美ウィンドファーム事業（住民不安の高まりへの認識、環境アセスメント手続へのスタンス、ガイドラインの対象拡大）について	63
6 地震及び災害対策（水道施設の耐震化、浄水装置整備の現状と見解、市町村における災害用トイレ整備状況と課題、住宅の耐震化支援）について	64
7 農業政策（集落機能強化加算廃止による影響と対策、オーガニックビレッジとオーガニック給食の拡大）について	65
8 民生委員・児童委員の役割（地域の見守り活動に関する協定締結先の拡大、活動状況の認識、活動しやすい状況づくりと必要な予算の確保）について	66
濱田知事	67
中嶋健康政策部長	72
横地土木部長	72
三浦危機管理部長	73
松村農業振興部長	74
西森子ども・福祉政策部長	75
岡本議員	76
濱田知事	76
岡本議員	77

濱田知事	77
武石議員	78
1 スマートシュリンク（ウエルビーイング構築の重点化、技術販売も視野に入れた地産外商強化と海外展開）について	78
2 外国人材の活用（受入れと定着の促進、高度人材の割合増加への取組、ワンストップ窓口の設置）について	78
3 公共交通の課題（JR予土線の活性化、国への支援の訴え、ワーキンググループでの方向性やスケジュール感、みなし上下分離方式の導入、補助制度の是正措置継続、社会環境の変化に応じた国の負担見直し、とさでん交通の積極的な事業展開による効果、路線バスと鉄軌道の全県公有化・一体化を図る考え）について	79
4 高知龍馬空港の国際化（国際線開設に求める成果、路線開設に向けた取組、グラウンドハンドリング体制の確保、主要駅などとの連絡バスの運行）について	81
5 観光振興（新たなホテル進出による激変緩和対策、宿泊施設における域内消費向上、連続テレビ小説らんまん・あんぱん効果の併存型活用と県内に広げる取組、クルーズ船観光客による域内消費の向上）について	82
6 漫画文化（まんが王国・土佐の取組による成果、今後の発展）について	83
7 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応（高齢者施設などへの対応状況と課題への対策）について	83
8 四国の大規模停電（影響や被害状況の把握と再発防止への対応、出力制御の適切な実施の確認）について	83
9 救急医療体制（茨城県の緊急性が認められない救急搬送への選定療養費徴収に対する所見）について	84
10 指定管理施設の活性化（牧野植物園とのいち動物公園の国境を越えた交流、指定管理者による処遇改善に向けた対策）について	85
11 最低賃金アップ（倒産件数増加の受け止めと対策、土木工事の積算価格見直し）について	85
12 闇バイトとディープフェイク（防止対策と未成年者への対策、強盗の被害防止対策、詐欺防止対策）について	85
濱田知事	87
岡田商工労働部長	94
松岡総合企画部長	95
小西観光振興スポーツ部長	96
西森子ども・福祉政策部長	96
三浦危機管理部長	97
西村林業振興・環境部長	97

横地土木部長	98
清水警察本部長	98
武石議員	99

第3日（12月12日）

出席議員	101
欠席議員	101
説明のため出席した者	101
事務局職員出席者	102
議事日程	102
諸般の報告	103
質疑並びに一般質問	
橋本議員	103
1 政治姿勢（特定利用港湾のインフラ整備、予算上のメリット、弾薬庫配備の可能性、防衛協会の総会での発言、説明責任を果たし理解を求める努力、年収の壁に対する所見、国による歳入補填、選択的夫婦別姓への所見、企業・団体献金の禁止）について	103
2 LED化（県全体での早急な促進、本庁舎等の進捗状況、県営住宅共用部分の現状と対策、県立学校の現状と対策、信号機や警察庁舎等の現状と対策、県立病院等の現状と対策、蛍光灯の適切な廃棄・リサイクルへの対応）について	107
3 シュタットベルケによる地域循環型のエネルギー供給システム（1年間の電力消費量と電力移輸入額、再生可能エネルギー電源による発電量と地産地消100%の可能性及びシステム構築に向けた動き、こうち型地域還流再エネ事業などの将来展望、システム構築への所見、FIP制度へのシフト）について	108
4 マイナ保険証（マイナンバーカード保有率とマイナ保険証利用率、環境整備の状況、県立病院での現状と取組、カード取得を希望する方への対応、要配慮者における本人確認の方法、利用促進に向けた対応、従来の健康保険証廃止への所見）について	109
5 金融教育（必要性和意義、より質の高い教育を行うための課題と解決方法）について	110
6 中小零細企業の賃上げへの道筋（1次産業従事者や個人事業主の所得向上、持続的な賃金上昇環境を整えるための取組）について	111
濱田知事	112
清水総務部長	117

横地土木部長	117
長岡教育長	117
高清水警察本部長	118
澤田公営企業局長	118
西村林業振興・環境部長	119
中嶋健康政策部長	121
橋本議員	121
濱田知事	123
橋本議員	125
竹内議員	125
1 南海トラフ地震対策（石破総理の所信表明、事前復興まちづくりへの支援策、緊急消防援助隊派遣の遅れの可能性、避難所の環境整備と地域防災力向上の取組、市町村消防の職員数の適正と消防団員の確保、消防資機材の充実強化、子供の声を避難所生活に反映する仕組み）について	125
2 保護司活動に対する支援（安全な環境整備、高齢化に伴う担い手不足）について	131
3 食品衛生協会の活動（現状、食中毒などのリスク軽減に向けた連携）について	132
濱田知事	132
三浦危機管理部長	133
西森子ども・福祉政策部長	135
中嶋健康政策部長	136
竹内議員	137
中根議員	138
1 ジェンダー（国連女性差別撤廃委員会の総括所見や勧告の受け止め、包括的性教育、高知にじいろパレードに参加した感想、パートナーシップ制度導入への市町村の反応、県の制度導入のめど、国が同性婚を認めるよう声を上げること）について	138
2 介護分野の働き手確保（ハラスメント実態の認識と県の取組、介護職員不足解消の取組、やりがいを感じられる処遇改善施策）について	140
3 周産期医療体制（院内助産体制の検討状況、高幡医療圏域の分娩体制、病院のない地域での出産体制づくり、産後ケア事業の充実）について	141
4 教育へのデジタル活用・不登校・教員不足（タブレット端末の使用時間増加による視力への影響、端末活用による学習効果、デジタル教科書利用拡大に関する国への提言、新型コロナウイルス感染症の後遺症の可能性を踏まえた不登校児童生徒への支援、学びにアクセスできない子供たちをなくしていく決意、教員加配の継続と対象校の拡大、経済負担に対する補助、悩みを抱え	

て孤立する保護者への支援強化、学校外での学びを適切に評価する学習評価見直しの必要性、代替教員未配置の受け止め、行政職を務める教員の数、教員を現場へ戻すこと、代替配置に正規教員を充てること、教員定数増加の国への要望) について	141
濱田知事	144
長岡教育長	146
西森子ども・福祉政策部長	151
中嶋健康政策部長	152
中根議員	153
濱田知事	154
西森子ども・福祉政策部長	154
中嶋健康政策部長	155
長岡教育長	155
中根議員	155

第4日（12月13日）

出席議員	157
欠席議員	157
説明のため出席した者	157
事務局職員出席者	158
議事日程	158
諸般の報告	159
質疑並びに一般質問	
戸田議員	159
1 高知ユナイテッドSCの活躍に対する期待について	159
2 災害時におけるマンパワー確保（被災地視察の感想と初動態勢への考え、人口減少を踏まえた災害対応体制の構築）について	160
3 自然災害への備え（トイレ対策、加速化するための財政的支援）について	161
4 無電柱化（進捗状況、啓発活動、緊急輸送道路における推進）について	162
5 公共交通機関への支援と利便性確保（JR土讃線の重要性、Ma a Sの導入状況とドラゴンバスの接続改善）について	163
6 不登校児童生徒への対応と支援（現状、学校外の人材を生かした取組）について	164
7 中学校の部活動の現状と小中学校の統合（合同チーム・地域クラブ活動・拠点校部活動による大会参加の現状、部活動指導員を配置している学校数及び	

種目と人数、地域移行クラブに関する感想や課題、小規模校での教育活動の 充実、小中学校の統廃合) について……………	164
濱田知事……………	166
三浦危機管理部長……………	168
横地土木部長……………	168
松岡総合企画部長……………	169
長岡教育長……………	170
戸田議員……………	173
今城議員……………	174
1 南海トラフ地震対策（第5期南海トラフ地震行動計画の評価と総括、減災目 標設定とバージョンアップ、宅地液状化防止事業の活用、海上輸送を考慮し た道路啓開計画、し尿処理の広域的な連携体制の構築、倒壊家屋の解体工事 円滑化と体制強化）について……………	174
2 教育行政（英語教育の改善、P T A 連合組織の存在意義と役割及び課題）に ついて……………	176
3 警察行政（優秀・有用な人材の確保と育成、匿名・流動型犯罪グループ対策 への取組、外国人犯罪検挙数の動向及び外国人への対応）について……………	177
4 産業振興（優秀な外国人材を送り出してもらうための取組、経営基盤強化の 支援、県産水産物の輸出拡大に向けた課題と取組、キンメダイ不漁の原因と 対策、S A W A C H I の利用拡大に向けた取組）について……………	178
5 土木行政（時代に合った県道路線見直しの必要性、工事の繁忙期解消に向け たピークカットの取組）について……………	180
濱田知事……………	181
横地土木部長……………	182
西村林業振興・環境部長……………	184
長岡教育長……………	184
高清水警察本部長……………	186
岡田商工労働部長……………	187
濱田水産振興部長……………	187
松村農業振興部長……………	188
今城議員……………	189
議案の付託……………	189
請願の付託……………	189

出席議員	191
欠席議員	191
説明のため出席した者	191
事務局職員出席者	192
議事日程	192
諸般の報告	194
委員長報告	
西森(雅)危機管理文化厚生委員長	194
久保商工農林水産委員長	196
土森産業振興土木委員長	198
三石総務委員長	200
討論	202
塚地議員	202
寺内議員	204
明神議員	205
坂本議員	207
採決	209
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第41号－第42号）	210
濱田知事	210
議案の上程、採決（議発第1号 条例議案）	211
議案の上程、採決（議発第2号－議発第4号 意見書議案）	212
議案の上程、討論、採決（議発第5号 意見書議案）	212
はた議員	213
継続審査の件	214
閉会の挨拶	
加藤議長	214
濱田知事	215

巻末掲載文書

委員会報告書	217
令和5年度高知県歳入歳出決算審査報告書	219
令和5年度高知県公営企業会計決算審査報告書	228
意見書に関する結果について	234
議案の提出について	236
人事委員会回答書	238

議案の追加提出について	239
議案付託表	240
請願文書表	244
議案の追加提出について	252
条例議案の提出について	
議発第1号 高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例議案	253
意見書議案の提出について	
議発第2号 邦人保護のため中国における万全の措置を取るよう求める意見書議案	255
議発第3号 脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書議案	257
議発第4号 森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案	259
議発第5号 高額療養費制度の自己負担限度額の引上げに反対する意見書議案	262
継続審査調査の申出書	264
決算特別委員会審査結果一覧表	266
委員会審査結果一覧表	267
議決一覧表	270

招 集 告 示

高知県告示第694号

高知県議会定例会を、令和6年12月6日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	竹内健造君	2番	戸田宗崇君
3番	上治堂司君	4番	桑鶴太朗君
5番	土森正一君	6番	槇尾絢子君
7番	久保博道君	8番	上田貢太郎君
9番	今城誠司君	10番	金岡佳時君
11番	下村勝幸君	12番	田中徹君
13番	土居央君	14番	横山文人君
15番	西内隆純君	16番	加藤漠君
17番	弘田兼一君	18番	明神健夫君
19番	三石文隆君	20番	畠中拓馬君
21番	依光美代子君	22番	大石宗君
23番	武石利彦君	24番	西森美和君
25番	寺内憲資君	26番	西森雅和君
27番	樋口秀洋君	28番	岡田竜平君
29番	田所裕介君	30番	橋本敏男君
31番	坂本茂雄君	32番	はた愛君
33番	細木良君	34番	岡田芳秀君
35番	岡本和也君	36番	中根佐知君
37番	塚地佐智君		

第373回高知県議会定例会会議録

令和6年12月6日（金曜日） 開議第1日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 22番 大石宗君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 30番 橋本敏男君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君

34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総合企画部長 松岡孝和君
 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
 総務部長 清水敦君
 危機管理部長 三浦謙一君
 健康政策部長 中嶋真琴君
 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
 文化生活部長 池上香君
 産業振興推進部長 合田和穂君
 商工労働部長 岡田忠明君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 松村晃充君
 林業振興・環境部長 西村光寿君
 水産振興部長 濱田美和子君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 田村敬子君
 公営企業局長 澤田昌宏君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会事務局 笹岡浩君

公安委員長 刈谷敏久君
警察本部長 高清水善弘君
代表監査委員 五百藏誠一君
監査委員長 岡林秀典君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 梅森実君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第1号)

令和6年12月6日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 令和6年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
 - 第3号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第4号 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案
 - 第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
 - 第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第7号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
 - 第8号 高知県保護施設の設備及び運営に関

- する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 令和7年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第15号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第17号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県道路照明灯一括LED化委託

<p>業務契約の締結に関する議案</p> <p>第 25 号 国道494号社会資本整備総合交付金(野瀬トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 26 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 27 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 28 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案</p> <p>第 4</p> <p>372第26号 令和5年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案</p> <p>372第27号 令和5年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案</p> <p>372報第1号 令和5年度高知県一般会計歳入歳出決算</p> <p>372報第2号 令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第3号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第4号 令和5年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第5号 令和5年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第6号 令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第7号 令和5年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第8号 令和5年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p>	<p>372報第9号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第10号 令和5年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第11号 令和5年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第12号 令和5年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第13号 令和5年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第14号 令和5年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第15号 令和5年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第16号 令和5年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第17号 令和5年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第18号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第19号 令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算</p> <p>372報第20号 令和5年度高知県流域下水道事業会計決算</p> <p>372報第21号 令和5年度高知県電気事業会計決算</p> <p>372報第22号 令和5年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>372報第23号 令和5年度高知県病院事業会計決算</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p>
---	---

午前10時開会 開議

○議長（加藤漠君） ただいまから令和6年12月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。
危機管理文化厚生委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしておりますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしておりますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしておりますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしております。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしております。

〔委員会報告書、令和5年度高知県歳入歳出決算審査報告書、令和5年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末217、219、228、266、234ページに掲載〕



会議録署名議員の指名

○議長（加藤漠君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3名にお願いいたします。

11番 下村 勝幸 議員
14番 横山 文人 議員
33番 細木 良 議員



会期の決定

○議長（加藤漠君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月20日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。
よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしております。

〔提出書 巻末236ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」から第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」まで、以上28件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員各位の御出席をいただき、令和6年12月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位及び県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えます。

昨年12月に再び知事として県政のかじ取り役を担わせていただいてから、はや1年が経過しました。この間、共感と前進を県政運営の基本姿勢として、県民の皆さんとの対話を重ね、県政に対する共感を得ながら、課題の解決に向けて一歩でも二歩でも前進するよう取り組んできました。

その結果、本年度の移住者数は過去最多となった昨年度を大きく上回る水準で推移し、また防災関連産業の売上額は3年連続で100億円の大台を超え、好調を維持しています。加えて、7月には関西戦略の拠点となるアンテナショップ、とさとさがオープンしたほか、四国8の字ネットワークは県内全線で事業化が決定するなど、県民の皆さんに実感していただける成果が着々と現れてきています。今後もこうした成果を一層積み重ねていかなければなりません。

一方で、若年層の県外への転出超過は依然として続いており、早期にその傾向に歯止めをかける必要があります。また、南海トラフ地震の切迫度がますます高まる中、その事前の備えが急務です。こうした県政課題の解決を図るためには、新たな時代の潮流を先取りし、関連施策を絶えず磨き上げていくことが欠かせません。加えて、積極的な政策提言を通じて国を動かし、我が国全体の社会経済構造の転換を図る中で、本県の県勢浮揚の後押しを得ることも重要です。

今後も、成果にこだわりながら、着実に県政を前に進め、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知

という目指すべき3つの高知県像を実現できるよう全力を尽くします。

10月に行われた衆議院議員総選挙を受け、先月、第2次石破内閣が発足しました。石破総理は、日本全体の活力を取り戻すため、地方創生の再起動、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行、全世代型社会保障の構築という3つの取組を強力に進めるとの意向を表明されています。

現在、我が国には、東京一極集中の是正を含む人口減少対策や、能登半島地震の教訓を踏まえた国土強靱化などの課題が山積しています。総理には、こうした課題の解決に向け、地方の声にも丁寧に耳を傾けながら、強いリーダーシップの下で国政をしっかりと前に進めていただきたいと考えます。

あわせて、一連の政治資金問題で積み残された政策活動費の取扱いなどについては、各党、各会派が誠実に協議を重ねた上で、早期に解決の道筋を示し、国民の政治に対する信頼回復に努めることが何より重要だと考えます。

先月下旬には、国において新たな経済対策と、その裏づけとなる補正予算案が閣議決定されました。この中で、低所得者世帯向けの給付や、電気代、ガソリン代に対する補助などの物価高騰対策に加え、地方創生の取組を支援する交付金の創設や、5か年加速化対策に基づくインフラ整備といった施策が盛り込まれました。

このように、今回の経済対策には本県がこれまで国に求めてきた施策が数多く反映されています。国の補正予算を最大限活用し、物価高騰による影響の緩和を図ると同時に、経済の活性化や南海トラフ地震対策などの取組をさらに加速したいと考えます。

また、いわゆる103万円の壁については、来年度の税制改正の中で議論し、引き上げる方針が示されました。このことは、特に若い世代の所

得を増やすという点では意義があるものと考えますが、引上げの仕方によっては国や地方の大きな減収につながり、我々地方の財政運営に支障を来しかねません。国が行う経済政策のために地方がその負担を背負うようなことがないように、全国知事会とも連携して国に強く働きかけていきます。

本県の将来を左右する人口減少問題への対応については、元気な未来創造戦略に基づき、令和9年度までに若年人口の減少数をゼロにするとの目標の達成に向け、各分野の取組を進めています。

このうち、若者や女性をターゲットとした移住促進については、今月中旬に首都圏で開催するイベントを皮切りにプロモーションを展開します。この中で、県内で自分らしく活躍する若者の姿や、多様な価値観を家族のように受け入れる高知を広く発信すると同時に、デジタルマーケティングを活用して県外在住の若者や女性にきめ細かく届けます。

また、男女が分担して家事や育児を行う共働き・共育での推進については、これまでに行政や産業界をはじめ県内28団体のトップの方に御賛同をいただくなど、県民運動として広がりを見せつつあります。

しかしながら、若年人口や出生数は中山間地域を中心になお減少傾向が続いています。この傾向を早期に食い止めるため、若者や女性に選ばれる高知の実現に向けて、来年度は大きく4つの方向性で施策を強化します。

1つ目は、若者の所得向上です。若者の県内定着を図ると同時に、結婚や出産の希望をかなえるという観点から、非正規雇用労働者の正規化や、企業の生産性の向上など、所得の引上げに向けた取組を一層強化します。

2つ目は、移住・定住対策の充実です。近年の移住促進の取組により、移住者数は年々増加

する一方で、転出者数も増加しており、社会増減を改善させるまでには至っていません。このため、転職に伴う県外流出の抑制や、地域への理解と愛着を深めるキャリア教育の推進に取り組むなど、若者をターゲットとした定住対策を強化します。

3つ目は、多様な出会いの機会の拡充です。出生数に影響を与える婚姻数の増加に向けて、若者や女性の御意見も踏まえ、婚活イベントのほか、結婚を前提としない交流機会をさらに充実させます。

4つ目は、共働き・共育での推進です。その原動力となる男性の育休取得を促進するため、職場や地域の意識改革に向けた周知・啓発や、事業者が行う両親学級の開催支援などを通じて、県民運動のさらなる拡大を図ります。

加えて、こうした一連の対策の実効性をより高めるため、本年度創設した人口減少対策総合交付金の充実を図り、市町村の実情に応じた施策をしっかりと後押しします。

現在、県内ではあらゆる産業分野で担い手不足が深刻化しており、医療や福祉、交通といった公共的な分野でさえ、効率化、集約化を進めざるを得ない状況にあります。全国的に見ても、こうした人手不足は財やサービスの供給への制約要因となり、今後の経済成長に向けた隘路となっています。このため、3つの観点から我が国の社会経済構造を大胆に転換する必要があると考えます。

1つ目は、働き方について、これまでの男性中心の長時間労働に依存する構造から、労働時間の短縮などを通じて女性も活躍できる環境を整え、多様な担い手が雇用を支える社会へと変えていく必要があります。

2つ目は、経済運営の面でも、組織が一枚岩となってコストカットを目指す経済から、多様性を尊重し、新たな商品やサービスを生み出す

高付加価値型の経済に移行していかなければなりません。

3つ目は、国土政策として、企業や大学などの大都市機能の地方分散を進めることが不可欠です。これを通じて、大都市部で生活の質を犠牲にし、仕事優先、消耗型の暮らしを強いられている住民に対し、自然豊かな地方部において、ゆとりを持って仕事と生活を両立できる創造的な選択肢を提供することが可能となります。

国政において、これら3つの方向転換を一体的に進めることが、石破総理の掲げる、日本創生の実現に資するものと考えます。こうした新たな経済社会の実現を目指して、全国知事会や思いを同じくする自治体と共に国に粘り強く提言していきます。

次に、目指すべき3つの高知県像のうち、まず、いきいきと仕事ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

足元の県経済は、個人消費が堅調に推移し、雇用者所得も着実に増加するなど緩やかに持ち直しているものの、物価高騰の長期化や人手不足の深刻化による影響が幅広い分野に及んでおり、先行きは不透明です。

こうした状況を脱し、県経済の持続的な成長を成し遂げていくためには、第5期産業振興計画に掲げる地産外商とイノベーションの2つの柱の下、各分野の取組を強化する必要があります。

地産外商については、関西圏アンテナショップも活用した県産品の販売拡大と観光誘客に加え、新たな海外市場への展開など輸出振興の取組をさらに進めます。そして、こうした外商を拡大していくためにも、農業分野におけるユズの有機農法への転換や、林業分野における大径材の加工体制づくりといった地産強化の取組を一層推進します。

イノベーションについては、生産性の向上や

省エネルギー化などを通じて各分野のさらなる構造転換を図り、賃金引上げと円滑な価格転嫁の好循環を生み出す環境をつくります。加えて、本県の柱となり得る新たな産業の創出に向けて、ヘルスケアイノベーションプロジェクトやアニメプロジェクトなどを推進します。

関西圏との経済連携については、アンテナショップ、とさとさのオープンから4か月余りが経過しました。この間、著名人を起用したPR動画の配信開始に当たって大阪市内でイベントを実施したほか、市町村と共に物産展を開催するなど、様々な工夫を重ねてきました。こうした取組により、来店者はこれまでに90万人を超え、売上は1億2,000万円に上るなど、当初の計画を大きく上回っています。

今後は、大阪・関西万博の開催という絶好の機会を生かすべく、アンテナショップを最大限活用し、本県の魅力を国内外に向けて強力に発信すると同時に、県産品の外商や観光客の誘致の取組を一層強化します。

人口減少に伴う国内市場の縮小が避けられない中、県経済を今後も発展させていくためには、海外市場に積極的に打って出る必要があります。

食品分野では、先月、県内で加工された土佐あかうしを初めてタイに輸出するなど輸出品目の拡大を進めており、また中東からのバイヤーの招聘やインドでの商談会の開催を通じて新市場の開拓にも取り組んでいます。

ものづくり分野では、10月にフィリピンで防災やインフラ技術に関するセミナーを開催し、多くの政府機関や商社に県内企業の製品や技術をPRするなど、販路拡大に向けた取組を進めています。

今後も、新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こしや商品づくりなどを推進し、さらなる輸出拡大につなげます。

観光分野について、主要観光施設の利用者数

や旅館・ホテルの宿泊者数は、らんまんの放送による観光客増の反動はあるものの、どっぷり高知旅キャンペーンの展開もあり、大きく落ち込むことなく推移しています。

来年春からのあんぱんの放送を生かした取組については、物部川流域における地域博覧会の開催に向けて、関連施設のリニューアルや2月のイベントの準備などが最終段階を迎えています。今後は、あんぱんとキャンペーンを連動させたPRを実施するほか、滞在型の旅行商品づくりや中山間地域における受入れ体制の整備を進めるなど、県内全域に経済効果が波及するよう取り組みます。

インバウンド観光について、台湾からの定期チャーター便の搭乗率やクルーズ客船の寄港回数は好調な状況が続いています。全国的に外国人観光客が増加傾向にある中、より多くの方々に本県を訪れていただきたいと考えます。このため、外国人を対象とする旅行商品の磨き上げを行うほか、キャッシュレス決済のさらなる普及に取り組むなど、観光誘客と消費拡大に向けた施策の充実を図ります。

本年躍進を遂げたJFLの高知ユナイテッドSCは、明日、J3への昇格をかけて入替え戦の第2戦に臨みます。本県初となるJリーグチームの誕生により、スポーツの振興や観光客の増加など、様々な効果が期待されます。悲願のJリーグ昇格に向けて、ぜひ勝利を上げていただきたいと思えます。

デジタル化については、産業振興センターによる伴走支援やデジタル技術の導入に対する補助制度などを通じて、多くの事業者をサポートしてきました。先日、このうちの1社を訪問したところ、システムの導入により各部門が工程管理の状況を共有できるようになったことで、社内のコミュニケーションが活発化し、結果として会社全体の業績も上がってきたとお聞きし

ました。この取組は、デジタル技術の活用により生産性が向上し、経営改善につながった好事例であり、こうした事例の横展開などを通じて事業者のデジタル化の裾野をさらに広げます。

また、農業分野ではIOPクラウド、SAWACHIの活用を花卉や果樹にも拡大するほか、水産業分野ではメジカの漁場予測システムの実装に取り組みます。こうした各分野のデジタル化を加速することで、事業者の稼ぐ力を高めると同時に、若者にとって魅力的な職場づくりにつなげます。

グリーン化については、豊かな自然資源を生かした森林吸収源対策として、再造林を推進しています。このうち、仁淀川町においては、再造林を後押しするための基金を設置し、官民が一体となって取り組んでいます。県としても、引き続きこの取組を支援することに加え、来年度からは県内全域への拡大を図ります。さらには、皆伐と再造林の一体的な実施などを通じて効率的な森林経営を促すことで、経済と環境の好循環の創出を目指します。

次に、いきいきと生活ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

日本一の健康長寿県づくりについては、第5期構想に基づき、県民の健康意識の向上や在宅療養体制の充実、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援などに取り組んでいます。しかしながら、依然として中山間地域の医療・福祉・介護サービス基盤は脆弱であり、担い手不足が深刻化しています。加えて、壮年期男性の死亡率の高止まりや、独り暮らしの高齢者の増加といった課題も浮き彫りとなっています。こうした状況も踏まえ、来年度は各分野での取組を強化します。

このうち、地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化では、中山間地域におけるオンライン診療を一

層推進するほか、看護師や介護職員の人材確保などに取り組みます。

とりわけ、訪問介護サービスの確保に向けては、10月に開設したこうち介護生産性向上総合支援センターにおいて、介護報酬に係る加算取得も含め、事業者に対するきめ細かな支援を行っています。また、先月には、中山間地域の実情を反映した介護報酬体系とするよう国に対して提言を行いました。今後もこうした取組をしっかりと進め、必要なサービスの確保を図ります。

次に、こどもまんなか社会の実現では、不妊治療への支援や、子供の医療相談対応の充実を図るなど、安心して妊娠・出産・子育てができる体制を強化します。

このうち、周産期医療体制の確保については、先日の有識者会議において承認された方針に基づき、関係機関と共に、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

具体的には、令和9年度までのおおむね3年間の取組として、高知医療センターと高知大学医学部附属病院の2つの医療機関が、県内のハイリスク分娩をカバーする体制を確保します。あわせて、中央、安芸、幡多の3つの保健医療圏において、助産師が中心となった院内助産システムの構築などを進めることで、ローリスク分娩に対応する体制を整えます。加えて、無痛分娩の導入やオンライン医療相談の充実を図ります。その際には、中央圏域において、今後の出生数や医療従事者数の動向に応じ、分娩施設の集約化についても必要な検討を進め、中長期的には、大規模分娩施設の整備などを含め、さらなる展開も視野に入れて取り組みます。

教育の充実については、第3期教育大綱に基づき、子供たちの将来を見通した学びの展開を図ると同時に、多様性、包摂性を尊重する教育の推進に取り組んでいます。

学力向上については、これまでの取組によっ

て全国学力・学習状況調査の結果は一定程度改善してきたものの、中学校ではいまだ全国平均を下回り、小学校では算数が昨年度に比べて大きく低下している状況です。このため、1人1台端末を活用した授業づくりに関する研修体系の充実や、デジタルドリルなどを用いた家庭学習のさらなる促進を図ります。あわせて、子供たちが県内の産業や企業を知り、学ぶ機会を拡充するなど、キャリア教育の取組を強化します。

不登校については、未然防止や早期把握、早期支援の取組が進んだことで、小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は2年連続で全国平均を下回りましたが、依然として不登校者数は増加傾向にあります。このため、校内サポートルーム設置校の拡大や、学びの多様な学校を設置する市町村への支援をはじめ、関連施策のさらなる充実を図ります。

加えて、県内の生徒数の減少が進む中、子供たちの教育機会の確保と地域の活力維持を図るため、高等学校の魅力化に向けた取組をより強化しなければなりません。

来年度からの次期県立高等学校再編振興計画では、生徒数の現状を踏まえて入学定員の見直しを行う一方で、地域と連携した学校の魅力づくりや、県内外からの生徒の確保といった取組を充実させたいと考えます。今後、学校関係者をはじめ、広く県民の皆さんから御意見をいただいた上で、年度内に次期計画を策定します。

次に、安全・安心な高知に向けた取組について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、第5期行動計画に基づき、県内の想定死者数を限りなくゼロに近づけるべく、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるの3つの観点から総合的に対策を進めてきました。

その結果、命を守る対策では、住宅の耐震化率が昨年度末時点で90%近くに上り、津波避難

タワーは目標に掲げる126基の整備が完了しました。命をつなぐ対策では、発災時の支援の受入れに必要な受援計画について、県における医療従事者搬送計画など40業務の策定と、市町村における応急給水計画など14業務の策定が年度内に完了する予定です。生活を立ち上げる対策では、市町村の事前復興まちづくり計画について、沿岸全19市町村で策定を進めており、このうち10市町では検討組織を立ち上げ、地域の再建後の姿について議論を深めています。

一方で、津波からの早期避難意識率は近年70%前後と伸び悩んでおり、本年度に想定死者数を約4,300人に半減させるという目標の達成は困難と見込まれます。また、能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報からの新たな教訓も生かして、一連の対策をバージョンアップする必要があります。

こうした成果や課題を踏まえ、来年度からスタートする第6期行動計画では、4つの観点で事前の備えを強化します。

第1に、自助や共助の取組の強化です。自助については、津波からの早期避難をはじめ、住宅の耐震化や室内の安全対策などの啓発を強化します。また、共助については、自主防災組織の活動や定期的な防災訓練への支援を通じて、地域の防災力をより高めます。加えて、南海トラフ地震臨時情報については、巨大地震警戒の発表時に県民の皆さんが落ち着いて適切に行動できるよう周知・啓発を図ります。

第2に、避難環境の整備の強化です。能登半島地震では避難生活による災害関連死が相次いで発生したことも踏まえ、避難所におけるトイレやベッド、冷暖房などの整備を促進します。

第3に、復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化です。事前復興まちづくり計画の策定については、支援対象を中山間地域の市町村に拡大するに当たり、計画の策定指針を新たに作成

するなど、支援策の充実を図ります。

第4に、災害に強いインフラ整備の加速です。地震による被害を最小限に抑え、復旧・復興活動を円滑に進めるべく、国の補正予算も活用して、道路網の整備や上下水道施設の耐震化などをさらに加速します。このうち、災害時の救援活動や物資輸送の大動脈となる四国8の字ネットワークについては、来年2月8日に北川道路の和田トンネルを含む一部区間が開通する予定です。今後も関係団体と連携し、国に対して早期整備に向けた働きかけを行います。

次期行動計画の策定に向けては、以上4つの観点を踏まえ、PDCAサイクルを徹底し、具体的な目標と対策をしっかりと位置づけます。その上で、新たな計画に基づく取組を全力で進めます。

人口減少が進行する中であっても、県民の皆さんの生命と財産を守るため、必要な消防力を将来にわたって確保しなければなりません。

このため、先月末には、これまでの各消防本部との議論を基に、県として最も望ましいと考える消防広域化の姿を示す基本構想の骨子案を作成し、公表しました。今後は、パブリックコメントの結果なども踏まえ、年度内に基本構想を確定した上で県の試案としてお示しし、市町村及び消防関係者に対して検討を呼びかけます。来年度には、有識者などを交えた検討組織を設け、関係者から丁寧に御意見を伺いながら、具体化に向けた議論を進めたいと考えます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和6年度高知県一般会計補正予算など3件です。このうち、一般会計補正予算については、高知新港での客船受入れに必要な経費など、総額4億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額38億円余りの債務負担行為の追加及び変更を含む補正予算案を提出してい

ます。

条例議案は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案など12件です。

その他の議案は、令和7年度当せん金付証券の発売総額に関する議案など13件であります。

なお、国の経済対策や給与改定への対応に必要な補正予算案については、追って提出させていただく予定です。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



決算特別委員長報告

○議長（加藤渚君） 日程第4、372第26号「令和5年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」及び同第27号「令和5年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」並びに372報第1号「令和5年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第23号「令和5年度高知県病院事業会計決算」まで、以上25件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。

三石文隆決算特別委員長。

（決算特別委員長三石文隆君登壇）

○決算特別委員長（三石文隆君） 令和6年9月県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました令和5年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、並びに令和5年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、令和5年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、

予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております令和5年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取組は一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算及び国民健康保険事業特別会計決算については賛成多数をもって、その他の特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めます。

なお、令和5年度主要な施策の成果の概要について、記載事項に一部誤りが見られ、知事から訂正願が提出されました。今後はこのようなことがないように、資料の提出に当たっては、十分精査することを強く求めます。

最初に、行財政運営等についてであります。

令和5年度は、県勢浮揚に向けて、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などによる社会経済情勢の大きな変化の波に対応しながら、デジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から施策を強化するとともに、県民の安全・安心の確保と地域経済の発展に資する観点からインフ

ラ整備を加速させて取り組んでおります。

決算状況については、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症に対応する補助金等の減などにより、歳入においては前年度比2.5%、歳出においては同2.0%減少しております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度から悪化しており、引き続き必要な財源の確保に向けて国に対し強く働きかけるとともに、持続可能な財政基盤の確立を図り、財政の健全化に努める必要があります。

歳出については、効率的で適正な予算の執行に努め、全体の執行率は全国の傾向と大きな差異はありませんが、事業によっては多額の不用が生じておりますことから、事業の必要性や事業効果等を見極めた適切な予算見積りを行うとともに、計画的な執行や管理を徹底していくよう求めます。

県政の広報については、県公式SNSアカウントの分析等を行い、効果的な情報発信のためのマニュアルの作成や職員研修に取り組んでおります。引き続き、他県の状況なども参考にしながら、魅力的で効果的な広報に取り組むよう望みます。

次に、南海トラフ地震対策等についてであります。

高知県防災アプリについては、ハザードマップの閲覧や地震速報の入手に加え、世代に合わせた表示や多言語に対応しているなどの利便性から、ダウンロード数は順調に推移しております。災害から身を守るために、さらなる利用者の増加に向けて、より効果的な周知・広報活動に取り組むことを望みます。

市町村が実施する避難行動要支援者の個別避難計画の作成や訓練実施等への支援については、災害に対する備えとして重要な取組であり、市町村の要望に基づき予算を計上していますが、十分に活用されておられません。については、市町

村に対して技術的な助言やサポートを行いながら、適切な事業執行に努めるよう求めます。

災害対応用木材管理については、南海トラフ地震等の災害が発生した場合に、短期間で木造応急仮設住宅の建設ができるように備蓄している製材品を管理しておりますが、住宅市場がやや停滞していることもあり、備蓄材の入替えが十分に行われておりません。については、発災時に使用できるよう備蓄材の品質確認や入替えを適切に行うことを望みます。

次に、保健・福祉・医療対策等についてであります。

高知家健康パスポート事業については、これまでの取組に加え、パスポートアプリの事業所版や市町村版の機能を追加した結果、目標を上回るダウンロード数となるなど、健康づくりの促進が図られております。今後も、関係企業や市町村との連携を強化しながら、バージョンアップも図り、より一層この取組が進むよう望みます。

フードバンク活動への支援については、フードパントリーの取組を拡大するため、国の交付金を活用し、新たにフードパントリーを実施するフードバンク実施団体や民間企業等を支援する仕組みを創設しましたが、補助対象となる団体の体制などに課題もあり、十分に活用されておられません。については、あらかじめ補助対象となる団体の体制を確認するなど適切にニーズを把握するよう求めます。

次に、地域の振興等についてであります。

地域おこし協力隊については、人材確保に取り組んだ結果、令和5年度には過去最高の284名と、総数で全国6位、人口当たりで全国1位となり、活動中や活動終了後の定着支援にも取り組み、定着率も改善してきております。引き続き、人口減少対策としても、さらに定着率や定住率が向上するよう取り組むことを望みます。

地域の公共交通の維持については、路線バスの運転士確保対策として就職相談会への出展や移住希望者へのサポートなどに支援をしていますが、依然として人材不足の状況であります。については、継続的な支援と併せて、地域の公共交通の今後の在り方について抜本的な検討を進めていくよう望みます。

持続可能な子どものスポーツ推進事業については、子供のスポーツ環境づくりを推進する市町村を支援しており、あわせて複数市町村による広域連携での取組の支援や、地域ニーズの調査結果の情報提供などにも取り組んでいます。十分に活用されていません。については、中山間地域など子供の少ない地域においてもスポーツができる環境をつくるため、市町村に対するきめ細かな支援を実施するよう求めます。

次に、商工業の振興等についてであります。

食品加工施設等整備促進事業費補助金については、県内で食品を製造する事業者による輸出拡大に向け、品質や衛生管理の向上、生産体制の強化に必要な支援が行われていますが、県産品の使用に関する要件等が厳しく、十分に活用されていません。については、事業者が利用しやすい制度となるよう、補助要件の見直しを行うなど、事業者の実情に沿った取組を進めることを求めます。

現在、あらゆる産業分野で人手不足が深刻化しており、外国人材は各産業の維持・発展を支える貴重な人材となっている中、令和9年度までに、本人の意向により転籍が可能となる育成就労制度が施行されます。については、都市部に比べて相対的に賃金水準の低い本県が外国人材から選ばれるために、日本語習得の支援や生活相談の対応など、関係部局と連携し、定着促進に向けた環境づくりに取り組むよう望みます。

中山間地域などの小規模事業者のデジタル化については、デジタル技術を活用した生産性や

付加価値の向上に加え、若い世代の人材確保、職場の魅力を高める点においても重要な取組ですが、アンケート調査では、県内の小規模事業者の約半数が、デジタル化は必要ないと回答しております。については、事業者の理解を深めるために、引き続き経営指導員のスキルアップや事業者への支援に粘り強く取り組むとともに、商工会や商工会議所に加入していない事業者に対しても普及啓発を強化するよう望みます。

姉妹港交流促進事業は、I N A Pの会員港のいずれかの港で毎年総会を行うとともに、広く港湾・海運・貿易関係者に参加を呼びかけ、シンポジウムを開催し、港湾の振興等に関する情報交換を行うなど、会員港との友好交流を深めております。については、I N A Pの目的である港間の交流において、防災関連の技術交流など本県の強みを生かした貿易の振興を目指して取組を進めることを望みます。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

データ駆動型農業については、I o Pクラウド、SAWACHIを中心にデータの蓄積が進み、野菜主要7品目の収量増加といった成果も見られますが、近年は異常気象が続いていることから、暑さによる品質の悪化などが懸念されます。については、異常気象が常態化する中でも持続可能な農業に向けて、遮熱フィルムの効果検証や品種動向の情報収集など、高温対策に取り組むことを求めます。

高知県1漁協構想については、合併の母体となる高知県漁協が連年の赤字決算となったため、令和2年度から高知県1漁協構想推進委員会の開催を休止していましたが、高知県漁協の決算が黒字に転じてきたことから、令和6年度に再開することとなりました。については、各漁協職員の高齢化が進み人材確保も難しい中、何としても本県の漁業を維持するためにも、各漁協が

前向きになれる構想が議論されることを求めます。

最後に、教育についてであります。

教員の人材育成については、教員確保対策や若年教員の指導体制の整備、チーム学校の取組などを実施していますが、ベテラン教員の不足など様々な課題があり、教員の質の低下が懸念されます。ついては、危機感を持って、現状の課題を分析し、教員の確保と資質向上、働き続けられる体制づくりを進めることを求めます。

遠隔教育については、小規模校等における多様な生徒の進路希望の実現のために学習環境を整備していますが、教育センターでの配信スタジオの不足が想定されるなどの課題があります。ついては、中山間地域の高等学校の魅力化にもつながることから、引き続き遠隔教育の一層の充実に取り組むよう望みます。

運動部活動については、質の向上と教員の多忙化の解消を図るために、公立中学校への運動部活動指導員の配置に取り組んでおり、令和5年度は16市町村、68名の配置を支援していますが、未配置の市町村も多くあります。ついては、地域で部活動を指導できる人材の確保においては、関係機関と連携、情報共有をするなどして適切に配置できるよう市町村への支援を望みます。

学校ネットパトロールについては、インターネット上の不適切な書き込み等の検索・監視等業務を委託しており、公立学校を対象に、学校種により年3回以上または6回以上実施しております。インターネット上の課題は多岐にわたることから、検索・監視等業務の強化について検討するよう望みます。令和5年度一般・特別会計決算については以上であります。

次に、令和5年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料

及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております令和5年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。

なお、事業の執行については不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、事業の執行に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、流域下水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損失が532万円余となっており、赤字額は前年度に比べ3,320万円余減少しております。これは、管理運営負担金の増加により、営業収益が増加したことによるものであります。

当年度は純損失となりましたが、前年度の未処分利益剰余金4,340万円余を繰り越しており、営業費用も流域3市の負担金で賄われる収支構造となっていることから、経営の健全性は確保されております。引き続き、安定的かつ計画的な経営に取り組み、さらなる経営の効率化に努めるよう望みます。

次に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が4億2,965万円余となっており、前年度に比べて1億3,623万円余増加しております。これは、上半期の降雨量が平年に比べて多く、供給電力量が前年度を上回り、水力発電料が増加したことや、水力発電施設の修繕などにより前年度一時的に増加していた営業費用が減少したことによるものであります。

再生可能エネルギーの取組については、海洋温度差発電の可能性調査を実施しましたが、発電事業としては成立しないとの調査結果となっております。今後も情報収集を行い、様々な視点で新たな可能性について調査検討していくことを望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が2,791万円余となっており、前年度に比べて2,111万円余減少しております。

鏡川工業用水道については、管路の維持管理及び給水料金改定に関する中長期計画を策定し、令和5年度に改定した経営戦略に反映させて、取組を進めております。今後も適切な維持管理に努めるとともに、管路の老朽化対策については、令和6年度実施の劣化診断結果を基に対応を進めていくよう望みます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損失が3億5,478万円余となっており、その結果、累積欠損金は129億3,560万円となっております。経常損益は2億6,512万円余の赤字となっており、黒字であった前年度に比べ4億8,362万円減少しております。これは、あき総合病院、幡多けんみん病院ともに、診療単価の上昇などにより医業収益が増加した一方で、医業費用が増加したこと、また新型コロナウイルス感染症対策事業費補助

金の減少により医業外収益が減少したことによるものであります。

医療人材の安定確保については、地域に必要な医療を安定して提供するために大変重要であることから、引き続き医師や助産師などの医療スタッフの確保に努めるよう望みます。令和5年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。



討 論

○議長（加藤 漠君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤 漠君） 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

○33番（細木良君） 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました372報第1号「令和5年度高知県一般会計歳入歳出決算」及び372報第9号「令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」について、認定に反対の立場から討論を行います。

私たち日本共産党は、決算審議に当たって予算や事業が適正に執行されているかどうかとともに、この1年間の議会論戦や知事の政治姿勢についても併せて分析し、評価についての検討を行ってきました。

第1は、産業振興施策の問題です。関西圏と

の連携、大阪・関西万博への対応について。私たちは、軟弱地盤でメタンガスが排出するなど安全性が懸念される夢洲での万博開催に反対してきましたが、この万博を本県の売り込みに使っています。しかし、間もなく1年となり、いまだ大変な状況である能登の災害復興や復旧にこそ協力、支援すべきだと考えています。

また、本県の経済収支を見た場合、全体として赤字ですが、産業別収支の割合を見ると、電気、ガスなどエネルギー分野が大きな赤字となっています。私たちの試算では、電気・ガス・重油代など約1,300億円が県外に流出しています。この額は、県内の1次産業の総生産額を大きく上回る規模です。このエネルギー分野の収支の赤字を少なくすることが、本県の経済にとっての課題です。しかし、決算を見ると、エネルギーの県外依存を転換する姿勢がほとんど見られません。この施策を見直すことが、県経済の底上げにも、気候危機を打開するという将来世代への責任を果たすことにも貢献します。

第2は、デジタル化におけるマイナンバーカードへの偏重の問題です。デジタル化が社会の機能を向上させる面があることは理解できます。中山間地域の医療提供体制の確保などは重要な取組です。しかし、デジタル化の強引な活用は、県民の利益に反することになる場合があります。使途が法的に制限されているマイナンバー自体と異なり、マイナンバーカードの使途は法改正の必要がなく拡大でき、マイナポータルを通じて膨大な個人情報をひもづけ、集積し、民間も含めた活用がなされようとしています。これらは、プロファイリングによる格付や監視社会へ結びつく危険があります。

こうした国の動きに追随し、公共交通や医療情報提供にマイナカードを使用する予算が執行されています。さきに指摘したマイナカードの本質的危険に加えて、任意取得のカードを行政

がデジタル化施策に組み込むことは、全住民に提供されるべき行政サービスの公平性を阻害することになります。国のデジタル化施策に無批判に追随することは容認できません。

第3は、教育行政についてです。35人学級の前進など、この間の努力は評価しますが、教員の長時間過密労働の中で、教員不足が続いており、学校現場は深刻な事態となっています。そのため、私たちは教員免許を持ちながら教壇に立っていない教員が全国比でも異常な多さとなっている事態の改善、具体的には充て指導主事を学校現場に配置することを求めてきました。

教員を目指す方が、教員になりたいと思える高知県にするため、臨時教員の現場経験を重視する採用審査への抜本的改革や、ブラックとも言える学校現場の働き方改革も必要です。教員が忙しさに追われる状況は、不登校やいじめ、非行の増加など、子供へのしわ寄せとなっています。

教員不足の解消、教員採用審査の改善、教員の働き方の改善に本腰を入れて取り組むとともに、教育費負担の軽減を進め、子供一人一人が尊重される教育行政の充実を強く求めるものです。

また、児童生徒と教員に大きな負担となり、競争教育を助長させている県版学力テストは、3,400万円余りの費用をかけ毎年実施しています。子供と向き合う時間を確保するためと、賢明な判断で中止した県がある中、漫然と実施しています。県版学力テストは中止するべきです。

第4は、子育て支援について。全国で一番少子化が進んでいるのに、県の子供の医療費助成は1歳未満までと全国最低レベルのままです。市町村が取り組む施策の拡充につながる、県の子供医療費助成の充実が必要です。

第5は、特定利用港湾についての知事の政治姿勢です。自衛隊等が平時から民間空港・港湾

を整備活用するもので、知事は県民の不安を無視し、高知港、須崎港、宿毛湾港の選定への同意を強行しました。国が公開したQ&Aでは、訓練だけではなく、武器・弾薬に輸送、部隊の展開に港を使うと明記しているように、港が軍事利用され、将来的に米軍との共同訓練が想定されるものです。県民に対する説明会を一度も開かない姿勢は許し難く、知事のモットーである共感の県政と真逆のものです。1997年の県議会で決議をされた、高知県の港湾における非核平和利用に関する決議にも反するもので、同意撤回を求めるものです。今後、政府から出される要請などは、逐一県民に明らかにすることを強く求めるものです。

第6は、土佐市の産業廃棄物中間処理場問題です。当該事業者に対し県は、新事業チャレンジ支援事業費補助金2,500万円を支出しました。県の産業廃棄物処理指導要綱では、小型炉であっても自家処理ではなく業として運用するならば、県との事前協議、住民への事前説明が必要です。住民への事前説明がなく、住民合意がないままの補助金支出は問題であることを指摘しておきます。

次に、372報第9号についてです。高い国保料・税が被保険者の大きな負担となっています。今の国保料値上げの背景には、政府が2018年度に国保の都道府県化を強行したことにあります。市町村が単独で運営してきた国保財政を都道府県と市町村との共同運営に変え、都道府県が値上げの旗振りをしていく仕組みにしたためです。

それまでは、国保料の負担抑制のため、多くの市町村が独自に一般会計から国保財政への繰入れをするなど、財政措置をしてきました。しかし、政府は都道府県を通じてこうした独自措置を打ち切るよう圧力をかけてきました。これが国保料の値上げをもたらしています。

国保料の値上げは、自営業者やフリーランス、

年金生活者、非正規労働者など、国保に加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ子育てに逆行します。子供が多いと、均等割で国保料が高くなるため、子育て支援として均等割の負担軽減を図る自治体が増えています。

そもそも国保は、他の制度と比べ被保険者の年齢が高く、医療水準が高い一方、低所得者や無職者の被保険者が多く、所得に占める保険料負担が重いという構造的な問題を抱えています。この構造をそのままにして、住民と自治体に負担を押しつけるというのが広域化の本質です。

県は、令和8年度までに赤字補填目的の一般会計からの繰入れを解消するよう市町村に依頼していますが、保険料のさらなる引上げにつながることを懸念されます。

高い国保料・税の根本には、この30年間、国が国保に使うお金を減らし続けてきたことがあります。国保の広域化が加入者を困難に陥らせないよう、国に対して国保への財政支出を求める必要があります。

以上をもって、372報第1号及び同報第9号への反対討論といたします。御賛同よろしく願います。(拍手)

○議長（加藤 漢君） 13番土居央議員。

(13番土居央君登壇)

○13番（土居央君） 私は、自由民主党会派を代表いたしまして、372報第1号「令和5年度高知県一般会計歳入歳出決算」及び372報第9号「令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」の認定について、賛成の立場から討論を行います。

まずは、一般会計歳入歳出決算についてであります。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、長らく続いていたコロナ禍への対応が大きな転換点を迎え、社会経済活動の正常化に向けた動きが進みました。本県においても、連続テレビ小説らんまん

の放送や、台湾からの定期チャーター便の就航も追い風となり、県経済の本格的な回復に向けて明るい兆しが見え始めた一方、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した原油・物価高騰が長期化し、県内においても県民生活や事業活動に影響を与え続けた1年となりました。

こうした中、令和5年度予算では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に的確に対応するとともに、デジタル化、グリーン化、グローバル化を一層進める観点から、各分野の施策を強化し、また防災・減災対策をはじめとするインフラ整備の加速化を図る一方で、将来にわたる財政の持続可能性の確保に向け、歳入面では、国の有利な財源も最大限活用して一般財源の負担軽減を図りつつ、歳出面ではスクラップ・アンド・ビルドを推進するなど、財政健全化に向けた努力も感じられるものでした。

このように様々な工夫を凝らして予算を編成したことに加え、その後の補正予算についても、国の総合経済対策も活用し、物価高騰対策や南海トラフ地震対策をはじめとする県政課題に的確に対応されたことは評価されるべきと考えます。

こうした予算を受け実施された令和5年度の施策について、幾つかを端的に申し上げますと、例えば物価高騰対策では、各分野の現状を適切に把握しつつ、光熱費の支援をはじめ、足元の影響緩和に向けた対策が幅広く講じられ、また省エネルギー設備の導入や新分野への事業展開に対する支援など、中長期を見据えた対策もしつかりとなされました。このように物価高騰に的確に対応しつつも、基本施策を着実に前進させたと考えます。

経済の活性化では、らんまんの放送を生かした観光博覧会開催の効果もあり、令和5年の県外観光客入り込み数は過去最高の472万人を記録しました。また、令和5年5月に就航した台

湾からの定期チャーター便の搭乗率は好調に推移し、関西圏との経済連携については、大阪梅田のアンテナショップの開設に向けた準備を着々と進めました。こうした取組を通じ、コロナ禍の影響を受け続けてきた県経済は、本格的な回復に向けて着実に前進していると実感をしています。

教育分野では、学力向上の取組について、1人1台端末の日常的な活用が進み、個別最適な学び、協働的な学びにつながっていますし、また不登校対策についても、相談支援体制の充実や校内サポートルームの設置といった未然防止策と早期対応の取組を進めてきた結果、小中学校の不登校児童生徒数が全国的に増加傾向にある中でも、一定程度その伸びを抑えることができているものと考えます。加えて、教員業務支援員の配置や校務支援システムによる業務の効率化などにより、教職員が子供たちと向き合える環境づくりも進めてきたと考えます。

次に、保健・医療・福祉分野では、在宅医療体制の確保に向けて、ヘルスケアモビリティの活用などによるオンライン診療の導入も進みました。加えて、糖尿病性腎症対策では、透析予防強化プログラムを実施する医療機関が拡大したほか、高知型地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の整備に取り組む市町村が県内全域に広がってきたと認識をしています。

また、マイナンバーカードについても、各種行政手続のオンライン申請やコンビニでの証明書交付など幅広く活用されており、デジタル社会を支える重要な基盤となっています。今月2日からはマイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、今後も運転免許証など、活用場面がさらに広がっていきませんが、こうした中、本県においても、マイナンバーカードを活用した取組を積極的に進めるべきものと考えます。

なお、令和5年度一般会計決算を踏まえた今

後の課題も指摘しておきます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、観光振興をはじめ県の様々な施策の展開が功を奏し、県経済は回復軌道に乗りつつあります。今後、県経済が持続的な発展を遂げていくためには、施策の一層の充実強化が必要と考えます。また、能登半島地震の教訓を踏まえた南海トラフ地震対策、そして何より、本県の将来を左右する人口減少への対応など、県政課題は山積しています。その解決に向けて大きく前進することを期待します。

最後に、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い一方で、所得水準の低い方が多いという構造的な課題を抱えています。このため、国においては、国保制度の安定化を図るための制度改革を進めており、平成30年度からは県が責任主体となり、市町村はこれまでと同様、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収などを担うこととされました。この制度改正により、これまでに比べると国保財政の安定的な運営が可能となっています。

加えて、本県においては、令和4年8月、令和12年度を目標に県内の保険料水準の統一を進めていくことについて、知事と全市町村長が合意し、丁寧な議論が重ねられていると承知しています。

その過程で、医療の高度化などに伴う医療費の増加によって加入者の保険料負担が重くなることも想定されます。このため、県が保有する国民健康保険財政調整基金を活用し、加入者にとって急激な負担増とならないよう、引き続き激変緩和策を講じることは大変重要です。一方で、加入者の保険料引下げのために基金を活用すれば、基金残高に限りがある中、その反動で保険料が急激な上昇を引き起こす可能性もあり、国保事業の持続的な運営に支障を来すおそれも

あります。

今後も、国保事業の安定的な財務基盤の確保を図るとともに、加入者の保険料負担にも配慮しつつ、県内の保険料水準の統一化に向けて引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これまで述べたとおり、令和5年度一般会計歳入歳出決算及び令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、それぞれ限られた財源の中でも県民の期待や時代のニーズに応えられるよう、工夫や努力を重ねており、その内容、執行とも適正、妥当であると認められますことから、これらの認定には賛成すべきものと考えます。

同僚議員の皆様の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)



採 決

○議長(加藤漠君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、372第26号議案及び同第27号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、372報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤渚君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、372報第2号議案から同報第8号議案まで及び同報第10号議案から同報第23号議案まで、以上21件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤渚君） 全員起立であります。よって、以上21件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、372報第9号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤渚君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長（加藤渚君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。



自治功労者表彰状の伝達

○議長（加藤渚君） ただいまから自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

このたび、全国都道府県議会議長会から在職25年以上、三石文隆議員、同じく武石利彦議員、以上2名の方々が自治功労者として表彰を受けられました。

これより、受賞者を代表していただきまして、

三石文隆議員にその表彰状をお渡しいたします。

表 彰 状

三石文隆殿

あなたは高知県議会議員として在職25年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります。よってここにその功労をたたえ表彰します

令和6年10月31日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございました。（拍手）

なお、武石利彦議員に対するものも同文でありますので、御了承願います。

高いところから恐縮でございますが、一言お祝いを申し上げます。

このたび、三石文隆議員、武石利彦議員におかれましては議員在職25年以上にわたり地方自治の発展に貢献され、その御功績に対し、全国都道府県議会議長会から表彰されました。お二人の長年にわたる御功労に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお喜びを申し上げます。

どうか今後とも御自愛の上、その豊富な経験と広い見識を生かして御活躍いただき、県勢発展のために、なお一層の御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますがお祝いの言葉とさせていただきます。

このたびは誠におめでとうございました。

知事から御祝辞をいただきます。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 高いところから恐縮でございますけれども、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび、長年にわたる県議会議員としての御功績に対しまして、全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました三石文隆議員、武石利彦議員に、心からお喜びを申し上げます。

三石議員、武石議員におかれましては25年以上にわたりまして県議会議員として在職され、数々の要職を歴任されますなど地方自治と県勢の発展に努めてこられました。これまでの多大なる御尽力に深く感謝申し上げますとともに、輝かしい栄誉をたたえ、心からお喜びを申し上げます。

三石議員、武石議員が県議会議員としてこれまで活動されてきた間には、100年に一度の経済危機と言われましたリーマンショックをはじめ、東日本大震災などを契機とした災害への危機感の高まり、全世界に影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症や、今なお続くウクライナ侵攻など、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大きな変化がありました。

このような中で、常に変わらぬ高い識見と卓越した手腕で県民の皆様の厚い信頼を集めますとともに、そのお力を県政の場で発揮してこられましたことに心から敬意を表します。

今後、さらなる県勢発展に向けて、人口減少問題をはじめとする困難な県政課題に対して正面から向き合い、解決に向けて粘り強く挑戦し続けてまいります。引き続き、執行部に対しまして多方面からの御指導、そして御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

どうか今後とも十分に御自愛をされますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興と県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが私からの祝辞とさせていただきます。

誠におめでとうございました。

○議長（加藤漠君） 次に、受賞者を代表されまして、三石文隆議員から御挨拶があります。

（19番三石文隆君登壇）

○19番（三石文隆君） 受賞に際しまして一言御礼を申し上げます。

このたびは、私ども2人が全国都道府県議会議長会から永年勤続による自治功労者として表彰をいただき、誠に身に余る光栄と喜びの気持ちでいっぱいでございます。また、ただいまは議長並びに知事から、丁重な、そして過分なお褒めの言葉を頂戴いたしまして、大変恐縮をしておるところでございます。私どもがこうして自治功労者として表彰を受けられますのも、ひとえに県民の皆様をはじめ先輩・同僚議員の方々、執行部や報道関係の方々の大変温かい御指導、御支援のたまものでございまして、心から感謝を申し上げます。

本日のこの栄誉に恥じることはないよう、私ども議員は議会活動を通じて県民の皆様の声を県政に反映させるとともに、監視機能の強化や積極的な政策提言を行い、国に向け地方の状況をしっかりと届けて、地域の活性化に向けて一層の努力を重ねていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

特に、人口減少対策については、本県の産業、経済、医療、福祉、教育など、あらゆる分野に関わる最重要、喫緊の課題であり、議会と執行部が車の両輪となり、対策を強化していかなければなりません。

今後におきましても、県民一人一人が心豊かに安心して暮らし続けられるよう、県勢浮揚に向けて、微力ではありますが全力を尽くしてまいりますと存じますので、引き続き皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、心からお礼を申し上げまして、謝辞といたします。

誠にありがとうございます。（拍手）

○議長（加藤漠君） 以上をもって、自治功労者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



令和6年12月6日

○議長（加藤漠君） お諮りいたします。

明7日から10日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月11日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

12月11日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時29分散会

令和6年12月11日（水曜日） 開議第2日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 22番 大石宗君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 30番 橋本敏男君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総合企画部長 松岡孝和君
 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
 総務部長 清水敦君
 危機管理部長 三浦謙一君
 健康政策部長 中嶋真琴君
 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
 文化生活部長 池上香君
 産業振興推進部長 合田和穂君
 商工労働部長 岡田忠明君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 松村晃充君
 林業振興・環境部長 西村光寿君
 水産振興部長 濱田美和子君
 土木部長 横地和彦君
 会計管理者 田村敬子君
 公営企業局長 澤田昌宏君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会事務局長 笹岡浩君
 公安委員長 刈谷敏久君
 警察本部長 高清水善弘君
 代表監査委員 五百藏誠一君

監査委員長 岡林秀典君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 梅森実君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主幹 大川美千子君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和6年12月11日午前10時開議

追加

- 第29号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第30号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第31号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第32号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第33号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第34号 令和6年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第35号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第36号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第37号 令和6年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第38号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算

- 第39号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第40号 令和6年度高知県病院事業会計補正予算
- 第1
- 第1号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第3号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案
- 第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 令和7年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第15号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 高知県立県民体育館、高知県立武道

<p>館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 17 号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 18 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 19 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 20 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 21 号 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 22 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 23 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 24 号 高知県道路照明灯一括LED化委託業務契約の締結に関する議案</p> <p>第 25 号 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 26 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 27 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 28 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案</p> <p>第 2 一般質問 (3人)</p>	<p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（加藤 漠君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（加藤 漠君） 御報告いたします。</p> <p>第5号議案、第6号議案及び第28号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正に伴うもの、宿泊料金の高騰その他の社会経済情勢の変化並びに国の法律及び国の規則の改正の趣旨を考慮したもの及び同委員会の勧告の趣旨に沿ったもの等であり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p style="text-align: center;">〔人事委員会回答書 巻末238ページに掲載〕</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p>議案の追加上程、提出者の説明（第29号—第40号）</p> <p>○議長（加藤 漠君） 御報告いたします。</p> <p>知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。</p> <p style="text-align: center;">（書記朗読）</p> <p style="text-align: center;">〔提出書 巻末239ページに掲載〕</p> <p>○議長（加藤 漠君） お諮りいたします。</p> <p>ただいま御報告いたしました第29号「令和6年度高知県一般会計補正予算」から第40号「令和6年度高知県病院事業会計補正予算」まで、</p>
--	--

以上12件をこの際日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤渚君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第29号議案は、国の経済対策への対応などのため、総額308億円余りの歳入歳出予算の補正及び総額39億円余りの債務負担行為の追加を含む一般会計補正予算を提案するものであります。

まず、5か年加速化対策への対応として、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護をはじめとした防災・減災に資するインフラ整備を加速します。

また、物価高騰対策として、家庭用のLPガス代や県立学校などの学校給食費の負担軽減を図ります。加えて、特別高圧電力を利用する事業者の電気代や小規模な訪問介護事業者の燃料費について支援します。

このほか、人事委員会の勧告に基づく給与改定などに伴う人件費の補正を行います。

第30号議案から第40号議案までについては、各特別会計において、同勧告に基づく対応などに必要となる補正予算を提案するものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



質疑並びに一般質問

○議長(加藤渚君) ただいま議題となっている議案については、日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」から第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」まで、以上28件の議案に併せて一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番横山文人議員。

(14番横山文人君登壇)

○14番(横山文人君) おはようございます。自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、自民党会派を代表し、質問をいたします。

それではまず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

10月27日、第50回衆議院議員総選挙の投開票が執行され、我が党自由民主党は191議席を獲得し、比較第1党を維持しましたが、自民、公明両党による連立与党は215議席で、過半数を割ることとなりました。約30年ぶりの少数与党という厳しい船出となったわけではありますが、選挙戦で掲げた地方創生2.0の推進はどんなことがあろうとも前に進めていかなければならない国家の最重要課題であります。

地方創生策が始まったのは、10年前の安倍政権下です。振り返りますと、過疎地に光が当たり、移住者が増加するなど活性化の事例も多く見られた一方、人口減少や東京圏への一極集中は歯止めがかかっておりません。

石破茂首相は、地方創生2.0の推進に当たり、若者や女性に選ばれる地方を目指すことが核心とし、若者や女性の雇用、子育て環境を充実させる方針を表明しました。これはまさに本県が

総力を挙げて取り組む最重要課題であります。

そこで、このたびの衆議院議員総選挙の受け止めと、今後の政権への期待、特に地方創生2.0への御所見を知事にお伺いいたします。

先日、国において、新たな総合経済対策と、経済対策の裏づけとなる補正予算案が閣議決定され、現在国会で審議されています。国の補正予算案では、地方創生に向けた新たな交付金や物価高対策のための重点支援地方交付金に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする国土強靱化関連予算などが計上されています。

そこで、このたびの国の経済対策の受け止めに知事にお聞きいたします。

こうした国の予算を最大限活用し、人口減少対策や南海トラフ地震対策をはじめ様々な県政課題の解決につなげていただきたいと思います。

こうした中、本日追加提案のありました12月補正予算案では、5か年加速化対策などを活用したインフラ整備関連予算として、昨年度を上回る286億円が計上されました。南海トラフ地震が切迫度を増す中、知事には、よりスピード感を持って、防災・減災対策をはじめとするインフラ整備を進めていただきたいと思います。

そこで、インフラ整備などの加速化に向けた今後の取組とその意気込みについて知事にお伺いいたします。

また、このように今回の12月補正予算案ではインフラ整備関連の予算が多くを占めていますが、今後県政課題の解決に向けて国の経済対策をどのように活用していく方針か、知事にお伺いいたします。

また、税制関係では、自民、公明、国民民主の3党合意を受け、103万円の壁を2025年度税制改正で議論し、引上げを図る方針が明記されました。最大の論点は引上げ幅であります。焦点となっています178万円までの引上げとなりま

すと、それに伴う国と地方の減収は最大で7兆円から8兆円、本県では県税で90億円、市町村税で130億円と試算されております。

知事も、さきの記者会見におきまして、特に若者の手取り増や物価高騰の中でニュートラルに税制を手直ししていくことは理解できる一方、大きな財源の問題もあることから、費用対効果、政策的な効果をよく考えて議論することが大事だと述べられております。また、先月25日に開かれた全国知事会議の場では、地方の減収分は国が恒久的に補填すべきなどの発言がある中、濱田知事も、借金で埋める形にならない対策が大前提などと御発言されております。

そこで、年収の壁見直しに関する認識について知事にお聞きいたします。

知事は、2期目のスタートとなる昨年12月県議会で、私の、2期目の県政運営への決意と1年目の意気込みという問いに対し、県政の最優先かつ最重要の課題は深刻化する人口減少への対応であり、人口減少の負のスパイラルから脱却をするためには、若年人口、とりわけ若い女性の人口を増加させ、何としても持続可能な人口構造への転換を図らなければならない、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後には現在の水準まで回復をさせるということを目指して掲げ、3つの目指すべき高知県像の実現に向けて施策を総動員していくと、力強くその決意を述べられました。

また、2期目の実質的な1年目となる令和6年度においては、1期目の4年間は新型コロナウイルスへの対応とそこからの失地回復に終始せざるを得なかったという側面があった、2期目はいよいよ本来のスタートラインに立ち、新たな政策を展開できる、このため2期目の実質的なスタートとなる来年度は取組のステージを一段と引き上げ、ロケットスタートを切りたいと考えているとした上で、人口減少に果敢に取

り組む市町村を強力に後押しするための総合交付金の創設や男性育児休業の取得促進を施策推進のエンジンとし、固定的な性別役割分担意識の解消を図るということを目指して、県民運動の取組をかつてない重層的な体制で展開していきたいと考えていると、意気込みが述べられました。

ぜひとも、知事の目指す持続可能な人口構造への転換に引き続き挑戦していただきたいと考えております。

濱田知事は、県知事という激務をこなされる中、今年9月に心臓のカテーテル治療で入院されましたが、治療も順調に終わり、退院後は以前にも増して好調であるとお聞きをしております。また、その後は「濱田が参りました」で県内5市町を訪問、さらに東京や大阪においてトップセールスや国への政策提言を重ねるとともに、10月には中国の安徽省を訪問するなど、精力的に御活動されております。

知事という、県民生活を預かる、また本県のリーダーという職責上、今後も御自愛され、目指す高知県像の実現と持続可能な人口構造への転換という県政の最重要課題に向け、引き続き頑張っていたいただきたいと思いますところであります。

そこで、知事2期目の1年目となる手応えと、これまでの県政運営を踏まえ、改めて人口減少問題克服への挑戦に対する決意を知事にお聞きいたします。

この項最後に、憲法改正についてお伺いいたします。さきの衆院選の結果、我が党など改憲勢力は、国会発議に必要な310議席を下回った結果、予算案や法案の成立には野党の協力が欠かせず、改憲の機運はしぼんでいると言わざるを得ない状況にあります。

日本国憲法は広く国民に定着し、国民主権や基本的人権の尊重といった基本原理は普遍的なものとして未来に受け継がれるべきものであります。他方、元日発生の能登半島地震をはじめ、

近年激甚化、頻発化する自然災害、また地方の声が届きにくくなる合区制度、そして緊迫する東アジア情勢や今なお続くロシアのウクライナ侵攻など国際情勢の変化は目覚ましく、時代の変化を踏まえ、現行の憲法が現代に適応したものか、早期に議論を開始していくことが求められようと考えます。

そこで、自然災害の激甚化、頻発化や国際情勢の変化、地方の声を反映させるための在り方などを踏まえ、憲法改正の必要性和早期の議論再開について知事の御所見をお聞きいたします。

次に、人口減少・中山間対策についてお伺いいたします。

本県は、人口減少対策のマスタープランとして元気な未来創造戦略を策定し、今年度から各政策に基づく取組を全庁挙げて推進しております。一方、先月21日に開催された人口減少対策調査特別委員会では、社会増減や婚姻件数など、若年人口増加に向けた足元の数字が依然厳しい状況にあることが報告されました。

人口減少対策は総合対策であり、息の長い取組が必要と理解しておりますが、同時に、各政策の進捗状況をしっかりと確認した上で、常に新たな施策の創出や既存施策の強化に取り組んでいくことが求められます。この点、今年度前半には、若年女性へのヒアリング調査や、学生への就職、進学に係る希望地等の意識調査が実施されるとともに、若年人口増加に向けた検討会を新たに設置し、県が今後検討すべき施策等の方向性を集中的に議論するなど、不断の検討がなされているものと評価しております。

また、11月5日開催の第2回元気な未来創造戦略推進委員会でも、これらを踏まえ、戦略に掲げる政策ごとの個別施策の強化の方向性について説明があり、有識者委員による活発な議論が交わされたところであります。

こうした議論を踏まえ、知事からは提案説明

で、4つの施策の強化に向けた方向性が述べられました。現在、令和7年度の予算編成作業と併せて具体的な強化策の検討がなされているものと考えます。

そこで、元気な未来創造戦略の強化に向けて来年度当初予算にどのようにして効果的な施策を盛り込むかなど、具体的な進め方について知事にお聞きいたします。

本県の社会増減は、令和5年度は1,801人の社会減でありました。今年度は、4月から10月までの累計で11人の社会減、前年同期比は458人の社会増でしたので、469人社会増減が悪化している状況にあり、15歳から34歳までの若年層で見ただけでも、4月から10月までの累計で9人の社会増と、前年同期比で63人悪化しております。

一方、これを転入と転出に分けてみますと、転入者は6,362人と、前年同期比で147人増加する一方、転出者も6,353人と、前年同期比で210人増加となっております。こうした転入者の増加を図る取組とともに、県外転出を抑制する取組が重要であり、特に18歳から24歳までの進学・新卒就職年代に次いで転出数が多い25歳以上の層の若者転出を抑制する取組の強化が必要と考えます。

そこで、今後の移住促進の強化策と若年層に対する転出抑制対策について人口減少・中山間担当理事にお伺いします。

今年度は、新たに策定した中山間地域再興ビジョンの実行元年となり、若者を増やすや、くらしを支えるといった4つの柱に基づき、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を強力に推進しているところであります。このうち、若者を増やす取組について、一部に若者人口の減少率が改善している市町村が見られるものの、全体としてはいまだ厳しい状況が続いております。

県は、今年度人口減少対策総合交付金を創設

し、地域の実情に合わせて対策に取り組む市町村をサポートしておりますが、そこで、人口減少対策総合交付金の活用状況はどうなっているのか、また今後、交付金を活用した市町村の取組がしっかり進むようどのようにフォローアップしていくのか、人口減少・中山間担当理事の御所見をお聞きします。

10月29日に開催しました第5回人口減少対策調査特別委員会には、明治大学の小田切教授に御出席いただき、人口減少局面における緩和策と適応策それぞれの重要性など、人口減少問題への対応についてお話をいただきました。特に、人口は減少しても人材が増えるにぎやかな過疎の考え方や、関係人口の拡大と地域づくりの好循環の事例などは、今後の中山間地域の再興に向けて大変示唆に富むものであります。

また、教授からは、地域づくりにはリーダーが必要ですが、複数のリーダーがそれぞれの得意分野で協働して取り組むという手法も御紹介いただき、まさに関係人口の拡大は中山間地域のにぎわいの創出のみならず、地域のリーダー、担い手の確保にもつながる取組として改めて認識したところであります。

他方、関係人口の拡大を後押しする取組として二地域居住の取組が進められており、国においても二地域居住の促進に向けた法整備がなされ、地方への人の流れの創出や拡大に向けた取組への支援を強化したところであります。コロナ禍によるテレワークの進展などを踏まえれば、都市部の若者も視野に入れた二地域居住に取り組むことで、中山間地域の関係人口の増加はもとより、将来的な移住による若年人口増加にも期待ができます。

そこで、二地域居住も含めた関係人口の拡大に向けて今後どのように取組を進めていくのか、人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺い

たします。

今年の夏には、初めての南海トラフ地震臨時情報が発令されるなど、南海トラフ地震への切迫度は年々高まっており、いつ発生してもおかしくないという状況にあります。

南海トラフ地震対策については、これまでの対策に加えて、能登半島地震の教訓を踏まえ、その調査分析をし、新たな第6期となる行動計画への反映が検討されております。今議会の知事の提案説明では、これまでの成果や課題を踏まえ、第6期行動計画で4つの観点で事前の備えを強化することが示されました。

また、この10月の南海トラフ地震対策推進本部で示されました骨子案の重点課題では、新たな対策として、命を守る対策では、南海トラフ地震臨時情報への対応強化、命をつなぐ対策では、災害関連死の防止対策や避難環境の整備、支援・受援態勢の強化、共通課題では、災害に強いインフラ整備の加速化と、防災DXの活用による防災・災害対応業務の効率化の推進にそれぞれ取り組むこととされております。これまでの取組や新たな知見を踏まえた次期行動計画をさらに練り上げ、その実効性を高めていくことにより、知事の目指す安全・安心な高知の実現に向かっていくことと存じます。

そこで、能登半島地震や臨時情報を踏まえた新たな対策を次期計画ではどのように講じていくのか、知事にお伺いいたします。

また、強化する事前の備えのうち、生活を立ち上げる対策では、市町村における事前復興まちづくり計画の策定支援をこれまでの沿岸19市町村に加え、山間部の市町村の計画づくりを支援することとしております。これは、能登半島地震の教訓を踏まえ、中山間地域も含めて早期の生活再建や産業の早期再開につなげるための備えであり、南海トラフ巨大地震発生時には、沿岸部では甚大な被害が想定されるため、山間

部との連携・対応が図られることで、広域避難の円滑化並びに震災による人口流出の防止が図られると考えます。

実際、私の地元である吾川郡いの町と高知市は、大規模災害時に互いの広域避難を受け入れる災害協定を結んでありますし、仁淀川町長者地区では、南海トラフ地震発生時に津波浸水が予想される高知市下知地区と広域避難先としての協定を結び、今年1月には初めての避難訓練を行っております。

とりわけ、能登半島地震では山間部での孤立も発生するなど、中山間に住まう県民生活を早期に立ち上げ、大災害による人口減少が加速することのないよう、山間部での計画づくりへの支援は中山間再興を進める上でも大変重要と考えます。

そこで、山間部の事前復興まちづくり計画を今後どのように進めていくのか、またマンパワーが不足する郡部の市町村への策定支援について、併せて危機管理部長にお聞きします。

次に、産業振興計画についてお聞きいたします。

経済活性化策の一丁目一番地として平成21年からスタートした産業振興計画は、今年度で第5期計画を迎え、地産外商の取組や地域地域の強みを生かした取組を通じて、かつてはマイナス成長にあった県内総生産を平成20年度から令和3年度で名目4.9%上昇させたことをはじめ、労働生産性や1人当たり県民所得の向上という本県の経済活性化のエンジンとしてその役割を果たしてきました。官民協働、市町村政との連携・協調、またデジタル化、グリーン化、グローバル化という新たな潮流を取り込みながらオール高知で取り組まれてきた産振計画というプラットフォームがあったからこそ、長期にわたったコロナ禍による県経済へのダメージを最小限に食い止め、再び成長軌道に乗せる施策が各分

野で進められた結果、その萌芽としての新たな成果も生み出されております。

こうした経済の好循環を創出してきた産業振興計画ですが、これまでの戦略の柱であった地産外商にイノベーションを加え、構造転換型戦略など5つの戦略により多面的かつ重層的に施策を展開することで、ポストコロナ時代、また先行きの見通せない物価高騰や担い手の不足に対し、デジタル化や省力化、生産性や付加価値の向上といった構造転換により、社会経済状況の変化への対応を図っています。

このように、経済活性化のエンジンとしてその機能を果たしてきた産業振興計画は、人口減少対策を県政の最重要かつ喫緊の課題に掲げ、マスタープランである高知県元気な未来創造戦略に取り組む中においても、若者の定着と増加に向けた取組など、その果たす役割は大変大きいものがあります。とりわけ、全国でも下位にある若者所得の向上や、若手が活躍できる場の創出、また元気な未来創造戦略の強化の方向性にも示されました定住対策、特に転出防止の取組に対しては、産業振興計画の各分野の取組の真価が問われる局面だと考えます。

そこで、人口減少・中山間対策を進める上で、これからの産業振興計画の果たす役割と強化の方向性について知事の御所見をお伺いいたします。

元気な未来創造戦略推進委員会や人口減少対策調査特別委員会で執行部から説明された現状を踏まえ、若者の定着、増加を図り、戦略の目指す姿である、将来を担う若者が地域地域で生き生きと住み続けられる元気な高知県を実現するためには、政策の1番目の柱に位置づけた、魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげる取組のさらなる強化、とりわけ若年層の所得を向上させる取組の強化が特に重要であるとの思いを強くしたところであります。その意

味では、さきにも述べましたが、政策1の中心的役割を担う産業振興計画が従来に増して重要であり、経済全体の規模を拡大する取組と併せて、個々の雇用状況や所得の状況などにもきめ細かく目配りした取組を強化していく必要があると考えます。

そこで、産業振興計画の中で、若年層の所得向上に向けてどのような取組を進めていくのか、産業振興推進部長にお聞きします。

第5期産業振興計画では、計画全体を貫く目標に、1人当たり県民所得を10年後に全国中位とする目標を掲げ取り組んでおり、先日のフォローアップ委員会では、令和6年度の目標達成が期待できるとの報告がなされました。

一方、長期化が予想される物価高騰の中、賃上げに耐え得る事業者の体力・経営力強化、すなわち省力化や省エネルギー化、生産性の向上といった事業の構造転換への支援も同時に講じていかなければなりません。また、人手不足やコスト転嫁など、全産業が抱える課題にも対応が求められております。

そこで、足元の課題である物価の高騰による県内事業者への影響と支援策について産業振興推進部長にお聞きします。

続いて、各分野の取組についてお聞きいたします。まず、農業分野につきましては、昨今のロシアによるウクライナ侵攻に端を発する資材の高騰や気候変動など、農業を取り巻く変化の激しい時代であることを踏まえ、自国で消費するものはできるだけ自国で生産する、食料安全保障の考え方が世界的にも重視されております。

そうした中で、農業の憲法と言われる食料・農業・農村基本法が改正されました。改正を受けた政策の進め方では、人、農地の確保のため、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、圃場整備を進めることとされております。

一方、本県では、I o Pクラウド、S A W A C H Iの本格運用が令和4年から開始され、データ駆動型農業による営農支援の強化などにより、生産性の向上と高付加価値化による産地の強化に取り組んでこられました。また、中山間地域の農業を支える仕組みを再構築するため、集落営農組織の組織化に取り組む候補集落の掘り起こし、またポータルサイトや相談会の開催などによる多様な担い手の確保・育成に努めるほか、農業全体を下支えする基盤整備の推進など、地域で暮らし稼げる農業の実現に向け取組を進めてきました。

本県農業の持続的な発展に向けては、若手就農者の確保が重要となっており、新規就農者は30代を中心に若年層が減少しており、令和5年度の女性就農者の割合も22%にとどまるなど、さらなる対策が急務であります。

そこで、本県農業を持続的に発展させていくため、今後若手就農者の確保にどのように取り組むのか、農業振興部長にお聞きします。

また現在、市町村では、地域農業の将来の在り方を明確化する地域計画の策定に向けた話し合いが行われておりますが、特に担い手不足が顕著となっている中山間地域では、集落営農組織に中心的な役割を担っていただくことが期待されています。県ではこれまでも集落営農の取組を進めてこられました。県内の組織数は伸び悩む中で、構成員の高齢化などから活動を休止する組織も出始めるなどの課題もあります。

そこで、中山間地域の農業を支える重要な担い手である集落営農組織をどのように増やし、既存の集落営農組織の活動をどう強化するのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、林業分野ですが、これまで高性能林業機械の導入促進や作業システムの改善による生産性の向上によって原木生産の拡大を図るとともに、中小製材事業者への施設整備や事業戦略

などを通じた木材産業のイノベーション、またこうちフォレストスクールや林業大学校の充実、事業者に対する経営基盤の強化策を講じながら、担い手の確保に取り組んでこられました。とりわけ林業従事者数の確保については、各種相談会の開催や就業希望者への相談対応、林業大学校での研修などにより、就業者数は維持されてきております。

しかしながら、就業者の高齢化が進んでおり、目指す姿に掲げる、山で若者が働くイノベーション創発型の国産材産地の実現に向けては、若手就業者の確保に向けたさらなる取組が重要であると考えます。

来年度は新たに、林業就業者と趣味移住をテーマにした情報発信や、労働環境改善に資するスマート林業の取組への支援を強化することとしておりますが、そこで、林業分野の目指す姿に向けて今後どのように強化を図るのか、また若手就業者の確保に向けてどのように取り組むのか、併せて林業振興・環境部長にお聞きします。

水産業分野では、これまで漁業就業者数が減少する中、養殖生産量の増加に取り組むとともに、産地ごとの特色を生かした加工施設を整備、稼働させることで出荷額の伸びにつなげてこられました。また、水産資源量の減少が指摘される中で、デジタル技術を活用した漁場予測などの情報を提供するN A B R A Sの運用を開始し、効率的な生産体制を構築しているところであります。

また、流通・販売面においては、コロナ禍の影響で減少した高知家の魚応援の店の取引額が回復傾向にあります。一方で、担い手の確保の面では強化が求められております。

そこで、これまで生産・加工・流通・販売の各フェーズにおいて支援を講じてきた水産業分野ですが、今後どのような強化を図っていくの

か、水産振興部長の御所見をお聞きます。

また、担い手対策については、漁業体験を通じた調査と結果の取りまとめを実施し、課題解決策の検討と女性就業モデル事例の検討に取り組むこととしておりますが、今後どのように水産業分野における若者、女性の担い手の確保に取り組むのか、水産振興部長にお尋ねします。

商工業分野におきましては、これまで高付加価値化や効率化、省力化の推進による生産性の向上とものづくりの地産地消・外商を強化するとともに、事業戦略策定や事業承継、働き方改革の推進などに取り組んでこられました。こうした取組の成果により、産業振興センターが支援する企業の県外売上高が増加するなど、製造品出荷額等は目標を上方修正、令和5年度の目標は達成が見込まれております。

一方、労働生産性や賃金も上昇傾向にはあるものの、全国との差は依然大きい上に、就業者数の減少も続いております。また、近年の若者の就職先へのトレンドとして、賃金と並んで福利厚生の実が重視されていることから、若者雇用と定着に資する働き方改革の推進も新たな方向性として求められようと感じております。

そこで、商工業分野の目指す姿に向け、生産性の向上と働き方改革の推進の取組について今後どのように強化していくのか、商工労働部長にお伺いします。

商工業分野では、企業誘致による雇用を生み出すべく、工業団地の開発や見本市出展等による誘致対象企業の掘り起こしと県独自の支援、またアフターフォローに取り組んできましたが、今後は中山間地域など市町村の意向を踏まえた企業誘致戦略の実施に着手、令和7年度は、戦略に基づき、関係部局、地域本部や市町村との密接な連携による企業の誘致を図ることとしております。

そこで、企業誘致のさらなる強化策について

どのように進めていくのか、また若者や女性に選ばれる企業の誘致についてどのように取り組むのか、併せて商工労働部長の御所見をお伺いします。

こうした計画を進める上では、地域地域の商工会、商工会議所との連携は欠かすことができません。デジタル化支援や事業承継、起業支援など様々な分野で地域に精通する商工会、商工会議所の果たす役割は大きくなっていると感じております。

こうした中で、今年2月、商工会、商工会議所の経営指導員の設置基準見直しについては、今後も人口と事業者数の減少が予想される中、本県に多い小規模事業者の経営支援はもとより、南海トラフ地震発生時の迅速な事業者の復旧・復興にも大きな役割を果たすことから、事業者数減の中にあつて、経営指導員の設置数は定数化することで、中長期的に安定した経営支援体制を構築すると示されました。このことは大変評価すべきものであり、引き続きの支援をお願いするところであります。

一方、民間も賃上げを促進する中で、引き続き経営指導員の確保と育成を図っていくためには、さらなる支援の充実を図っていくべきと考えます。

そこで、県としてもこれまで、小規模事業経営支援事業費補助金により経営指導員等の人件費に対する支援を講じておりますが、今後の人件費への支援の拡充について商工労働部長の御所見をお聞きます。

観光分野においては、令和2年、3年はコロナ禍により、大きく観光総消費額や県外観光入り込み客数は減少しましたが、令和4年には回復、そして令和5年には、これまでのセールス活動や施設整備を官民一体で行ってきたことが功を奏し、観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」や、台湾との定期チャー

ター便の就航といった追い風を最大限に生かし、まさに反転攻勢に成功したと感じております。

現在、来年度放送予定の連続テレビ小説あんばんを最大限に生かすとともに、中山間地域をはじめ県内の周遊促進を主眼にどっぷり高知旅キャンペーンが展開されるなど、好調な観光分野ではありますが、中山間地域において宿泊施設を中心に長期滞在できる体制づくりや、物価高騰による外出控え、また過去最高の入り込み客数となった昨年度の反動減などへの対応が課題として顕在化しております。

先日の「濱田が参りました」では、仁淀川町の雄大な溪谷を生かしたアクティビティーや地域資源を生かした6次産業化と誘客の取組などを知事は御視察されていましたが、こうした観光分野に係るハード・ソフトの整備は、観光地の魅力創出とともに、若者の活躍の場の創出効果も期待できるものと感じています。

そこで、こうした観光分野において、特に中山間地域における取組をどのように強化していくのか、観光振興スポーツ部長の御所見をお聞きします。

観光分野においても、人材の確保が課題となっております。旅館、ホテルの慢性的な人手不足とオーバーツーリズムが社会問題となっておりますが、人材確保の観点からも、宿泊施設における平準化が求められております。

そこで、宿泊施設における旅行需要の平準化に向けた支援について観光振興スポーツ部長の御所見をお伺いします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお聞きいたします。

まず、周産期医療の提供体制についてお尋ねいたします。「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指し、今年度からは特にオンライン診療などの中山間地域における取組を

強化するなど、それぞれの施策を一層深化・発展させた第5期の構想がスタートされました。現在、来年度のバージョンアップに向けて、がんについて死亡原因の上位を占める心疾患、脳血管疾患などの循環器病対策の強化、妊産婦の方に対する周産期医療の提供体制の確保、デジタル技術を活用したお子さん向けの医療相談体制の強化を図ることなどが検討されているとお聞きしており、大いに評価をするものであります。

特に周産期医療については、分娩を行う医師の数が急減したことにより、高知赤十字病院が分娩の取扱数を制限したり、JA高知病院が分娩を休止するといった影響が出ており、不安を感じる県民も多くおられます。この問題については、県の周産期医療協議会に専門部会を置いて検討され、先週12月2日、今後目指すべき周産期医療の将来像とその実現に向けたロードマップが公表されました。

そこで、この将来像とロードマップの実現により、妊産婦にとりどのような出産環境が提供されるのか、知事にお聞きいたします。

次に、重度心身障害児・者医療費助成制度についてお伺いします。この制度に精神障害のある方を含めることについては、9月議会における代表質問において、我が会派の土居議員が、県内の当事者やその御家族が置かれている厳しい現実を紹介した上で、本県でも早期に検討を開始するよう知事にお尋ねしました。知事からは、精神障害のある方、とりわけ重度の方は就労も難しく、医療費の負担は一層重くなっている可能性が高いと述べられ、市町村の現段階での意向も踏まえ、県として本格的に検討を開始する旨答弁をされました。また、検討に当たっては、本制度の実施主体である市町村を中心とした関係者会議を立ち上げ、おおむね1年程度の検討期間あるいは準備期間を想定して進めて

いきたいと答弁されており、既に先月、第1回目の会議が開催されたと承知しております。

こうした動きには、制度導入に向けた県の前向きな姿勢を感じるところではありますが、当事者やその御家族の置かれている状況や、高齢化が進む中で御家族が感じていらっしゃる親亡き後への不安を鑑みますと、今後、早期の制度導入に向け着実に検討が進められることが必要だと考えます。

そこで、第1回目の関係者会議ではどのような議論が交わされたのか、またその議論を踏まえ、制度導入に向けては何が論点になると考え、その点について今後どのように検討を進めていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

今年1月、厚生労働省は、令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬の引下げを決定しました。これにより、ほとんどの介護サービスがプラス改定になる中、訪問介護はマイナス改定2%強になり、中山間地域の多い本県の訪問介護事業者はさらに厳しい経営環境に置かれることとなりました。大都市部と地方、特に中山間地域では経営環境は全く異なることから、マイナス改定には地方の訪問介護への配慮が足らず、中山間地域の議論は脇に置かれたと言われております。

こうした中で、知事は9月の提案説明において、中山間地域において課題となっている介護サービスの提供体制の確保に向けては、介護事業所の生産性向上や人材確保を図るため、こうち介護生産性向上総合支援センターを開設し、介護現場へのデジタル技術の導入や職場環境の改善、さらには新たな介護報酬体系における加算の取得サポートも含め、事業所に対する幅広い支援を講じると示されました。中山間地域で生き生きと生活ができる高知の実現に向け、センターの取組をはじめさらなる拡充策が必要と考えます。

そこで、こうち介護生産性向上総合支援センターにおける進捗状況と今後の取組、また県内訪問介護事業者への支援の継続と拡充について子ども・福祉政策部長にお伺いします。

次に、スポーツの振興についてお聞きいたします。

今年は、92年ぶりとなる本県出身の金メダリストが誕生するなど、高知が大いに盛り上がりました。また、高知商業高校出身の藤川球児さんが阪神タイガースの第36代監督に就任するなど、地元にも明るいニュースが多かったと、うれしく感じております。

知事も、県民栄誉賞の授与式では、高知県のような小さな県でも頑張れば金メダル、世界一をつかめることを身をもって示していただいたとおっしゃられ、県民に対しても勇気の湧くメッセージを届けてくださいました。

こうした快挙の背景には、櫻井つぐみ、清岡幸太郎、池透暢、鬼谷慶子各選手の並々ならぬ努力があつてこそでありますが、特にレスリング競技では、本県が平成29年度から取り組んできた重点強化策である、全高知チームの存在が大きかったと感じているようです。全高知チームとは、競技ごとに小学生から一般までの有望選手を強化選手に指定し、特別強化コーチによる指導や県外遠征など、年間を通して質の高い強化活動を行うものでありますが、主な実績としては、国際大会出場及び全国大会入賞者数の約7割を全高知チームの競技が占めております。

さきのオリンピック・パラリンピックの本県出身選手の活躍は、改めて勇気と感動というスポーツの持つ力を感じさせてくれました。こうした盛り上がりをしっかり若い世代につなげていく、それにより、高知でも夢がかなう、やればできるということを、一人でも多くの子供や若者に感じてほしいと願います。

一方、若い世代のスポーツ離れや、中山間地

域では活動が限定されるという課題、また障害者スポーツの場が少ないといった課題があるのも事実であります。

そこで、全高知チームをはじめ本県競技力の向上に今後どのように取り組むのか、またスポーツを取り巻く課題を踏まえ、子供や若者などへの裾野の広がりについてどう取り組むのか、併せて観光振興スポーツ部長に御所見をお聞きします。

最後に、教育の振興についてお聞きいたします。

県教育委員会においては、現在、県立高等学校再編振興計画の次期計画の策定に向けた協議と作業が進められています。この計画は、今後の高等学校の在り方を定める上で大変重要なものと考えております。

さきの9月議会では、高知市周辺や地域の拠点となる学校では、生徒が多様な学びや部活動を選択できる環境を確保するために一定の学校規模を維持していくこと、中山間地域の小規模校では、学校の魅力化を図り目標を定めて地域内外からの生徒数確保に取り組むこと、定時制、通信制の学校は、ICTを活用した新しい通信教育を導入し多様な学びに対応していくことなどが示されました。

今後、県全体でますます生徒数が減少していく中で、中山間地域に限らず高知市やその周辺の学校も含め、また全日制だけでなく定時制を含む全ての高等学校において、その在り方を見直し、学校や学科の改編などを行っていくことは避けられないと考えます。

そこで、今回の次期計画は、本年度にパブリックコメントを行った上で策定するとのことですが、具体的にどのような計画内容にしようとしているのか、その概要について教育長にお伺いいたします。

また、さきの総務委員会では、各市町村を訪問して、中山間地域等の高等学校の在り方に関

する意見交換を行うとの説明がありました。

地元の市町村にとって高等学校は、学びの場としての存在にとどまらず、地域の活性化にも資する拠点としての性格や役割を持ち合わせており、その存在意義は非常に大きいものがあります。

そのため、次期計画案では、中山間地域の学校については生徒数を確保するための取組を強化し、学校と市町村が協議の上、目標達成に向けたアクションプランを策定、実行していくとのことでもあります。

そこで、県教育委員会として、市町村から出された意見をどのように受け止め、今後、生徒数確保の努力目標の達成に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

本年度実施しました小学校教員の採用試験において、本県では、9月に発表した1回目の合格発表者の7割が辞退したと地元紙で報道されております。この報道では、長時間労働などブラックなイメージがあり、教員の成り手不足が全国的に深刻になっているとしており、この高知県の7割辞退という言葉がテレビなどでも全国的に取り上げられています。また、臨時教員の不足によって、育休代替教員がなかなか配置されないといったことも取り上げられており、教員の人材確保は世間の関心も非常に高くなっております。

私は、高知県の未来を担う子供たちにはよりよい教育を行っていくことが非常に大切なことだと考えております。そのためには、優秀な教員をしっかりと確保していかなければなりません。

そこで、県教育委員会としてこうした状況をどのように受け止めているのか、これまでの教員確保の取組や本年度の採用見込みも含めて教育長にお聞きいたします。

また、全国的に教員の確保が難しくなっている中で、各自治体においては、採用審査日程の前倒しや追加募集、審査の方法の見直しなど、教員を確保するために様々な取組を行い、しのぎを削っていることと思います。

そうした中で、本県においてもより一層の工夫が必要だと思いますが、今後、教員確保に向けてどのように取り組むのか、教育長にお聞きいたします。

近年、教職員の不祥事による懲戒処分が相次いでおり、先日も逮捕や書類送検の事案が報道をされました。子供たちに道徳心や人への思いやりを教える立場にある教職員の不祥事が続いていることは誠に遺憾であります。

県教育委員会においては、市町村とも連携をしながら再発防止策の徹底を図っていただくよう強く要請をいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、衆議院議員総選挙への受け止めと今後の政権への期待などについてお尋ねがございました。

まず、さきの衆議院議員総選挙におきましては、与党側の議席が過半数を割り込み、30年ぶりの少数与党となりました。この結果は、一連の政治資金問題をめぐる国民の根強い不信感が民意として表れたものというふうを受け止めております。

一方で、現在我が国は、人口減少問題、能登半島地震の教訓を踏まえた国土強靱化、経済の再生など、先送りできない政策課題が山積をいたしております。今後、少数与党の体制下で難しい政権運営が予想されますけれども、国政の重要政策を前に進めるために、与野党が真摯に議論を重ね、合意形成に向けて最大限努力して

いただきたいと考えております。

次に、お話がありました地方創生2.0につきましては、初代の地方創生担当大臣である石破総理が、これまでの取組の成果や反省を踏まえ、新たな地方創生施策として打ち出したものであります。具体的には、若者、女性に選ばれる地方をつくるため、石破総理をトップに、省庁横断型の本部を設置し、今後10年間で集中的に取り組む基本構想を策定することとしております。

また、石破総理は、これまでの地方創生の交付金では全然足りないとし、予算を倍増させ、地域産業の高付加価値化や生活サービスの維持・向上などを支援するとしておられます。これらの施策は、人口減少対策と地方創生施策を一体的に進めようとする点で、本県がこれまで全国知事会と連携しながら国に強く求めてきたものと方向性を同じくいたしております。

石破政権には、地方の意見にも耳を傾けながら、この地方創生2.0の実行を通じまして、東京一極集中の是正などに本気で粘り強く取り組んでいただきたいと思います。このことが、若者や女性に選ばれる高知になるための力強い後押しとなることを大いに期待いたしております。

次に、今般の国の経済対策の受け止めについてお尋ねがございました。

先月、事業規模が昨年度を上回ります39兆円程度の新たな経済対策、そしてその裏づけとなります13.9兆円の補正予算案が閣議決定をされました。

この経済対策は、3本の柱で構成をされております。第1の柱、日本経済・地方経済の成長では、先ほど申し上げました地方創生2.0の推進など、本県の人口減少対策を後押しする施策が数多く盛り込まれております。第2の柱、物価高の克服では、国が行います低所得者向け給付やエネルギー補助などと併せて、地方が地域の実情に応じてきめ細かく活用できます重点支援

地方交付金が追加されました。第3の柱、国民の安心・安全の確保では、南海トラフ地震の発生に備えたインフラ整備をより一層加速化できる規模の公共事業費が措置をされました。

これらは、長引く物価高を克服し、目指すべき地域社会や国土強靱化などを実現するために時宜を得た施策が網羅されておりまして、本県の県勢浮揚を後押しするものとして評価をいたしております。

次に、国の経済対策に伴いますインフラ整備などの加速化に向けた今後の取組、そして意気込みについてお尋ねがございました。

近年、気候変動の影響によりまして自然災害が激甚化、頻発化し、また南海トラフ地震の切迫度も高まる中、国民の生命と暮らしを守るインフラは極めて重要な役割を担っております。こうした中、今回の国の補正予算案に計上されました公共事業費は、昨年度を相当程度上回る規模となっております。県土の強靱化に精力的に取り組んでおります本県としては大変心強く感じております。

このことを受けまして、本日追加提案いたしました補正予算案は、南海トラフ地震対策をはじめ、遅れているインフラ整備をさらに加速させるべく、積極的な予算編成といたしました。

引き続き、四国8の字ネットワークに加えまして、中山間地域を走る緊急輸送道路など、集落の孤立対策につながるような道路整備を、用地取得も含めてしっかりと進めてまいります。また、浦戸湾の三重防護事業や河川堤防の耐震化、さらには河川のしゅんせつなど、地震・津波、豪雨災害に向けた対策も着実に進めてまいります。

しかしながら、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は今回が最終年度となります。仮に令和8年度以降、いわゆる通常予算のみの状態となりますれば、これまでの整備

スピードが途端にペースダウンしてしまうということになります。

そのため、国土強靱化実施中期計画の早期の策定に加えまして、必要となります予算、財源を通常予算とは別枠で安定的、継続的に確保しますよう、国に対して働きかけているところであります。県といたしましては、このような働きかけとともに、強靱な県土づくりに向けまして、引き続き強力かつ継続的なインフラ整備に努めてまいります。

次に、経済対策の今後の活用方針についてお尋ねがございました。

総合経済対策を受けました国の補正予算案には、昨年度に引き続きまして、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援いたします重点支援地方交付金が計上されております。本県におきましてもこの交付金を活用して、例えば家庭用のLPガス代の負担軽減など早期の対応が必要と考えられる支援策については、今回の補正予算案に計上いたしました。

今後、国からこの交付金の配分額が示されることが想定されますので、この示された配分額を踏まえまして、生産性の向上など構造転換を促す対策も含めて、追加の対応を検討してまいります。

また、今回の国の補正予算案には、地方創生2.0の展開のための新たな交付金が計上されました。この交付金は、地域産業の高付加価値化、日常生活に不可欠なサービスの維持・向上などの取組を一層強力に支援するため、これまでの予算額を倍増するという方針が示されております。

国の補正予算案にはこのほかにも様々な事業が計上されておりますので、予算成立後に具体的な要件そして配分額が示されているものというふうに考えております。今後、これらの国の補正予算を積極的に活用いたしまして、高付加

価値型の経済への移行に向けた取組などを強化してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる年収103万円の壁の見直しへの認識についてお尋ねがございました。

この年収の壁の見直しにつきましては、現在、与野党間で税制改正に向けた議論が活発化をしております。

この年収の壁を引き上げますことは、特に若い世代の手取りを増やすことにつながるという意味で、少子化対策としても意義があるというふうに考えております。一方で、仮にこの年収要件を178万円まで引き上げた場合で推計をしますと、国と地方で7兆円から8兆円規模、高知県分でも約90億円の税収減が見込まれておりまして、その財政的な影響は甚大であるというふうに受け止めております。

具体的に、この高知県の約90億円という規模を考えますと、本県の裁量的経費に充当しております一般財源の約2割に相当するわけでありまして、県の裁量で増減ができる予算の2割が言わば吹っ飛びかねないというような規模であります。もし減収に対します財源措置が講じられないといたしますと、例えば本県独自の子供医療費助成、学校におけます少人数学級、こういった県単独で実施をしております数々の事業の実施に支障を来すおそれがあるというふうに懸念をいたしております。

このため、先日の全国知事会議でも申し上げましたけれども、特に地方税に関しては、恒久的な減税を行うとすれば、単に借金で補填をするということだけではなく、恒久財源を確保するということが大前提だというふうに考えております。私としては、この年収の壁の見直しに当たりましては、その政策目的をまず明確にした上で、対象となる方々の範囲あるいは上げ幅を絞っていく方向で検討するという必要があるのではないかと考えます。

この点、現在、与党間では、引上げ幅の圧縮でございますとか、国税である所得税の見直しの議論をまず先行させる、地方税は次の段階で検討するといったような方向で検討が行われていると報じられております。このことは地方の税収減の影響緩和に働くというふうに考えられますので、望ましい方向だというふうに受け止め、注視をしているところであります。

いずれにいたしましても、地方の意見も聞きながら、地方財政に穴を空けない形で成案が得られますように、丁寧に議論をしていただきたいというふうに考えております。

次に、知事2期目の手応えと、今後の人口減少問題の克服への決意はどうか、お尋ねがございました。

知事としての2期目も、はや1年が過ぎました。2期目のスタートに当たりましては、人口減少問題の克服を県政の最重要課題に据えまして、元気な未来創造戦略を策定し、施策を総動員して取り組んでまいりました。

その結果、本年の移住者数は、過去最多となりました昨年度を大きく上回る水準で推移しております。デジタルマーケティングを活用した移住関心層の獲得に効果が現れてきていると考えます。

また、7月には大阪のアンテナショップ「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」をオープンさせ、これも目標を大きく上回る方々にお越しをいただきまして、大変好調なスタートを切れました。

さらに、男女間で家事・育児の負担を分かち合います共働き・子育てにつきましては、県内の経済団体など28団体に賛同をいただきまして、共同宣言に参画をいただいております。県民運動として広がりを見せてきているというふうに感じております。

こうした確かな成果に手応えを感じております一方、この半年間で見るとは、御指摘が

ありましたように、若年人口あるいは出生数、この減少には歯止めがかかっていないというのが実情であります。

もとより、人口減少対策は短期間で成果が出るものではございませんで、産業振興、少子化対策など様々な分野で、あらゆる施策、そして県民の英知を結集しなければ、活路は見いだせないと考えております。このため、専門家の方々の知見や、私自身が直接お聞きをいたしました県内企業あるいは若者の声、さらには県議会で設けていただいております特別委員会におけます御意見、こういったものを踏まえまして、絶えず戦略のバージョンアップを図ってまいりたいと考えております。

加えて、人口減少問題の克服は地方だけの取組ではなし得るものではありません。国全体の社会経済構造を転換していくということが不可欠だと考えます。このため国におきまして、大都市機能の地方分散などを実現していただくように、引き続き積極的な政策提言を行ってまいります。

本県では、顧みますと、昭和50年以降一貫して若年人口が減少を続けております。この約半世紀の間、私を含めまして4代の知事が県勢浮揚を目指して鋭意取り組んでまいりましたが、なお歯止めをかけるに至っていない、そういう大変困難な課題でありまして、また壮大な挑戦であるというふうに思っております。

ちょうど今、2期目の2年目を迎えたところでもあります。そのタイミングに当たりまして、人口減少の克服に向けました決意を新たにしているところでございます。たとえ時間がかかりましようとも決して諦めることなく、何としても私自身の手でこの人口減少問題の克服に道筋をつけていく、そういう気概を持ちまして、粘り強く取り組んでまいりたいという覚悟であります。

次に、憲法改正の必要性和早期の議論再開に

ついてお尋ねがございました。

議員から御紹介がありましたように、さきの衆議院議員選挙の結果を受けまして、改憲の議論が停滞するのではないかと御指摘もごさいます。

憲法につきましては、国民主権、基本的人権の尊重などの基本原理は国民の間に広く定着していると考えておりますが、制定から70年以上が経過をし、国内外の情勢も大きく変化をしております。このため、総論、全体的な方向性として、現行憲法が現代社会に対応していけるのかどうかという観点から絶えず議論を行うことが必要だと考えます。

各論の論点といたしましては、まず本県にとりまして何といたっても重要な問題は、参議院の合区制度の問題であります。これが固定化されることで、様々な課題に直面しております地方の実情が国政へ反映されにくくなるということをおおいに危惧しているところでございまして、この抜本的な解消のためには憲法改正によるということが本筋だというふうに考えております。

また第2に、大規模災害あるいは感染症の蔓延などの緊急事態への備えとして、あらかじめ私権の制限、補償などについての立法措置を講じておく、このことを促す旨の根拠規定を憲法上明記しておくということが私としては望ましいのではないかと考えているところであります。

さらに、最近の国際情勢を踏まえまして、自衛隊の合憲性に関しまして、国民的な議論を通じて合意を得る、図るという観点から、憲法改正により、その根拠規定を明示する、そういった意義があるというふうに考えております。

現在、30年ぶりの少数与党の体制となりまして、あらゆる重要政策を前に進めていくためには、与野党間の合意形成を目指して誠実な議論を重ねることが求められる、そういった局面にあるというふうに受け止めております。である

からこそ、憲法改正の議論につきましても、与野党が真摯に向き合っていただきまして、着実に前に進めていただきたいというふうに考えております。

次に、元気な未来創造戦略の強化に向けた具体的な進め方についてお尋ねがございました。

この戦略の来年度の強化につきましては、外部有識者の検討会の御提言、本議会での議論、また特別委員会での御意見、こういったものを踏まえまして、若者の所得向上などの4つの方向性をお示いたしました。

これらの施策強化の具体的な進め方といたしましては、まず人口減少対策に重点的に予算配分を行うことができますように、令和7年度当初予算編成におきまして、元気な未来創造枠という要求枠を新たに設定いたしました。これによりまして、人口減少対策の強化に資する新規事業そして拡充事業につきましては要求上の上限なしで予算要求を認めて、各部局が工夫を凝らした思い切った強化策を提案ができる、そうした手当てをしたところでございます。

また、県庁全体として、より効果的な施策を講じますために、県庁内の人口減少対策PT——プロジェクトチームにおきまして、各部局が検討しております施策を互いに情報共有いたしまして、そのボリューム感あるいはラインナップ、こういったものを相互に点検、確認させております。

加えて、戦略2年目に向けまして、施策が質・量ともさらに充実をする中、個々の施策が他の施策とうまく連携をし、目標達成につながっているかどうかといった視点での検討、チェックも重要になると考えます。今後、各部局長と私自身が行います個別協議などの際には、こういった観点からも、これらの強化策の有効性をしっかりと確認していきたいと考えております。

こうした一連の手順の下、各施策をさらに強

化し、来年度の戦略がより効果的なものになるようにバージョンアップを図ってまいります。

また一方で、御指摘がありましたように、人口減少対策は総合対策でございまして、息の長い、粘り強い取組が求められます。今後も、足元の状況をしっかりと確認しながら、予算面を含めまして、時宜に応じた適切な対策を講じてまいります。

次に、第6期南海トラフ地震対策行動計画で新たな対策をどのように講じていくのかとお尋ねがございました。

6期計画におきましては、従来の重点課題10項目につきまして、能登半島地震あるいは南海トラフ地震臨時情報の教訓を踏まえた新たな対策をしっかりと取り入れて、この重点課題10項目の再編をいたします。そのうち、新たな対策といたしましては、このうちの4項目を位置づけまして、それぞれ具体的な取組を検討いたしております。

まず1つ目は、南海トラフ地震臨時情報への対応強化であります。8月に発表されました臨時情報は巨大地震注意というグレードでありましたけれども、まだ経験をしていない巨大地震警戒におきましては、事前避難対象区域に避難指示を発令するといった、より厳しい対応が求められることとなります。このため、県民の皆さんが適切に行動していただけますように、啓発、訓練といった取組の強化を図ります。

2つ目は、災害関連死の防止対策や避難環境の整備、支援・受援態勢の強化であります。能登半島地震におきましては災害関連死が直接死を上回ったことを踏まえまして、避難所の生活環境の向上を図ってまいります。具体的には冷暖房設備のほか、トイレ、キッチン、ベッドといった資機材の整備の強化に取り組めます。

3つ目は、災害に強いインフラ整備の加速化です。能登半島地震は、道路の寸断や断水など

によりまして、被災者支援などに大きな影響が
出ました。このため、道路の整備や上下水道の
耐震化、浦戸湾の三重防護などインフラ整備を、
国の補正予算も活用して加速させます。

4つ目は、防災DXの活用による防災・災害
対応業務の効率化の推進です。防災分野でも、
日進月歩しているデジタル技術を活用いたしま
す。例えば、国と県の総合防災情報システムの
接続の強化、被害のリアルタイム予測の高度化
といった課題に取り組みます。

このような新たな対策につきましては、計画
に具体的な目標と取組をしっかりと位置づけま
した上で、PDCAサイクルを徹底し、スピー
ド感を持って全力で進捗を図ってまいります。

次に、人口減少・中山間対策におけます産業
振興計画の果たす役割と強化の方向性について
お尋ねがございました。

元気な未来創造戦略におきましては、令和9
年度までに若年人口の対前年度減少数をゼロに
するという目標を掲げました。この達成に向け
ましては、若者の定着、増加を図り、社会増減
を改善することが必要となります。そのために、
若者にとって魅力のある稼げる仕事を、中山間
地域を含めまして県内各地に数多くつくり出す、
このことが、本年度スタートいたしました第5
期の産業振興計画の眼目であります。

このため、第5期計画では、戦略の柱として、
これまでの地産外商に加えましてイノベーション
を新たに掲げました。各産業分野の施策を強
化して取組を進めているところであります。

一方で、足元の状況を見ますと、本県の若年
就業者数の減少あるいは若年層の県外への転出
超過は依然として続いており、施策のさらなる
進化が必要であります。このため、来年度は、
県経済の持続的な成長に向けた挑戦と、若者の
定着・増加、この2つの間の好循環を目指しま
して、4つの方向でバージョンアップを図りた

いと考えます。

1つ目は、人口減少下にあっても成長する県
経済を実現するためのメインエンジンとなりま
す地産外商そしてイノベーションの一層の強化
であります。

地産外商では、来年開催されます大阪・関西
万博を存分に生かしまして、関西圏アンテナ
ショップも活用した県産品の販売拡大、観光客
誘致などの取組を強化いたします。加えて、県
内消費の拡大を地産の強化につなげますいわゆる
地消地産にも取り組んでまいります。

また、イノベーションでは、デジタル化による
生産性の向上、省エネルギー化などを通じま
して、各分野のさらなる構造転換を図ってまい
ります。さらに、ヘルスケア産業あるいはアニ
メ関連産業の創出に向けましたプロジェクトを
加速いたしますとともに、スタートアップ企業
の持つ技術を生かした新事業の促進などを図っ
てまいります。

大きな2つ目は、若者の定着、増加に向けま
した若者の所得向上の取組の強化であります。
各分野の担い手の確保を図りますと同時に、結
婚や出産の希望をかなえるという観点から、例
えば非正規雇用労働者の正規化を含めまして、
若者の所得向上に取り組んでまいります。

3つ目は、多様な人材が活躍しやすい環境整
備の推進であります。近年、特に若い女性の県
外転出が大幅に増加をしております。建設業
や1次産業などにおいても女性の進出がより進
みますように、デジタル技術の導入あるいは働
きやすい環境整備を一層促進いたします。

4つ目は、移住・定住対策の充実であります。
県外の若者や女性に対しまして、県内に残る親
世代や同世代の若者からUターンを呼びかけて
いただくプロモーションなどを展開いたします。
また、転職に伴います県外流出の抑制に向けま
して、多くの若者に、大都市だけではなく本県

にも魅力のある稼げる仕事がたくさんあるということを知っていただく取組を強化いたします。

こうした方向性の下、さらに効果的な事業内容とするべく検討を深めまして、産業振興計画全体を進化させ、若者の定着、増加につなげたいと考えております。

最後に、本県の周産期医療体制の将来像と、そのロードマップによりどのような出産環境が提供されるのか、お尋ねがございました。

妊産婦の方々の出産環境につきましては、利便性を確保するという観点から考えますと、現在の分娩施設の体制を維持・継続することが望ましいことは言うまでもないと考えております。しかしながら、一方で出生数の激減などの目下の厳しい状況を考えますと、安全性あるいは持続可能性を確保する観点に立ちまして、施設の集約化も含め必要な対策の検討に踏み込まなくてはならない、そういう状況に現在あると考えております。

こうした認識の下、このたび作成をいたしました将来像とロードマップでは、向こう3年間とその先の中長期という2つの区分で、本県におきます今後のあるべき出産環境を描いております。

まず、令和9年度までの3年間は、安芸、中央、幡多の3地域におきます分娩体制の確保を図ります。このうち安芸地域では、令和8年度をめどに院内助産システムの導入を進めます。中央地域では、県内医療機関からの医師の応援派遣により高知赤十字病院の分娩取扱数の回復を図ります。あわせまして、妊婦健診と分娩を行う施設が異なる場合でも安心して分娩に臨んでいただけますように、施設間で円滑に情報を共有いたしますためのいわゆるセミオープンシステムを、県内統一の仕組みとして構築してまいります。

次に、中長期的な対応としまして、令和10年

度以降につきましては、医療機関のさらなる役割分担の推進などにより、安全性や持続可能性を確保いたします。特に県中央部におきまして、令和9年度までの取組に加え、出生数や医療従事者数の動向などを見極めた上で、その先の分娩体制への影響を踏まえまして、必要に応じてさらなる施設の集約化、そうした中での大規模分娩施設の整備についても検討を行ってまいりたいと考えております。

こうした体制確保の取組に加えまして、来年度からは妊産婦の方々の多様なニーズに対応するという観点から、いわゆる無痛分娩の導入を準備する、あるいは小児科医によりますオンライン医療相談をスタートさせる、こうした新たな取組も実施をしてみたいと考えております。

こうした取組を関係機関の方々と共に進めまして、将来にわたって安心して妊娠・出産・子育てができる環境の確保を目指してまいります。

私からは以上であります。

(人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇)

○人口減少・中山間担当理事(中村剛君) まず、今後の移住促進の強化策と、若年層に対する転出抑制対策についてお尋ねがございました。

移住促進の強化策については、今年度前半に実施した若年女性100人のヒアリング調査結果を踏まえた県外向けの大規模な移住プロモーションを今月から実施することとしております。

来年度は、これを継続、拡大し、大型連休や夏休み、年末年始、就職活動の時期など、年間を通じたプロモーションとして展開することで、より多くの若者に関心を持っていただくよう取り組んでまいります。あわせて、このプロモーションでは、県外だけでなく、県内に残る親世代や同年代の若者にも同時に情報発信を行って、御家族や身近な友人、知人からのUターンの呼びかけも行っていきたいと考えております。

一方、御指摘のように、25歳以上の層の若者の転出、特に一旦は県内に就職した若者の転職による県外転出、これを抑制する取組は、定住対策の充実に向けた重要な強化ポイントであると考えております。この転出の要因としては、都市部の仕事の所得・就労環境面での優位性のもとよりですが、高知県にある様々な仕事の情報や魅力が十分に伝わっていないことも一因ではないかと考えております。

このため、デジタルマーケティングの手法を活用し、県外への転出に関心を持つ若者を推定して情報を発信する定住プロモーションを実施したいと考えております。この取組では、やりがいのある仕事に出会い活躍されている県内の若者を紹介する動画等の発信に加えまして、商工業や1次産業、医療、福祉など各産業分野における求人情報やスキルアップのための支援施策などにつながる特設ページの開設も検討しております。

また、中長期の取組としても、先々のUターンや定住の動機づけとなる、子供の頃に地域との交流体験を積み重ねる取組も、庁内横断の施策としてさらに強化したいと考えております。

引き続き、議会の御意見も賜りながら、人口の社会増減の均衡が早期に図られますよう、しっかり施策の強化に取り組んでまいります。

次に、人口減少対策総合交付金の活用状況と今後の市町村のフォローアップについてお尋ねがございました。

交付金の活用状況について、全ての市町村に配分する基本配分型には34市町村が申請し、移住促進や子育て支援などに活用いただいております。また、県の掲げる目標達成につながる取組を支援する連携加算型では、これまでに13市町村が事業計画を策定しておりますが、今月末には新たに13市町村が加わり、累計で26市町村となり、残る8町村も年度内に計画が策定される

見込みでございます。

これにより、全ての市町村が、県とベクトルを合わせ、若者の増加に取り組む、そのための言わばスタートラインに立つこととなりますが、御指摘のように、全ての市町村で事業が動き出す来年度の取組が大変重要であり、市町村の事業が計画どおりの成果を出せるよう県がしっかりとフォローアップしていく必要があります。

このため、県が市町村をバックアップできるよう、新たな仕組みや体制を整えていきたいと考えております。例えば、事業計画の申請時のほかにも、計画に掲げた取組の進捗や目標達成の状況などについての定期的なヒアリングや意見交換を、産業振興推進地域本部とも連携し、実施してまいります。またあわせて、庁内メンバーに外部有識者を加えたフォローアップの場を設け、事業の成果の確認や実効性をさらに高めるための助言を行うことも検討してまいります。

こうした取組を通じまして、県と市町村の連携をさらに強め、全ての市町村に事業の成果を積み上げていただくことで、市町村の若年人口の減少を少しでも早く食い止めていきたいと考えております。

最後に、関係人口の拡大に向けた取組についてお尋ねがございました。

先行して人口減少や高齢化が進み、集落活動や産業の担い手が不足する中山間地域では、これまでの移住促進の取組に加え、集落と多様に関わり地域づくりに貢献したいという思いを持つ人材、いわゆる関係人口を増加させる取組を強化する必要があると考えております。

このため、来年度県内外の都市部の大学生や家族連れなど、田舎に関心のある方々をターゲットとし、中山間地域活性化の核となる集落活動における体験プログラムなどを通じて集落活動に参加していただく新たな取組を検討しておる

ところでございます。この取組によりまして、多くの方々が集落と関係性を深め、それを継続していくことで地域に活力を生み、さらにはその中から新たな地域のリーダーや担い手が育っていくことも期待するところでございます。

また一方、関係人口の拡大や先々の移住も期待できる二地域居住につきましても、お話のように、本年5月に地方への流れの創出や拡大を目的とした法律が整備されました。現在、国会で審議されている国の補正予算におきましても、二地域居住を促進するための実証的なモデル事業が盛り込まれており、本県におきましても、二地域居住により地域の課題解決に取り組む意向を持つ市町村が、このモデル事業の採択に向けた具体的な検討を進めているところであります。

引き続き、二地域居住も含めた関係人口増加の取組を進め、人口が減少する中山間地域においても多様な人材が交流し、地域が意欲的に活動する、いわゆるにぎやかな過疎の創出を支援してまいります。

(危機管理部長三浦謙一君登壇)

○危機管理部長(三浦謙一君) 山間部の事前復興まちづくり計画の進め方と市町村への支援についてお尋ねがございました。

事前復興まちづくり計画については、能登半島地震の教訓を踏まえ、次期南海トラフ地震対策行動計画において、土砂災害特別警戒区域の広がる中山間地域の市町村に拡大していくこととしております。

この計画の策定を円滑に進めるためには、過去の災害での対応が参考になりますので、まずは中山間地域における他県での大規模災害からの復興事例について収集・分析を行うことを考えております。また、この収集・分析結果を活用して、市町村が事前復興まちづくり計画を策定するための指針を来年度には策定したいと考

えております。

策定に当たっては、沿岸部のときと同様に、有識者や首長などで構成する検討会を設置し、地域の抱える様々な課題や復興に向けた視点などについて助言をいただくこととしております。この検討会を通じて、行政内部で検討する体制や、住民の参画による計画の検討手法のほか、住民の皆さんに復興後の姿をあらかじめイメージしていただける、地域の特性に応じた復興イメージなどを指針の中で取りまとめたいと考えております。

また、市町村職員の負担を軽減できるよう、計画づくりを外部委託するための財政的な支援制度についても、国の交付金を活用するなど検討をしてみたいと考えております。これと併せて、市町村内部の組織体制づくりや地域での検討会などの際には、事前復興室や地域本部の職員が市町村に出向き、技術的なアドバイスを行ってまいることとしております。

こうした取組の下、市町村における事前復興まちづくり計画の策定がなされれば、大規模災害が発生した後においても人口減少が加速することを防ぐことにつながれると考えています。そのためにも、今後市町村が計画づくりを進める際には、進め方へのアドバイスはもとより、マンパワー不足も解消できるよう、全力でサポートしてまいります。

(産業振興推進部長合田和穂君登壇)

○産業振興推進部長(合田和穂君) まず、産業振興計画における若年層の所得向上に向けた取組についてお尋ねがございました。

本年度、県が実施しました就職・進学希望地等意識調査によりますと、学生が就職先の企業に希望することとして、高校生、専修学校生、大学生のいずれもが、給与や賞与が高いことを上位に挙げております。また、本県の20歳代は、所得200万円未満の者の割合が全国に比べて高

いというデータもございます。

こうしたことから、若者の所得向上は、魅力ある仕事の創出を図る上で極めて重要な要素であり、その実現に向けては、県内事業者の経営基盤を一層強化することで安定的に利益の確保を図り、賃上げにつなげていくことが必要だと考えております。このため、来年度に向けた産業振興計画のバージョンアップにおいては、事業者の賃上げ環境を促進する取組を強化したいと考えております。

具体的には、商工業分野では、産業振興センターや商工会等による伴走支援を通じた企業の経営力の向上やデジタル化のさらなる推進に加えて、賃上げを要件とした補助金の創設を検討してまいります。

また、第1次産業分野では、I o Pクラウド、SAWACHI活用の推進品目の拡大や、情報発信システム、NABRASの機能強化、森林クラウドの搭載データの充実など、デジタル化の取組をさらに強化し、一層の生産性向上を図ってまいります。加えて、1次産業においても若者が安定的に収入が得られる雇用就労の場の拡大に向けて、事業体の法人化を推進してまいります。

さらに、非正規雇用からの正規化を目指す個人に対し、スキルアップに向けた支援の充実を図るほか、正規雇用の拡大に取り組む事業者や、キャリアパスや人事評価制度を導入する事業者に対する新たな支援策についても検討してまいります。

こうした取組を通じまして、若者にとって魅力のある稼げる仕事の創出につなげてまいります。

次に、物価の高騰による事業者への影響と支援策についてお尋ねがございました。

物価高騰の長期化は、県内の幅広い産業に影響を及ぼしており、例えば、価格転嫁が難しい

1次産業では、燃油や肥料、配合飼料等の生産コストの高止まりが経営を圧迫する状況が続いております。また、製造業などでは、一定の価格転嫁が進んでいるものの、度重なる原材料価格等の値上げを吸収するまでには至っていないと受け止めております。

こうした状況への対応といたしましては、まずは足元の影響を緩和する対策を講じていくことと併せて、物価高騰のさらなる長期化も見据え、足腰の強い産業へと構造転換を促す対策を講じることが必要と考えております。このため、まずは今回の国の補正予算を活用し、足元の影響緩和策として、商工事業者や畜産農家などの負担を軽減するための支援策を一部先行して講じることとし、関連する補正予算案を今議会にお諮りしているところでございます。

さらに今後は、国の重点支援地方交付金などを活用し、各産業分野の足元の状況に応じた短期的な対応も講じつつ、中長期を見据えて、省エネルギー設備の導入等によるコストの削減や、デジタル技術を活用した一層の生産性向上、さらには消費者の新たなニーズに応える付加価値の高い商品開発や新事業展開といった取組を支援してまいりたいと考えております。あわせて、こうした取組を通じて生まれた製品、商品等の外商支援についても強力に進めますことで、事業者の稼ぐ力を高め、経済環境の変化に柔軟に対応し、かつ持続的に成長できる経営構造へと転換を図ってまいりたいと考えております。

(農業振興部長松村晃充君登壇)

○農業振興部長(松村晃充君) まず、若手就農者の確保にどのように取り組むかとのことのお尋ねがございました。

本県の新規就農者数は、平成28年度の276人をピークに、令和2年度以降は210人台で推移しており、中でも30代以下の若年層の減少数が多くなっています。

若手就農者を増やすためには、農業への関心が低い若者や女性に農業を職業として意識し選択してもらうことが必要で、農業に興味を持ち仕事としての魅力を感じてもらう取組を本年度から強化したところです。具体的には、地域で生き生きと活躍する農業者の紹介や、県内の若手農業者自らがSNSを活用し、農業のやりがいや面白さを発信する取組、産地の担い手農家と交流する農業体験ツアーなどを実施しております。

さらに、来年度からは、初期投資の大きい自営就農に比べてハードルが低く、若者や女性が農業に従事しやすい雇用就農を促進する施策を強化してまいります。具体的には、県内の農業法人を知ってもらうための職場見学会や合同企業説明会の開催、さらには就農へのチャレンジをやすくし就職時のミスマッチを防ぐ仕組みづくりなどを行っていきたくと考えております。

あわせて、雇用の場の拡大を図るため、農業法人の規模拡大への支援を強化するとともに、新たな企業の農業参入に向けて、支援策、栽培品目、出荷先や農地の情報などを取りまとめた企業版産地提案書を作成し、誘致活動を強化していきたくと考えております。

こうした取組によりまして、若手就農者の確保を図り、本県農業の持続的発展につなげてまいります。

次に、集落営農組織の育成と既存の組織の活動の強化についてお尋ねがございました。

県では、これまで中山間地域の重要な担い手である集落営農組織の育成に取り組み、令和5年度末時点での組織数は223となっており、田植や収穫などの作業受託、シシトウやユズの栽培など様々な営農活動を行っております。しかしながら、近年は地域をまとめるリーダーや農作業を行うオペレーターなど、組織活動の核となる人材の不足により、新たな組織の設立に至ら

ないケースも多く、集落営農組織数は伸び悩んでおります。

こうした中、昨年度から各地域で地域計画の策定に向けて将来の農地や担い手についての話し合いが行われており、この機会を捉えて、地域で農地を守っていくための有効な手段の一つとして集落営農を提案しているところです。特に、基盤整備や集落営農組織の設立に前向きな地域に対しては、先行事例の視察や研修会の開催などを行い、集落営農のメリットについて理解を深めていただき、組織化につなげていきます。

一方、構成員の高齢化や後継者不足が課題となっている既存の組織につきましては、しっかりと稼ぎ、組織を担う新たな人材を確保できる経営体質への転換が必要であり、収益性の高い作物の導入や経営規模の拡大などに向けて、ソフト・ハードの両面から支援を行っているところです。そうした中においても活動の継続が難しくなっている組織につきましては、担い切れなくなった作業の一部を近隣の集落営農組織に請け負ってもらうことで営農の維持につなげていく組織間連携を進めてまいります。

これらの取組により、新たな集落営農組織の育成と既存組織の活動の強化を図ってまいります。

(林業振興・環境部長西村光寿君登壇)

○林業振興・環境部長（西村光寿君） 林業分野における今後の強化策と若手就業者の確保についてお尋ねがございました。

林業分野においては、森林資源を余すことなく利用する中で、林業適地を中心に再造林を進め、森林資源の循環利用を図ることが重要です。このため、来年度は今後増加が見込まれる大径材の有効活用や森林施業の低コスト化のための取組などを強化することとしています。

このうち、大径材の有効活用に向けましては、本年度策定する大径材利用戦略に基づき、加工

施設の整備を進めるとともに、製材技術の向上に向けた研修会を開催したいと考えています。

また、森林施業の低コスト化に向けては、スマート林業の普及や林地残材の搬出を促進し、再造林コストの低減を図るとともに、木質バイオマスのエネルギーの利用拡大につなげる取組などを強化していきたいと考えています。

次に、若手就業者の確保につきましては、林業に従事し地域で暮らしていける、そういうイメージが持てる職場であることが重要です。このため、本年度から始まる林業技能検定などによる技能評価と連動し役職や待遇が上がっていく、いわゆるキャリアパスの導入に向けた支援を検討しているところでございます。

こうした取組により、若手就業者が将来に期待を持てる魅力ある職場づくりを進めてまいりたいと考えています。

(水産振興部長濱田美和子君登壇)

○水産振興部長(濱田美和子君) まず、産業振興計画の水産分野における今後の取組の強化についてお尋ねがございました。

少子高齢化が進み、漁業者が減少する中、水産業を持続させていくためには、生産性を高めることで漁獲量を維持・拡大することが重要です。さらに、産地での加工により付加価値を高め販売することにより、水産物の単価の向上につなげ、漁業者の所得を増加させることも重要です。

このため、まず生産面では、デジタル技術を活用した効率的な生産体制へ転換するため、漁業現場へのデジタル機器の普及を促進するとともに、土佐黒潮牧場へのソナー設置による魚群の見える化など、NABRASで発信する情報の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

加えて、漁船漁業において、温暖化など海洋環境の変化に対応していくため、単一の魚種や

漁法だけに依存しない漁業、いわゆるマルチ漁業化が進むよう、技術の習得や機器整備へのさらなる支援を検討しているところです。

また、養殖業において一層の生産拡大を図るため、これまで行ってきた漁場候補地の調査を基に、規模拡大や参入の意向がある事業者への誘致活動を強化します。あわせて、陸上養殖の推進にも新たに取組んでまいります。

次に、加工・流通・販売では、加工施設の整備が進み、大量注文への対応が可能となったことから、大口注文が期待できる国内外のチェーン店等に向けたプロモーションなど、外商活動を強化してまいります。

あわせて、こうした取組を支える担い手の確保も重要であるため、若者や女性をメインターゲットにした就業希望者の掘り起こしを強化してまいります。

これらの取組をしっかりと進めることで、漁業者の所得の向上を図り、若者が地域で稼げる魅力的な水産業の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、水産分野における若者や女性の担い手確保への取組についてお尋ねがございました。

より多くの若者や女性の担い手を確保するためには、県内外の漁業に興味を持つ可能性のある人へのアプローチの強化と働きやすい環境づくりが重要です。

まず、若者等へのアプローチについては、就業フェアの来場者や就業相談者の増加に向けてデジタルマーケティングを強化いたします。具体的には、これまで、高知・釣りあるいは転職・漁業などと検索した人に対して一律に表示していた広告を、今後は年齢や性別などにより細かく設定したターゲットごとに興味を持つ広告を表示することで、フェアや相談窓口のホームページへ効果的に誘導したいと考えています。あわせて、ホームページを若者や女性に響くデザイ

ンにリニューアルするとともに、水産業で活躍する若者や女性の姿を定期的に発信するなど、内容を一層充実させることで、本県の漁業の魅力をしっかりとPRしたいと考えております。

また、働きやすい環境づくりにおいては、女性による職場体験を通じた調査の結果、体力的な負担が大きい一部の作業を除き、ハラスメントに対する意識の改革や、トイレ、シャワー等の職場環境の改善がなされれば、女性も十分に活躍できることが明らかになってきました。そのため、デジタル化などによる省力化をさらに推進するとともに、専門家の派遣によるハラスメント研修の実施や職場の設備改修などに取り組む事業者を支援してまいりたいと考えております。

さらに、女性をはじめ多様な人材が活躍できる水産業を目指し、女性主体で漁獲から加工・販売までを行う事業モデルの構築について検討したいと考えております。このモデルを県内の他の事業者や県内外の水産業を志す若者や女性に発信することで、誰もが働きやすい高知県の水産業をアピールしてまいります。

これらの取組を通じて、本県水産業を若者や女性に選ばれる魅力的な産業へと転換を図ることで、担い手の増加と定着につなげてまいります。

(商工労働部長岡田忠明君登壇)

○商工労働部長(岡田忠明君) まず、生産性の向上と働き方改革の推進の取組の強化について御質問がありました。

商工業分野では、人口減少下でも持続的に成長していく商工業の実現を目指し、生産性の向上と働き方改革の推進それぞれについて、取り組む事業者の裾野を広げる量的拡大と、各事業者の取組の質的向上の2つの視点で施策をより一層強化したいと考えています。

生産性の向上では、デジタル技術などを活用

した省力化、高付加価値化を促す施策の充実を検討しています。具体的には、量的拡大に向けて、県内事業者のモデル的なデジタル導入例を広く発信することで横展開を目指したいと考えています。また、商工会などの経営指導員の支援力を高める施策の強化や、高知デジタルカレッジの講座内容の充実などを検討しています。

質的向上に向けては、産業振興センターに事業者のDXや生産性向上を支援するアドバイザーを配置し、伴走支援体制を強化するとともに、導入コストの軽減を図るためデジタル化や省力化に関する県独自の補助制度も検討しています。

次に、働き方改革の推進では、量的拡大に向けて、ワーク・ライフ・バランスの認証制度に男性育休部門を新設することや、賃上げ促進も含めた事例集の作成を考えています。

質的向上に向けては、大幅に増員した働き方改革コンサルタントによる伴走支援に加え、今年度新たに創設した、女性や外国人材が働きやすい環境の整備を促進する補助制度について、対象となる事業者の業種の拡大を検討しています。

今後とも、商工業分野の目指す姿の実現に向けて、生産性の向上と働き方改革の推進の取組をさらに充実強化したいと考えています。

次に、企業誘致のさらなる強化策の進め方と、若者や女性に選ばれる企業の誘致について御質問がありました。

これまで県では、製造業や事務系企業、IT・コンテンツ系企業に加え、1次産業分野の産品を加工する企業などの誘致に取り組んできました。これらの取組により、産業振興計画を策定した平成21年度以降では65社を誘致し、およそ1,800人の雇用創出を実現しています。

一方で、元気な未来創造戦略や中山間地域再興ビジョンで掲げた目標などを達成するために

は、若者や女性が魅力を感じる企業や中山間地域への誘致をこれまで以上に進めていく必要があります。

このため、企業誘致の視点を広げることとし、これまでの商工業や1次産業分野の取組に加えて、中山間地域に仕事をつくる、中山間地域の生活機能を維持するという視点を含めた県全体の企業誘致戦略を来年3月までに策定し、全庁を挙げて取り組むことといたしました。この12月には副知事をトップに、関係する部の副部長級で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、今後の誘致活動の進め方や支援策の在り方などの協議を始めたところです。

この戦略では、従来、企業誘致の対象として位置づけてこなかった量販店など、地域で必要とされる生活インフラや宿泊施設などについても、地元や業界団体の意向を伺いながら、当該市町村との連携を密にした誘致活動を進めていきたいと考えています。そのため、地域の実情に通じている地域産業振興監もプロジェクトチームのメンバーとしているところです。

また、お話にありました若者や女性に選ばれる企業の誘致では、これまで中山間地域を含む県内各地に50社近くの事務系企業やIT・コンテンツ系企業を誘致した実績がありますので、培ってきたノウハウや人的ネットワークを生かしながら引き続き取り組んでいきます。

加えて、若者に人気のアニメ産業や、新たな取組として理系学生の受皿となる企業の誘致にも取り組むこととしています。既に、県内の理系学生を対象に、就職を希望する企業や業種に関するアンケートを実施しています。今後、アンケートを分析し、ターゲットとする企業や業種の絞り込みを行った上で、本格的な誘致活動に取り組んでいきます。

企業誘致は雇用創出に即効性があることから、市町村など関係者との連携を密にし、案件によっ

ては年度内に着手するなど、スピード感を持って取り組むことで、若者や女性の県内定着と中山間地域の活性化を目指します。

最後に、商工会などの経営指導員の人件費への支援の拡充について御質問がありました。

商工会、商工会議所の経営指導員の業務内容は、議員お話しのとおり、近年多様化、複雑化しています。また、中山間地域など厳しい経営環境にある事業者に対して、必要かつ的確な支援を行い、地域の経済や雇用の維持をしていく上でも、その重要性がますます高まっていると認識しています。

そうした中、全国的にあらゆる産業分野で人手不足が深刻化しており、県内の商工会などでも慢性的に欠員が生じている状況です。関係団体などにお聞きする中では、欠員が続く理由の一つとして、経営指導員の賃金水準が県内企業などと比べて相対的に低いのではとの御意見もありました。

商工会などにおいては、賃金水準の見直しなどに必要な自主財源の確保に向けて新たな会員の獲得などの取組を進めていますが、県に対しても補助金の増額について要望をいただいています。県としましても、経営指導員の確保や、経営指導員のモチベーションを高めて離職を防ぎ、事業者への支援を継続、充実していくためにも、民間企業と同等の賃金水準への見直しが必要ではないかと考えています。

このため、来年度に向けて、商工会などが適正な賃金水準に見直しができるよう、他県の状況も参考にしながら検討していきたいと考えています。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長(小西繁雄君) まず、観光分野での中山間地域における取組の強化についてお尋ねがございました。

本県観光は、連続テレビ小説の効果などによ

り追い風が続いている一方で、経済効果を各地に波及させ中山間地域の活性化につなげていくことが課題だと考えています。

こうしたことから、中山間地域での宿泊機能の充実に向け、土佐清水市の窪津など県内3か所で複数の空き家などを改修して活用する、いわゆる分散型ホテルの整備に取り組んでいるところです。また、若者に関心が高い自然を生かしたアクティビティーをはじめ、地域の文化や暮らしをテーマとした新たな観光商品をつくり、宿泊プランとして販売するなど、面的な受入れ体制づくりも進めています。

今後は、中山間地域における分散型ホテルの新たなエリアの掘り起こしなどにより宿泊機能を一層充実させながら、周辺の1次産業とも連携した新たな商品づくりを進め、宿泊と体験を組み合わせた長期滞在型の地域づくりを強化していきたいと考えています。

このように、今後も各種の施策をバージョンアップさせ、地域のための観光、若者が活躍できる場の創出に向けて、中山間地域に光が当たるよう取り組んでまいります。

次に、人材確保の観点から、宿泊施設における旅行需要の平準化についてお尋ねがございました。

閑散期や平日の誘客を促進することにより旅行需要の平準化を図っていくことは、通年雇用や待遇改善につながる重要な取組であると考えています。このことから、冬の閑散期対策として、高知城での夜間イベントや高知龍馬マラソンの開催、スポーツ合宿の誘致などを行い、誘客の拡大に努めているところです。

来年度は新たに、オンライン旅行会社を活用した平日限定の宿泊割引クーポンの発行など、平日宿泊の促進に取り組むと考えています。また、子育て施策とも連携して平日観光を楽しんでいただける機運の醸成を図っていきたく

思います。さらに、龍馬パスポートの仕組みを活用して長期滞在を促進していきたいと考えています。

このように、観光事業者の皆様にご協力をいただきながら、旅行需要の平準化に向けた取組を強化し、観光分野における人材確保に努めてまいります。

最後に、スポーツの競技力向上と若者などへの裾野の広がりについてお尋ねがございました。

本県の競技力は、平成30年度に全国最下位であった国民スポーツ大会の総合成績が今年度38位まで上がったことをはじめ、全国大会や国際大会で活躍する選手が近年大幅に増加するなど、着実に向上していると感じています。

今後は、高知県スポーツ協会などと連携を深め、各競技における強化計画をバージョンアップすることで、全高知チームなどの重点強化策がより効果的に行われるよう支援してまいります。加えて、県外遠征による強豪チームとの練習や、メンタルや栄養などのスポーツ医科学面でのサポートを強化し、各競技団体の取組の質的な向上を図ってまいります。

次に、子供や若者などのスポーツ参加への裾野を広げることにつきましては、世代のニーズや地域の実情に沿った取組を進める必要があると思います。そのため、スケートボードやBMXなどのアーバンスポーツや、パリオリンピックで正式種目となったダンスなど、若者の関心が高い新たなスポーツの普及に取り組んでいきたいと考えています。また、市町村が行うスポーツ教室やサークル活動を支援し、中山間地域でも継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めてまいります。

さらに、パリオリンピック・パラリンピックのメダリストの協力を得ながら、障害者と健常者が一緒に楽しむことができるスポーツ活動を推進するなど、障害者のスポーツ参加の拡大も

図ってまいります。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西森裕哉君) まず、重度心身障害児・者医療費助成制度に精神障害のある方を含めることについて、関係者会議での議論の内容や、制度導入に向けた論点、また今後の検討の進め方についてお尋ねがございました。

このことについては、先月県内7市町のほか医療・福祉関係者や当事者団体など計13名で構成する関係者会議を立ち上げ、本格的な検討を開始したところです。第1回目の会議では、精神障害のある方の県内の状況や本制度の全国的な実施状況を共有した上で、検討が必要な論点や今後の進め方について議論を行いました。出席者からは、精神障害を含めた制度の導入自体は必要との共通した認識の下、厳しい状況にある当事者の実例や全国的な状況を踏まえた様々な意見が出されたところです。

主な論点としては、重度障害の方を対象とする本制度において、対象となる精神障害の程度をどのような考え方で設定するか、また身体障害や知的障害との公平性の確保や制度導入に伴う財政負担の規模などがあると考えています。こうした論点について、必要に応じて専門家にも意見を聞くなどして、重度の精神障害のある方の生活実態の把握を進めるとともに、関係者会議における検討を重ねてまいります。あわせて、財政負担については、市町村によって状況も大きく異なることから、丁寧に合意形成を図ってまいります。

今後、第2回目の関係者会議を年度内に、全体では五、六回程度の会議開催を通じて、来年中には高知県としての制度改正案を取りまとめることを目指し、取り組んでまいります。

次に、こうち介護生産性向上総合支援センターの取組と、県内訪問介護事業者への支援の

継続と拡充についてお尋ねがございました。

このセンターにおいては、10月の開設以降、生産性向上に向けたセミナーを開催するほか、業務効率化を図るデジタル技術の導入や処遇改善などに関する事業者からの相談対応などを実施しております。また、事業所に継続的にアドバイザーを派遣し、管理者を含めた職員のグループワークによって事業所内の課題を洗い出すなど、きめ細かな伴走支援にも取り組んでいます。

中でも、訪問介護事業所への支援については、介護報酬体系における加算が着実に取得できるよう、今月から中山間地域に関する加算が未取得である54事業所に対しプッシュ型で働きかけと取得支援を開始いたしました。また、訪問介護員の賃金改善に向けた処遇改善加算の取得を支援するため、未取得の事業所を対象としたセミナーの開催や個別相談、計画書の作成支援などを10月から実施しております。

加えて、介護報酬がマイナス改定となる中で、物価高騰の影響を経営努力で吸収することが難しい小規模な事業所を対象に、エネルギー価格高騰による負担を軽減するための給付を行ってまいりたいと考えております。

さらに、中山間地域における訪問介護サービスを充足するため、現在嶺北地域で進めている事業者間の相互応援モデルの効果検証を踏まえ、現在行っている移動に係る支援策など、関連する必要な支援策について、その拡充を具体的に検討してまいります。

こうした支援策の拡充によりまして、必要な方に必要な介護サービスが提供できますよう、引き続き取り組んでまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、県立高等学校再編振興計画の次期計画の概要についてお尋ねがございました。

現在、検討しております次期計画では、学校

の魅力化、特色化、また各学校の学びの質の向上や、個別最適、協働的な学びの充実を大きなテーマとしております。そして、県立高等学校を5つのグループに分類し、グループごとに取組の方向性や学級規模の目安などを設定したいと考えております。

具体的に申しますと、まず第1に、生徒数の多い高知市、南国市にある学校では、1学年の学級規模を4学級から6学級とします。そして、それぞれに進学やスポーツ、文化の活動拠点とするなど、各校の特色をさらに磨き、またスケールメリットを生かした学びを実践します。

第2に、県東部や西部などの地域の拠点校については、1学年を4学級以上と設定し、地域における進学や部活動を牽引するよう、指導体制の充実を図ってまいります。また、産業系の学科では、地域や生徒のニーズに応じた学科改編の検討を行ってまいります。

第3に、中山間地域等の高等学校では、遠隔教育や地域の資源を活用した学びを充実し、生徒の学習機会の拡充や学習の質の向上に努めてまいります。また、学校の最低規模の目安を、本校は1学年1学級20人以上、分校は10人以上とします。その上で、努力目標を、原則、本校は41人以上、分校は11人以上とし、各学校と市町村が協働して、努力目標を上回る生徒数の確保に向けたアクションプランの策定、実行に取り組むこととしております。このアクションプランの評価を令和10年度に行ってまいります。

第4に、産業系の専門高等学校では、企業との連携を強化し、ICTなど最先端の技術を導入するとともに、時代に合った学科改編などに取り組むこととしております。

第5に、定時制、通信制の課程の学校に関しては、生徒数の減少が著しい定時制夜間課程を再編し、多様な学びに対応できる通信制を充実させてまいります。

その他、生徒の多様な学びのニーズに応えるための学校や日本語を学習するコースの設置に向けて検討してまいります。さらに、生徒数の減少に合わせた入学定員の見直しや、学校の特色を生かした入試制度の見直しに向けても取り組むこととしております。

なお、この次期計画は、令和7年度から令和14年度までの8年間を計画期間とし、令和10年度までを前期、令和11年度から令和14年度までを後期として取組を進めます。

今後、さらに具体的な検討協議を行い、計画案を取りまとめた上で、1月からパブリックコメントを実施し、県民の皆様方から御意見をいただき、本年度内に次期計画と前期実施計画を策定したいと考えております。

次に、市町村からの意見を受けて、生徒数確保の努力目標達成にどう取り組むのかとのお尋ねがございました。

県教育委員会では、10月から11月にかけて高知市を除く全ての市町村を訪問し、これからの県立高等学校の在り方についての意見交換を行ってまいりました。特に、中山間地域等の小規模校13校については、生徒数確保に向けた努力目標を設定し、地元市町村と連携してその達成に向けたアクションプランを策定、実行することについて協議を行い、全ての関係市町村から合意を得られたところでございます。

市町村からは、地域活性化の側面からも高等学校は地域に必要、不登校をはじめ多様な学習ニーズに対応する高等学校が必要、域内の多くの生徒や保護者は高知市内の学校への進学を希望しており、努力目標の達成は困難性が高い、中央部の学校の整理や入学定員数の縮小も検討すべきといった様々な御意見をいただきました。市町村にとっても、地元の高等学校が地域の核となる存在であり、強く必要性を感じている一方で、学校の存続に対して厳しい現実を感じて

いるところもあることを改めて受け止めた次第です。

今後、生徒数の確保に向けて、学校、地元市町村の教育委員会、あるいは人口減少対策の担当部署、産業界等を含む関係者などで構成する地域コンソーシアムを構築してまいります。そして、このコンソーシアムを核として、各学校の目標達成に向けたアクションプランの着実な実施に向けて取り組んでいくこととしております。

あわせて、アクションプランを推進する市町村の取組に対して人口減少対策総合交付金などによる財政支援を行うことも、関係部局と共に検討してまいります。

次に、教員採用審査における辞退状況の受け止めについてお尋ねがございました。

本年6月1日に実施した小学校教員採用審査では、採用予定人数130名に対し547名が受審しております。これに対し、議員のお話にもありましたように、1回目の合格発表で280名を合格としたところ、その約7割に当たる204名が辞退をいたしました。また、10月25日に発表した2回目の合格者13名を含めた合格者293名のうち、現時点での辞退者は209名となっております。

辞退の要因について申しますと、まず本県では、審査日程の早期化や関西会場での審査実施により、他県との併願者も含め多くの受審者を確保するようにしております。これによりまして、他県に合格した方がその地元に戻り教員になることで、本県を辞退するケースが多いものと認識しております。

実際、過去4年ほどは小学校教諭の1回目の合格者の辞退率は7割程度となっており、今回につきましても同程度の辞退者は想定していたものでございます。ただ、やはり教員の確保については引き続き厳しい状況であると、危機感を持って受け止めております。

こうした状況を踏まえ、本年度は本月15日に追加審査を実施することとしております。この審査では、40名の募集に対し74名の応募がっております。さらに、来年1月には、県外の現職教員などを対象とする特別選考も予定しております。これらのことによりまして、採用予定人数130名については確保することができるものと考えております。

最後に、教員確保に向けた今後の取組についてお尋ねがございました。

全国的に教員が不足している中で、若者に本県の教員になりたいと思ってもらうためには、意欲を持って働き続けられる環境づくりや支援体制を整え、それらをしっかりとアピールしていくことが重要だと考えております。そのため、まずは学校の働き方改革を進め、教員の負担軽減を図ることが必要であり、教員の専門性を要しない業務を担う教員業務支援員の配置拡大や、学校現場での業務削減、効率化に取り組んでいるところでございます。

また、特に若年教員の負担を軽減するため、本年度からサポート教員を配置するとともに、メンタル相談体制の充実も図っております。今後、こうした取組をより強化していきたいと考えております。

さらに、県外出身の若者が孤立することなく定着できるよう、学校内で生活面を含めたサポートを行うことや若年教員同士の横のつながりをつくるといったことにも意を用いて取り組みたいと考えております。そして、こうしたサポート体制や本県教員の魅力などをしっかりと、また、より効果的に情報発信してまいります。

加えまして、教員を目指す若者に対し、教員になることへの不安を解消し安心感を与えるというアプローチも重要と考えております。このため、本月4日には教育実習を終えた高知大学教育学部の3回生と県教育委員会の指導主事と

の座談会も新たに開催をいたしました。学生からは、大変とは思いますがそれ以上にやりがいがあると感じた、少しずつ不安が解消され教員になりたい気持ちが強まったなどの声もいただいております。

また、本年度からは新たに、私自身が若手教員と対話する場を設けております。こうした場でお聞きした生の声を取り入れながら、効果的と思われる取組を随時実施し、教員の人材確保に努めてまいります。

○14番（横山文人君） それぞれ丁寧かつ前向きに御答弁をいただき、ありがとうございました。

2問目、1つ行わせていただきたいというふうに思うんですけども、人口減少対策総合交付金のフォローアップについて先ほど人口減少・中山間担当理事からお話があり、現場のほうでは地域本部からしっかり声を聞いて拾い上げていって進めていくということ、また庁内のほうにも有識者等も含めた新たな組織において様々議論をしていくというようなお話がございました。

実際、現場のほうの地域本部でどのようにその取組をフォローアップしていくのかということと、この庁内の新たな組織の中において、どういった視点も含めて、どういった議論、やり方をもってフォローアップしていくのか、その辺の詳しい検討事項が今あれば教えていただきたいというふうに思います。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君） 現在、まだ検討段階ではございますので、考え方、方向性という形にはなりますが、まず現場での意見交換につきましては、地域本部のほうで定期的にフォローアップ、産業振興計画の関係の会議等を開いております。その場におきまして、管内の市町村あるいは県庁の中山間地域対策課の職員も参画した上で、現在御提出いただいている計画に基づいた、月々まで拾えるかどうか

分かりませんが、事業とその成果、そして市町村全体の若者の増加動向、婚姻数、出生数といったものの、まず足元の点検をしっかりと情報を共有するというのを考えております。

次に、設けたいと思っております外部の方も含めましたフォローアップの場でございますけれども、こちらはまだあくまで検討中ではございますが、審査会のメンバーには県庁の関係部局の副部長に入らせていただいておりますが、そうした審査会で事業を御審査いただいた庁内のメンバー、加えまして外部の人口問題あるいは中山間対策に詳しい専門家の方に適宜入らせていただきながら、それぞれの点検結果の確認、そして年に2回ほどを想定しておりますが、各市町村の事業の進捗を確認し、事業の変更あるいは計画の変更、改善なども議論する場というのを設けたいと考えております。

○14番（横山文人君） ありがとうございます。

人口減少・中山間対策については、知事の御答弁にもありましたように壮大かつ息の長い取組でもありますけれども、質問でも取り上げましたように、本県は産業振興計画をもって高知県を挙げての取組によりまして県経済を好転させてきたという経験と実績がございます。小さな県だからこそ、若者や女性をはじめ一人一人が活躍できる、またその応援をすることができるという高知の強みを引き続き生かしていただきたいと存じます。それによって、知事のおっしゃる若者や女性に選ばれる高知県の実現、そして若者や女性が地元に残りたい高知県の実現が図られるんだらうと感じております。

今年も残すところあと半月強となっております。知事をはじめ執行部の皆様には、今議会をはじめ来年度当初予算編成に向けた作業など、お忙しい日々が続くことと思われませんが、御自愛の上、引き続き、目指すべき高知県像の実現と持続可能な人口構造への転換に向け頑張っ

くださいますようお願いを申し上げ、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。
(拍手)

○議長（加藤渚君） 暫時休憩いたします。

午後0時22分休憩



午後1時25分再開

○副議長（金岡佳時君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番岡本和也議員。

(35番岡本和也君登壇)

○35番（岡本和也君） 日本共産党の岡本和也です。日本共産党を代表して、質問をさせていただきます。

知事の政治姿勢について、石破政権への評価をお聞きします。

さきの総選挙での国民の審判により、少数与党の状況が生み出されました。衆院に17ある常任委員長のポストは、与党の独占状態が壊れ、政府予算案を含む国政全般を全閣僚出席の下で審議する予算委員長を含む7つのポストが自公以外の政党に割り振られました。また、改憲勢力が改憲発議に必要な3分の2以上の議席を占める状況も衆院で瓦解し、憲法審査会会長も野党が取りました。

これまで、小選挙区制が作り出した自民一強の下で、国会審議を軽視し数の力で法案を押し通す政治が横行しましたが、同じやり方は通用しなくなりました。新しい国会では、徹底した審議を通じて国民の意見や要求を反映した政治を進めるという国会の本来の役割を果たすため、全ての政党がその姿勢を問われています。

今回の審判は裏金政治への怒りですが、国民

の暮らしの大変さ、それに対する政治の無為無策への怒りが結びついた、深く広いものです。新しい国会の景色を生み出すことに、日本共産党としんぶん赤旗が、裏金問題、非公認候補への2,000万円振込問題などのスクープで貢献できたことは、私たちの大きな喜びと確信です。

同時に、新しい国会では、国民の願いを実現できる新たな可能性が生まれていることは重要です。政治資金の問題では、自民党の裏金問題の全容がその改革の前提となりますが、改革の本丸は企業・団体献金の禁止です。個人では不可能な金額の献金を営利企業が行い、政治に影響力を行使することは、個人の参政権を侵害するものです。

日本共産党は一貫して企業・団体献金禁止を訴え、自らも実行してきましたが、今回の総選挙では、自民党以外の各党が企業・団体献金禁止を公約しています。総選挙後に自民党が出してきた改革案は、企業・団体献金を存続させ、企業・団体による政治資金パーティー券の購入と、政党支部を通じての献金という2つの抜け穴を残すもので、全く無反省な態度です。しかし、これまでのように強行採決で逃げ切ることはできません。

企業・団体献金禁止の選挙公約を守り実現させることが政治の信頼回復にとって重要と思うが、知事にお聞きします。

10月29日、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対する総括所見を出し、選択的夫婦別姓の早期導入を求める4度目となる勧告を行いました。委員会は、これまでの勧告に対し何らの行動も取られていないと指弾し、2年以内の追加報告を求めました。

日本が今や世界で唯一の夫婦同姓強制の国であることは、法務省自身が認めるどころです。経済界も、早期実現を提言しています。朝日新聞7月実施の世論調査で、賛成が7割と、反対

の2割を大きく上回っています。政治がこの声に応える番です。

選択的夫婦別姓と同姓婚を進めない政治家を落選させるヤシノミ作戦に取り組んでいる、IT企業サイボウズ社長の青野慶久さんの集計によれば、今回当選した衆院議員のうち、選択的夫婦別姓賛成65%、反対13%となっています。参院議員は、賛成53%、反対17%です。主要政党で反対しているのは、自民党や維新の会です。

選択的夫婦別姓の実現に踏み出すべきです。政治への諦めを打ち破り信頼を取り戻す上でも大きな意義があると考えます。知事の認識をお聞きします。

高過ぎる学費のさらなる値上げが大問題となっています。国立大学では2019年以降7大学で、私立大学でも早稲田、慶應、明治、立命館、同志社などで値上げが相次ぎました。9月に東京大学が値上げを発表したことで、値上げ連鎖が起きかねない状況です。今でさえアルバイトと奨学金や教育ローンの借金なしには大学に通えない学生が多数で、大学に通うためのアルバイトで大学に通えなくなるという悲劇すら起きています。

重要なのは、大学が値上げに踏み切らざるを得ない原因は政治にあることです。日本の高等教育予算は、OECDの中でも最低水準です。2004年の国立大学法人化後、1,600億円の運営費交付金を削減、私学助成も経常費の1割以下に抑制されたままです。物価高騰の下、値上げを選択せざるを得ない状況に追い込んだのです。この状況が続けば、日本の大学教育、学術研究、科学技術に未来はありません。

総選挙では、主要政党の全てが、高等教育の無償化、負担軽減などを公約しました。その下で学費値上げという真逆の事態を許せば、国民は何を信じたらいいのでしょうか。

無償化は財源問題もあり、十分な議論と調整

が必要ですが、値上げ回避のための緊急の手だてには大きな予算は必要ありません。日本共産党は、1,000億円程度で国公立大学、専門学校の来年度の値上げを回避できると提案し、各党に協力を呼びかけています。東京大学の値上げ計画は、国立大学の授業料標準額からの上限に当たる2割増の10万7,000円ですので、提案は、値上げをしていない大学、値上げ計画を撤回した大学に、新生1人当たり、値上げ額に相当する10万7,000円の緊急助成を行うものです。

高過ぎる学費問題の解消とともに、来年度の値上げ回避は政治の責任と思うが、知事にお聞きします。

来年度の地方財政計画について、昨今の社会保障費の自然増や子ども・子育て支援策の拡充、防災対策やデジタル化推進など行政需要が膨らんでいるにもかかわらず、一般財源総額は前年度を下回らないという程度に抑制、事実上削減されてきました。この間のアベノミクスの影響による円安、物価高騰が、自治体運営を直撃しています。さらに、名目賃金の引上げを反映した人事院勧告の実施などもあり、一般財源総額にふさわしい増額が待ったなしとなっています。

話題となっている所得税の基礎控除額の引上げは、生計費非課税の原則から、日本共産党は以前から縮小に反対し、引上げを求めてきました。問題は財源です。生計費に課税する消費税増税を充てれば、低所得者の税負担が逆になります。社会保険料の発生する130万円の壁も含めて国民的な議論が必要ですが、制度変更により地方財源に穴が空くことはあってはならないことです。

来年度の地方財政の一般財源総額の確保について知事の認識と決意をお聞きします。

現在、国会では補正予算案が審議されています。長期にわたる賃金の低迷に物価高騰が加わり、実質賃金が減少し続ける下、求められてい

るのは国民の暮らしを支え所得を増やすことですが、今回の経済対策では全く不十分です。しかも、補正としては過去最大、8,268億円もの軍事費まで盛り込まれています。同時に、地方団体からの要望の強かった重点支援地方交付金が1兆908億円増額されています。

第1次産業、医療・介護・保育施設、学校、中小企業や商店、生活交通事業者などの物価高騰への支援策とともに、県立学校の給食費の無償化や、市町村と調整しながら住民税非課税世帯ではない独り親世帯への給付金に取り組むことも考えられます。

今年度の重点支援地方交付金をどのように活用するのか、知事にお聞きいたします。

次に、核兵器廃絶と核被災者支援について質問します。

今年10月11日、ノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会が受賞しました。日本被団協は、今から70年前、1954年のビキニ事件を機に、原水爆禁止の行動に広範な国民と共に立ち上がり、自らの体験を通じて人類の危機を救おうと結成されました。

受賞理由は、核兵器のない世界の達成への努力と被爆体験の証言を通じ、核兵器の使用を許さない倫理的規範を強めたことです。日本共産党県議団は、この受賞を心から歓迎するものです。ノーベル委員会は、この受賞によって、自らの痛ましい体験と苦痛に満ちた記憶を伝え、平和の希望と運動を育んでいる全ての被爆者をたたえたいと言っています。

日本被団協のノーベル平和賞受賞に対する知事の思いをお聞かせください。

今回の受賞は、ロシアの核による威嚇など、核兵器使用のタブーが深刻な危険にさらされていると強い警告を発していることも忘れてはならない点です。

私は、今年8月に広島で開催された原水爆禁

止世界大会に、県内の高校生はじめ県民の皆さんと参加しました。改めて、原爆資料館で様々な資料を見、また数少ない被爆体験者のお話を聞く中で、人間の愚かさを知り、二度とこのような惨禍を繰り返してはならないと強く思いました。

世界大会で採択された広島決議では、世界は核破局の瀬戸際とも言える状況にある、核兵器はいかなる状況においても決して使用してはならない、全ての核兵器を一刻も早く廃絶しなければならない、希望の光である核兵器禁止条約を力に、核兵器のない平和で公正な世界への道を切り開くため直ちに行動するよう呼びかけています。

来年は被爆80周年です。被団協の皆さんは、日本もアメリカと一緒に核兵器禁止条約に署名、批准を、来年開かれる核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加をと訴えられています。

被爆者の皆さんのこの切実な思いをどう受け止めるのか、知事にお聞きします。

次に、マイナ保険証について質問します。

石破内閣は、今年12月2日から健康保険証を廃止しました。今後は原則的にはマイナ保険証を利用するとし、健康保険証の新規発行を停止させました。

健康保険証が廃止されるとなれば、今1種類で済んでいる資格確認の方法が9種類にも増え、マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルPDFファイル、マイナポータルのダウンロードなどなどの組合せが発生します。命に関わる資格確認の場で、複雑で、利用する国民自身が分かりにくい、使いにくい制度になることは大問題です。

従来の健康保険証は、1種類の紙のカードというシンプルな形でありながら大きな不具合がないことが一番のメリットです。本人の写真がないことによる不正利用も、国の公式データで

は、全国で年間僅か10件程度しかありません。日本が長年かけてつくってきた、国民皆保険を支える極めて優秀なシステムです。これまでどおり紙の健康保険証を残せば、資格確認書も資格情報のお知らせもマイナポータルの特典も全て紙の保険証廃止で生じる穴を塞ぐために作られるものですから、不要になります。

マイナ保険証と従来の保険証の2種類で済むほうがコストも少なく、利便性でも優位であると思いますが、知事の認識をお聞きます。

2点目に問題となるのが、トラブルの回避が難しくなる点です。マイナ保険証のトラブルは一向に減らず、全国保険医団体連合会のアンケート調査でも、今も6割、7割の医療機関でトラブルが発生しており、その際、83%のケースは保険証を見せて解決しているとの結果となっています。

現在10%台の利用率で、これだけのトラブルです。利用率が上がればトラブルも増えるのは自明です。既にマイナカードの有効期限切れのトラブルも発生しており、現行の保険証のように退職まで使えたり役所から毎年自動的に送られてくるのではなく、5年ごとに役所や役場に行き更新手続きをしなければならず、超高齢化社会の下で有効期限切れのトラブルが続出することになります。

また、マイナ保険証は、医療情報などハイレベルの個人情報へのアクセスや銀行口座の開設など、最高レベルの身元証明書となるのに、暗証番号が4桁の数字だけというセキュリティは極めて脆弱なものです。それを常に持ち歩かなければならないものにしたことによる危険性、高齢者施設などでは預かり管理は責任が持てないとの指摘もあります。

こうした危険性を高齢化先行県の知事としてどのように受け止めておられるのか、知事にお聞きます。

保険証を残すとマイナ保険証とダブルで交付することになるのでコストが無駄になると言う人がいますが、それは勘違いです。マイナ保険証を使いたい人は使えばいいわけですが、そういう人にも全員に資格情報のお知らせが交付されます。一方、マイナ保険証を持っていない人にも、協会けんぽは全員に資格情報のお知らせを発行しています。国保や後期高齢者医療制度では、資格確認書という別の紙が交付されます。これら2つの紙に書かれている内容は、従来の保険証と全く同じです。

つまり、保険証を廃止しても、結局、保険証と全く同じ内容の2種類の紙が全国民に交付されるわけで、全体数は減らない上に、2種類に分かれる分だけコストは増えます。さらに、資格確認書の発行には、マイナカードと保険証のひもづけ情報をチェックするための作業、システム改修費の負担も増えます。

従来の紙の健康保険証を存続させるよう強く要請すべきと思いますが、知事の対応をお聞きます。

マイナ保険証でなければ受診できなくなるのではないかとの不安も広がっています。現在、全国のマイナ保険証の登録件数はどういう状況か、健康政策部長にお聞きます。

今の保険証でも最大1年間有効であり、マイナ保険証を持っていかなくても資格確認書で今までどおり受診できることの広報が大切です。また、様々な問題が明らかになる中、マイナ保険証の利用登録をしていた人が、資格確認書の交付を受けるために登録解除する事例が広がっており、簡単に解除ができることを周知する必要があると思いますが、併せて健康政策部長にお聞きます。

次に、脱原発、自然エネルギーへの転換について質問します。

私は、今年2月定例議会でも、能登半島地震

が原因で志賀原子力発電所施設内に危機的状況が発生したことを受けて、今後想定される南海トラフ地震での伊方原発に対する認識と、原発からの自然エネルギーへの転換を求める質問を行いました。そこで、今回は改めて、私が能登半島での被災状況を調査した上での質問とさせていただきます。

私は、細木県議と、7月22日から4日間、能登半島の被災現場に伺い、現地の悲惨な状況を調査してきました。特に原発関連で感じたことを紹介します。それは、地表の隆起の大きさについてです。

具体的な隆起について、2003年に断念された原発予定地の珠洲市高屋では1メートル、同じく寺家では2メートルの隆起が起っていました。地元の話では、原発を断念させてよかった、今回の地震で住宅の大半が壊れ、陸路も海路も閉ざされて孤立状態に陥った、もし原発が実現していたら重大事故が起きて、住民の避難がより困難になった可能性もあったと、切実な声でした。

また、志賀原発では、隣接する輪島市鹿磯漁港で4メートル近い隆起が起り、志賀町の風無漁港、西海漁港、福浦漁港でも60ないし70センチの隆起が起り、志賀原発の敷地内でも79か所もの隆起が起っていました。志賀原発内部はまだ深刻で、2号機の外部電源を取り入れる主変圧器は一式取替え、復旧に2年かかる、止まっていたタービンはぼろぼろ、2号機は止まっていたとよかったとの声です。

伊方原発が設置されている佐田岬半島は、国も認める日本有数の地滑り多発地帯です。能登半島と同じようなことが伊方原発で起こった場合にどうなるのか。伊方原発では、11月9日夜に四国で発生した大規模停電の影響により外部電源回線の一部が停止し、保安規定に定める運転上の制限から逸脱したと発表しました。この

停電を受け、伊方から原発をなくす会の原発廃炉を求める要請書には、苛酷な原発事故の原因になるもので深刻などと指摘されています。

この停電のことも含めて、伊方原発への知事の認識をお聞かせください。

私が原発問題でもう一つ言いたいのは、使用済み核燃料の処理方法が行き詰まっていることです。貯蔵されている使用済み核燃料は、伊方原発では2028年には満杯になることが予想されています。核燃料サイクルは既に破綻しています。

核ごみ最終処分場で、全国初、4年に及んだ文献調査の報告書を提出した北海道寿都町と神恵内村は、概要調査を進めるとしました。しかし、北海道の鈴木知事は、核ごみ受入れの反対は変わらないとの対応です。日本共産党の不破哲三さんが、原発はトイレのないマンションだと指摘した状況のままです。

このような状況下では、伊方原発3号機の運転には未来がありませんが、知事の見解をお聞かせください。

この間、国の原発への対応も変化しています。2011年福島第一原発事故後、可能な限り原発依存度を低減するとしてきました。それが今回の衆院選挙では、原発依存度の文字は消え、新たな制度に基づく運転などに取り組み、既存の原子力発電所を最大限活用するなど、福島第一原発の大惨事でいまだに4万人が避難生活を送っていることや880トンもあるデブリの撤去など忘れたような政策変更です。

このような原発回帰の背景には、現在国会でも大きな議論になっている企業からの政治献金が存在するのではないのでしょうか。2021年政治資金を見ると、そのことが想像できます。

具体的には、原子炉メーカーでは、革新軽水炉の開発を手がけている日立製作所は4,000万円、同三菱重工業は3,300万円。原発建設に使わ

れる鉄鋼を供給する日本製鉄は前年度より700万円増の2,700万円、同JFEスチールも250万円増の750万円。核燃料を調達する三井物産、三菱商事、丸紅が各2,800万円。経済産業省の諮問機関、総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会の革新炉ワーキンググループに役員を送っているみずほ銀行2,000万円。原発を建設する鹿島建設、大林組、清水建設は各1,800万円など、会員企業の献金総額は6億3,794万2,000円に上っています。

このような原発関連の企業献金について知事の認識をお聞かせください。

地震大国日本での原発事故の危険性や使用済み核燃料の処分などを見る限り、原発の稼働は行き詰まりを見せています。地球温暖化が加速し、自然エネルギーへの依存を高めることは喫緊の課題です。

国際再生可能エネルギー機関のデータによる再生エネルギー比率は、アイスランド100に対して日本はたった22です。日本の比率は低過ぎます。

しかし、日本は2004年までは太陽光発電の導入量が世界トップで、その七、八割は住宅用でした。採算が取れないところでも、市民が中心となって再生エネルギーの普及に取り組んできた実績があります。

高知県は、日本でも有数の自然エネルギー資源を有しています。11月26日の地方紙にも掲載されていた次世代太陽電池ペロブスカイト型について、これまで開発も進められていました。それを、経済産業省が2040年度に累計20ギガワット、原発20基分の発電容量を導入目標に掲げ、次期エネルギー基本計画に反映していくとの報道がなされました。

このような動きを後押しするためにも、脱原発、自然エネルギーへの転換を国にも提言し、県としても独自に推進するべきと思いますが、

知事の見解をお聞かせください。

次に、大規模風力発電所建設計画、仮称嶺北香美ウィンドファーム事業について質問します。

この計画は、香美市一大豊町間の奥神賀山、大星山、鉢ヶ森一帯の稜線部に、株式会社GFが、出力15万4,800キロワットで、4,300キロワット級の巨大風車を最大36基建てるとの計画のものです。現在、環境アセスメントの配慮書手続きが始まり、12月20日まで計画段階環境配慮書の縦覧が行われています。

風車が立つ稜線は、1,400メートルから1,100メートルの高標高地域で、貴重なブナ林が残り、近接する御在所山や高板山、神賀山、計画地内の奥神賀山には、安徳天皇伝説、またいざなぎ流と結びつきがあるなど、地元集落が営々と守ってきた文化的な遺産の多い地域です。

さらに重大なのは、計画地の下流域に当たる旧香北町、物部川北岸の住民にとって、計画地南側の広範な山々は各集落の飲料水、農業用水の貴重な水源であり、命の水の源であるということです。この山を大規模に削って巨大風車を林立させ、山腹では重機や風車搬入路として大規模な道路の拡幅が考えられます。

物部川北岸の住民からは、物部川北岸で懸命に暮らす人たちの命の水の水源を大規模に壊すもので、地域の将来にとって大変問題だという悲痛な声が上がっています。さらに、物部川の治水や濁水問題は高知県挙げての課題だが、山を壊すことで悪化させるおそれがある、風車に使われるPFASが水源に与える影響が心配、梶ヶ森山頂から南面の眺望が一面の風車になる、景観が台なしなどの懸念も出されています。

これだけの大問題があるにもかかわらず、配慮書縦覧に先立ち開催された企業による説明会は、香美市5か所、大豊町3か所。旧香北町内では永野、谷相、猪野々の3集落だけ。参加者も僅かな人数で、大多数の住民は説明を全く受

けていないのが実態です。そこで、知事に3点の認識をお聞きします。

1つ目、経済産業省の風力ガイドラインは、事業に当たっては住民への説明を強く求めています。しかし、住民不在、形式的で限定的な説明会のみでアセスメント手続が進み、住民の不安が高まっています。この状況について認識をお聞きします。

2つ目、アセスメント手続では知事意見を付す機会が数回ありますが、どのようなスタンスで臨むのか、お聞きします。

3つ目に、県のガイドラインは太陽光のみで、風力に関してはないため、県としての関与がアセスメント以外になく、極めて限定的です。高知県が目指す地域と調和した再生可能エネルギーを推進していくために、ガイドラインを風力にも拡大し、住民の不安に寄り添う対応を取るべきではないか、お聞きします。

次に、地震及び災害対策について質問します。

国土交通省は、11月1日、能登半島地震を受けて実施した上下水道施設の耐震状況に関する緊急調査結果を公表しました。避難所や病院など災害時に拠点となる重要施設のうち、施設につながる管路の耐震化が上下水道とも完了していたのは14.6%にとどまり、災害発生時の安定的な水道供給に課題があることが分かったと、11月3日の時事通信で報道されました。

高知県の対象施設は16市町村、175か所で、耐震化完了は16か所、9%にとどまっています。とりわけ高知市が105か所と過半を占め、工事完了は6か所と、大変遅れています。

市町村事業ではありますが、県として水道施設の耐震化について必要な支援策を検討すべきではないか、土木部長にお聞きします。

南海トラフ地震は被害想定地域が広範囲に及ぶことから、支援が滞ってしまったり、通常の3日間の備蓄では対応できないのではないかと、危

惧します。とりわけ飲料水については、川、池の水あるいは海水もろ過できる逆浸透膜による浄水装置を、それも太陽光などとバッテリーで運用できるような装置を構える必要があるのではないかと。

黒潮町ではそうした整備を行っていますが、現状と、浄水装置を整備することについて危機管理部長に見解をお聞きします。

避難生活では、水とトイレの確保が極めて重要です。NPO法人日本トイレ研究所が、この9月、地方自治体の取組やトイレ衛生に関する意識状況の調査結果を発表しています。

同調査では、想定避難者数に応じた災害用トイレの必要数を試算しているかとの問いに対して、試算があると回答した自治体は61.2%、試算がないと回答した自治体は37.2%、その他が1.1%となっています。一方で、地域防災計画で想定する最大規模の災害が発生した際、発生後3日間、想定避難者に対して災害用トイレが足りる見込みかとの問いに対して、足りる見込みと回答した自治体は27.7%、不足する見込みと回答した自治体は53.6%、分からないと回答した自治体は18.2%となっています。

災害用トイレの中でも、例えばマンホールトイレは、災害直後に上部構造物として便座や囲いを設置するだけで使用が可能です。さらには、段差がなくて、車椅子や高齢者も使いやすく、し尿はそのまま下水に流せるものもあります。

そこで、県内の市町村におけるマンホールトイレや簡易トイレなど災害用のトイレの整備状況と課題について危機管理部長にお聞きします。

国土交通省は、11月1日、能登半島地震による建物被害状況に関する中間取りまとめを公表しています。1981年以前の旧耐震基準で造られた木造建築物は19.4%が倒壊、1981年の新基準では5.4%、2000年基準では0.7%。1981年以前の建物は39.3%が倒壊か大破し、被害がなかつ

た割合は12.5%。被害がなかった割合は、1981年基準は26.5%、2000年基準では65.5%と、顕著に差が出ています。

現在の住宅耐震化助成は、津波から逃げる前提として、家が一気に倒壊しないためのものです。それとは並行して、住宅の事前復興の考え方に沿った2000年基準の耐震化助成は、発災後の改修、建て替え、避難所や仮設のコスト削減にもつながるものと考えます。既に東京都などが、2000年基準の耐震改修の支援を始めています。

県としても、まず耐震診断士の派遣とその診断への助成など、一歩ずつでも進めていくことを検討すべきではないか、土木部長にお聞きします。

次に、農政について質問します。

まず、中山間地域等直接支払制度の中で本体交付金とは別に設けられた加算措置の一つである集落機能強化加算について、2020年度から2024年度までの第5期対策だけで廃止され、来年度の第6期対策からなくなる問題です。この問題は、来年度の農水省予算概算要求が公表されたのを機に、全国各地から、この加算を残してほしいとの声が上がっています。

農水省は、経過措置として第5期対策において集落機能強化加算で生活支援等に取り組んできた集落協定については、新たに創設されるネットワーク化加算で取組を継続できるとしていますが、ネットワーク化加算は複数の集落協定で連携することが要件となっており、様々な事情により他の集落協定と連携できない地域もあります。このことは現場を混乱させ、制度の信頼性を損ねるものとなっています。

集落機能強化加算が廃止になれば、中山間地域の基幹産業である農業の衰退はもとより、場合によっては集落の機能が維持できなくなり、地域全体の衰退につながりかねず、人口減少に

歯止めをかけるという県の施策に逆行する事態となりかねません。食料・農業・農村基本法では、人口減少下における農村の地域コミュニティ維持が明確化されており、集落機能強化加算は重要な役割を果たしています。これに逆行する事実上の加算措置廃止と小手先の方針転換は農村政策の軽視につながるものであり、同加算の継続は絶対に必要です。

農水省は10月から都道府県に対して説明会を開くとしていましたが、この加算の廃止についてどのような説明があったのか、また廃止による本県への影響と対策について、併せて農業振興部長にお聞きします。

2点目に、オーガニックビレッジとオーガニック給食の推進について伺います。有機農業の面積拡大に向けて、有機農業の生産から消費まで地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジを宣言する市町村が増えています。農水省によると、今年8月時点で全国で129の市町村が宣言しており、本県では現在のところ馬路村だけです。また、農水省によると、2022年度末時点で全国で193の市町村が学校給食に有機食材を使っており、オーガニックビレッジを宣言した市町村のうち9割で有機給食を進めています。

11月8日、9日に、第2回全国オーガニック給食フォーラムが茨城県の常陸大宮市で開催されました。常陸大宮市では、鈴木市長が、子供に最高の給食を届けたいと、2023年にオーガニックビレッジを宣言し、2028年度までに100%オーガニック給食の実現を目指して取り組んでいます。常陸大宮市はJAとの連携を重視しており、JA常陸は、日本の農業と子供たちの未来を守るためには有機農業しかない、市に協力しています。

気候変動が激しい中、土づくりを基本とした環境に負荷をかけない有機農業の実践拡大は、持続可能な農業を進める上で重要です。こうし

た取組は、農薬の影響を受けやすい成長過程にある子供たちの健康を守る社会を目指すものであり、地域の有機農産物を学校給食に活用するのは世界の潮流となっています。食べることを通して生産者と消費者が有機的に結びつき、地域農業の理解と連帯を深めるという意義のある取組です。

環境と調和した有機農業を推進するには、学校給食との連携が欠かせません。有機農業の推進に向けて求められるのは、多くの関係者の連携であり、生産と需要をマッチングするシステムの構築です。

県は、有機農業推進基本計画で、有機農業の取組面積について、2017年の151ヘクタールから2030年に408ヘクタールにすることを目標としています。この目標達成のためにも、オーガニックビレッジやオーガニック給食の拡大が重要と考えます。

そこで、オーガニックビレッジやオーガニック給食の拡大にどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きします。

最後に、社会的弱者を支える民生委員・児童委員の役割について質問します。

2007年4月7日地元紙の紙面に、「安心・安全も配達へ」の見出しで、高齢者・児童見守り、地域の安全度をアップしようと、高知新聞の全139販売所で組織する高新会と県民生委員児童委員協議会連合会、高知県、高知新聞社の4者が地域見守り活動に関する協定を結んだ、そして県域では全国初と掲載されました。このように、高知県としても民生委員・児童委員の活動については当初から先進的な取組を行っていました。

このことをきっかけとして、現在では、高齢者・児童見守りの活動が県下に広がり、今年11月段階で28者と協定を結んでいます。

協定の概要にあるように、少子高齢化が進む

中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにも協定締結先を増やす必要があると思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

そこで、このような活動を担っている民生委員・児童委員の活動については、2023年度四万十市中村地区民生委員児童委員協議会の活動報告を読ませていただきました。それによると、概要として、少子化の進行と高齢化が進み、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより孤立した子育て世帯や高齢者世帯、貧困世帯など、深刻かつ複合的な課題を抱えた世帯が増加する中、その課題解決に対応するため、国、県、市は地域共生社会の実現に向けて取り組んでいく。

民生委員は、地域住民の身近な相談相手として、住民の立場で相談や支援などを行い、必要に応じて関係機関との連携を図り、重点活動計画により活動を行ったとして、研修会への参加や視察研修の実施。民生委員と保護者との顔の見える関係づくりを目的に、就学時健診にて保護者や教員へ民生委員のリーフレットの配付。各地区で登下校時の交通指導や、要保護児童対策地域協議会、学校支援地域本部等への参加。社協と協働し事業の運営に係り、見守り活動で住民と連携を行う。見守り協定締結事業者への訪問。社協が実施する安否確認を目的とした配食サービスの協働や、共同募金活動への参加協力の実施、情報交換や活動報告の発行、民生委員についての理解や活動を市民に周知するための懸垂幕の掲示、社協だよりへの記事の掲載など、大変多くのことが行われておりました。

ある民生委員さんにお話を伺うと、地区の中で不登校児や無職の青年がおられた、そんな状況に民生委員が関わり、またいろいろ機関も関わって、定期的な会議を年27回も実施し、その子供たちに変化があったことが非常にうれしかったと申されていました。

このように、民生委員・児童委員さんは大変複雑な活動をされております。さらに、別に仕事を持って活動している方もおります。大変だろうと、活動報告を読んだ中での感想です。

このような民生委員・児童委員の状況をどのように捉えているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

そこで、民生委員・児童委員の活動について、県としても大変重要な少子高齢化への対応として考えるべきです。地域の中では、独り暮らしの高齢者が増えています。不登校児童も増加傾向にあります。助け合って暮らしていく環境をつくることは喫緊の課題です。

来年12月に民生委員・児童委員の改選が行われることを契機に、県としても民生委員・児童委員の置かれている状況をしっかりとつかみ、皆さんの要望や苦勞を聞き取り、負担軽減を行い、活動しやすい状況をつくること、また必要な予算も確保することが求められるが、知事のお考えをお聞きいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず、企業・団体献金の禁止についてお尋ねがございました。

企業といえども政治活動の自由はあるというのが最高裁の判例となっておりますし、また事業を営む個人からの政治献金に対する規制をどうするかということのバランスを考えますと、企業・団体献金を一概に否定すべきものではないというふうに考えております。

大切なことは、事業活動を営む者からの献金によりまして政策や行政運営がゆがめられることを防ぐということだと考えます。この観点からしますと、法人、個人を問わず、政治資金を薄く広く募っていくという方向性が望ましいも

のと考えます。したがって、私といたしましては、企業・団体献金については一律に禁止をするというのではなく、量的な制限あるいは透明性の向上、こういった点を議論の俎上にのせるというのが適当ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、政治資金規正法は民主主義のコストを賄うためのものがございますので、各党、各党派共通のルールということにもなります。したがって、政治活動の実態を踏まえ、できるだけ幅広い合意を得ることが必要だと考えております。その上で、国民の皆さんの理解が得られる内容となるように、国政の場でしっかりと議論をしていただきたいというふうに考えます。

次に、いわゆる選択的夫婦別姓制度の導入についてお尋ねがございました。

女性の社会進出が進む中で、結婚した後も結婚前の姓を使用したいという要望にしっかりと応えますためには、現行制度の不便さあるいは不利益を解消することが不可欠だと考えます。選択的夫婦別姓の導入は、そうした面で女性のニーズを端的に実現する一つの手段であるというふうに考えますが、片方では、伝統的な家族観を尊重する立場から依然として根強い反対意見があるというのも実情だと考えます。

このため、私自身はこれまでも、例えば旧姓の通称使用の範囲を究極まで拡大するといった手法も含めて、二者択一の議論ではなく、具体的な制度設計案に基づいて議論を深めるべきではないかというふうに申し上げてまいりました。

一方、最近では、自民党の総裁選挙で選択的夫婦別姓制度の導入が争点の一つとなりましたり、さきの総選挙の結果、衆議院では導入に賛成する党派の議員が過半数を占めるに至ったといった情勢の変化も見受けられるところであります。こうした状況も踏まえながら、国政の場

におきまして具体的な制度設計案も含めた議論を加速していただき、旧姓使用を望む女性のニーズに応えられますように、しっかりと前に進めたいというふうに考えております。

次に、大学の授業料の値上げについてお尋ねがございました。

大学の授業料の設定につきましては、各大学法人におきまして、学生の教育・学修環境の改善、充実など様々な事情を考慮して判断されているものというふうに考えます。一方で、教育を受ける権利の確保という観点からいたしますと、高等教育にかかります学生の経済的負担はできるだけ軽減されることが望ましいというふうに考えます。

このため、全国知事会を通じまして、国が実施いたします授業料の減免あるいは給付型奨学金の制度の充実を図りまして、高等教育の授業料の無償化を実現するというを提言いたしているところでございます。

こうした高等教育にかかる教育費の負担軽減につきましては、ただいま申し上げましたような知事会からの提言も踏まえていただきながら、財源の確保も含め国の責任において実現が図られますように、国政の場で活発に議論いただくことを期待いたしております。

次に、来年度の地方財政の一般財源総額の確保についてお尋ねがございました。

本県のように人口減少が進みます地方自治体におきましては、教育、福祉など住民に必要な行政サービスの安定的な確保、地方創生の取組、災害への備えといった重要度が増しているところでございます。また、今後も、脱炭素化の取組、デジタル化の推進といった多くの財政需要が見込まれます。

このため、これまで国に対しましては、全国知事会とも連携をいたしまして、来年度の一般財源総額の安定的な確保を提言してまいりまし

た。その結果、骨太方針2024では、来年度の地方の一般財源総額につきまして、令和6年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされました。

この考え方に基づきながらも、人件費や社会保障関係費の近年におけます増加あるいは物価高騰への対応といった点も含めまして、今後対応が必要となる財政需要についてしっかりと所要額が確保されることが重要だと考えます。このような考え方に立ちまして、引き続き国の動向を踏まえながら、必要に応じて国に対しての働きかけも行ってまいる考えであります。

次に、今年度の重点支援地方交付金の活用についてお尋ねがございました。

物価高騰の影響を受けました生活者、事業者を支援いたします重点支援地方交付金につきましては、昨年度分は約35億円が本県に交付をされました。生活者支援に7億円、事業者支援に28億円を活用させていただいたところでございます。

今年度は、現時点では本県への交付総額がまだ示されていない中でございますが、例えば訪問介護事業者の負担軽減など、早期の対応が必要と考えられるものにつきましては、交付金を活用した支援策を、本日追加提案いたしました補正予算案に計上させていただいております。

今後、各分野におけます物価高騰の影響あるいは市町村の対応状況も見極めながら、国から配分されます配分額を踏まえまして、生産性の向上など構造転換を促す対策も含めて、追加の対応を鋭意検討してまいります。

次に、日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協のノーベル平和賞受賞に対する思いについてお尋ねがございました。

まず、今回の日本被団協のノーベル平和賞の御受賞を心からお喜び申し上げたいと存じます。また、これまで被爆の実態の啓発あるいは被爆

者の苦難の道のりへの理解促進に向けた取組を展開してこられたことに敬意を表したいというふうに存じます。

本県におきましては、日本被団協に加盟をいたします被爆者団体、高知県原爆被爆者の会が活動されておりますが、メンバーの高齢化が進んでおられます。そのため、被爆体験を直接お聞きできる方は少なくなっておりますけれども、その思いを被爆者の2世、3世の方々を引き継ぎ、活動をしてくださっておられます。

県といたしましても、将来にわたり原子爆弾による被爆の実態を語り継いでいく必要があると考えます。このため、今後も日本被団協の皆さんの御活躍を大いに期待申し上げているところであります。

次に、被爆者の皆さんの核兵器廃絶に向けた切実な思いをどう受け止めるのかといったお尋ねがございました。

核兵器は、一瞬のうちに国土と社会そして人々を灰じんに帰します。その復興に幾多の時間を要することでもありますので、核兵器のない社会の実現は被爆者だけではなく世界人類共通の願いだというふうに思っております。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国といたしまして、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の核軍縮・不拡散の取組を主導する必要があると考えます。

核兵器禁止条約は、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約であります。その一方で、この条約には現在の核兵器保有国は一国も参加しておらないということがございます、いまだその出口に至る道筋が立っていないというのが現状だと考えます。核兵器のない世界の実現に向けまして、我が国の政府には引き続き核兵器の保有国と非保有国の間の橋渡し役を担っていただきまして、より一層実効性のある取組が積み重なっていくよう期待をいたしてお

ります。

次に、マイナ保険証の問題に関しまして、マイナ保険証と従来の保険証の2種類を使用できるほうがコストも少なく利便性も優位ではないかといったお尋ねがございました。

医療DXの推進を目的といたしまして、今月2日から、従来の保険証は新たに発行はされなくなりました。マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたところであります。

あわせて、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が交付をされるという扱いとなっております。こうした資格確認書の交付には一定のコストが生じますけれども、マイナ保険証には、過去の病歴に基づく、より質の高い医療が期待できるといった、こうしたコストを大きく上回るメリットがあるというふうに考えております。

このようなメリットを考えますと、将来あるべき姿はマイナ保険証への一本化ということではないかと考えておりました、そうした際には、過渡期において必要であった資格確認書交付のコストは生じなくなるものというふうに受け止めております。

次に、このマイナ保険証につきまして、高齢化の先行県としてリスクをどのように受け止めているのかとお尋ねがございました。

高知保険医協会のアンケート調査の結果によりまして、システム上で名前が表示されないといったトラブル、あるいはマイナンバーカードの有効期限切れといったトラブルが報告をされております。

こうしたトラブルの解決方法につきましては、以前から国のホームページなどを通じまして情報提供がされております。例えば名前が表示されない場合は、医療スタッフが目視で顔認証をするというような方法が助言されております。また、有効期限切れにつきましては、事前に個

人ごとに通知が行われておるところでございます。

また、マイナンバーカード自体には医療情報などのプライバシー性の高い情報は入っていないということでございますので、御高齢の方でも持ち歩きなどに過度に御心配をいただく必要はないというふうに考えております。

次に、従来の紙の保険証を存続させるよう国に要請すべきではないかというお尋ねがございました。

マイナ保険証は、ただいま申しましたとおり、質の高い医療の提供を可能とするというメリットのほか、例えば意識不明の救急患者の既往歴でございますとか処方の内容が確認をできることといったことから、救命率の向上にもつながってくるという大きなメリットが期待をされます。

そのため、ただいま申し上げましたように、将来的にはマイナ保険証に一本化をしていくということが望ましい方向だと考えますが、まだマイナ保険証をお持ちでない方も現在多数おられます。そうした方には資格確認書が交付をされまして、その効力は従来の保険証と同等とされているところでございます。

したがって、現状を前提としますと、私といたしましては、国に対してこれまでの健康保険証を存続させることについて要請する必要はないのではないかというふうに考えております。

次に、脱原発、自然エネルギーへの転換に関連いたしまして、四国での大規模停電の影響を含めました伊方発電所の安全性に対する認識についてお尋ねがございました。

11月に発生をいたしました四国の大規模停電におきましては、伊方発電所に電源を供給している複数のルートのうち1つから受電ができない状態が約40分間継続したというふうにお聞きをしております。しかしながら、この間もほか

のルートから電源供給は行われておりまして、四国電力によりますと、原発の安全運転への影響はなかったということでございます。

また、伊方発電所は、福島第一原発の事故後に定められました国の厳しい新規制基準に基づきます安全対策が講じられております。具体的には、外部からの電源供給がなくなった場合に備えて非常用電源を敷地内の高台に複数確保するといった対策が取られておりまして、安全性は確保されているものと理解をいたしております。

四国電力には、今回の大規模停電や本年1月の能登半島地震で新たな知見が得られた場合には、その内容も踏まえて、引き続き安全対策に万全を期していただきたいというふうに考えております。

次に、使用済み核燃料の処理方法が確立していない状況下での伊方原発3号機の運転への見解がどうかとお尋ねがございました。

伊方発電所におきましては、現在、使用済み燃料を一時保管する新たな貯蔵施設の建設が進められておりまして、これの完成を見込みますと、直ちに保管場所が満杯になるという状況ではないというふうに考えております。

他方で、こうした一時保管には限界がございますので、原子力発電所から発生をいたします使用済み燃料の処理方法の確立は我が国のエネルギー政策において避けては通れない課題だという認識をいたしております。このため、国の責任におきまして、使用済み核燃料を再利用しますいわゆる核燃料サイクルあるいは最終処分場の確保の取組を着実に進めていただく必要があるというふうに考えております。

次に、原発関連の企業献金への認識についてお尋ねがございました。

企業献金につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、私自身は、企業といえども

政治活動の自由はある、そして薄く広く政治資金を募るという意味におきましては一概に否定すべきものではないというふうに考えております。

また、お話のありましたような企業からの献金が自民党の政治資金団体に対して行われたということは報道を通じて承知をいたしておりますけれども、国のエネルギー政策は、その時々、社会経済情勢あるいは国民各界各層の意見などを踏まえて決定をされてきたものであるというふうに考えております。

次に、脱原発、自然エネルギーへの転換に向けてました国への提言あるいは県独自での取組についてお尋ねがございました。

再生可能エネルギーの主力電源化に向けました様々な課題の解決には一定の期間が必要になると見込まれております。このため、現状におきまして、全てを再生可能エネルギーに直ちに転換するという事は困難でありまして、その意味で、当面の間、つなぎとして原子力発電も一定程度活用せざるを得ないというのが現実であるというふうに考えております。

こうした中、本県では、脱炭素社会推進アクションプランに基づきまして、太陽光発電をはじめといたします再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいりました。また、再生可能エネルギーを最大限活用するための送電網の増強あるいは需要に応じた調整力の確保などについて、国への政策提言も行ってまいったところでございます。

今後も、再生可能エネルギーのさらなる拡大に向けまして、必要な国への提言を行いますとともに、県のアクションプランにおけます関連施策のバージョンアップを図ってまいります。

次に、大規模風力発電所の計画に対します住民の皆さんの不安と、アセスメント手続へのス

タンスにつきましてお尋ねがございました。関連をいたしますので、2つ併せてお答えをいたします。

一定規模以上の出力となります風力発電所の設置につきましては、環境影響評価法に基づきますいわゆる環境アセスメント制度の対象となります。この制度に基づきまして、事業者は広く意見を聞くために事業計画を公表し、手続を進める中で説明会を開催することが義務づけられております。また、県からは、市町村や専門家の御意見も踏まえまして、アセスメント手続の各段階に応じて、事業者あるいは国に対しまして事業計画に係る意見を述べることとなっております。

今般手続が開始をされました風力発電所につきましては、地域の皆様への説明を具体的かつ丁寧に行い、計画に対する理解を得た上で進めることを事業者に求めたいというふうに考えております。あわせて、御指摘がありました水源や環境などへの影響につきまして、地域の皆様の懸念が生じないように適切な調査、予測、評価を行い、影響を回避または極力低減することも求めたいというふうに考えております。

今後も、事業者が地域の皆さんの御意見を聞き、地域に十分配慮した計画が立てられますように、アセスメント手続の各段階において適切に県としての意見を述べてまいります。

次に、県のガイドラインを風力発電にも拡大をしてはどうかとお尋ねがございました。

県におきましては、平成28年3月に、太陽光の発電施設の設置、運営などに関しましてガイドラインを策定いたしております。この背景には、当時は太陽光発電施設の設置、運営に関するガイドラインがなく、地域住民と事業者との間でトラブルが発生したといった事情がありまして、県独自に策定をしたということでありま

す。

その後、平成29年3月には、国におきまして、太陽光や風力など事業ごとの事業計画策定ガイドラインが定められており、事業者はこの国のガイドラインの遵守が求められるという状況に至っているところでございます。国の風力発電に係りますガイドラインでは、環境、景観への影響等について地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めることとされております。

県といたしましては、風力発電事業の計画に当たりましてはこの国のガイドラインにのっとって進め、発電事業が地域と調和したものとなりますように事業者に求めてまいりたいと考えております。

最後に、民生委員・児童委員の活動しやすい状況づくり、必要な予算の確保についてお尋ねがございました。

民生委員・児童委員の皆様は、地域住民に寄り添いサポートする重要な役割を担っていただいております。各地域で日々献身的に御活動いただいておりますこと、心より感謝を申し上げますと存じます。

近年、いわゆる8050問題などの複雑化する課題や高齢世帯の増加が委員の皆さんの御負担となっておりますことから、これらに対しましては多機関が一体となって取り組む必要があると考えます。このため県におきましては、市町村におきます包括的な支援体制の整備、あるいは人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくり、こうしたことによりまして、いわゆる高知型の地域共生社会の実現に向け取り組んでいるところであります。

また、毎年、委員の皆さんと意見交換などの場を県として設けまして、直接、委員の皆さんの御意見などもお伺いをいたしますことで、委員の皆さんの負担軽減につなげております。こ

うした機会にいただきました貴重な御意見は、必要な予算の確保も含めまして、引き続き市町村と連携して施策に反映をしまっている考えであります。

県といたしましては、今後も委員の皆さんが高い使命感とやりがいを持って取り組んでいただけますように、その活動を全力でサポートいたしまして、委員の皆様方の負担軽減を図ってまいります考えであります。

私からは以上であります。

(健康政策部長中嶋真琴君登壇)

○健康政策部長(中嶋真琴君) まず、全国のマイナ保険証の登録件数についてお尋ねがございました。

本年10月末の全国のマイナ保険証の登録件数は7,747万件で、全国民に占める割合は62%と、およそ3人に2人がマイナ保険証の登録をしているところでございます。

次に、マイナ保険証を持っていなくても資格確認書で受診できることやマイナ保険証の登録解除ができることを周知することについてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、マイナ保険証を持っていなくてもこれまでどおり受診ができることを周知することは大切と考えております。

現在、国においては、新聞やウェブ、リーフレットといった各媒体を通じ、資格確認書で受診ができることや登録の解除ができることの広報を行っているところでございます。県としましても、こうした広報を市町村とともにしっかりと行ってまいりたいと考えております。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長(横地和彦君) まず、水道施設の耐震化についてお尋ねがございました。

水道事業については、水道管の老朽化対策や、給水人口減による料金収入の減少、職員の不足

などにより、小規模な市町村であるほど耐震化対策が進んでいない傾向にあります。

1月の能登半島地震では、断水が長期化したことを受け、国から全市町村に対し、上下水道システムの耐震状況に関する調査依頼があったところです。この調査結果を踏まえ、国から新たに、上下水道耐震化計画を令和7年1月末までに策定するよう全市町村に対し依頼がございましたが、中小規模の市町村では策定に関する技術力や体制が不十分なのが実情であります。

そのため、それらの中小規模の市町村に対し、県の関係各課及び高知市の協力の下、制度面、経営面、技術面での助言を行い、計画策定の支援を行っているところでございます。さらに、耐震工事の実施に当たりましては、市町村の技術者不足をカバーする取組といたしまして、本年度開始した高知県建設技術公社による積算、現場監督などの発注者支援体制を活用いたします。

なお、市町村の財政負担の軽減を図るため、耐震化に必要な予算への国の補助金・交付金の交付率引上げや要件の緩和などにつきましても、本年5月に政策提言を行ったところでございます。

県といたしましては、これらの取組によりまして各市町村の水道施設の耐震化が一層進みますよう、引き続き支援してまいります。

次に、住宅の耐震化への支援を進めていくことについてお尋ねがございました。

能登半島地震による建物の被害状況に関する国土交通省の中間取りまとめでは、建築時期別の被害状況が報告されております。それによりますと、1981年以前の旧耐震基準の木造建築物は、いわゆる2000年基準までのものより倒壊または崩壊した割合が3倍以上も高く、旧耐震基準の木造住宅の危険性が再確認されたところでございます。

現在、県の耐震改修助成制度は、倒壊する危険性の高い旧耐震基準の木造住宅を対象に進めております。この制度には、耐震診断士の派遣及びその診断への助成を含んでおります。

なお、本年度は、能登半島地震などによる防災意識の高まりを受けまして、この助成制度に当初の想定を大幅に超えた申込みがございます。9月議会で予算を増額したところでございます。

今後も、県といたしましては、こうした助成制度を活用して、耐震診断士による耐震診断並びに耐震改修を積極的に推進してまいりたいと考えております。

(危機管理部長三浦謙一君登壇)

○危機管理部長(三浦謙一君) まず、浄水装置の整備の現状と見解についてお尋ねがございました。

県では、南海トラフ地震の発生に備えて、水や食料などの備蓄方針を定めています。この中で、備蓄は個人で行うことを原則としつつ、家屋の倒壊や流失などやむを得ない事情により備蓄物資が不足する方に対しては、公的備蓄や流通備蓄により対応することとしています。

浄水装置については、公的備蓄の手段の一つとして、これまで訓練や研修会などを通じて市町村に浄水装置の機能や使い方について情報提供を行ってまいりました。また、浄水装置の整備に対する財源については国の交付税により措置されていることも周知してまいりました。これらの取組を通じて、現在は26市町村で120台整備されている状況です。

こうした中、能登半島地震では、浄水装置が断水となった地域への給水活動として活用されたこともあり、被災地における水の確保において有効な手段になり得るということを改めて認識いたしました。一方で、給水活動で活用されている浄水装置は高額で、ランニングコストも必要となりますので、導入に当たっては十分な

検討も必要だと考えられます。

このため、今後は、市町村が導入する際に十分に検討がなされるよう、これまで提供してきた情報に加え、能登半島地震での活動状況や、収集できた価格面での情報なども紹介してまいりたいと考えています。また、市町村における財源の確保に向けては、引き続き、10県知事会議などと連携しながら、財政支援の拡充を国に求めてまいります。

次に、市町村における災害用トイレの整備状況と課題についてお尋ねがございました。

本県では、南海トラフ地震の発生当初に想定される約30万人分の避難者のトイレを確保するため、備蓄方針において、トイレの必要数を50人当たり1基と定め、市町村で簡易トイレなどの整備が進められているところです。

県では、この整備が進むように、補助金により支援をしております。市町村では、この補助金を活用するなどして整備を進められ、現在、24市町村で整備が完了し、残る10市町村についても令和9年度末までの完了を目指して取り組まれています。

一方、課題としては、整備される災害用トイレには携帯トイレや簡易トイレなど比較的安価なタイプもありますが、中にはマンホールトイレなど、その整備費用が高額なものもございます。また、市町村での備蓄については、災害用トイレのほかに水や食料、毛布など多くの品目の備蓄が必要であり、財政負担が大きいとお聞きをしております。

このため、市町村に対しては、国による新たな交付金の活用を促すなど、災害用トイレの整備が加速されるよう取り組んでまいります。

(農業振興部長松村晃充君登壇)

○農業振興部長(松村晃充君) まず、国の中山間地域等直接支払制度における集落機能強化加算の廃止による影響と対策についてお尋ねがご

ございました。

お話のありました集落機能強化加算は、人口減少と高齢化が進む地域において、集落機能を強化するための生活支援など、営農以外の取組を支援することで集落を維持し、農業生産活動の継続につなげるため、第5期対策で新設をされたものです。

本年10月に行われました本県に対する国の説明会において、国の担当者からは、この加算について、多くの地域で生活支援サービス等の活動自体を目標に取り組みされており、必ずしも集落の組織の強化や農業生産活動の継続につながっていないこと、また来年度から始まる6期対策からはこの加算を廃止する一方で、集落同士がネットワークを結び、お互いの機能を補完して農業生産活動を維持していくネットワーク化加算を導入する方針であるといった、廃止の方針に至った経緯の説明がありました。

また、今後の対応といたしまして、これまで集落機能強化加算で活動を行ってきた集落協定についてはネットワーク化で取組を継続できることや、今後新たに生活支援等の活動に取り組む場合は農村RMO形成推進事業などの活用が可能であることなど、実質的に支援を継続できるとの説明がありました。

本県では、第5期の中山間地域等直接支払制度の対象となっている545の集落協定のうち、4町村の6つの協定で集落機能強化加算が活用されているところです。この6協定につきましても、国から説明があったように、他の協定と連携することなどによって継続した活動が可能であることから、4町村と連携し、廃止による影響を最小限にとどめられるようサポートをしております。

今後も中山間地域における農業生産活動の継続に不可欠な集落機能の維持が図られるよう、市町村と共に取り組んでまいります。

次に、オーガニックビレッジやオーガニック給食の拡大に向けた取組についてお尋ねがございました。

オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費までの取組を一貫して地域ぐるみで進める市町村のことで、国は令和12年までに200の市町村に広げたいとしております。

本県におきましては、お話にありましたように、今年4月に馬路村が県内では初めてとなるオーガニックビレッジの宣言を行い、村の特産品であるユズにおける有機農業の維持・発展や加工品のさらなるPRの強化に取り組まれているところです。

オーガニックビレッジの取組を県内で広げていくためには、有機農業に対する地域の理解が深まり、宣言に向けた機運の醸成が図られることが重要であると考えます。このため、まずは、有機農業を積極的に推進する市町村に対して、全国の先進事例やオーガニックビレッジの取組に対する国の支援策を紹介するなど、オーガニックビレッジの拡大に向けて働きかけを行ってまいります。

また、有機農産物を利用した学校給食、いわゆるオーガニック給食は、オーガニックビレッジの宣言を行った市町村の多くで取り組まれており、有機農産物の安定した販路の確保や給食を通じた地域の農産物の理解につながるといった効果が期待をされます。

県では、県の教育委員会と連携し、本年度から新たに県立学校2校の学校給食で有機農産物を試行的に提供しております。今後、多くの地域での取組に広げていくためには、農産物の安定的な供給が課題となってきます。

このため、まずは、一定量の確保を見込むことができる米について、有機栽培マニュアルに基づく栽培指導の強化や除草機器等の導入への支援などにより有機栽培への転換を促すことで、

生産量を増やし、安定供給を図ってまいります。こうした取組により、オーガニックビレッジやオーガニック給食の拡大を図り、有機農業の面積拡大につなげてまいります。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君） まず、地域の見守り活動に関する協定締結を増やすことについてお尋ねがございました。

議員のお話のとおり、平成19年度から、事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の3者による、高知県における地域の見守り活動に関する協定の締結を進めております。この協定は、地域で活動する民生委員・児童委員と、地域住民と接する機会の多い事業者が連携することで、重層的な見守りネットワークを築くためのものとなっています。

実際の事例では、新聞がたまっている状況を見て異変を感じた事業者が近隣の親族に連絡し、状況を確認してもらったところ、御本人が倒れており、救急搬送された例もあります。

今後、独居高齢者世帯が増加することを考えますと、こうした協定締結先の事業者が増えていくことがますます重要になってまいります。また、こうして地域の見守り体制が強化をされると、民生委員・児童委員の皆さんにかかる負担の軽減にもつながるものと考えます。

このため、県では、協定締結先事業者の拡大に向けて、県民の皆さんや事業者はこの協定を知っていただけるよう、協定そのものの普及啓発のほか、協定締結先事業者の活動や協定締結の効果などをホームページ等で紹介してまいります。

次に、民生委員・児童委員の状況をどのように捉えているか、お尋ねがございました。

民生委員は、民生委員法に基づく非常勤の地方公務員であり、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねることとなっています。また、その活動

は全てボランティアとして無報酬で行われています。

民生委員・児童委員の活動内容は、地域住民の生活や福祉全般に関する相談や援助活動、支援を必要とする人への福祉サービスに関する情報の提供など、地域福祉の増進に資するものです。具体的には、独居高齢者や障害のある人の見守り活動や、子育て世帯への相談対応、地域の学校行事への参加・協力、災害時要配慮者の避難対策などが挙げられます。

議員のお話にありましたように、委員の皆さんの活動範囲は幅広く、多忙であるにもかかわらず、中には仕事をしながらも精力的に活動されている方もいらっしゃいます。県としましては、本県の地域福祉はこうした委員の皆さんの善意と熱意により支えられていると認識しています。

今後とも、各地域において地域福祉の推進役として活躍いただけるよう、研修の実施や、活動を知っていただくための広報を行うなど、活動しやすい環境づくりや担い手の確保に向け、市町村と共に取り組んでまいります。

○35番（岡本和也君） それぞれの答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。2点ほど質問させていただきます。

まず、大規模風力発電についての計画についてです。知事から答弁がありました。それで、知事自身は住民の立場に寄り添って今から取り組んでいただけるものと思っています。

文書の中にも、最初の1回目の質問にもありましたように、事業者の説明会があまりにも少ないと、住民があまりにも知らないでいるという状況があるわけですが、この問題についてはどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたい。

それと、昨日、この風力発電計画を考える会が学習会を行っています。嶺北の山に風車がで

きたらどうなるのということで、チラシも頂いていますけれども、100人近い方が集まったそうです。若い方が多くて、参加した人に聞くとところによると、若い移住者もおられたということで、高知県が暮らしやすい地域であるということで移住者が来られている中で、こういう事業が起こって、私も質問の中で紹介しましたが、飲み水であるとか農業用水であるとか、この水がどうなるのか、大変心配しておられるんですね。

大規模ですから、とにかく。36基も大きな風車ができるわけですから、この方たちの不安を取り除いたら造ったらええとか、そういうものでもないかとも思います。

実際に水の問題、命の水ですよね。これを守るということが知事の役目だと私は思うんですけども、そのあたり、どういう認識——昨日のこの学習会も含めて、それと業者の説明会の不足、このあたりについてはどのように認識されているのか、知事にお聞きしたいと思います。

それともう一つ、民生委員のことで、3点目に。必要な予算を確保するというので、市町村と連携して予算をつくっていきたいというふうに言われていました。

本当に民生委員さんの方は大変です。大変な中で、ボランティアでやっています。運営費なんかを削られるということは民生委員の活動を否定しているというふうにとられるというふうに言われておる方もおりましたので、ぜひ減すことはなく、増やすという方向で取り組むべきだと思いますけれども、その点について知事のお考えをお聞かせください。

2回目の質問を終わります。

○知事（濱田省司君） 岡本議員の再質問にお答えいたします。

1点目が、大規模風力発電の環境アセスに関する問題でございます。事業者の説明会が不

十分なのではないかという御指摘がございました。

この点、私自身は担当課のほうからまだ詳細を聞いておりませんので、改めて確認をいたしますとともに、この環境アセスメントの趣旨が住民の皆さん、関心を持たれる方々に広く理解をいただけるように誠実に説明をすべしということだと思っておりますので、そういった趣旨に沿って行われる必要があるという認識でございます。

事業者のほうの言い分もあるかもしれませんが、その点も含めて事実関係を確認した上で、いずれにいたしましても、住民の皆さんに自主的な説明がしっかり行われるという状況を目指してまいりたいと思っております。

また、飲み水、農業用水など、環境、水源の問題に関しましての御心配もあるということでございます。

ただいまこれも答弁いたしましたように、この環境アセスの過程で何回か、知事として、専門家の皆さんですとか市町村の方々の御意見も伺って、事業者あるいは国に対して意見を述べる機会がありますので、そうした過程を通じて、住民の皆さんがしっかり安心いただけるような環境の手だてを取らせるということに関しまして万全を期していきたいと思っております。

それから、民生委員の皆様のご意見ということでございまして、私どもで報告を受けておりますのは、例えば最近ですと、民生委員の皆さんから、活動に関するハンドブックのようなものがないと現実に活動がしにくいというふうな御意見もいただいて、早速予算も確保して作成をして、配付をして活用いただいているということがございますので、民生委員の皆様のごましく生の声をお聞きして、すぐできること、時間かかることあるかとは思いますが、できる限り我々としての対応をしていくというスタンスで臨みたいと思っております。

○35番（岡本和也君） どうもありがとうございます。

環境アセスメントの場で知事がこれから何度か意見を言う場面が出てくると思いますので、ぜひ県民の命の立場で私は意見を言っていたきたいということを強く言っておきたいと思っております。そのことに対して知事からのお答えがあれば答弁をいただきたいと思います。

それと、民生委員についてもぜひ、様々な要望があろうと思っておりますので迅速に対応を——本当に大変な中でやっておられますし、高知県の課題であります少子高齢化に対しても迅速に動く組織ですので、そういう人たちをしっかりと支える県政であってほしいと思っておりますので、そのあたりの決意も含めて知事に答弁を求めまして、私の質問を終わります。

○知事（濱田省司君） 環境アセスメントは、県民の皆さんの健康そして生命を守っていくということも含めまして、事業によります環境の変化をしっかりと評価して対策を講じていくということが目的でございますので、この目的に沿った対応ができますように万全を期してまいりたいというふうに思っております。

また、民生委員の皆様方には、ただいま申し上げましたようないわゆる高知型地域共生社会の取組等を最も現場で支えていただいているというふうに思っておりますし、私自身も民生委員大会には年1回はお招きいただきまして、県の施策なども説明をさせていただいております。そういったことを通じまして、民生委員さんの活動をしっかりとサポートさせていただきたいと思っております。

○副議長（金岡佳時君） 暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩



午後3時20分再開

○議長（加藤渚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

23番武石利彦議員。

（23番武石利彦君登壇）

○23番（武石利彦君） 議長のお許しをいただきましたので、一燈立志の会を代表し、質問をさせていただきます。

まず、スマートシュリンクについて質問いたします。

本県の推計人口は、本年4月1日時点で65万9,592人となっており、僅か1年で約9,900人減少をしております。また、2050年には45万1,000人に減るといった推計も発表されております。

このような状況下で、知事は人口減少対策に取り組んでおられます。私もその姿勢は高く評価をいたします。

しかしながら、全国的に進む人口減少を本県だけが食い止めることは恐らく不可能ではないかと思えます。県内の市町村も人口減少を食い止めようと移住政策などを進めておりますが、市町村側からは、結局のところ市町村同士が移住者の奪い合いをしているような気がするとの声も出ております。

であれば、人口減少を食い止める施策に取り組む一方で、人口減少がもたらす負の影響を解消するための施策を講ずることにも視点を置くべきではないかと考えます。スマートシュリンクの概念です。スマートシュリンクとは、人口減少の中で、住民の生活水準を維持・向上させ、公共サービスを効率化していくために、都市や都市機能を賢く縮小していくことでもあります。

人口減少という縮小を受け入れた上で、対応策を講じ、生活の安全性、利便性を維持する、このスマートシュリンクの概念に立脚し、ウエ

ルビーイングを本県で構築することを重点化すべきではないかと考えます。この点、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、県内の人口減少に鑑みた場合、人口減少に伴い、県内における消費が今後ますます減少することは明らかであります。縮小する県内消費の影響で企業経営が縮小することがないように、地産外商戦略を一層強化すべきではないでしょうか。また、海外に向けて販路を拡大することも重要であります。

さらなる、県産品やものづくり系など本県の技術の販売も視野に入れた地産外商の強化と県内企業の海外展開について知事に御所見をお聞きいたします。

次に、外国人材の活用についてお聞きいたします。

県内におきましても、労働力不足が相次いでおりまして、外国人材に頼らざるを得ない状況があります。県内でも既にあらゆる分野で外国人材が活躍していると承知しております。

このような中、県は、インドやベトナムと人材交流などにおける覚書、いわゆるMOUを締結し、ベトナムにおける日本語学校の開設に協力し、優秀な外国人材の確保に努めています。

外国人の受入れ促進や外国人材が定着しやすい環境づくりに向けた取組を今後どのように展開されますのか、知事に御所見をお聞きいたします。

次に、外国人材について、本県の特徴としましては、大学卒業レベルの知識を持つとされる、いわゆる高度人材の割合が全国平均17.9%に対し、本県は3.8%と低い状況にあります。

一般的に、外国人材を必要とする理由としましては、短期的に人手不足に対する量的な補完ということがありますが、長期的には持続的な経済成長を支え、生産性の向上に貢献する人材を受け入れるという質的側面を重視すべきであ

ると考えます。今後は、技術の発達により、定型的な仕事はAIやロボットで補完できる可能性もあり、長期的な視野に立てば、クリエイティブな仕事に従事する生産性の高い外国人材を受け入れることが重要となるのではないのでしょうか。

長期的な経済成長のための戦略として、労働力の量的補完ではなく、高度人材を受け入れ、かつ生産性を高める投資などの努力を同時に進めていかなければならないとする専門家もおられます。県内の経営者からも、外国人材を単に安い労働力と捉えるのではなく、経営の担い手として捉えなければならぬといった声も聞こえてまいります。

本県におきまして高度人材の割合を増やすための取組について商工労働部長に御所見をお聞きいたします。

また、県内の経営者が技能実習生をはじめとする外国人材を雇用しようとする際に相談しやすいワンストップ窓口があればよいのではないのでしょうか、商工労働部長にお聞きいたします。

次に、公共交通の課題についてお聞きします。

JR四国から、先頃2023年度の路線別収支が公表されました。高知新聞の記事から引用させていただきますと、黒字となりましたのは瀬戸大橋線のみで、他の7路線17区間は赤字であり、100円の収入を得るための経費である営業係数は、予土線が1,329と、昨年より389改善しましたものの、依然、四国内で最大の営業係数となっております。また、土讃線高知―琴平間の係数は、22年度の245から190に改善しましたものの、赤字額は全区間中最大の22億6,200万円、高知―須崎間は営業係数233で10億7,000万円の赤字、須崎―窪川間は営業係数320で4億8,000万円の赤字とのことであります。

今年9月には、愛媛県松野町に愛媛、高知両県の予土線沿線の市町村長ら、また両県の県議

会議員が集まり、予土線の活性化についての協議会が開かれましたし、去る11月30日には宇和島市で予土線開通50周年シンポジウムが開催され、私も、県の松岡総合企画部長や四万十町長らと参加いたしました。同シンポジウムにおきまして、パネリストの一人として、JR四国の愛媛企画部の窪部長から、JRからは同路線を廃線にするとは一度も言うてはいないと述べられ、むしろ存続に向けていかに乗客を増やすか努力をしているというお言葉がございました。また、同シンポジウムには、沿線で予土線の活性化に取り組んでくださっている中学生や高校生もパネリストとして参加されており、通勤、通学での利用にも限界があるから観光誘客をしっかりと図るなどの取組を提案しておられました。

このシンポジウムを通じて、私は、観光誘客を図るために四国の自治体が連携して利便性の向上を図るなどし、全国からの支援を集めるようにしなければならない、そしてSNSなどを活用して予土線の魅力の情報発信にも取り組まなければならないと感じました。

今後とも県として、予土線の活性化に向けてどのように取り組まれるのか、知事の御所見をお聞きいたします。

また、国からの支援にも期待が膨らみますが、予土線への支援について国に対してどのように訴えていかれるお考えか、知事にお聞きいたします。

次に、先日土佐くろしお鉄道株式会社ととさでん交通株式会社からも経営状況について会派で聞き取りをさせていただきました。両社とも乗務員不足といった大きな課題に直面しているとのことであります。

また、これまで国は、鉄道と路面電車は経営が厳しくなったらバスに転換すればよい、バスには赤字補助を行うといった考えであったと思

いますが、バスの乗務員不足がございします。そして、それにより路線縮小を余儀なくされている現状におきまして、先ほど示しました従来のような考え方ではなかなか対処できないと私は考えております。

経営の厳しい土佐くろしお鉄道、路面電車に対して、県としてしっかりと対処していただきたいと思ひます。

そして次に、とさでん交通についてお聞きいたします。現在、県では、中央地域の公共交通の将来について、関係市町、とさでん交通とワーキンググループで検討を行っているとお承知しております。このワーキンググループではどのような方向性やスケジュール感で議論されておられるのか、総合企画部長にお聞きいたします。

次に、路面電車の上下分離方式についてお聞きいたします。この軌道事業のみなし上下分離につきましては、現在のとさでん交通に経営統合される前の2012年に、当時の土佐電鉄が要請しておりましたみなし上下分離方式への移行を、この県議会の公共交通調査特別委員会がほぼ1年かけて調査した結果、将来的な課題として先送りした経緯がございします。現行制度での支援拡充はその必要を認めるものの、電車部門の分社化も含めて経営の明確化が必要という委員会の理由説明でありました。

昨今の、とさでんの厳しい状況を見ますと、私はこの際、とさでん交通もその方向に踏み出す時期ではないかと考えます。

よって、今後、とさでん交通への負担軽減を図るため、みなし上下分離の導入について総合企画部長に御所見をお聞きいたします。

次に、路線バスにつきましては、現行の運行補助制度では補助単価の上限が決められておりますため、事業者によっては、国、自治体の補助が減少し事業者が多額の赤字が残るといふ大きな課題があるとお聞きをいたします。

県内ではとさでん交通がこれに該当するようでありましたが、前述いたしましたように、利用促進策で収入を上げましても、また減便して赤字額を減らしましても、赤字額の減少以上に補助金額が減少してしまい、自社負担赤字が増大する仕組みとなっているのであります。事業者としてはこれに対して打つ手がなく、これに対処するためには人件費等を下げるしかありませんが、しかしながらそれをしてしまうと、採用はおろか離職を促すような結果につながりかねません。

県は、本年度補助金の算定方法の是正などの措置を取られているとお承知しておりますが、必要な路線を維持していくため、また運転士の確保のためにも、来年度以降もこのような是正措置を継続すべきではないでしょうか、総合企画部長にお聞きいたします。

路線バスの維持におきましては、国の負担が減り、県と市町村の負担が増えるといった傾向が続いているとお聞きいたします。

路面電車、路線バス、乗合タクシーなど地域に必要な公共交通をしっかりと維持していくためには、社会や取り巻く環境の変化に応じて国の負担の見直しも必要なのではないでしょうか。この点、知事に御所見をお聞きいたします。

とさでん交通は、路面電車、路線バスだけではなく、高速バス、貸切りバス、旅行事業、空港のグラウンドハンドリング業務などを担っており、グループ会社も含めると、県民生活や社会経済活動の基盤となる重要な役割を担う、まさに自治体が100%を出資している企業であります。最大株主であります県としては、この大きな資源をもっと有効に使うべきではないでしょうか。

現状は、経営幹部の皆様は、会社の生死に関わる路線バスと路面電車の大きな赤字への対応で頭がいっぱいになっておられるように思えま

す。このような状況では、なかなか明るい未来図、先を見通した投資などには意識が向かないのではないかと懸念いたします。

一方で、JR四国は、1,000億円余りの財政支援や経営安定基金の運用益の安定確保など、国の思い切った支援により、様々な新規事業にも乗り出していると承知しております。

とさでん交通は、いまだ借入金も多額ですが、少なくとも路線バスと路面電車の赤字が累積しないような行政による支援や負担の仕組みができれば、より積極的な事業展開も可能になるのではないのでしょうか。また、このことにより、県内学卒者にとって魅力のある就職先、雇用の場となり得るといった好循環にもつながるのではないのでしょうか。

公共交通部門の収入安定化には自治体の財政負担も伴いますが、とさでん交通を積極的な事業展開ができる運行事業者に転換していく効果、メリットは大きいと考えます。知事に御所見をお聞きいたします。

さて、10月末にはJR四国の経営状況が発表されました。さきに述べましたように、国からの支援はありますものの、鉄道事業に目を転じますと、予土線や土讃線も営業係数は厳しい状況であります。土佐くろしお鉄道も、県と沿線の18市町村で株式の9割以上を保有する第三セクター鉄道会社であります。こちらも毎年数億円の公費投入で欠損補助をしないと経営が成り立ちません。

この際、とさでん交通の全面的な公有民営化、県内の路線バス会社の公有化と一体化、そして鉄道も含めた全県公有化、一体化を図るべきではないのでしょうか。つまり、路線バスと鉄軌道は、高知県の基幹交通インフラとして、県と34市町村が総がかりでサービス提供の土台を保障するといった考え方です。運行管理会社は、固定資産全般の無償貸与を受けて、路線バ

ス、鉄道、軌道の3部門を併せ持った公共交通事業を展開するのであります。県民が株主の総合トラフィックカンパニー高知家交通といったイメージでしょうか。

この考え方について知事に御所見をお聞きいたします。

次に、高知龍馬空港の国際化についてお聞きします。

高知龍馬空港の国際線ターミナルの整備に向けた取組が進んでおりますが、国際線の直行便が就航すればインバウンド観光が増え、国際交流が深まることが期待されます。私も、高松空港や松山空港からの韓国便、また岡山空港からの台湾便を利用した経験がありますが、これらの国からたくさんの両国民の皆様が日本の空港に降り立つ姿に驚きました。

ここでまず、高知龍馬空港の国際線開設にどのような成果を求めますのか、改めて知事にお聞きいたします。

高知龍馬空港では、現在台湾との間でチャーター便が就航しておりますが、今後どのような路線の展開を考えておられますのか、また路線開設に向けてどのように取り組まれるお考えか、知事に御所見をお聞きいたします。

また、航空機の運航には、地上支援業務、いわゆるグラウンドハンドリングが必要不可欠です。現在、国内線のグラウンドハンドリングは、とさでん交通が航空会社から委託され業務を行っております。

同社にお聞きいたしますと、グラウンドハンドリングは人海戦術的な面があり人材の確保が重要である、しかしながら現在でも職員の退職が相次いでいる、理由はシフト勤務が体力的にきつい、給与面、休日の日数、育児や介護など家庭の事情、転職や進学、クレーム対応など、理由は様々だそうであります。同社は、これまで給与改善にも取り組んでこられたようであり

ますが、今後ともしっかりと改善に取り組むと抱負を語られておられました。

国際線の路線が増加された場合のグラウンドハンドリング体制の確保について総合企画部長に御所見をお聞きいたします。

次に、高知龍馬空港利用者の利便性を高めるために、同空港と県内の主な鉄道駅等との連絡バスを運行することも重要ではないかと考えます。例えば、土佐くろしお鉄道のいち駅や、県中西部のJR窪川駅など。JR窪川駅と高知龍馬空港が連絡バスで結ばれば、幡多方面からのアクセスが格段に便利となり、大幅な時間短縮につながりますなど、観光客の利便性の向上にも寄与するのではないかと思います。

この高知龍馬空港と県下主要駅等との連絡バスの運行について総合企画部長に御所見をお聞きいたします。

次に、観光振興についてお聞きします。

朝ドラらんまん、あんぱんなどの放映による宣伝効果で、本県の観光振興活性化、インバウンド観光客の増加が期待されます。また、県は、東京などの都市部におきまして観光商談会を開き、知事御自身もトップセールスをされるなど、観光振興に大きな成果が出ているとお聞きいたします。

県内のホテル関係者からお聞きいたしますと、最近ではビジネス客が減ってきているそうです。これはコロナ禍においてリモートワークが増えたのがその一因だとのことでもあります。そのため、観光客を増やさなければなりません。観光も高齢化による減少傾向が見られるとのこと、対応が急がれます。

このような中、県外資本のホテルが本県に進出する計画が相次いでいるとお聞きいたします。地元の旅館、ホテルの経営者からは、宿泊客や従業員が奪われるのではないかとといった不安の声が上がっております。

先月の高知新聞読者投稿欄には、高知市旅館ホテル協同組合の理事長からの投稿が掲載されておりました。それによりますと、県内の宿泊業はコロナ禍によって経営基盤が弱体化しており、客室数200を有する複数の県外資本参入は本県の客室供給過多の状況に拍車をかけるおそれがある、また人手不足の悪化により求人がますます困難になるのは必至であると、危機感がつづられておりました。

そこで、県には進出ホテル側と地元ホテル側との調整役を果たすなど激変緩和に向けた動きを講じていただきたいと思いますが、知事に御所見をお聞きいたします。

また、県外資本のホテルからは法人税が本県に入るわけではありません。したがって、観光が本県にもたらす経済効果をしっかりと把握するためにも、この経済効果といった視点を観光のKPIとして捉える必要がありはしないでしょうか。

県外資本のホテルは、食事もセントラルキッチンで調理された食材を使うとお聞きいたします。調理人は包丁を使うのではなく、パックをはさみで切るだけとお聞きいたします。これでは地元からの食材調達は全く期待できません。

宿泊施設における域内消費の向上に向けてどのように取り組まれますのか、知事に御所見をお聞きいたします。

また、連続テレビドラマあんぱんの放送による観光振興効果も期待されております。既に放送されました連続テレビドラマらんまんの効果も続いております。私は、まず、このらんまん効果を深掘りし、さらに活用すべきではないかと考えます。そして、次のあんぱんとは併存型で観光振興を図るべきだと思います。

また、あんぱんについては、作者にゆかりのあるエリアを中心に地域博が企画をされております。私は、この地域博を否定するものでは決

してありませんが、特定の地域に目を奪われることなく、広く県下にこのあんばんの効果広がることを期待しております。

以上述べましたように、らんまん効果をさらに深掘りした活用をすること、らんまん効果とあんばん効果を併存型で活用すること、さらにはあんばん効果を県下に広げるよう取り組むこと、これらに対する知事の御所見をお聞きいたします。

また、高知新港にはクルーズ船が多く入港し、クルーズ観光客が県内を観光される姿をよく見ます。そこで、クルーズ観光客の皆様による域内消費の向上にどのように取り組まれますのか、観光振興スポーツ部長にお聞きいたします。

次に、漫画文化についてお聞きします。

本県は、まんが王国・土佐の取組にも見られますように、漫画文化が盛んであります。これまでも、多くの漫画家を輩出してまいりました。やなせたかし先生をモデルとする連続テレビ小説あんばんが来年放送されることは、先ほど観光振興についてのくだりで触れたとおりであります。

また、中土佐町久礼は、青柳裕介先生の人気漫画作品土佐の一本釣りの舞台となり、カツオの町久礼の名前は全国に広がりました。久礼では、平成2年よりかつお祭が開催されており、一時的にコロナ禍の影響は受けましたものの、例年多くの参加者が集う大きなイベントとなっております。また、久礼の大正町市場も多くの観光客が訪れるなど、大変なにぎわいを見せております。これも漫画がもたらした大きな成果の一つと言えましょう。

まんが甲子園は今年で33回となり、漫画好きの高校生たちのひのき舞台として定着しております。また、高知まんがBASEは、まんが王国・土佐としての蓄積された資料や情報を発信する基地として誕生し、現在に至っております。こ

の高知まんがBASEは、高知の漫画文化の歴史紹介や県出身漫画家のこだわりのアイテムなどが展示をされておりますとともに、多数収蔵された漫画雑誌を読むことができましたり、まんが甲子園の資料や作品の展示、作画を体験できるブース、スマートフォンのアプリを使ってキャラクターと記念撮影ができましたり、漫画文化の皿鉢料理のような施設となっております。

先ほど、一例として、漫画土佐の一本釣りが地域振興につながっている事例にも触れましたが、本県がこれまでまんが王国・土佐として取り組んできた漫画文化の振興の成果について知事に御所見をお聞きいたします。

あわせて、まんが甲子園や高知まんがBASEをはじめとするまんが王国・土佐の取組を今後どのようにして発展させるお考えか、知事にお聞きをいたします。

次に、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応についてお聞きいたします。

今年8月に、南海トラフ臨時情報、いわゆる巨大地震注意が発表されました。県内沿岸部に点在する高齢者施設などでは、入所者の高台への避難を試みたものの受皿がなく、対応に苦慮する局面があったとお聞きいたします。これでは実際に津波が来た際にどうなるのか。早急に対策を講じなければなりません。

県は、発表時にどのように対応し、また今回明らかになった課題に対し今後どのような対策を講ずるのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

次に、四国の大規模停電についてお聞きいたします。

去る11月9日夜、四国4県の36万戸余りで停電が発生いたしました。高松市の四国電力送配電からは、関西電力送配電との連携ミスで需給バランスが崩れ、供給力不足が生じたことが原

困であるとの発表がありました。

県内では、西部地域で停電が発生しました。多くの家庭や事業所でも混乱を招き、道路の信号機や照明もシャットダウンし、各所で混乱が生じました。また、バイオマス発電施設や太陽光発電施設も設備が止まり、再稼働に向けた対策を講じなければならなくなったそうです。

この大規模停電による影響や被害状況について県は把握しておられるのか、また再発防止に向けてどのように対応されましたのか、危機管理部長にお聞きいたします。

ここで、太陽光発電についてお聞きします。県内の太陽光発電事業者によりますと、平時においても電力の需給バランスを取るために、四国電力送配電から出力制御の指示が出されるそうです。出力制御には順番が示されており、まず第1番は火力発電と揚水発電、その次に連系線を活用した他のエリアへの送電、これは本四連系線と阿南紀北直流幹線であります。3番目にバイオマス発電の出力制御、4番目に太陽光、風力の出力制御などとされております。

しかしながら、太陽光発電は頻繁に出力制御を要請されておりますが、本来の順位からしますと火力発電の出力をまず抑えるのがルールであります。電力側はルールどおり火力発電の出力を制御しているのでしょうか。完全停止はできないのでしょうか。出力を制限しているのだとしたらどのぐらいの割合で制御しているのか、つまびらかに公表されてしかるべきではないでしょうか。

本来であれば、これだけ世界的にCO₂の削減が叫ばれており、化石燃料から自然エネルギーへの転換が迫られている状況からしますと、電力側が示す順番どおり火力発電をしっかりと出力制御すべきではないでしょうか。

このたびの大停電も踏まえ、四国電力の株主

でもある県として、電力の需給バランスを取るための出力制御の順番が適切に実施されているのか、四国電力送配電に確認をしていただきたいと思います。林業振興・環境部長に御所見をお聞きいたします。

次に、本県の救急医療体制についてお聞きいたします。

茨城県の大井川知事は、この12月から救急車による救急搬送の場合、緊急性が認められなかった場合に患者から選定療養費の徴収を開始されました。理由は、同県内の救急医療が逼迫する中、救急医療機関における適正受診の促進を狙うための判断だそうであります。茨城県内の200床以上の22の大病院に救急車で搬送され緊急性が認められない場合、病院が選定療養費として患者から7,700円以上を徴収する方針であります。

県は医療機関などと協議して、緊急性を認めるかどうかについて統一的な基準をつくられたと聞いております。同県によりますと、救急搬送された患者の6割以上が大病院に集中しており、このうちおよそ半数が軽症患者だったそうです。今年4月からは、医師の時間外労働の規制が始まり、救急医療の現場のさらなる逼迫が懸念されることも背景にあったそうです。

このような茨城県知事の判断についてどのような御所見をお持ちになりますか、知事にお聞きいたします。

また、本県において麻酔科医が不足しており、高知医療センターにおきましてもこの影響が出ております。この点につきましては、9月議会で大石宗議員が質問をし、知事は、それらにしっかりと対応すると答弁をされました。

麻酔科医の不足により、手術への対応など救急医療体制が急速に弱まっております。これまでは岡山大学や高知大学に大変お世話になった

と思いますが、知事におかれましてはこの課題解決に向けてさらに御尽力をいただきますよう、この場から要請をさせていただきます。

次に、指定管理施設の活性化についてお聞きいたします。

一燈立志の会では、指定管理施設の活性化に向けた取組をしております。ここでは牧野植物園とのいち動物公園について触れたいと思います。

私自身、ハワイの植物園を牧野植物園の関係者らと訪問する機会を得ました。また、台湾の台北動物園を訪問し、同園の園長と面談した際、のいち動物公園との友好提携に向けた前向きな御回答をいただきました。

このような海外の施設との交流を深めますことは施設の充実を図る上で重要だと認識を持っております。また、双方の職員の交流を深めることもスキルアップにおいて重要であり、職員の仕事に対するモチベーションの向上にもつながるものだと考えます。

そこで、牧野植物園及びのいち動物公園の国境を越えた交流を深めることについて、知事に御所見をお聞きいたします。

また、指定管理者が職員の処遇改善に積極的に取り組みますよう、県としてどのような対策を考えておられますのか、知事にお聞きいたします。

次に、最低賃金アップについてお聞きいたします。

最低賃金アップは労働者にとって重要であります。生活を安定させるため、物価の上昇に伴った手取り収入が必要であります。

一方で賃上げは、経営者側にとっては、折からの経営コスト増に加え、人件費負担が大きいのしかかることとなります。事実、県内事業者の倒産件数が増えております。これは、コロナ融資の返済に加えて物価や人件費の上昇が重な

り、資金繰りが悪化していることが原因とされており、この傾向は今後ますます増えるのではないかと懸念をいたします。

倒産件数が増えている、この状況をどのように受け止め、対策を講ずるお考えでしょうか、商工労働部長にお聞きいたします。

また、建設業界からは、人件費や資材高騰により、かなり経営が圧迫しているとお聞きをいたします。土木工事の積算価格の見直しを求める声が上がっておりますが、この点、土木部長に御所見をお伺いいたします。

次に、闇バイトとディープフェイクについてお聞きいたします。

全国的に闇バイトによる犯罪が増加しておりますが、本県におきまして、先月、偽の高級時計を買取業者に持ち込み、売上金をだまし取るといった事件が発覚し、県内外の男15人が逮捕されました。

闇バイトの手口としましては、SNSを利用するのが一般的のようであります。SNSで高額バイトなどと検索すると、すぐ闇バイトのアカウントが出てくるようであります。中には、犯罪行為をさせられるとの認識をしないまま応募してしまう人がいるのだそうであります。

特徴は、報酬が異様に高いこと。社会経験がある人ならすぐに見抜けるようなことでも、高校生などにとってはなかなか見抜けないといったことがあるようであります。さらに、ダイレクトメッセージを使わせるのが特徴で、エックスやインスタグラムなど、若者の誰もが使っているアプリのダイレクトメッセージで接触して、ここからメッセージが一定の時間で消去できる秘匿性の高い別の通信アプリ、テレグラムやシグナルなどを使うように誘導されるのだそうであります。そして、応募者が抜けられなくなるようにするために、個人情報を送付させるのだそうであります。

警視庁によりますと、言葉巧みに、自分の顔と住民票などを一緒に写した自撮り写真を送信させたり、家族構成や自分の勤務先、さらに交際相手の名前まで送らせたりするのだそうであり、これらの情報は、犯行を拒否しようとするれば直ちに脅迫に使われるのだそうであり、中には、逃げるところなると、男が殴られている動画が送信されてきた事例もあるそうであり、あります。

短期間で稼ぎたいというのが応募する側の動機ですが、実際にお金を手にできることはほとんどなく、報酬は後でまとめて払うと言われたり、次もやったら渡すと言われるようであり、結局払われることはなく、逮捕されるまで捨て駒として使われるのが実態だそうであり、あります。

県内では、昨年に比べ、特殊詐欺による被害も大幅に増えていると承知しています。これら闇バイトや特殊詐欺の被害を防止するためには、県民が闇バイトに手を染めることがないようにするための対策、併せて未成年者が闇バイトに巻き込まれることがないようにするための対策について警察本部長にお聞きをいたします。

また、全国的に、住宅に侵入する強盗事件も多発しているようであり、一軒家や高齢者が狙われやすいとの分析もあるそうであり、あります。一軒家に対しては、空き巣ではなく、あえて在宅時間を狙っているようであり、それは住民を脅して、たんす預金を手間なく入手できることを狙っているとの分析もござい、あります。

本県は、高知市内におきましても一軒家に独り暮らしをする高齢者が多いとお聞きをいたしますし、また中山間地域にも高齢者が住まう住居が点在しております。犯行の手口を見ますと、人目につかない勝手口のガラスを割り、腕を差し込んで内側から解錠し侵入するケースが見受けられるそうであり、あります。

対策のためには、犯人側が嫌がる要素の音、光、人の目、時間という4つを重視することが重要だそうであり、あります。具体的には、ガラスを割ると音が鳴るアラームや、人が接近すると光るセンサー式のライト、防犯カメラの設置が効果的とされてお、あります。

闇バイトの実行者等による強盗の被害防止対策について警察本部長に御所見をお聞きをいたします。

次に、AI音声による詐欺、いわゆるディープフェイクボイスを悪用した詐欺についてお聞きをいたします。人工知能、つまりAIで人間の声を合成するディープフェイクボイスを悪用した詐欺への懸念が、アメリカや中国、韓国などの海外で高まっているそうであり、あります。

想定されますのは、人工の声で親族らに成り済まし、金銭をだまし取る手口であり、あります。三、四秒の音声データがあれば高い精度で合成されるとされ、我が国でも被害のおそれがあるとお聞きをいたします。専門家は、フェイクを検知する技術の向上を図る必要性を指摘してお、あります。

現在、海外に比べて、このAI音声詐欺に遭遇したとする日本人の割合は少ないそうであり、あります。一方で、我が国では、まだAI音声の悪用の認知が広がっておらず、被害が潜在化している可能性があるとお聞きをいたします。また、別の専門家によりますと、英語に比べ開発が遅れてきた日本語向けの音声合成サービスが登場してきており、被害が広がるのは時間の問題なのだそうであり、あります。

国内の2022年の特殊詐欺被害額は370億8,000万円に上り、8年ぶりに前年を上回ったそうであり、あります。その中で、親族などをかたるおれおれ詐欺の被害額は129億3,000万円と、被害額の3割強を占め、手口別で一番多くなっているとお聞きをいたします。

さらに新しいデータによりますと、2023年に我が国で確認された詐欺目的などのディープフェイク件数は2022年からの1年で実に28倍に急増しているそうであります。政府のAI戦略会議も、懸念されるリスクの一つに、おれおれ詐欺といった犯罪への音声などの悪用を挙げております。

被害防止の鍵は、AI音声を見破る検知技術の普及であります。音声に向かって別の微細な音を流し、周波数の変動具合から人の声かどうか判別する方法があるのだそうであります。研究レベルでは9割以上の精度で判定できる技術も出てきているそうであります。

また、利用者の本人確認時に、声による生体認証を採用している金融機関などの一部は、なり済まし防止の検知技術を既に実用化しているそうであります。専門家によりますと、悪用されるのを防ぐために、SNSなどへの音声のアップロードには十分注意を払うべきなのだそうであります。

音声の偽造のみならず、偽画像も出回るようになっております。2023年11月頃には、実在するニュース画像に見せかけた偽動画がSNSで拡散しました。キャスターが投資サイトへの登録を呼びかける内容で、金融詐欺の疑いが持たれております。この映像や音声の合成には生成AIが使われた、ディープフェイクの可能性が高いそうであります。

このような技術は、偽動画だけではなく、オンライン上の本人認証を不正に通過するためにも悪用されていると見られております。写真を基に、本人と酷似した画像や動画を生成し、金融サービスの顔認証の突破を試みるケースがあるそうであります。

以上述べましたような状況の中、本県も人ごとではありません。このようなディープフェイクによる詐欺を防止するためにどのような対策

を講じるお考えか、警察本部長にお聞きをいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆるスマートシュリンクの概念に立脚をしたウエルビーイングについてお尋ねがございました。

当面、人口減少が避けられない状況の中におきましては、この減少を食い止める対策と併せまして、御指摘がありましたスマートシュリンク——直訳いたしますと賢く縮むということかと思えます——といった視点も含め、人口減少の負の影響を低減する、こういう施策も一緒に講じていくということが必要ではないかというふうに考えます。

このため、例えば県の産業振興計画におきましては、人口が減少する中であっても経済の規模は拡大をしていくという状態を目指しまして、地産外商の推進あるいはデジタル技術の活用による生産性の向上、こういった取組を進めているところでございます。また、中山間対策におきましては、単独では維持が困難な複数の集落が連携をして活性化に取り組むという、集落活動センターの活動への支援を行ってまいっているところでございます。

そのほか、公共サービス維持の観点からいたしますと、人口減少下でも必要なサービスが持続的に提供できるようにという趣旨で、消防や水道の広域化などにも取り組んでいるというところであります。

引き続き、若年人口の増加によります持続可能な人口構造への転換を図る取組と併せまして、ただいま申し上げましたような人口減少の負の影響を緩和する、そうした取組につきましてもしっかりと進めてまいりたいと思えます。そして、県民の皆さんが生き生きと仕事や生活ができ、

安全・安心に暮らせる、言わば御指摘のありましたウェルビーイングが実感できる、そうした高知県の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、本県の技術の販売も視野に入れました地産外商の強化、県内企業の海外展開についてお尋ねがございました。

人口減少に伴いまして、県内はもとより国内の市場も縮小する中でございますので、本県経済が持続的に発展をしていこうとすれば、さらなる海外展開をこれまで以上に図っていく必要があると考えます。

このため、例えば、ものづくりの分野におきましては、本県と同様に自然災害が多いアジアを中心に、防災関連の製品、技術のPRを行うなど、新たな販路の開拓に取り組んでいるところであります。特に、本年10月に防災セミナーを開催いたしましたフィリピンにおきましては、地元政府機関が興味を示すなど、手応えがございましたので、今後具体的な商談につなげていきたいというふうに考えております。

また、食品の分野では、本年度から新たに戦略品目に位置づけましたリキュールなど5品目の売り込みを図りますほか、中東やインドなど新たな市場の開拓にも取り組んでおります。特に土佐酒につきましては、今般の日本の伝統的酒造りのユネスコ無形文化遺産登録という追い風も生かしながら、輸出拡大に向けた取組を今後一層強化してまいりたいと考えます。

今後とも、こうした取組を通じて、県内企業の海外展開をしっかりと支援いたしまして、さらなる輸出の拡大、ひいては県経済の持続的な発展につなげてまいります。

次に、外国人材の受入れ、定着促進の取組についてお尋ねがございました。

本県におきましては、今年3月に第2期外国人材受入・活躍推進プランを策定いたしました。

これに基づきまして、優秀な外国人材の受入れ、そして県内定着を促進するための取組を進めております。

受入れの促進につきましては、昨年度覚書を締結いたしましたベトナム、インドなどを訪問し、地元政府などとの関係を深めておりますし、東ティモールなど、日本への人材の送り出しが現状では少ない国や地域とも交流を行いまして、今後の人材の送り出しにつなげてまいっております。

定着の促進につきましては、地域での日本語教室の開設など、日本語を学ぶ機会の充実に努めております。加えまして、今後は地域住民との交流拠点づくり、あるいは外国人材が参加する防災訓練の実施といった市町村の取組への支援も検討してまいります。さらには、外国人材が働きやすい環境の整備やスキルアップの支援に取り組まます優良な事業所を認証する県独自の制度の創設に向けた準備も現在進めております。

縁あって本県にお越しをいただいた外国人の方々の満足度を高めまして、できるだけ長く県内で活躍していただけますように、今後も関係機関と連携を密にし、取組を進めてまいります。

次に、公共交通の課題に関しまして、予土線の活性化についてのお尋ねがございました。

予土線は、地域住民の生活路線として、また風光明媚な四万十川沿いを走る観光資源として、さらに愛媛県、高知県を直接つなぐ路線として、大変重要な役割を果たしております。

これまで両県それぞれで利用促進に努めてきたところではありますが、昨年10月には、より一体的、効果的な取組を行うというために、両県の協議会が合併をし一本化いたしました。全線開通50周年となります本年は、予土線の感謝祭や、御紹介がございましたシンポジウムの開催、あるいは高知市内のイベントへの出展などによ

りまして、機運の醸成、情報発信に取り組んでおります。

今後は、この地域はもちろんのことではありますが、地域外の多くの方々からも応援していただけますように、そうしたことを通じていわゆる交流人口の増大につなげていきますように、より一層関係者と連携を密にいたしまして、沿線のにぎわいづくり、さらなる情報発信に取り組んでまいります。

次に、予土線への支援を国に対してどのように訴えていくのかというお尋ねがございました。

高知、愛媛両県の協議会が一本化をし、一つになったということを機に、本年8月には愛媛県や沿線の自治体の方々と初めて共同で国への要望活動を行いました。この活動には私自身も参加をいたしました。当日は、沿線自治体や経済界が一体となって全線開通50周年の記念イベントの開催などに取り組んでいること、また予土線の維持や利用促進に対します国からの財政支援などを訴えてまいったところでございます。この中では、国鉄分割民営化の経緯も踏まえまして、予土線を含みます全国の鉄道ネットワークを維持するという点に関しては国の本来的な責務であるというふうに強調をしております。

今後も、予土線を何としても残すという決意の下、より連携を密にいたしまして、国に対してしっかりと訴えてまいります。

次に、社会や取り巻く環境の変化に応じました公共交通に関する国の負担の見直しについてお尋ねがございました。

本県におきましては、バス路線の廃止などが進むことに伴いまして、公共交通の維持のための国の財政負担は減少しております。一方で、県、市町村の負担は、逆に、代替手段の確保などのために増加をしてきているという状況にございます。こうした状況は、本県のみならず多

くの自治体で生じていると考えられるところであります。

このため、社会や取り巻く環境の変化に応じまして、例えば国庫補助路線におきます補助単価の上限額を引き上げる、あるいは乗客数要件を緩和するといったことにより見直しを図って、国の補助増額の方向で見直しをいただくということが必要ではないかというふうに考えております。

こうした国からの財政支援の拡充は、これまでも全国知事会などを通じて訴えてきたところでございますけれども、今後は県独自の政策提言などの機会も含めてしっかりと国に働きかけてまいりたいと考えます。

次に、とさでん交通の積極的な事業展開による効果、メリットが期待できるのではないかとお尋ねがございました。

御指摘がございましたように、とさでん交通は多岐にわたる事業を実施しておりまして、このノウハウを発揮して、例えば貸切りバス、高速バスの増便といった積極的な事業展開がなされますと、観光産業への貢献あるいは多様な交通手段の確保といった効果が期待されると考えます。ただ、議員御指摘がございましたとおり、こうした新たな事業展開に向けてリスクを取る経営判断を行うというためには、公共交通の経営安定化の見通しが立たないという中では条件の整備がなかなか難しいということではないかと考えます。

このような中でございますが、中央地域の持続可能な公共交通の実現に向けまして、本年7月に県、沿線の市町、そしてとさでん交通をメンバーとしたワーキンググループを立ち上げたところでございます。このワーキンググループにおきましては、とさでん交通の公共交通部門の経営の安定化に向けてどうした方策が取れるかということにつきましても具体的に検討して

まいりたいと考えております。

次に、県内の路線バスと鉄軌道の全県公有化、一本化を図るといった考えはどうかというお尋ねがございました。

一般的に、こうした経営統合はスケールメリットを生かした効率化の効果があると考えますけれども、県内の交通事業者の実態を踏まえた場合、例えば間接部門や重複する路線があつて、これらの統合によって相当程度の効率化の効果が期待できるのかどうか、あるいはこうした交通事業者同士の相乗効果による収入増が期待できるのか、こういった統合によるメリット、効果がどの程度のものかということ、まずはよく検証する必要があるのではないかというふうに考えます。

一方で県内では、お話ございました路線バス、鉄道、軌道、3部門ともに赤字ということでございますし、この厳しい状況は、人口減少が進んだ場合にさらに赤字が拡大するということも懸念をされるわけでございます。

これに加えて、議員からは、いわゆる上下分離方式をこの際検討してはどうかという御提言もございましたけれども、この軌道、路面電車だけを見ましても、現在の運行の実態を前提として上下分離方式に移行するというようにいたしますと、粗い試算でございますけれども、現在の助成方式に比べて県や市町村の財政負担は大幅に増加をするということにならざるを得ないというような見通しがございます。

こういう状況の中でございますので、県民の皆さんの御理解を得て、県と市町村双方でこうした財政負担の増大を含めた合意が得られるかどうかというのが最大の課題であるというふうに考えます。

こうした状況でございますので、現状の交通事業の実態をそのまま前提とし、追認として、財政負担の増大だけを求めるという議論はなか

なか通りにくいのではないかと、各地域におきまして、より効率的で持続可能な地域交通の在り方はどういった姿かといった議論がやはり避けて通れないということになるのではないかと思っています。

こうした議論をなし得る場といたしまして、例えば市町村や事業者が参加いたします高知県地域公共交通活性化協議会といった場がございますので、こうした場におきまして、御提言をいただきました構想などにおきましても、まずは皆さんの御意見をお聞きするというところから始めさせていただきたいというふうに考えております。

次に、高知龍馬空港の国際線開設に求める成果と、路線開設に向けた取組についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

人口減少が進む中、外国人観光客の誘致は本県経済の持続的な発展に向けて必要不可欠でありまして、様々な誘致活動に取り組んでおります。

こうした中、昨年5月から週2便で運航しております台湾の定期チャーター便は、9割を超える高い搭乗率で順調な運航を続けております。梶原や仁淀川流域などへの周遊も始まりまして、宿泊はもとより体験や飲食など幅広い観光事業者の皆さんから、経済効果が広がっているといった声を多くお聞きしております。

海外と直接結ばれますことで、観光やビジネスのほか、スポーツや教育など様々な分野での交流も促進されます。国際線の開設は、地域経済の活性化はもとより、本県のグローバル化の進展にも大きく寄与するものだと考えております。

また、空港の国際化に向けましては、台湾便に加えて新たな路線の誘致が必要でありますので、訪日客の最も多い韓国の航空会社などへの

セールスを現在強化しているところであります。まずは早い段階での短期チャーター便の誘致を目指しておりまして、こうした実績を積み重ねることで航空会社との信頼関係を築き、路線の開設につなげたいという考えであります。

あわせまして、外国人旅行者の訪日動向を踏まえながら、東アジアあるいは東南アジアの航空会社へのセールスを強化してまいります。

次に、新たなホテルの進出によります影響への対策についてお尋ねがございました。

ホテルの新規参入や客室数の大幅な増加は、よさこい祭など多客期のさらなる受入れが可能になります。また、インバウンドなど新たな顧客層の開拓にもつながるといったメリットが考えられます。一方で、通年で見た場合の稼働率が低下するのではないか、あるいは人材不足が一層深刻化するのではないかといった懸念もございます。誘客の拡大そして人材の確保が対応のポイントとなってまいると考えます。

このため、全国的に話題となりますあんばんの放送や国民文化祭などを前面に押し出しますことで効果的なプロモーションを行いまして、誘客を拡大してまいります。また、旅館、ホテルと県内教育機関との連携によりましてインターンシップなどの機会を充実させ若者の雇用につなげますとともに、外国人材にも活躍いただける環境をつくってまいります。

これまで旅館、ホテルをはじめといたしまして観光関連事業者の皆様と共に官民が一体となって取組を進めてまいりましたことが、本県の観光の強みとなっていると、そして大きな効果につながっていると考えております。今後、地元旅館・ホテルと進出ホテルとの間で調整が必要になった場面では、県としてもしっかりと汗をかいてまいりたいと考えております。

次に、宿泊施設におけます域内消費の向上についてお尋ねがございました。

宿泊施設におきまして県内の食材や県内で作られた製品の利用を増やしていくということは、地元への経済効果に加えて、施設の魅力向上という観点からも大切であると考えます。こうしたことから県におきましては、例えば旅館、ホテルでの土佐茶の利用を促進しようということで、土佐茶の現状説明、おいしい飲み方の提案、試飲の実施などに取り組んでまいりました。

今後、宿泊施設に対しまして、1次産業分野とも連携し、様々な機会を捉えて県内食材の利用を呼びかけて、これを県内生産の拡大につなげてまいります。また、その利用事例をSNSなどで発信し、多くの観光客の皆さんに召し上がっていただきたいと考えております。

さらに、現在進めておりますどっぷり高知旅キャンペーンにおきましては、宿泊施設と地元食材を生かした体験を組み合わせた旅の過ごし方を提案いたしております。その中では、地元の野菜を使った田舎ずし作りの体験、あるいは水揚げされたばかりの魚を提供するといった取組が始まっております。

こうした取組を通じまして、宿泊施設におきます域内消費、そしてひいては域内生産の拡大を進めてまいりますとともに、施設の魅力向上にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、連続テレビ小説らんまん、そしてあんばんを生かした観光振興についてのお尋ねがございました。

らんまんの放送後も、牧野植物園や佐川町など牧野博士ゆかりの地には多くの方々に訪れていただいております。また、県外におきましても、練馬区、神戸市などのゆかりの地では、今年度も企画展を開催していただいたり、あるいはイベントへの出展を行うということなど、連携が深まっているところでございます。

こうしたことから、現在旅行会社向け観光説明会や県外のイベント、リーフレットなどにお

きましては、やなせたかし先生と併せまして、引き続き牧野博士のふるさと高知を積極的に紹介いたしております。また、来年度新たに、牧野植物園とやなせたかし記念館の両方をお得に楽しんでもいただけるセット券の販売を行うよう調整を進めております。

あんばんの効果を県内全域に広げていきますために、中山間地域でのドラマのパネル展、やなせ先生のキャラクターを巡るスタンプラリーなどを計画しております。また、地域のおきやく文化や川漁師体験など、どっぷり高知旅キャンペーンの体験プログラムを御案内することで、県内周遊をさらに促進してまいります。

このように、らんまんとあんばんを最大限に活用することで、観光振興と中山間地域の活性化を図ってまいります。

次に、まんが王国・土佐の取組の成果と、今後の展開についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

多くの著名な漫画家が輩出されてきた本県におきましては、漫画を文化の一つと捉えまして、官民が協力をして、漫画を通じた人材の育成、国内外への情報発信などに取り組んでまいりました。

このうち、平成4年から続いておりますまんが甲子園では、テーマに沿った一枚漫画の制作を通じまして、多くの生徒の皆さんに発想力や表現力、協調性を養う機会を提供してまいりました。また、大手出版社の御協力の下、漫画の世界を目指す生徒に対する支援を行ってまいりました結果、まんが甲子園の参加者からプロの漫画家がこれまで14名、このうち県内出身者2名でございますが、輩出するといった成果も得ております。

このほか、県内の小中学校に漫画家を派遣いたしますまんが教室、御指摘がございました高知まんがBASEでの作画体験教室など、広く漫画

に親しんでいただく取組も進めております。さらに、韓国や台湾、シンガポールなどから継続してまんが甲子園に参加いただくほか、漫画を通じた協定を締結するなど、本県の国際交流の推進にも寄与してまいりました。

こうした長年にわたりまんが王国・土佐の取組は、教育的効果あるいは人材発掘などの点で、文化庁や学校関係者、出版社などの業界から高い評価をいただいております。

今後は、来年の連続テレビ小説あんばんの放送、再来年のよさこい高知文化祭2026の開催といった、本県の漫画文化を発信する絶好の機会が続きます。この機を逃さぬように、例えば高知まんがBASEにおいてやなせたかし先生を顕彰する企画展を開催するなど、まんが王国・土佐のさらなる情報発信に努めてまいります。

あわせまして、漫画とアニメの親和性が高い点を生かし、アニメ産業の集積による雇用創出などを目指しておりますアニメプロジェクトとうまく連動させていくことも重要ではないかと考えております。このため、まんが甲子園の参加者などもターゲットといたしまして、アニメに関する講習を行うなど、将来のアニメ人材の発掘、育成につながる新たな取組を検討してまいります。

漫画文化は、産業や観光の振興にも資する、本県の誇るべき資源であると考えております。この貴重な資源をフルに生かして地域の活性化につなげられますように、引き続き、官民が一体となってまんが王国・土佐の取組を進めてまいります。

次に、茨城県知事が、救急搬送の際緊急性が認められなかった場合に患者から選定療養費を、一種の追加料金ですが、これを徴収する判断をされたことについてお尋ねがございました。

茨城県では、救急搬送の全体のうち約半数が軽症患者であるというふうにお聞きをしております。

ます。また、例えば少しの切り傷でも救急車を呼ぶといった、タクシー代わりに救急車を利用されたと思われる例も散見されるということもございまして、緊急性が低い場合には選定療養費という一種の追加料金を徴収する、こうした方針を県から医療機関に呼びかけたものというふうに伺っております。

一方で、こうした対応を取りますと、重篤な患者であっても救急要請をちゅうちょさせてしまうのではないかという懸念もございまして。ただ、さらに一方で申しますと、ただいま申し上げましたようなタクシー代わりの利用が野放図に行われているというような実態がございまして、真に救急搬送が必要な患者さんの搬送に支障を来すということにもなりかねません。こういった状況を踏まえまして、県内の救急医療体制を守るという目的で茨城県として判断をされたというふうに受け止めております。

一方、本県におけます状況を見ますと、救急搬送件数のうち軽症患者の占める割合は約4割となっております。約5割であります茨城県よりは現状まだ少ない状況であります。このため県といたしましては、今後の県内の救急搬送の実態あるいは医療現場の逼迫状況の推移を踏まえました上で、茨城県の取組の効果の情報も参考にしながら、必要と考えられる場合には医療機関などにこうした取組を呼びかけるということも検討してまいりたいというふうに考えます。

次に、牧野植物園及びのいち動物公園の国境を越えた交流を進めることについてお尋ねがございました。

まず、牧野植物園につきましては、桜の植樹を契機といたしまして、本年2月にハワイのフォスター植物園を、また9月には韓国全羅南道の山林研究院を訪問し、交流をいたしております。訪問後、指定管理者の職員からは、現地でしか

得られない知見があり、技術力の向上につながるなどの声がございました。

一方、のいち動物園につきましては、海外動物園との初めての交流に向け、指定管理者と共に取り組んでいるところであります。交流によりまして、新たな動物の受入れや、動物飼育及び展示に関する世界の情報入手が可能になり、職員の技術力向上、動物園の魅力向上につながるものと期待がされます。

県といたしましては、今後も海外の植物園あるいは動物園との交流を深めまして人材育成につなげるなど、指定管理者の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

最後に、指定管理者によりまして職員の処遇改善に向けた対策についてお尋ねがございました。

指定管理施設の運営に当たりましては、高付加価値型のサービスを提供していくという現在の求められている方向を追求するためには、職員に高いモチベーションを持って取り組んでいただくということが必要不可欠だと考えます。

このため、来年度からいわゆる直指定型の指定管理施設の管理者の経営努力が職員の処遇改善につながる、そうした仕組みを導入したいと考えております。具体的には、利用料の収入が当初の見込みを上回り増収が発生した場合、従前は全額を県との間で精算して納付させていたところですが、今後は増収分の半分を管理者が手元に残して自主的に活用ができる、そうした取組を検討しているところでございます。このような、一種のインセンティブを設定いたしまして、成果を上げた職員の処遇改善、あるいは管理者として実現をしたい魅力ある企画展の実施、こういった管理者の主体的で自由な取組を促していきたいと考えております。

こうした経営努力を引き出しますことで、利用料収入が職員の処遇改善による意欲向上や施設の磨き上げにつながりまして、サービスの付

加価値が高まっていく、そういった好循環を実現してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(商工労働部長岡田忠明君登壇)

○商工労働部長(岡田忠明君) まず、高度外国人材の割合を増やすための取組について御質問がありました。

大学などで学んだ専門的な知識や技術を生かして国内で働く高度外国人材は、県内事業者においても、海外でのビジネス展開や、新しい製品やサービスの開発などを進めていく上で、事業者を支える人材になるものと考えています。

現在、県内で活躍している高度外国人材の事例としては、留学生が建設会社に就職し海外部門で中心的な役割を担っている例、農場での収穫や出荷計画と調整業務をマネジメントしている例、現場の技能実習生の取りまとめ役や通訳をしている例などがあります。

一方で、本県の外国人労働者のおよそ4,500人のうち7割近くが技能実習や特定技能となっており、高度外国人材の人数や全体に占める割合は全国でも最下位レベルにあります。このため、まずは高度外国人材の制度や県内での事例を理解していただくことで、雇用を検討する事業者の掘り起こしにつなげていきたいと考えています。

来年度に向けては、これまで実施してきた県内の活躍事例を紹介するセミナーなどに加え、雇用に関する窓口の設置とコーディネーターによる県内事業者とのマッチング支援などを検討しています。

このような取組を通じて、県内事業者でも高度外国人材の採用が今まで以上に進むような仕組みをつくりたいと考えています。

次に、技能実習生などの雇用相談窓口の設置について御質問がありました。

県内の事業者が外国人材を雇用する場合、例

えば技能実習生であれば、そのほとんどが国の許可を受けた監理団体を通じて雇用することになります。しかし、監理団体の多くが県の中央部に拠点があることなどから、初めて外国人材を雇用する事業者にとっては、身近なところに相談できる監理団体がないことも考えられます。

また、技能実習をはじめとする外国人材の雇用制度が複雑であることから、採用をちゅうちょしている事業者が少なからずいるのではと考えています。実際、昨年度に県が行った調査では、事業者が外国人材の受入れに当たって困っていることをお聞きしたところ、相談先や採用方法が分からないとの回答が63件、回答に占める割合は約25%となっています。

このため、県内の関係団体と提携し、監理団体の紹介に加えて、技能実習制度や在留資格など、外国人材の雇用に関する事業者からの様々な問合せに対応できる窓口について、来年度からの設置に向けて検討をしています。外国人材の雇用を検討する事業者が、所在する地域によらず、あまねく必要な情報を手に入れることができるような仕組みをつくりたいと考えています。

最後に、倒産件数の増加に対する受け止めと対策について御質問がありました。

県内の倒産状況は、民間調査会社によると、コロナ禍前の平成30年度は35件、令和元年度は40件となっていました。令和2年度以降は、コロナ融資をはじめとする金融支援などにより、少ない件数となっておりますが、令和5年度は21件、本年度は11月末現在で29件となっております、2年連続で増加しています。

倒産増加の主な理由について、関係機関にもお聞きした中では、多くの事業者でコロナ融資の返済が本格化したことや、人件費や仕入れなどのコストの増加が見られるとのこともあり、事業者にとっては厳しい経営環境が続くのでは

ないかと受け止めています。

これまで県では、厳しい経営環境にある事業者の借換え需要などに対応するため、本年7月県制度融資の安心実現のための高知県緊急融資の中に経営力強化保証枠を創設し、1者当たりの融資限度額を大幅に引き上げました。また、9月には安心実現の緊急融資の総額を100億円から254億円に増額し、県内事業者の資金需要に応える措置を講じてきたところです。

一方、様々なコストが上昇する中で、事業者の経営体質の強化を図るためには、何よりも生産性の向上が重要であると考えており、デジタル技術の導入をはじめとする設備投資が促進されるよう、国の制度も活用しながら、引き続き関係機関と連携し、必要な取組を進めていきたいと考えています。

今後とも、資金繰りに悩む事業者などが早め早めに取引金融機関などに相談し、助言や支援を受けることができるように、県としましても、金融機関や商工会などの関係機関と連携を密にし、事業者に必要な助言や支援が届けられるように取り組んでまいります。

(総合企画部長松岡孝和君登壇)

○総合企画部長(松岡孝和君) まず、ワーキンググループにおける議論についてお尋ねがございました。

中央地域の公共交通は、コロナ禍の影響による乗客数の減少やエネルギー価格の高騰、加えて今後も乗務員の減少傾向が続くことが想定されるなど、大変厳しい状況にございます。

こうした状況を踏まえ、県、沿線市町、とさでん交通で構成するワーキンググループを本年7月に立ち上げ、目指す将来像に、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築と、とさでん交通の経営の安定化を掲げ、バスと路面電車の並走区間を見直すことによって効率化が図られないかなどについて検討を進めている

ところであります。年内に、目指す将来像の粗の姿を整理し、その後沿線市町の首長に御確認いただいた上で2月議会にお諮りし、さらに詳細な検討を進めていきたいと考えております。

次に、とさでん交通へのみなし上下分離方式の導入についてお尋ねがございました。

先ほどお答えしましたワーキンググループにおいては、議員からお話のあったみなし上下分離方式の導入を含め、持続可能な交通ネットワークを実現するための支援の在り方についても幅広く検討してまいります。そのためには、まず現在の状態を前提に支援を検討するのではなく、無駄を省き効率化を図ることで、持続可能な姿を描き、その上で支援の在り方について検討していかなければならないと考えております。

このため、来年度は、将来必要となる設備投資や収支状況の推計、そして社会便益などについて専門家に調査を委託し、より詳細に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、路線バスの補助制度の是正措置の継続についてお尋ねがございました。

とさでん交通の運行する路線バスについては、昨年度コロナ禍や燃油高騰などの影響を受けて厳しい状況にあったことから、今年度当初予算において国の経済対策を活用し、これまでより一歩踏み込んだ支援を実施しております。

今年度においても、売上げはコロナ禍前の約8割にとどまっていることに加えまして、賃金の引上げ圧力などもあり、その経営環境は依然厳しいものと認識しております。

このため、来年度の当初予算においても国の経済対策を活用し、引き続き一歩踏み込んだ支援を行っていくことを検討してまいります。

次に、高知龍馬空港のグラウンドハンドリング体制の確保についてお尋ねがございました。

高知龍馬空港における国際線の円滑な就航に向けては、地上支援業務、いわゆるグラウンド

ハンドリングを行うスタッフの確保が大変重要であると認識しております。

このため、これまでの台湾からのチャーター便の就航に向けても、他空港からスタッフを派遣いただく経費の助成を行うなど、必要な人材の確保に向けた支援を行ってきたところです。加えて、本年度は県外からの就職を促す移住支援金の補助制度を創設し、2名の採用につながっているところです。

こうした成果が現れているものの、依然として人手不足の状況にありますことから、来年度は新たに、グラウンドハンドリング事業者など空港関連事業者の合同会社説明会や空港見学会の開催を支援することも検討しているところがあります。加えて、現在設計を進めております国際線ターミナルビルにスタッフ専用の休憩室を設置することで、職場環境の改善も図っていくこととしております。

今後、国際線ターミナルビルが完成し、就航便の増加を目指していくためには、グラウンドハンドリングの体制強化が不可欠でありますことから、引き続き人材確保に向けて、県としてもしっかりと対策を講じてまいります。

最後に、高知龍馬空港と県下主要駅などとの連絡バスの運行についてお尋ねがございました。

現在、高知龍馬空港と県下の主要駅などとの連絡バスの運行は、昨今のバス運転士不足や採算性の問題から、JR高知駅を結ぶ路線のみの運行となっております。議員からお話のありましたように、高知龍馬空港と県下の主要駅などが結ばれますと、アクセスの選択肢の増加や時間短縮、そして重い荷物を持って乗り換えなくてよいといった利用者の利便性の向上につながるものと考えます。

このため、高知龍馬空港と県下の主要駅などとの接続については、バス以外の交通手段も含め、アクセスの改善に取り組んでいるところで

あります。例えば、高知龍馬空港とのいち駅の間ではデマンド型の乗合タクシーが運行されており、令和5年度の利用者数は過去最高となる約5,000人に上っております。また、本年10月からは新たに高知龍馬空港と後免駅を結ぶ乗合タクシーの実証運行が開始されたところです。

今後も、バス以外の交通手段も含め、高知龍馬空港と県下の主要駅などとのアクセスの改善に取り組んでまいります。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長(小西繁雄君) クルーズ観光客による域内消費の向上についてお尋ねがございました。

クルーズ船の寄港により、本県には多くの外国人の方々が観光に訪れています。そうした中で、お土産物などの商品情報が多言語化されておらず、何を買ったらいいのか分からない、クレジットカードが使えないといった声もお聞きしております。

こうしたことから、まずは商品を手にとってもらえるよう、お勧めの商品を多言語で分かりやすく表示し紹介することや、キャッシュレス決済の導入を進めていく必要があります。そのため、観光関連事業者の皆さんを対象としたセミナーの開催や伴走支援を行っていくことで、受入れ環境の充実を図っていきたいと考えています。

あわせて、地元ならではの食やお勧めのお土産物など、本県の魅力がしっかり伝わりますよう、ウェブサイトやSNS等での発信を強化していきたいと考えています。

今後も、乗客の方々の声も聞きながら、事業者の皆さんと連携を深め、外国人観光客による一層の消費拡大につなげてまいります。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西森裕哉君) 臨時情報発表時の高齢者施設などへの対応状況と今後

の対策についてお尋ねがございました。

今年8月に南海トラフ地震臨時情報が発表された際、県では、全ての高齢者施設、障害者施設、児童養護施設等に対し、避難場所や避難経路、備蓄品の確認などを促す注意喚起を行いました。また、市町村に対しては、津波浸水区域内にある入所施設の一覧を送付し、必要に応じてこれらの施設に対して浸水区域外の施設や親族宅への事前避難の検討を依頼するよう通知したところです。

今回の臨時情報発表時の対応について、津波浸水区域内の入所系施設にアンケートを実施したところ、事前避難した施設があった一方で、避難先の確保が困難であったや、限られた時間の中で利用者の避難をどうすればいいのか不安があったといった課題が明らかになりました。

現在、県では、災害発生時に備えて、施設間で生活物資等の提供や応援職員の派遣、利用者の受入れなどを行うために、平成25年に各施設団体と締結した協定がございます。ただし、この協定は災害発生時を対象にしているため、今回の対応を踏まえ、臨時情報発表時についても災害発生時と同様に施設間で相互応援ができるよう、今後協定の見直しを行ってまいります。また、施設間の相互応援では、それぞれの施設で必要な資機材が整備されていることが必要であるため、災害対策用資機材に関する補助金の拡充についても検討してまいります。

(危機管理部長三浦謙一君登壇)

○危機管理部長（三浦謙一君） 先月の大規模停電における県が把握した影響や被害状況と再発防止に向けた対応についてお尋ねがございました。

11月9日夜の20時22分に発生した停電については、覚知後速やかに、四国電力のホームページで、県西部を中心に停電が発生していることを確認いたしました。このため、同社へ復旧の

見込みを電話で問い合わせましたところ、復旧作業中というふうにお聞きをいたしましたので、その後も引き続きホームページで復旧状況の確認を続け、22時前には停電が解消されたことを確認しております。

また、本県での被害については、西部と中部の10市町村で停電がありましたものの、停電当日はもとより翌日以降においても、市町村や消防本部、警察からの報告はございませんでした。

一方、停電における詳細な情報につきましては、2日後の11日に、四国電力と四国電力送配電から、四国4県で最大36万5,300戸に停電の影響があったことや停電の経緯などの報告がございました。再発防止に向けては、この報告の際に速やかな原因究明と再発防止策の徹底について強く要請をしたところでございます。

その後、今月6日には、四国電力送配電などが経済産業省に提出した報告書の概要が公表され、この中では、停電の原因のほか、運用面や設備面での再発防止策が示されたところがございます。この内容については、今後四国電力送配電から詳しい説明を受ける予定となっておりますので、その際には改めて再発防止策の徹底を要請したいと考えております。

(林業振興・環境部長西村光寿君登壇)

○林業振興・環境部長（西村光寿君） 電力の需給バランスを取るための出力制御の実施に关しましてお尋ねがございました。

電力を安定供給するためには、需要と供給を常に一致させることが必要であり、供給が需要を上回る場合には、発電量の抑制、いわゆる出力制御が実施されることとなります。

この出力制御を行う発電施設の順番は、電気事業法に基づき設置されました電力広域的運営推進機関が示しており、四国電力送配電からは、ルールに従い厳格に運用しているとお聞きをしております。

また、2022年度からは、この機関によりまして出力制御の実施に対する検証が行われており、この間四国電力送配電が実施した出力制御につきましては、いずれも適切であったとの検証結果が出されております。他方で、実績の公表につきましては、出力制御の実施日の一部にとどまっており、その内容も一般県民や事業者には難解なものとなっております。

近年、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、四国においても出力制御が増加しており、本年度は11月までに82回実施されておるところでございます。出力制御の増加は、太陽光発電を行う事業者における電力の販売量の減少につながり、経営面での影響も懸念されるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、四国電力送配電には出力制御の抑制に努めていただくとともに、その状況をより分かりやすく公表いただくように求めてまいります。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長(横地和彦君) 土木工事の積算価格の見直しについてお尋ねがございました。

県が発注いたします土木工事の積算に使用する労務単価につきましては、農林水産省及び国土交通省が毎年実施しております公共事業労務費調査により設定をしております。

近年、労務単価は年々上昇しており、10年前と比較いたしますと約40%、前年度比で見ましても6%増加しておりますが、県発注工事の積算におきましては、こうした状況を反映した労務単価を使用しております。また、建設資材につきましては、県において毎月の市場取引を調査しておりまして、それを積算単価として反映することとしております。さらに、契約後に資材価格が急激に高騰した場合におきましても、契約書に定めた条項に基づき増額変更を行って

おります。

引き続き、適正な価格での工事契約が行えるよう、市場の状況を注視しながら積算単価の見直しを行ってまいります。

(警察本部長高清水善弘君登壇)

○警察本部長(高清水善弘君) まず、県民が犯罪実行者募集情報に応募、いわゆる闇バイトに手を染めることがないようにするための対策、また未成年者が巻き込まれることがないようにするための対策についてお尋ねがございました。

いわゆる闇バイトは、普通のアルバイト募集に見せかけながら、SNSやネット掲示板等を利用して、高額報酬で簡単な仕事といった点を強調して、匿名性の高いアプリに誘導して、住所や家族構成などの個人情報等を送信するよう要求するなどの特徴がありまして、この種の求人には応募しないという意識を社会全体で共有することが重要であると考えております。

そのため、闇バイトの特徴や危険性を県警察ホームページ等で注意喚起を促すほか、県民からの通報あるいは警察官によるサイバーパトロールによって闇バイト情報を発見すれば、速やかに削除要請を行ってまいります。

また、未成年者に対しては、教育委員会や学校等と連携し、非行防止教室等を通じまして、分かりやすい広報啓発動画を活用するなどして、犯罪に加担させられた挙げ句に報酬を得られず、逮捕されるまで利用されるだけであるなどの実態を発信するとともに、少年やその保護者が相談しやすい少年相談窓口や少年サポートセンターの役割の周知を図ることで、心理的脆弱性を有し、また社会経験がまだ十分でない少年等が犯罪実行募集者等に巧みに利用されないように取組を進めております。

さらに、脅迫されていることを理由に犯行に加担しようとしている者たちに対しましては、警察への相談、通報を呼びかけ、相談等があつ

た場合には本人やその家族の身を守るための対策を行うなど、県民が闇バイトに手を染めることがないように全力で取り組んでまいります。

次に、闇バイトの実行犯などによる強盗の被害防止対策についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、闇バイトに応募した者を実行犯とする強盗事件が県外で多数発生しており、県警察でも警戒を強めているところであります。

県警察では、犯行前の検挙を念頭に置き、住宅地周辺の警戒活動を強化し、不審な車両や人物を発見した場合の職務質問等を徹底してまいります。また、警察官による巡回連絡等の街頭活動により、不審者を発見した際の警察への通報をお願いするなど、被害を防止するための広報啓発を行い、闇バイトによる強盗事件の防止に努めてまいります。

最後に、ディープフェイクによる詐欺を防止するための対策についてお尋ねがございました。

近年のAI技術の普及により、ディープフェイクをはじめとした、いわゆる生成AIを悪用した犯罪の巧妙化が懸念されるところであります。高知県内では、これまでに生成AIを悪用した事案は確認されておりませんが、生成AIを悪用してコンピューターウイルスを作成した男が警視庁において逮捕されたことは記憶に新しく、今後高知県内においてもAI技術等を悪用した犯罪の発生が懸念されます。

県警察といたしましては、高度な情報技術の犯罪への悪用に対処すべく、県内の大学教授にお願いしております高知県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーに実施していただいたセキュリティー講習会などにより、警察職員の情報技術に関する知識の醸成に努めており、本年のセキュリティー講習会では、AIの研究を専門とする大学教授による講義も実施していただいたところであります。

県警察では、これまでも国民を詐欺から守るための対策として、PCサポートを装った詐欺や官公署の職員をかたる還付金詐欺など、その手口や被害状況に応じた広報啓発を実施してまいりました。引き続き、ディープフェイクによる詐欺など高度な情報技術が犯罪に悪用される可能性を踏まえた防犯指導や、県内の情報系大学や専門学校の学生によるサイバー防犯ボランティアと協力した各種広報を行うなど、より効果的な広報啓発活動を推進し、県民の皆様の詐欺被害防止に努めてまいります。

○23番（武石利彦君） それぞれ御答弁ありがとうございました。ありがとうございましたというのは、知事はじめ答弁いただいた皆様に対してでもありますし、答弁作成に携わっていただいた県の職員の皆さんにもお礼を言いたいと思います。

といいますのも、議会中——私も先日25年以上という表彰をいただきましたけれど、長いこと議員を務めておりますと、議会会期中に夜間に県庁の庁舎を見上げるとこうこうと電気がついておると。ああ答弁をつくってくれているのかなと思って、大変だなんて思ったことが随分あるんですね。

そういう意味で、そういう中で、今回この議会から、初めてですかね、生成AIを活用して過去の議事録を検索したりとか、有効に使われるっていうお話を聞いたんで、労力の低減、そして正確さを追求するという意味で、これはいい取組だなというふうにそのニュースを聞いた次第でございます。

正しく使えば本当にAIというのはすばらしい、役に立つものでありますが、先ほど警察本部長に御答弁いただいたように、これを悪用されるとなると、どこで何が起こるか分かんないと、だまされていることすら知らなかったというようなことになるわけでありまして。特に、私が

令和6年12月11日

質問でも取り上げましたけれど、独り暮らしの高齢者の皆さんが被害に遭うとか、それからやっぱり学校現場、また未成年が巻き込まれないようにしてもらいたいなど、質問をつくりながら思ったことであります。

今後とも、本県としても正しくAIを使っていくというようなことで、我々議会側も勉強もしていきたいと思っておりますので、そういった面でも執行部と議会で情報共有して、前に正しく進んでいければいいなというふうに思います。

以上、所見を述べさせていただきます、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(加藤漠君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明12日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時4分散会

令和6年12月12日（木曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漢君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君
欠席議員

33番 細木良君

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総合企画部長 松岡孝和君
- 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
- 総務部長 清水敦君
- 危機管理部長 三浦謙一君
- 健康政策部長 中嶋真琴君
- 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
- 文化生活部長 池上香君
- 産業振興推進部長 合田和穂君
- 商工労働部長 岡田忠明君
- 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
- 農業振興部長 松村晃充君
- 林業振興・環境部長 西村光寿君
- 水産振興部長 濱田美和子君
- 土木部長 横地和彦君
- 会計管理者 田村敬子君
- 公営企業局長 澤田昌宏君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 成瀬洋君
- 人事委員 笹岡浩君
- 人事局長 刈谷敏久君
- 公安委員長 高清水善弘君
- 警察本部長 五百藏誠一君
- 代表監査委員 岡林秀典君
- 監査委員 岡林秀典君
- 監査局長

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 梅森実君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和6年12月12日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第3号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案
- 第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正

する条例議案

- 第11号 高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 令和7年度当せん金付証券の発売総額に関する議案
- 第15号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第17号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県道路照明灯一括LED化委託業務契約の締結に関する議案
- 第25号 国道494号社会資本整備総合交付金(野瀬トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第 26 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 27 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 28 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 29 号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第 30 号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 31 号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 32 号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 33 号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 34 号 令和6年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 35 号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 36 号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第 37 号 令和6年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 38 号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 39 号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 40 号 令和6年度高知県病院事業会計補正予算

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(加藤漠君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(加藤漠君) 御報告いたします。

細木良議員から、身内の御不幸のため、本日の会議を欠席したい旨届出がありました。

次に、門田人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、成瀬人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(加藤漠君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」から第40号「令和6年度高知県病院事業会計補正予算」まで、以上40件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

30番橋本敏男議員。

(30番橋本敏男君登壇)

○30番(橋本敏男君) おはようございます。県民の会の橋本敏男でございます。会派を代表いたしまして、順次質問を展開申し上げたいと思います。関係各位の適切な答弁を賜りますようよろしくお願いをいたします。

まずは、知事の政治姿勢4点についてお尋ねをしてまいります。

特定利用港湾について。政府は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うように、より大型の航空機や船舶が円滑に利用できるよう、自衛隊や海上保安庁が有事の避難や災害活動のみならず、物流や観光などの民生利用にも利点

があるとして、特定利用港湾・空港指定し、必要な整備や既存事業の促進を図ることを推進しています。

沖縄県の八重山諸島に位置する石垣市、竹富町は台湾と隣接し、波照間島においては40キロの距離にあり、台湾有事が勃発すれば、いやが応でも向き合わなければならない状況にあるのは誰の目から見ても明らかなことでもあります。

そうした背景の中で、県民の会として、沖縄県と石垣市、さらには竹富町において、特定利用をどのように受け止めているのか、ヒアリングを行ってまいりました。沖縄県では県と市で指定対応が分かれ、新石垣空港所管の沖縄県は指定を許さず、石垣港所管の石垣市は指定合意し、それぞれの判断の違いが明らかになりました。

沖縄県、石垣市、竹富町とも台湾有事は想定しておらず、特定利用空港・港湾については、あくまでも民生利用で、自衛隊や海保の利用を念頭に置いたものではないとのコメントに終始。指定を受けた石垣市では、国と市の負担割合もこれまでとは変わらず、防衛関連の特別な予算措置は組まれていなくて、指定を受けることで国からの予算面で実感できるメリットはないとのことでした。

しかしながら、有事想定 of 空港・港湾整備は、沖縄関係予算の公共事業関係費等の枠組みで予算づけされ、協力的な自治体が優先的に予算獲得できる仕組みになっていることが明らかなのは想像できます。

御承知のように、米軍は日米地位協定に基づき、自治体が管理する空港や港湾の使用が認められ、有事の際には特定公共施設利用法の規定で、空港や港を管理下に置くことができますが、今回の特定利用については、自治体に平時から協力させ、有事に備えるという意図があるかもしれません。平時の物流や観光にも利点がある

とアピールしながら、自衛隊の訓練の頻度も年数回程度から始まり、実際の地元への負担や影響を平生から慣らしていこうとの思惑を見通すのは困難でございます。

そこで、知事の政治姿勢について具体的にお尋ねをしております。国家安全保障戦略には、自衛隊、海保のニーズに基づき、空港・港湾などの公共インフラ整備、機能強化と書かれています。

もし国家安全保障戦略に基づき、港湾では輸送艦や護衛艦が接岸できるように、岸壁整備や海底の掘り下げなどを計画するとすれば、民生利用の港湾インフラ整備だけではなく、軍艦が利用しやすい改修となります。もしそうなれば、特定利用について、これまでの説明に矛盾が生じますが、知事の認識を求めたいと思います。

知事が指定のメリットとして強調されてきた浦戸湾の三重防護事業や港湾のインフラ整備の加速化に向けては、前倒しの予算配分がなされるのか、そうではなく、従来どおり補助率優遇措置なしであれば、何をもっての知事の言うメリットなのか、知事の答弁を求めます。

今年の高知県防衛協会定期総会で、特定利用港湾において弾薬の補給や船舶の修理、隊員の休養ができると海上自衛隊関係者が講演していたと聞いていますが、本県指定の特定利用港湾3港近くの自衛隊施設に弾薬庫が配備される可能性について知事の答弁を求めます。

また、防衛協会の総会に来賓として出席された知事は、議会では抵抗勢力の反対に遭ったが、指定合意の判断をしたと言及されたと聞きますが、それは事実か、知事の答弁を求めます。

もしそうであるならば、幾ら防衛協会から賛同の意見書が出されているからといって、特定利用の指定合意に反対の意を示した議員を抵抗勢力と言うのはいかがなものかというふうに思います。

反対の意を唱えている方々に対しても丁寧に説明責任を果たし、理解を求める努力をすべきであると思いますが、知事の答弁を求めます。

次に、所得の壁について質問をしてみたいです。少数与党となった自民・公明と、野党第3党の国民民主が3党政策協議で合意し、所得税の課税が生じる年収103万円の壁の見直しが臨時国会での争点となつてございます。年収から控除される非課税枠を引き上げることで、働き手の実質収入を増やし、働き手の確保にもつなげることが狙いです。

パート従業員らが、非課税の枠内に勤務時間を抑える、いわゆる働き控えをせずに済み、雇用は小売や飲食・サービス業などで広がる人手不足の緩和にもつながるとしています。そもそも非課税枠は必要最低水準の生活を保障するために設けられ、103万円は全ての納税者が対象の基礎控除48万円と、会社員の必要経費としての給与所得控除55万円の合計でございます。長くデフレ経済を理由に据え置かれており、物価上昇の中、枠を一定広げることには理にかなっている一方で、控除幅については、歳入の欠損額の調整や安定財源確保など、様々な観点からの議論が必要になってきます。

国民民主党は、手取りを増やすをスローガンに、衆議院選で挙げた178万円の非課税枠引上げを強く要求しています。103万円となった1995年から最低賃金が1.73倍に増えたことを根拠として、過半数割れした与党に対し、予算をはじめ法案通過の可否を握る立場を背景に強く迫っていますが、ただ国民民主の主張には疑問点がないわけでもありません。

約1.7倍の非課税枠の拡大は、手取りの収入増をもたらす分、税収は当然落ち込みます。所得税と住民税の基礎控除を現行より75万円上げた場合、国と地方合わせて年約7兆6,000億円の税収が減ると試算され、問題化しています。全国

知事会も、厳しい地方財政をより圧迫すると懸念を強めており、本県の影響額は、県と市町村合わせ、約220億円との試算が出ています。

また、自治体の歳入欠損が出て県民の所得が増え、消費が増大することの期待や、人手不足の解消にも寄与することが想像できます。非課税枠の拡大は、納税の多い高所得者ほど恩恵が多く、不公平感も生じることから、懸案の金融所得課税の強化を含め、高所得者ほど税負担率が下がる税制のゆがみと併せて、是非の議論が必要だというふうに思います。

また、103万円を壁とした働き控えには、一部に誤解もあるようです。主婦のパートの場合、年収150万円までは配偶者特別控除が受けられるため、実際は世帯の手取りは減りません。また、学生はアルバイトで年収103万円を超えると、親が扶養控除を受けられずに減収となることから、同控除額の適用範囲の見直しも検討すべきだというふうには思いますが、この問題については、昨日ですか、政府も決断をしたようであります。

国民民主党は、財源は与党の責任とし、税収の上振れなどで賄えるとのことですが、景気などで左右される税収次第というのは無責任、継続的な安定財源の手当てが必要との指摘もあります。さらには、必要な生活保障という基本に立ち返ってみれば、この間の物価上昇率、約1割程度を軸とする引上げ幅が現実的ではないかとの声も当然出てきます。

非課税枠103万円が引き上げられても、年収の壁には社会保険料の支払いが生じる106万円、130万円もあります。これらは、国、地方の財政や社会保障制度、働き方や老後にも関わり、国民負担と給付の全体像を見据えた抜本改革が欠かせないと思いますが、知事の所見を求めます。

それにしても、7兆6,000億円の欠損分は半端な数字ではなく、減税による消費喚起が期待できるとしても、穴埋めに十分とは限りません。

特に、地方自治体にとっての歳入欠損は、自治体独自の住民サービスに影響が出る可能性が大いにあり、本県においても例外ではありません。

知事会からは、これに伴う欠損については真水で、国からの補填を求めるとの声が上がっており、政府を牽制していますが、知事はどのようなお考えか、答弁を求めます。

次に、選択的夫婦別姓についてお尋ねをしてみたいです。希望すれば夫婦がどちらも結婚前の姓を名乗り続けられる、選択的夫婦別姓は、もはや時代の要請であると思います。夫婦同姓を義務づける国は世界で日本だけとされ、現在夫婦の95%は夫の姓を選んでおり、改姓の負担や不利益が女性に極端に偏っている状況になっています。男性からも別姓を求める声が上がりがちながら、長年放置されてきましたが、この前の衆議院選では自民党を除く全ての主要政党が、選択的夫婦別姓の導入を公約に盛り込んでおります。

自民党総裁選への立候補表明で石破茂総理は、姓を選ばず、つらい思い、不利益を受けることは解消されなければならないと語り、改姓にアイデンティティーの喪失を感じる人への配慮をいたしました。ところが、首相就任後、発言は一気に後退し、臨時国会の代表質問では、国民の間に様々な意見があり、さらなる検討を要すると述べるにとどまり、失望した有権者も多くいたのではないかと思います。

男性を戸主とする家制度が廃止され、現在の民法ができて80年近くたつ今でも、男女の経済格差なども相まって、夫の姓になるのを当たり前とする社会の意識は根強く残っています。

1996年には法制審議会が選択的夫婦別姓の導入を答申、法務省が民法改正案を準備し、夫婦別姓でも子供の姓は全員同じにすることや、夫婦が同じ戸籍になることなどを示した経過もありますが、しかしながら国会には提出されず、

たなざらしになっています。

反対派は、家族の一体感が弱まる、子供がかわいそうなどと主張し、家族は同姓でなければ幸福でないと決めつけ、あまりにも一面的だというふうに思います。旧姓の通称使用を拡大すれば事足りるとの意見もありますが、戸籍の姓名が必要な場合は多く、改姓による負担や不便さは解消されないというふうに思います。

若い世代ほど選択的夫婦別姓に賛成する割合が高く、2021年度の内閣府調査では、積極的に結婚したいと思わない理由について、20から30代女性で、姓が変わるのが嫌・面倒と答えた割合が男性の約2倍に上っており、夫婦同姓を強いる制度が結婚の壁になっているのであれば見過ごせないし、将来世代の意見にもしっかりと耳を傾けてこそ政治の責務であると思いますが、知事の所見を求めたいと思います。

次に、企業・団体献金の禁止について質問をしてみたいです。自民党派閥の裏金事件を受け、政治資金規正法改正案の国会審議が大詰めを迎えていますが、焦点の一つである企業・団体献金の禁止については、自民提出の改正案には含まれていません。企業・団体献金の禁止は、この30年間国会に課せられた宿題であったはずで、きっかけはリクルート事件に端を発した1994年の政治改革で、政財界の癒着が事件を招いた反省から、企業や団体が政治家個人に献金することを禁じ、代わりに税金を原資とする政党交付金制度を創設しました。

そのとき、与野党は政党への企業・団体献金も5年後に見直すとのことで合意したはずでしたが、今日まで棚上げされたままです。30年来の約束を果たし、政治と金に本気で取り組むのであれば、企業、団体の献金の禁止は避けては通れないはずだと思います。

根拠として持ち出すのは、旧八幡製鉄から自民党への政治献金をめぐり1970年の最高裁判決

で、会社は自然人である国民と同様、政治的行為をなす自由を有する、この部分だけを切り取り、時代背景の異なる50年以上前の判例を都合よく解釈したところで、国民は納得できないというふうに思います。何より企業や団体が提供した資金が絡む政治スキャンダルが絶えない事実は重く、献金元の意向に配慮、忖度し、政策がゆがめられているという批判は当然のごとく出てくるというふうに思われます。

2022年の政治資金収支報告書によると、企業・団体献金の総額は約24億5,000万円で、自民党が9割を超え、約160億円の政党交付金との二重取りとやゆされても仕方ありません。

経団連は、民主政治の維持に相応のコストがかかる、政治寄附は企業の社会貢献の一環だとして重要だと語り、社会貢献と言いながら、特定の政党に多額の献金をすることが妥当なのではないでしょうか。1994年の政治改革に、野党自民党の総裁として関わった河野洋平元衆議院議長は、企業献金は廃止しないと絶対おかしい、企業献金が政策のゆがみを引き起こしているから、それをやめろということと振り返っています。

当時の理念に立ち返り、政治資金規正法を改正して、企業・団体献金の禁止に踏み出すべきだと思いますが、知事の所見を求めたいと思います。

次に、LED化について質問を展開してまいりたいと思います。

蛍光灯の製造、輸出入が、水銀に関する水俣条約の締約国会議により2027年末に禁止されることになりました。それに伴い、令和6年2月には、国から自治体に対し、2027年末の蛍光ランプ製造・輸出入廃止を周知する事務連絡が出されています。政府の地球温暖化対策実行計画では、2030年にLED化100%の目標を掲げていますが、県に限らず、市町村においても限られたリソースで迅速に取り組まなければなりません。

ん。

水銀が人の健康や環境に与えるリスクを踏まえると、水銀が含まれている蛍光灯などの照明器具から、LED照明へシフトしていくことは当然だと思います。また、LEDは蛍光灯に比べ消費電力が抑えられ、電気代の節約だけではなく、CO₂の削減にもつながってくることは言うまでもありません。

さらには、国際条約に基づいた決定がなされたことで、世界全体がLED化を進めることが予想され、発光ダイオードや資材の不足が起きる可能性や、LED関連機器の高騰が懸念されます。

そのため、県全体で早急にLED化を進めていくべきだと思いますが、知事の見解を求めます。

また、公共だけではなく、広く県民の暮らしに関わってくる問題ですが、まだまだ周知されていないように感じます。先ほど申し上げましたとおり、LED化は電気代の節約だけではなく、CO₂の削減にもつながります。さらに、LEDは蛍光灯の4倍の寿命があり、メリットは多く、導入したい人はたくさんいるのではないかと思います。しかしながら、あまり進んでいないように思います。その理由は様々で、蛍光灯がまだまだ使えるのもったいない、LEDの工事やランプの値段が高いなどが主な理由となっています。蛍光灯の2027年廃止によって、官民ともに好むと好まざるとにかかわらず、カーボンニュートラルに向け、社会全体で取り組んでいかなければならないというふうに思います。

道路関係のLED化対応は、今議会に契約議案として上程されていますが、本庁などのLED化の進捗状況について総務部長の答弁を求めたいと思います。

次に、県営住宅の共用部分の照明器具のLE

D化の現状と対策について土木部長の答弁を求めます。

また、県立学校のLED化の現状と対策についても教育長の答弁を求めます。

さらには、県内の信号機や警察庁舎、交番などのLED化の現状と対策について警察本部長の答弁を求めます。

県立病院をはじめとする公営企業局が所管する施設のLED化の現状と対策について公営企業局長の答弁を求めます。

一方で、LEDの切替えによって大量に発生すると予測される蛍光灯の廃棄問題も大事な視点となります。御承知のように、蛍光灯は水銀が使用されており、適切な廃棄やリサイクルへの対応が求められると思います。

県民や市町村、関係団体との連携は必須ですが、どのような見解を持っているのか、またどのように連携、対応していくつもりか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

次に、シュタットベルケによる地域循環型のエネルギー供給システムについて質問をさせていただきます。

ドイツではエネルギー事業によって地域再生を図ることを目的とするシュタットベルケの取組が進んでいます。シュタットベルケは、日本で言う、自治体が運営する都市公社のようなもので、地域循環型のエネルギー供給システムは、地域のエネルギーは地域でつくり地域で消費するという考え方です。この仕組みにより、エネルギーにかかるお金を地域外に放出するのを防ぎ、地域にそのお金をとどめて、地域経済の活性化に大きく貢献しようというものです。

地域で発電されたエネルギーは、地元の家庭や事業所に供給され、その収益は地域に還元されます。このことにより、エネルギーコストが地域外に流出することがなくなり、域内でお金を循環させることによって、地域が潤うというこ

とになります。さらには、利益の出やすいサービスを軸に事業展開することで、その収益を他のサービスに充てることができます。

本県は、再生可能エネルギーのポテンシャルが非常に高いことから、シュタットベルケを進めることにより、カーボンニュートラル政策としても効果的で、持続可能な社会の実現にも大きく貢献することになると思います。

また、シュタットベルケは、災害に強いエネルギー供給システムとしても注目されています。電力危機管理の面からも、地域自給だけでなく、マイクログリッドシステムを導入することで、災害時にも安定した電力供給が可能になり、南海トラフ地震などの災害に強い地域形成につながります。既に、日本型シュタットベルケの導入が始まっていて、石狩市やニセコ町、小田原市など、地域エネルギー自立を目指す取組が進められています。

シュタットベルケは、地域のエネルギー自給と再生可能エネルギーの利用を通じて、地域経済の活性化と持続可能な発展を同時に実現するための有効なモデルです。2016年の電力自由化により始まり、電力の小売事業や発送電分離など、電源制度改正によりシュタットベルケの考え方を取り入れる公共や民間企業も増えてまいりました。天井知らずに電気代が高騰している今だからこそ、エネルギーを地産地消することにより、域外に出ている大量のお金を高知県にとどめ、それを還流させていく政策が必要なのではないかと思います。

そこで、本県における1年間の電力消費量と電力移輸入額について林業振興・環境部長の答弁を求めます。

高知県内の再エネ電源による発電量と、県内での地産地消100%の可能性、さらには地域循環型エネルギー供給システム構築に向けた動きについて林業振興・環境部長の答弁を求めます。

2024年11月28日、経済産業省の再エネ主力電源化アクションプラン案が示され、再生可能エネルギーの長期安定電源化のため、2022年度導入されたフィードインプレミアム、F I P制度のさらなる促進を図ることとしています。

F I P電源は市場価格に連動するため、F I T、固定価格買取制度に比べ、電力系統の需給バランスをコントロールできることになり、出力抑制の頻度が大幅に減少することになります。一連の制度見直しで、F I P電源に加え、蓄電池を併設したF I P電源の収益性が増すことで、今後はF I TからF I Pに転換をして、蓄電池を併設する動きが加速する可能性があります。

このような制度改正を見据えると、県が関わるところ型地域還流再エネ事業などの将来をどのように展望しているのか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

人口減少が止まらず、少子高齢化が進む日本では、税収も減少しつつあり、公共インフラの改修などに多くの予算を充てるのは難しくなるのが現状です。シュタットベルケは、地域密着型の公共サービスを目的に複数のサービス提供を1つの事業体に利益で担わせることにより、受益者負担の形を進めていくという点で期待されるものだというふうにも思います。

シュタットベルケによる地域循環型のエネルギー供給システム構築に向け、県としてかじを切るべきではないかと思いますが、知事の所見を求めます。

また、経産省は発電設備に併設される蓄電池について、電力系統から充電する系統充電を可能とすることを既に制度化し、2024年度以降に新規認定を受けたF I P電源にも適用することになっています。このことにより、F I P電源に併設した蓄電池は太陽光で発電した電力を充電して、市場の高い時間帯に売電するだけでなく、系統用蓄電池のように電力市場の価格差を

利用して収益を上げる裁定取引が可能となり、稼働率の向上が見込まれます。

このように、国はF I T、固定価格買取制度から電力市場連動型のF I P制度への電力政策をシフトしようとしています。県としてどのように受け止めているのか、林業振興・環境部長の答弁を求めたいと思います。

次に、マイナ保険証について質問をさせていただきます。

健康保険証の新規発行が12月2日で停止となりましたが、マイナンバーカードにひもづけされたマイナ保険証のトラブルは今でも続いています。

政府は、保険証の廃止について、国民の不安払拭が大前提であるとしましたが、不安が払拭されたかどうかは甚だ疑問が残ります。それでも国は、12月2日から紙の保険証などの発行を停止、原則としてマイナ保険証に一本化、それ以降も紙の保険証は最長で1年使用可、マイナ保険証を持たない人は最長5年の資格確認書が交付されるとしています。

マイナ保険証の普及を急ぐ背景にあるのは、医療分野のデジタル化や医療費の抑制につながる狙いがあり、過去の検査結果や薬の処方箋を閲覧し、医師がそのデータを把握することで検査や薬の重複など患者を考慮した治療ができ、適切な医療の提供が受けられることになると言われています。本当にそうであるなら、県民ひとしくマイナ保険証を利用できるよう、正しい情報を丁寧に発信していくことが必要になります。

しかしながら、昨年、他人の個人情報ひもづけされたりするようなトラブルが発生、現在ではそのような問題も解消されてはいますが、今もお通信エラーで本人確認ができないなど、窓口トラブルは後を絶たないと聞きます。窓口での本人確認方法は、マイナンバーカード、紙

の保険証、資格確認書の3種類が少なくともこの1年間は併存することになりますが、受入れ体制が十分でない医療機関や薬局などにおいては、混乱や受診への影響が懸念されます。

現在、本県のマイナンバーカードの保有率及びマイナ保険証の利用率について健康政策部長に示していただき、現状確認できればというふうに思います。

また、マイナ保険証が利用できる環境整備の状況についても健康政策部長の答弁を求めます。

特に、県立病院については、率先してマイナ保険証が利用できる環境整備を整えるべきだと思いますが、現状と取組について公営企業局長の答弁を求めます。

マイナンバーカードにおいて、国は個人情報の漏えいなどの心配はないとして常時の携帯を求めています。デジタル機器に不慣れな高齢者などにどう配慮するのかの視点を欠いているのではないかと思います。

さらには、全国的にはマイナンバーカードは国民の約75%が所持し、その8割は保険証のひもづけを済ませてはいるものの、まだまだ国民の不信感は根強く、マイナ保険証の利用率は15%にとどまり、中には登録を解除する人も増えてきています。

特に、高齢者や障害者のようにマイナンバーカードの取得申請が困難な状況にある方のうち、カードの取得を希望する人に対してどのような対応をしているのか、総務部長に答弁を求めます。

加えて、要配慮者におけるマイナ保険証の本人確認の方法について健康政策部長に答弁を求めます。

要は、作ってもらうだけでは意味をなさず、いかにそれを利用してもらうかが肝で、そういう観点からの行政対応が求められると思いますが、健康政策部長の答弁を求めます。

また、来年3月には運転免許証機能を持たせたマイナ免許証の運用が始まり、現行免許証との併用が認められることとなります。運転免許証に二足のわらじが許されるなら、道理として、従来の保険証廃止ではなく、紙保険証の併用もあってしかるべきだというふうに思いますが、知事の所見を求めたいと思います。

次、金融教育についてお尋ねをしてみたいと思います。

今年から非課税投資枠の大幅な拡充と制度の恒久化が変更され、新NISA制度が開始されるなど、大事なお金の運用をはじめとし、金融や経済に関する知識や判断力を持つことが不可欠となってまいりました。

以前の金利上昇下においては預貯金が主流で、お金を銀行に預けることが主婦のかがみだとも言われた時代もありました。今では超低金利が続いており、預貯金では資産を成長させることはほとんど皆無と言っても過言ではないように思います。また、今は退職金で老後を過ごせるような時代でもなく、経済的に自立し、よりよい生活を送るためには資産運用が欠かせないものになっています。

仮想通貨やFXなどの金融商品、投資方法の多様化におけるトラブルも多発化し、低年齢化も指摘されています。時代とともに金融経済界を取り巻く環境が大きく変化していく中、幼少期から経済や資産形成について学ぶ必要性が高まり、学校で金融教育を行うことが求められるようになりました。今までも学校での金融教育は行われてきたとは思いますが、2020年度より順次実施された学習指導要領においては、小学校、中学校、高等学校での金融教育がより充実されるものとなりました。

このことによって、学習の効果もより求められることとなりますが、金融教育の必要性と意義について教育長の所見を求めたいと思います。

金融教育の重要性は認識していても、効果的な授業を提供しているかどうかは危惧されるところでございます。金融教育には、特定の学習時間が設けられているわけではなく、社会、生活、家庭科、道徳、特別活動などの教科に組み込まれ、授業プログラムは教育機関の判断に一任されています。言い換えれば、金融教育に対する教育委員会の姿勢や現場教員の熱量、さらには教育者の知見によって教育内容やレベルに差が生じることとなります。

金融経済教育を推進する研究会が行った実態調査によると、専門知識の不足を感じている教員が5割に上るという結果が出ています。そうであるならば、銀行や証券会社などの民間企業から講師を招き、投資や経営の授業を行っていただくなど、積極的に外部講師の活用をすべきだと思います。

より質の高い金融教育を行うための課題と、その解決方法について教育長の答弁を求めます。

中小零細企業に対する賃上げの道筋について質問をさせていただきます。

日本銀行は、9,000社余りの企業を対象に行われる短観——企業短期経済観測調査に、賃金の動きを調べる項目の追加を検討すると発表し、9月短観では、個人消費に回復の兆しが見えたとはいえ、まだ本格的に賃上げが物価高に追いついていない状態であることが、日本経済の重い課題だと総括しました。賃金の動きに関する統計は、厚生労働省の毎月勤労統計調査などがありますが、日銀としては、物価と並んで重視する賃金の動きを大規模な調査で把握する狙いで、景気判断や政策判断にどう生かしていくかが課題となります。日銀も賃金の動向に踏み込むことを決断せざるを得なくなったのは、実質賃金の実態を看過できなくなったのではないかというふうに思います。

深刻な人手不足を背景に、2024年春闘では大

企業を中心に約30年ぶりの高水準の賃上げが実現しました。企業間での人材獲得競争が激化する中、賃上げ実施についての経営者の意欲は高い状態にあると思いますが、それは大企業の論理であり、中小零細企業の実態がどうなのかは疑問が残るところであります。

植田日銀総裁は、全国の所定内給与伸び率は2.5%から3%であるとのコメントを發しました。毎月の勤労統計調査による本県の所定内給与伸び率は、9月分の速報値で2.8%と、全国に遜色ない数字となっています。

このように、サラリーマンの賃上げ機運は上昇基調ではありますが、他方、1次産業従事者や個人事業者などの暮らしは大変厳しいものになっているのではないかと思います。現状、資材や燃料などの経費がかさみ、それを価格転嫁できずにあえいでいます。特に、1次産業従事者は、市場に生産物の価格を委ねなければならないという構造的な背景もあります。

1次産業従事者や個人事業主の所得向上をどのように考え、取り組んでいくのか、知事の答弁を求めたいと思います。

最低賃金は年々上昇しているところですが、相も変わらず物価高騰は止まらず、実質賃金はマイナス続きで、県民の暮らしは大変厳しいものとなっています。最低賃金は、事業者が労働者に支払わなければならない最低限の金額で、毎年国の審議会が示す引上げ額の目安を踏まえて、都道府県ごとに決めることになっています。今年度の本県における最低賃金は952円と、昨年に比べると55円の上昇は見たものの、3桁には届かず、非正規雇用で働く労働者は、フルタイムで働いたとしても年収200万円に届きません。最低賃金は、中小零細企業の従業員や非正規雇用で働く人の賃金に大きな影響を与えることとなりますが、勤め先や働き方にかかわらず、安心して暮らせる水準に引き上げるべきだと思います。

ます。

そもそも欧米と比べても日本の賃金水準は極端に低く、それが消費が伸びない要因となっているのが分かっているながら、原材料価格の高騰など経営環境の厳しさを反映し、最低賃金の水準に負担を感じている企業は65%にも上ると、商工会議所のリサーチによって確認されています。しかしながら、待遇改善を怠れば人材確保は厳しくなるのは必定で、さらに、働き手に報いないまま短期的にもうけても、景気が停滞すれば企業自体の首を絞めることにもなりかねません。

実質賃金目減りの中で、最低賃金は中小零細企業の従業員や非正規雇用で働く人の暮らしに大きな影響を与えることとなります。悩ましい選択にはなりますが、物価上昇を上回る賃金を定着させ、持続的な賃金上昇環境を整える必要があると思いますが、知事の答弁を求めまして、第1回の質問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる特定利用港湾のインフラ整備につきましてお尋ねがございました。

特定利用港湾におきましては、民生利用を主としながら、自衛隊などによります円滑な利用にも資するように、既存の整備事業の促進などにより機能強化が行われるものであるというふうに理解をいたしております。言い換えますと、特定利用港湾の整備におきましては、まずは民生利用の必要性が確認をされ、その上で自衛隊などのニーズも考慮して、その実施が判断されると、そうした枠組みになっていると考えます。

本県の特定利用港湾の3港におけます整備事業は、防波堤の延伸工事と津波対策工事であります。これらはあくまで特定利用港湾として指定される以前からの事業計画に基づくものであ

ります。これまで御説明してまいりましたとおり、特定利用港湾におきまして、専ら自衛隊のニーズのみが前提となるような整備工事が行われることはないものと認識をいたしております。

次に、この特定利用港湾の指定によります予算上のメリットについてであります。

特定利用港湾への指定に伴いますインフラ整備に係る港湾予算の配分につきましては、民生利用の必要性に加えまして、自衛隊などのニーズも考慮されて行われると、そうした枠組みになっているというふうに理解をいたしております。

このことによりまして、ただいま申し上げましたような防波堤の延伸工事、津波対策工事など民生利用及び自衛隊などの利用の双方にプラスとなる、そうしたインフラ整備の加速が期待できるというふうに考えているところであります。

次に、周辺の自衛隊施設への弾薬庫の配備についてのお尋ねがありました。

県内の自衛隊施設のうち、特定利用港湾に近いのは、1つは香南市の陸上自衛隊高知駐屯地、もう一つが土佐清水市の航空自衛隊土佐清水分屯基地であります。

中国四国防衛局に確認をいたしましたところ、高知駐屯地につきましては、弾薬を保管するための火薬庫がございしますが、現時点では新たに火薬庫を設置する計画はないというふうにお聞きしております。また、土佐清水分屯基地におきましては、基地警備などに必要な火薬類の保管庫を施設内に設置しているということであり

ます。なお、この保管庫の分屯基地内におきます建て替え計画があるというふうに伺っておりますが、これによりまして新たな用途の火薬を保管するための整備というものではないというふうに伺っております。

次に、防衛協会の総会におけます私の発言についてのお尋ねがございました。

本年6月に開催されました高知県防衛協会の定期総会におきまして、私が祝辞を述べました際に、御指摘のような発言は行ったものと記憶をいたしております。

高知県防衛協会は、本年3月に、私がこの特定利用港湾の指定の受入れを決断する際に、県の方針を支持するという立場を表明いただきまして、後押しをしていただいたという経緯がございます。

今回の発言は、この協会の総会におきます挨拶におきまして、県の判断に賛同いただいたことへ感謝の意を伝えます際に、この過程で県議会2月定例会におきましては、この件に関して大変強い反対の立場からの質疑が行われたと、そうした状況について、より分かりやすく簡潔に説明しようとする中で行ったものでございます。発言の前後の文脈から、私自身の込めましたそうした趣旨につきましては、少なくともその場の参加者には御理解をいただけているというふうに思っております。

ただ一方で、こうした発言に関しますTPO——時、場所、目的を抜きにしまして、参加者以外の方々于事後的にこの発言の中の抵抗勢力という言葉だけに接した際には、いささか刺激的に過ぎるような印象を受けた方もおられるのではないかと御批判があったことにつきましては、これは甘んじてお受けをする必要があるというふうに思います。この点につきましては私としても真摯に受け止めまして、今後に向けた教訓として深く心に刻んでまいります。

次に、指定受入れに反対の意を唱えている方々に対して説明責任を果たし、理解を求めていくべきではないかとお尋ねがございました。

この特定利用港湾の指定の受入れに当たりましては、多くの県民の方々に御理解がいただけ

ますように、県議会での答弁のみならず、いわゆる県版のQ&Aなども作成をいたしまして、こうしたものを通じて判断の理由、根拠について説明を行ってまいりました。また、指定後におきましても国との意見交換の概要、あるいは自衛隊艦船の寄港予定といった情報を、その都度県のホームページで公開してまいっております。

特定利用港湾の指定への不安を感じられる方がおられることはよく承知をいたしておりますので、県民の皆さんの御理解を得るべく、引き続き必要に応じた情報開示、そして丁寧な説明に努めてまいります。

次に、いわゆる年収の壁の議論への所見、そして国による歳入補填についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えを申し上げます。

まず、所得税が発生をいたします年収103万円の壁の引上げにつきましては、特に若い世代の手取りを増やすという意味で、少子化対策として意義があるというふうに考えます。

一方で、これが178万円まで引き上げられた場合には、本県分だけで見ましても約90億円の税収減が見込まれるということがございますから、その財政上の影響は甚大であるというふうに受け止めております。

その規模は、本県が裁量的経費に充当しております一般財源の約2割に相当いたしております。県の判断で左右ができる、上下ができる歳出のうち2割分が吹っ飛ぶような形になるということがございますので、減収への財源措置が行われない場合には、例えば県独自の子供医療費助成といった、県単独で、独自の判断で実施をしております施策の実施に支障が出るおそれがあるというふうに受け止めております。

このため、今回の議論の政策目的に照らしまして、対象となる方の範囲、あるいは引上げ幅

などの絞り込みの検討が必要ではないかというふうに私としては思っております。その上で、制度見直しに伴います地方税の減収が生じた部分につきましては、単に借金で補填をするという形ではなく、恒久財源を確保するということが、この議論の大前提ではないかというふうに考えます。

次に、社会保険料が発生いたします年収の壁につきましましては、現在厚生年金の加入義務が生じます年収106万円の要件を撤廃するという方向で具体的な議論が始まっております。このことは、長期的な老後の所得保障を充実していくという観点からは、望ましい方向だと思っております。

一方で、短期的には働き手の手取りの収入が減少する、事業者の社会保険料負担が増加をするというケースが増えるという課題がありますし、このことは結果としていわゆる働き控えを助長しかねないということが懸念をされます。そのため、制度の移行に伴います労使双方の負担軽減策もしっかり検討いただく必要があるというふうに考えております。

議員が御指摘のとおり、年収の壁をめぐる議論は、国や地方財政への影響、国民負担と給付の度合いなどを考慮しながら、税制、社会保障制度の在り方を総合的に検討する必要があります。その意味で、大変難しい問題であるというふうに思います。

しかし、国におきましましては、地方の意見にも耳を傾けながら、特に若者の手取り増、そして人手不足の緩和、こうしたことにつながるといった政策効果がもたらされますように、丁寧に議論を重ねていただき、成案を得ていただきたいというふうに考えております。

次に、いわゆる選択的夫婦別姓制度についてお尋ねがございました。

議員から御指摘ございましたとおり、世論調査などでも、特に若年層で選択的夫婦別姓制度

の導入に賛成する割合が高いという傾向がございます。加えて、これもお話がございましたが、旧姓を引き続き使用したいという動機で、法律婚ではなく事実婚を選択するというカップルもあるという事例もお聞きをしております。そうした意味で、この旧姓使用を可能とする制度の導入は、これから結婚を考える将来世代、若い世代のニーズとも考えられるということだと思っております。

私自身も、結婚した後も結婚前の姓を使用したいというニーズにしっかりと応えるために、現行制度の不便さ、そして不利益を解消する、こうした取組が不可欠だと考えております。

選択的夫婦別姓制度の導入は、これを端的に実現する方法の一つだと思っておりますけれども、いわゆる二者択一的な議論に終始するのではなく、こうした旧姓を使用したいというニーズに応えるために、国政の場において具体的な制度設計も含めた議論を加速していただくこと、そして課題の解決に向けて前進をさせていただくということを強く望みたいというふうに考えております。

次に、企業・団体献金の禁止についてのお尋ねがございました。

私としては、御紹介もありました最高裁判決、企業といえども政治活動の自由はあるということでございますし、また事業を営む個人からの政治献金に対する規制をどうするかということとのバランスも考えますと、企業・団体献金を一概に否定すべきものではないというふうに考えております。

大切なことは、献金によって政策や行政運営がゆがめられないようにすることだと思っておりますので、そのためには、法人、個人の別にこだわるといよりは、その別を問わず、薄く広く政治資金を募ると、そのことを追求していくという方向が望ましいのではないかと考えておりま

す。

したがって、企業・団体献金につきましては一律に禁止をするのではなくて、量的な制限をどうしていくのか、あるいはどうやって透明性の向上を図るのか、こういった点を見直しの議論の俎上にのせることが適当ではないかというふうに考えております。

次に、県全体でLED化を進めていくということについてのお尋ねがございました。

御紹介もありましたように、LED照明器具は、水銀による環境汚染を防ぐだけではなく、従来型照明よりも消費電力が小さく、長寿命でもありますので、エネルギー消費量、そしてCO₂排出量を削減することができます。このため、水銀排出の防止対策に加えまして、地球温暖化対策としても早急に照明のLED化を進めていく必要があると考えております。

県におきましては、第Ⅱ期脱炭素社会推進アクションプランにおきまして、県全体としての脱炭素化の取組を進めております。この中で、LED化につきましては、例えば省エネ家電などの購入支援をはじめといたしまして、SNSでの発信、パンフレットの配布などにより、県民の皆さん、事業者の皆さんの行動変容を後押ししてまいりました。

今後は、2027年末の蛍光灯の製造、輸出入の廃止への対応の必要性などを啓発してまいりますとともに、省エネ診断あるいはアドバイザー派遣といった支援策を通じて、LED化を促進してまいります。

また、県庁自身も県内の大きな事業所の一つといたしまして、環境省の交付金などを活用しながら、県有施設のLED改修を順次進めております。今後もこうした有利な財源を活用いたしまして、各施設の長寿命化改修計画などとの整合性も図りながら、早急かつ計画的にLED化に取り組んでまいります。

次に、いわゆるシュタットベルケによります地域循環型のエネルギー供給システムの構築に向けまして、県として、かじを切ることが必要ではないかというお尋ねがございました。

この御紹介もございましたシュタットベルケの取組は、再生可能エネルギーによる発電で得た利益を地域に還元するという枠組みでございまして、豊富な再生エネルギーの資源を有します本県におきまして、大変参考になる取組だというふうに考えます。

さらに、お話にございましたように、国内においても既にシュタットベルケを参考にした取組が生まれ、成果を上げております。例えば福岡県みやま市では自治体出資の電力会社が、その利益を活用し、高齢者の見守りを実施するという形で、公共サービスの充実にもつながっております。

現在、本県におきましては、国の脱炭素先行地域に4か所、5市町村が選定をされまして、その取組の中核を担います自治体出資の地域新電力会社も複数設立されております。こうした地域新電力会社につきましては、現在は発電所がまだ未稼働の状態でございますけれども、今後、将来的にはシュタットベルケのような地域の課題解決に資する事業の実施も期待をされるというふうに考えております。

このため、まずは県内の地域新電力会社が再生可能エネルギーによる電力を地域内に供給する、ここまでまず到達をする必要があると思っておりますし、それとともに、安定的に利益を得られるような後押しをしてまいりたいというふうに考えております。その上で、同様の取組を県内の他の地域にも広げまして、再生可能エネルギーの地産地消、地域経済の活性化などにつなげてまいりたいと考えます。

次に、マイナ免許証と現行の運転免許証が併用される、その一方で、従来の健康保険証は廃

止されるということについて、所見はどうかというお尋ねがございました。

議員のお話がありましたように、マイナ保険証には、過去の医療情報のデータに基づく、よりよい医療が提供できるなどの大きなメリットがあると考えております。こうしたメリットをできるだけ多くの国民の皆さんが最大限享受していただくためにも、将来あるべき姿としては、従来の保険証との併用ということではなく、マイナ保険証への一本化が望ましい姿だというふうに考えております。

一方で、免許証につきましては、来年3月からマイナ免許証の制度も運用が開始されますけれども、警察庁の説明によりますと、外国に渡航する際に渡航先の国によりますは、現行の我が国の運転免許証の提示を求められる場合がある、そういう場合にも配慮をして、いわゆる完全な一本化は難しいとの結論に至って、少なくとも当面は併存をするという形になったというふうなお話をお聞きしておるところでございます。

次に、いわゆる賃上げと価格転嫁の好循環をめぐる問題でございまして、1次産業従事者及び個人事業主の所得向上についてのお尋ねがございました。

物価の高騰が経営を圧迫いたします状況が長期化をしておりますが、こうした中で1次産業につきましては、市場の需要と供給の影響をより大きく受けますため、価格転嫁が難しい状況にあるというふうに考えております。また、個人の事業主におきましては、自らの判断で価格を設定できるとしても、値上げに伴う顧客離れへの懸念などがあって、現実にはなかなか価格転嫁に踏み切れないといったお声もお聞きしておるところでございます。

このため、所得の向上によって持続的な経営が可能となるように、県では生産性向上への支

援と、原材料費や労務費などを価格に適切に転嫁できる環境の整備に取り組んでおります。具体的には、生産性の向上に向けましては、各産業分野のデジタル化を推進しておりまして、1次産業ではコスト削減や生産量増加を後押しし、個人事業主に対しても商工会などと連携し、省力化や高付加価値化を促しているところがございます。

あわせて、価格の転嫁の環境整備につきましましては、1次産業については、国に対しまして政策提言を実施いたしております。農水産物の適正な価格形成に向けた合理的なコストの明確化、指標の策定などにつきまして、県の実情に即したのものになるようにという意見を提言申し上げているところでございます。

また、個人事業主に対しましては昨年7月、産業振興センターのよろず支援拠点に価格転嫁サポート窓口を設置いたしまして、適切な価格設定の方法の習得などについて、一種のノウハウの伝授のようなことも含めまして、支援を行っているところでございます。こうした取組によりまして、1次産業従事者及び個人事業主の皆様にも寄り添ってサポートさせていただくということで、所得の向上を目指してまいります。

最後に、持続的に賃金上昇をさせる環境を整えるための取組についてお尋ねがございました。

物価上昇を上回る賃上げを実現することは、県民の皆さんの生活はもとよりであります。県経済の持続的成長を図っていくためにも目指すべき方向であるというふうに考えております。

一方で、事業者が賃上げの原資を十分に確保できないまま賃上げを続けるということになった場合には、結果として雇用の維持、あるいは事業の存続そのものへの影響が生じることが危惧されるわけでありまして、このため県としましては、事業者が自らの稼ぐ力を高め、賃上げの原資を安定的に確保できるように、引き続き支

援を行ってまいります。

このために、具体的には、まずデジタル技術の導入、設備の導入、さらに更新を支援するというを通じまして、省力化や高付加価値化を図り、生産性の向上につなげていきたいというふうに考えます。

また、原材料費や労務費などを取引価格に適切に転嫁できる環境づくりを促進するために、パートナーシップ構築宣言の登録を呼びかけてまいります。加えて、ただいまお答えいたしました価格転嫁サポート窓口におきまして、事業者の実態に応じた支援を行ってまいります。

今後こうした取組を通じまして、事業者の稼ぐ力を一層高める、特に付加価値の高い製品、サービスを提供して、ある程度の値上げを受け入れていただける環境をそうした面でも整えていくと、こういったことによりまして、持続的な賃上げにつなげていくという好循環をぜひつくり出してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(総務部長清水敦君登壇)

○総務部長（清水敦君） まず、本庁などのLED化の進捗状況についてお尋ねがございました。

本庁舎などの3庁舎につきましては、第Ⅱ期脱炭素社会推進アクションプランに基づき、県庁の率先垂範の取組として、令和4年度から順次LED化を進めているところです。具体的な進捗状況につきましては、まず最初に北庁舎が昨年8月に工事を完了し、次いで西庁舎が現在改修工事を実施しております。これは来年2月に完了する予定であります。

議会棟を含む本庁舎につきましては、本年度の設計業務を踏まえ、令和7年度と8年度の2か年で改修工事を行い、庁舎内全ての照明器具をLED照明に切り替えていく予定となっております。

次に、マイナンバーカードの取得申請が困難

な状況にある方のうち、カードの取得を希望される方への対応についてお尋ねがございました。

県では、施設に入所している高齢者や障害者など、市町村役場に出向くことが困難な方でもカードが取得できるよう、市町村が施設に出向いて申請を受け付ける、いわゆる出張申請受付、この取組を支援しております。

また、国においては、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードを導入するなど、暗証番号の設定、管理が困難な方も安心してカードを利用できる取組を進めております。現場の市町村からは、こうした取組が取得申請につながっているとの声も聞かれているところであります。

県といたしましては、今後とも国や市町村と連携し、希望する方がカードを取得できるよう丁寧に支援を行ってまいります。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長（横地和彦君） 県営住宅の共用部分の照明器具に対するLED化の現状と対策についてお尋ねがございました。

県営住宅の共用部分の照明器具のLED化につきましては、高知県公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、住宅の全面的改善工事や外壁改修工事などの機会に合わせて、LED化を順次進めているところでございます。

本年度末の時点におきましては、県営住宅の共用部分に当たる照明器具約5,000灯のうち、43%に当たります約2,200灯のLED化を完了する見込みでございます。引き続き、共用部分のLED化につきましては、早急かつ計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長（長岡幹泰君） まず、県立学校のLED化の現状と対策についてお尋ねがございました。

県立学校の施設につきましては、高等学校再

編振興計画に基づく校舎等の新改築や長寿命化改修、耐震改修等に合わせ照明設備のLED化を行ってまいりました。この結果、体育館につきましては、全ての県立学校でLED化がおおむね完了しております。また、校舎等を含む県立学校施設全体では、今年度末時点でLED化率が約50%となる見込みです。

今後、関係部局とも協議・連携し、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などの有利な財源を活用しながら、順次LED化を進めてまいりたいと考えております。

次に、金融教育の必要性と意義、また質の高い金融教育を行うための課題とその解決方法についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

近年の多様な支払い・決済手段の普及や新たな金融サービスの提供、そして少子高齢化に伴う年金制度の見直しなど、生活環境や経済社会環境の大きな変化を背景に、金融に関する教育の必要性は高まっております。そうした中で、子供たちが将来経済的に自立し、よりよい暮らしを送るために金融の様々な動きを理解し、主体的に判断し行動する力を身につける金融教育の意義は大きくなっていると考えております。

現在、学習指導要領に基づき、例えば小中学校の家庭科においては、お金の大切さや計画的な金銭管理の必要性について学び、中学校の社会科では投資シミュレーションを行うといった実践的な授業も行われるようになっております。

さらに、高等学校の家庭科では、金融商品の特徴や資産形成の視点にも触れ、生涯にわたる生活設計を考える授業が実践され、また公民科では、投資が社会を豊かに発展させる役割があることを理解する学習も行われております。

ただ、金融教育を進めるに当たって、近年の金融制度やサービス等の急速な変化に教員の専門的知識が追いついていない場合もあります。

また、子供たちに金融についての興味、関心を持たせ、自分事として考えさせる授業や教材の工夫もまだ十分とは言えません。

これらの課題に対応するため、今後は教員に金融教育の必要性や意義を改めて徹底するとともに、外部専門家を招聘した最新の金融の動向等に関する研修をさらに充実してまいります。また、子供が金融を自分事として捉えて、主体的に学ぶように外部人材等を活用した実践的な授業の好事例を収集し、その共有も図っていきたいと考えております。

(警察本部長高清水善弘君登壇)

○警察本部長(高清水善弘君) 県内の信号機や警察庁舎、交番などのLED化の現状と対策についてお尋ねがございました。

先ほどの知事の答弁にもございましたように、環境への配慮の観点から、県警察としても早急にLED化を進めていく必要があると考えております。

県内の信号機のLED化率は、令和6年3月末時点で約65%であり、本年度末には約70%に達する予定となっております。今後は、令和7年度から令和12年度までの6年間で信号機のLED化率を100%にすることを目標に進めてまいります。

警察施設関係では、これまでに6警察署、1警察庁舎、8交番・駐在所でLED化が完了しており、現在令和6年度及び7年度の2か年で警察本部庁舎をLED化に改修する工事を進めているところでございます。県警察では、令和12年までにLED化を完了させる計画を進めるため、引き続き関係部局と協議をしながら、早急かつ計画的にLED化が進むよう取り組んでまいります。

(公営企業局長澤田昌宏君登壇)

○公営企業局長(澤田昌宏君) まず、県立病院をはじめとする、公営企業局が所管する施設の

LED化の現状と対策についてお尋ねがございました。

県立病院においては、事務室や廊下などに設置する蛍光灯の交換時期に合わせて、順次LED化を進めております。この結果、各病院内の照明器具は先月末時点で、あき総合病院では全体の31%に当たります約1,300灯、幡多けんみん病院では全体の34%に当たります約1,900灯をLED化しております。

今後の対策としましては、あき総合病院では初期投資の負担軽減が期待できるリース方式の導入も選択肢の一つとしまして、照明器具全体の早期のLED化を目指して、現在検討、準備を進めているところでございます。

幡多けんみん病院については、開院後25年が経過しており、建物や建築設備の老朽化が進んでおりますので、本年度、劣化診断を行い、その結果を踏まえて保全計画を策定することとしております。

LED照明への切替えについては、これまでの取組を継続しつつ、照明器具全体のLED化については、保全計画との整合性を図る必要がございますので、計画の策定を急いでまいります。

このほか、電気工水課が所管いたします発電管理事務所などの施設につきましては、令和3年度から順次LED化を進めており、令和9年末の蛍光灯の製造、輸出入の廃止を見据えて、今後とも着実に取り組んでまいります。

次に、マイナ保険証の利用に向けた県立病院における環境整備の現状と取組についてお尋ねがございました。

県立病院では、患者さんがスムーズに安心してマイナ保険証を利用することができるように環境を整えております。具体的には、マイナンバーカードに健康保険証をひもづけしていない患者さんも利用できますように、受診日当日に

マイナ保険証の登録手続きも行える顔認証付きのカードリーダーを、職員の目が届く初診受付や時間外受付のカウンターに複数台設置しております。

また、受診時に患者さんがマイナ保険証を自然に利用できますように、あらかじめ病院のホームページでマイナ保険証の持参を促し、利用方法をお知らせする、来院時にはカードリーダーの位置が一目で分かるように、ポスターなどの掲示により誘導する、さらにはカードリーダーの操作に戸惑っている患者さんには、受付の職員からお声かけの上、操作の説明などを行うサポートも行っているところでございます。

こうした取組によりまして、従来の健康保険証が新たに発行されなくなった今年2日以降も、県立病院の受付窓口では目立った混雑や混乱などは生じてございません。今後とも患者さんがマイナ保険証を円滑に利用できますように、利用状況を確認し、必要に応じてカードリーダーの増設を検討するほか、他の医療機関の事例も参考にしながら環境整備に努めてまいります。

(林業振興・環境部長西村光寿君登壇)

○林業振興・環境部長(西村光寿君) まず、LED化に伴って処分される蛍光灯の適切な廃棄やリサイクルへの対応についてお尋ねがございました。

現在、家庭から出た蛍光灯は、一般廃棄物として市町村や大型家電量販店などで回収され、リサイクル処理に回されております。また、産業廃棄物として生じた蛍光灯は、リサイクル事業者や蛍光管を破砕できる事業者に集められ、処理されているところでございます。

今後、蛍光灯の製造は2027年末までに廃止をされますが、それまでに製造された製品の販売や使用は認められていること、またLEDの切替えも相当程度進んできていることから、蛍光灯の廃止に伴う廃棄やリサイクルへの集中は一

定緩和されるものと考えています。しかしながら、廃止に伴う影響を極力少なくするためにも、丁寧に県民の皆様や事業者に周知していくことが必要です。

県としましては、一般廃棄物の適切な処理につきまして、市町村担当者会において周知を図るとともに、市町村を通じて県民の皆様にお伝えをしているところでございます。また、産業廃棄物につきましても、適正処理講習会などにおいて、関係団体への周知を行っているところでございます。今後とも、各主体と連携をしまして、蛍光灯の適切な廃棄やリサイクルへの対応を図ってまいります。

次に、本県における1年間の電力消費量と電力移輸入額につきましてお尋ねがございました。

本県における1年間の電力消費量は、資源エネルギー庁が公表している統計資料によりますと、直近の2021年度の数字が35億9,600万キロワットアワーとなっております。また、1年間の電力移輸入額は、高知県産業連関表によりますと、直近の2015年の数値が205億5,300万円となっております。

次に、県内の再エネ電源による発電量と県内での地産地消100%の可能性、及び地域循環型のエネルギー供給システム構築に向けた動きについてお尋ねがございました。

県内の再生可能エネルギーの導入量は、2021年度末時点で約118万キロワットとなっております、その年間発電量は37億6,700万キロワットアワーと推計をされます。同じ年度の県内の電力消費量は35億9,600万キロワットアワーであり、数字上だけで見れば、本県の再生可能エネルギーにより、電力の地産地消100%を達成できる可能性があります。

しかしながら、県内の再エネ電源で発電した電力の多くは県外の電力会社などに売電をされておりまして、発電した電力が全て県内に供給

されているわけではございません。このため、再生可能エネルギーで生み出した電力を地域内で活用する観点からは、自治体が参画をする地域新電力会社を通じました電力供給の仕組みを構築していくことが重要でございます。

本県では、脱炭素社会推進アクションプランなどの取組によりまして、地域新電力会社の設立を後押ししており、現在3つの会社が設立されております。こうした地域新電力会社の設立や、安定的な経営に向けた後押しを行い、地域の再エネで発電した電力が地域に供給される仕組みを県内各地に広げてまいりたいと考えています。

次に、こうち型地域還流再エネ事業などの将来をどのように展望しているのかとお尋ねがございました。

こうち型地域還流再エネ事業は、県と市町村、県内事業者が事業会社を設立し、メガソーラー発電事業を行っているものです。この事業で発電した電力は、現在固定価格買取制度、いわゆるFITによる売電を行っており、売電利益は県、市町村などへの配当を通じて地域に還元されております。

電力市場連動型のFIP制度への転換や蓄電池の併設につきましては、発電に対する出力制御を受ける頻度の低下でございますとか、収益機会の向上といったメリットが期待をされます。一方、収入が電力市場価格によって変動するため、経営上のリスクが生じる可能性もございません。このため、事業会社からは、現時点でFIP制度への移行は考えていないとお聞きをしているところでございます。

しかしながら、国におきましては、再エネの主力電源化に向けて、FIP制度のさらなる活用促進を進める方針を示しており、今後事業環境が大きく変化する可能性もあります。引き続き国の動向を注視しつつ、必要に応じてFIP

へ移行した場合の収支シミュレーションを行うなど、将来の事業展開も見据え、検討を深めてまいりたいと考えています。

最後に、FIT制度からFIP制度へシフトしようとする国の電力政策の受け止めについてお尋ねがございました。

再生可能エネルギーの主力電源化に向けましては、火力発電などほかの電源と同様に、電力の需要に応じた供給能力を高めていくことが重要でございます。そのため、固定価格での買取りを行うFIT制度に加え、電力市場連動型のFIP制度が2022年度に導入されたものと承知をしています。

このFIPによる導入量は、昨年度末時点でFITを含む認定量全体の約2%にとどまっておりますが、国の政策も踏まえれば、FIPへの移行が徐々に進んでいくことが見込まれます。また、FIPへの移行が進めば、再エネ電源への蓄電池の併設や、FIP制度を活用した新たなビジネスモデルの拡大も期待されるところでございます。

こうした認識の下、県としましても、国の政策の動向や事業環境の変化を踏まえながら、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた施策を検討していく必要があると受け止めております。

(健康政策部長中嶋真琴君登壇)

○健康政策部長(中嶋真琴君) まず、本県のマイナンバーカードの保有率と、マイナ保険証の利用率についてお尋ねがございました。

本県のマイナンバーカードの保有率につきましては、本年10月末時点で72.5%で、枚数にすると約49万枚が保有されております。また、マイナ保険証の利用率につきましては、同じく本年10月末時点で14.97%で、全国順位で申し上げますと33位となっております。

次に、マイナ保険証が利用できる環境整備の状況についてお尋ねがございました。

マイナ保険証の利用時に必要となるオンライン資格確認は、医療DXの基盤になるものとして、原則保険医療機関、保険薬局に対して導入が義務化されております。本年10月時点での県内の医療機関における導入状況は、医療機関と薬局の約1,200機関、93.5%が導入しており、うち病院では98.3%となっております。

次に、要配慮者におけるマイナ保険証の本人確認の方法についてお尋ねがございました。

本人確認の方法につきましては、暗証番号の入力による方法と、顔認証による方法の2種類がございます。要配慮者の方に限ったことではございませんが、暗証番号が不明な場合や、顔認証がうまくいかない、あるいはできない場合は医療機関などのスタッフが目視により本人確認を行うことで受診が可能となっております。

最後に、マイナ保険証の利用促進に向けた行政の対応についてお尋ねがございました。

マイナ保険証には、質の高い医療が受けられるなど大きなメリットがありますが、現在本県のマイナ保険証の利用率は14.97%といった状況でございます。利用率を向上させるため、国においては新聞広告やインターネットなどによる広報を行っておりますし、県や市町村においてもホームページなどで住民向けの広報に努めているところでございます。

あわせて、医療機関向けのマイナ保険証の利用促進に向けては、各医療保険者で構成します高知県保険者協議会から県内の医療機関に対し、マイナ保険証の利用を促しているところでございます。県としましては、引き続き関係機関と連携し、マイナ保険証の利用促進に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○30番(橋本敏男君) それぞれ答弁ありがとうございました。再質問を行いたいというふうに思います。

まずは、知事の政治姿勢について2点再質問

を行います。

防衛協会の総会において知事の発言についてありますが、この言葉の意味するものというのは、一般論として非常に上から目線の言葉だなというふうに私自身は感じています。抵抗勢力、皆さんも多分そう感じるんだろうなというふうに思います。この指定合意については、御承知のとおり議決要件ではありませんので、当然知事の専権で決定できるわけでございますけれども、ただ自治体によると、議会の理解を得て、そしてこの指定について合意をするというような首長も少なくないというふうには聞いてございます。

当然、議員として疑義のあること、疑問に思うこと、そして分からないことを聞くのは当たり前なことだというふうに思います。分からないからこそ聞く、その分からないことに対してしっかりと説明責任を丁寧に果たすのは当たり前なことだというふうに思っています。それを抵抗勢力という形でなで切るということについては、非常にいかななものかと言わざるを得ないというふうに思っております。

その辺について、もう一度知事の認識を確認しておきたいというふうに思います。

それからもう一点、企業・団体献金についてあります。立憲民主党の野田代表ではないですけれども、信なくば立たずというふうに言われます。この意味するところというのは、信頼を裏切れば政治はできないということではないのかなというふうに思います。これ観点をちょっと変えて聞いてみたいんですが、実は30年近く前に、当時の総裁の河野洋平氏と、そして当時の首相、細川首相がこのことに対してある一定約束をしたんですね。その約束が守られていない、私は守られない約束というのは、当時の総裁と総理が約束をしたこと、このことに対して守られないということは、信義則そのものが成

り立たないのではないかとというふうにさえ思っています。

この約束事を守るということに対して、知事の方考え方を聞かせていただければというふうに思います。

それから、LED化についてであります。

それぞれ答弁ありがとうございました。この蛍光灯の廃止については、要は水俣条約の締約国会議の決定事項でありますので、例えば在庫があるとか、まだ使えるとかという論議の話ではないということは皆さん重々分かって話をさせていただいたというふうに思っています。改修に合わせてやりたいとかというような次元ではないと思います。

できれば率先をして、そういうことを待たずにでもやるというような考え方で、ぜひ、これ要請になりますけれども、進めておいていただければありがたいなというふうに思います。

それから、地域循環型のエネルギー供給システムでございます。

これ電力需要と供給のバランス感覚もありますけれども、先ほど部長のほうからお話がありました。高知県の電力消費量というのは36億キロワットアワー、それから電力移輸入総額というのが205億円というふうに答弁がございました。この205億円がこの高知県にとどまるとしたら、そしてそれが還流されるとしたら、非常に大きな経済的なインパクトがあるのではないかとというふうに思います。

先ほど電力自給率については、再生可能エネルギーの、高知県はもう既に100%を超えているんですね。高知県の再エネだけで高知県の自給率は十分達成できているということになりますと思います。こういう地域循環型のエネルギー供給システムをしっかりと取り組むことで、この域外に行っているお金を域内に止めるというような政策というのは、ぜひとも強力に進めていただ

きたいというふうに思います。

今の日本の電力総量というのは、大体8,800億キロワットアワーというふうに言われています。これがあと25年、2050年になるとどうなるかという、1兆キロワットアワーを超えるというふうに言われています。そうすると、そこで電気料って幾らになるのというふうに専門家が話をしていたのを聞いたときに、約2倍から3倍に上がるという話をしていました。とんでもないことをございますから、できるだけ自分たちの電気は自分たちで作り上げて、自分たちで回していく、そういうような考え方についてのことを思ってもらえればというふうに思います。

いま一度知事にこの所見をいただければありがたいというふうに思います。

それから、マイナ保険証についてであります。

聞き取りの中で、一番マイナ保険証の真骨頂というのは、過去のデータや薬の履歴がきちっと分かって、それで合理的にきちっとした対応が、治療ができるということが一番のメインだというふうに私は思っています。でも、そのデータが2か月待たないと、要は共有されないということが分かりました。結局それはどういうことかという、レセプト請求されて、そのレセプト請求されたのはレセプトコンピューターに入って、それで整理をするまで、要はそういう情報がないということです。2か月間は結局情報が皆さんに共有されていかないということです。

これで知事、もうちょっと国のほうにぜひ政策提言してほしいんですが、これをもうちょっと早めてもらうようにぜひともお願いをしたいと思います。こういうことがやっぱり一番大事なことなのかなというふうに思います。

それから、金融教育については、教育長、ありがとうございます。ぜひともそういう方向で頑張っていたきたいというふうに思います。

これ金融教育をすることによって、実は主権者教育にもつながると思うんですね。やっぱり政治が暮らしの中で経済にどういう影響を与えているか、そしてそれが自分たちの暮らしの中にどう入り込んでくるかということもおのずと分かることになりますので、ぜひともこれは一石二鳥ということなので、進めていただければありがたいというふうに思います。

それから、賃上げについてであります。

失われた30年、これは本当にいろんな意味合いを持つというふうに思います。県がどこまでできるかということは、なかなか難しいことではありますけれども、ぜひともこの賃上げについては、答弁のあったように、できるだけ県のやれる範疇で進めていただければというふうに思います。

2回目の質問を終わります。

○知事（濱田省司君） 橋本議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定利用港湾の私の発言に絡んででございます。

この問題に限らず、議会の議員方のほうにいろいろな御疑問あるいは反対の御意見あるときには誠実に説明をしていくというのは、当然のことだというふうに思っております。今回県としてのQ&Aも自ら率先して作成をして御説明を申し上げ、また2月議会では、通告もいただいて準備をしておりましたけれども、ただ、私残念でございましたのは、事前通告いただかなかった形で、重要影響事態のときは、これは入るのか入らないのかというような御質問をいただく場面もございました。そういう意味では、説明したい、説明すべきというところは、姿勢は当然持っておりまして、準備はいたしますので、その点を――技術的な質問についてはぜひ事前に通告いただければ準備ができたのというふうな思いもあり、あの発言につながった部

分もごさいます。

ただ、いずれにしても抵抗勢力という言葉は、この言葉だけを切り取ってみましたときには、大変不快な思いをされる方、あるいは傷ついたり、傷つけられた思いをされた方おられるかと思っておりますので、その点は真摯に反省をし、今後の教訓として胸に刻み、しかししっかりと説明責任を果たすということはさせていただきたいと思っておりますので、その点は改めて申し述べたいと思っております。

それから、企業・団体献金について、政党交付金ができるときに、これは廃止の方向の議論をするはずじゃなかったのかというお話だと思っております。河野元議長がそういった発言をされていたということは私も報道に接しておりますが、事実関係が私はつまびらかに、この点については必ずしもしておりません。

ただ、法律で現に残っておる政治資金規正法改正などの附則では、企業・団体献金について見直しをするという形の文言は法律で明記をされているというふうに私は理解しておりますので、その意味で、ただいま答弁いたしましたように、禁止の議論というよりは量的な規制、あまりに多額の献金で政策や行政運営がゆがめられることがないかという意味において、量的な規制の在り方であったり、あるいは透明性の確保の在り方であったり、こういった点を見直しをするということがこの方向に沿うのではないかと、私自身はそういう考えを持っているところでございます。

それから、再生可能エネルギーの問題に関してお話がございました。

お話ございましたように、県内は太陽光でありましたり風力あるいは小水力といった形で再生可能エネルギーの宝庫でございますので、現実にもそういったもので仮想計算をいたしますと、電力の自給率は非常に高いというのはおっ

しゃったとおりであると思っております。

これを経済効果も考えていきますと、私はより、エネルギーの地消というよりは地産のほうを強めていかないといけないということだと思っております。今、地産をしたものについて、県外に電力を売っていくというところで稼いでいる、これは高く売ればそのほうがいいわけでありまして、それを県内に消費に回して安くしか売れないのであれば、経済効果は逆に減ってしまいますので、それはそれとして、県外の輸出は是として、むしろこのエネルギーの地産を増やしていく、パイを増やしていくということによって、県内の経済成長に貢献をするというところは大いに期待できるころだと思っておりますし、今後もその施策は推進をしていきたいと思っております。

最後に、マイナ保険証の話についてでございます。

お話ありましたように、マイナ保険証を通じて得られる情報がレセプト経由のものでありますので、2か月程度のタイムラグがある、これは限界があるということはおっしゃるとおりだと思います。ある程度いろいろ議論を私も庁内ではしておりますが、いい面はレセプト情報でありますと、患者さんの同意の問題を比較的ハードルが低くて、災害時などの利用が可能だという利点もあるとは聞いておりますけれども、逆に議員から御指摘のように、リアルタイムで治療内容などをフォローするというところには限界があるということだと思っております。

こういうためには、県内でも運用されております高知あんしんネットであったり、はたまるねっと、こういったものの役割が大きいということでございますし、全国的にはこういった電子カルテをつないでいく新しいシステムが近年、二、三年中には動かしていくという方向で準備がされているということでございますから、そ

ういったものとの役割分担ということもあろうかと思いますが、議員からの問題提起はよく理解できますので、既存のいろんな計画でカバーできないような部分があるのであれば、これは改善について国に対して提言ということも考えたいと思います。

以上であります。

○30番（橋本敏男君） 最後でございます。知事、ありがとうございます。企業・団体献金について言うと、私、ちょっと聞き方がまずかったかも分かりませんが、約束をしたことを守らないというのはいかがなものかということの話です。それが基本的には信義則につながってくるのではないか、そういうような約束を守らないということに対して、知事はどう考えるかという話だったんですけれども、大体そのニュアンスでよく理解ができたような気はします。

それから、エネルギー供給システムなんですけれども、再生可能エネルギーの。これ、今は知事が言われるようなんです。ただ、FITの固定価格買取制度、20年なんです。その折り返し地点に来ています。あと10年たてば格安で、要は大きな電力会社を買われるわけですね。それを何とかお金にもう少ししていきたいということで今回の提案になりました。その辺をどうぞ付度していただいて、いろんな政策を打っていただければありがたいと思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤渚君） 暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩



午後1時再開

○副議長（金岡佳時君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番竹内健造議員。

（1 番竹内健造君登壇）

○1 番（竹内健造君） 自由民主党会派の竹内健造でございます。議長のお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

80年前の1944年12月7日は昭和東南海地震が発生した日でございます。本年は80年の節目の年であります。この昭和東南海地震と連動したとされる地震が、その2年後の1946年12月21日に発生した昭和南海地震であります。前回の地震発生から80年、政府の長期評価は、国難と言われる南海トラフ地震が今後30年間に発生する確率を70から80%としています。

阪神・淡路大震災から来年で30年、東日本大震災から13年、熊本地震から8年、また本年1月の元日早々に最大震度7の能登半島地震が起き、国民に大きな衝撃を与えました。また、本年8月8日、日向灘でマグニチュード7.1の地震が起き、南海トラフ地震の発生に注意を促す臨時情報が初めて発表をされました。地震以外にも気候変動に伴うとされる豪雨災害等が頻発しており、いつ起こるか分からない災害への備えの大切さを痛感した一年でありました。

30年ほど前に発生した阪神・淡路大震災、その後の東日本大震災、熊本地震など幾つもの大規模災害があったが、避難所環境の改善が進んでいない、時間が止まったような状態と表現する声も聞かれます。

日本と同様に火山、地震、土砂災害など自然災害が多く発生するイタリアの事例でございます。基本的には、災害発生2日後には簡易ベッド、冷暖房、シャワー、トイレの設備が完備されたテントが設置をされ、キッチンカーが現場に駆けつけ温かい料理が提供されるなど、被災者に寄り添った対応がなされています。約120万

人が平時からボランティアの活動のために登録をされ、訓練をしており、有事の場合にボランティアに参加する人には傷害保険、旅費などが支給されるなど、ボランティアに対する考え方の違いが見てとれます。

台湾でも、避難所になった体育館内には地震発生の翌日にはテントが張られ、プライバシーの確保が設けられると報道で知り得た方も多いと思います。阪神・淡路大震災以降、能登半島地震まで震度7クラスの地震が7回発生をしています。約4年に1回の割合で大規模災害が起きていることとなります。日本全体で防災や復興の在り方を考え直す契機の時期というふうに思っています。

現在開催されている第216回国会の冒頭、石破総理は防災対策に関する所信表明で次のように述べています。

地理的な条件が不利であり、財政的にも厳しい地域で災害が発生したとしても、被災者の方々を苦難の中に置き続けるということは、国家としてあるべき姿ではありません。避難所での生活環境を改善し、災害関連死を防ぐためにも、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準を、発災後早急に、全ての避難所で満たすことができるよう事前防災を進めてまいります。また、避難所となる全国の学校体育館の空調設備のペースを2倍に加速します。

能登半島地震・豪雨での教訓も踏まえ、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカーなどの迅速な派遣のための官民連携による登録制度の創設、温かい食事の迅速な提供などを可能とするための資機材・物資の分散備蓄、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設など、避難者の皆様の生活環境の向上のため、最大限の対応をしてまいります。被災者が災害関連の各種申請を容

易に行うことができるよう、さらなる改善に取り組みます。

被災地では、自身も被災者でもある自治体職員の負担を軽減しつつ、災害対応に万全を期する必要があります。他の自治体に派遣する職員に対する訓練や、職員派遣による経験の蓄積を促進するとともに、特に大規模な災害については、あらかじめ支援自治体を定めるなどの準備も進めてまいります。

政府における体制も着実に強化します。内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面において抜本的に強化することに加え、被災者の方々の声を必ず施策に反映させるとの強い思いから、11月1日に立ち上げた「防災庁設置準備室」において、令和8年度中の防災庁の設置に向け着実に準備を進めてまいります。

石破総理の防災に対する決意でございます。この石破総理の言葉は、安心・安全の観点から第6期南海トラフ地震対策行動計画では、自助・共助、避難環境の整備、復旧・復興の作業への事前の備え、インフラ整備の加速を今議会で力強く表明された濱田知事の言葉と合致をし、大きな後押しになるものと考えられます。

そこで、石破総理の今国会の防災に関する所信表明についての御所見を知事にお伺いいたします。

私の地元であります須崎市では、総面積に占める山林面積割合は75.5%であります。平地は24.5%であります。また、市内1万1,100戸の家屋のうち6,100戸が海に面する須崎地区、多ノ郷地区に集中しており、最大25メートルとされる南海トラフ地震による津波が来襲すれば、平地面積の42%である3,313ヘクタールが津波被害を受けると想定をされております。また、津波浸水区域における人口割合は76.4%であり、南海トラフ地震津波対策が急務であります。

加えて、津波以外でも土砂災害防止法及び砂

防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の指定区域が1,148か所あり、市街地の山際のほとんどが土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に指定をされています。こうした場所を除けば、須崎市の総面積に占める震災後の仮設住宅などに活用可能な平地部は2.8%でございますが、農地を除けば須崎市の総面積の0.7%が安全で活用可能な土地であり、東京ドーム8個分というふうに試算がされております。

このことから東日本の教訓を踏まえ、南海トラフ地震の被災地であっても住民が早期に生活を再建し、希望を持って地域に住み続けることができるように、また被災後における迅速な復旧・復興を行うため、被災前に復旧・復興の形を住民と一緒に作成しておく事前復興まちづくり計画が各自治体によって取り組まれています。

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合、地震・津波襲来や土砂崩れなど多くの被害が想定される自治体などは、国の防災集団移転促進事業を活用し、事前に高台へ移転することを検討されていることと思います。しかしながら、防災集団移転促進事業を行うには、移転元地の区域設定、合意形成、移転先の選定、災害危険区域の設定、事業計画の作成、大臣合意、移転先の用地補償、移転先の造成工事や道路や水道などの整備、移転元地の買取りなどクリアをしなければならない多くの課題や膨大な費用に加え、相当の年月がかかることが明らかであります。

南海トラフ地震は待ったなしであります。国ではこれまでも防災集団移転促進事業について、事前移転についての条件緩和や、合算限度額の撤廃、段階的な移転の実施など様々な要件の緩和がなされております。加えて、本事業の活用を検討している市町村に対して、活用事例の紹

介や制度の理解向上などを目的とした伴走支援を行っており、本年度は須崎市もこの取組に参加をしておるようでございます。

南海トラフの発生が高まる中、早期の集団移転を行うには、さらなる制度拡充はもちろんのこと、その地区に住まわれる住民の皆様の合意形成が避けては通れません。こうしたことから、住民と一緒に、被災前に復旧・復興の形を議論する事前復興まちづくり計画は大変重要でございます。

そこで、市町村が行う事前復興まちづくりに対する県の支援策について危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震が半割れであった場合の影響について質問をします。全割れ地震とは、静岡県駿河湾から九州の日向灘にかけてつながるプレート境界、南海トラフが全てずれ動いた場合を前提としています。1707年に発生した宝永地震は全割れの地震でございました。

一方、半割れ地震は、静岡県駿河湾から九州の日向灘にかけてつながるプレート境界、南海トラフが東側と西側で時間を空けてずれ動くケースでございます。1854年の安政東海地震と安政南海地震、1944年の昭和東南海地震、1946年の昭和南海地震など、過去の多くの地震が半割れ地震であると報告をされています。

1854年に発生した安政東海地震、安政南海地震は、32時間の間隔を置いて連動した地震であります。1944年に発生した昭和東南海地震、1946年に発生した昭和南海地震は、2年間の間隔を置いて発生した連動地震であります。この2つの地震はプレート境界、南海トラフが東側で先発地震が発生し、時間を空けて西側で後発地震が発生した半割れ地震であります。

半割れのケースでは、先発地震で地震や津波で大きな被害が出ている地域の救出や支援、復旧活動をしている最中に、被害が出ていない、

もしくは被害の少ない地域において後発地震により地震・津波が発生することを意味しています。地域によっては、復旧活動の途中、2度にわたって激しい揺れや大津波に襲われる地域もあるほか、他県からの救助や医療支援の手が行き届かなくなる可能性も秘めています。気象庁も半割れ地震が確認されれば、巨大地震が連続する可能性が高まったとして、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震警戒を発表し、警戒を呼びかけるとしています。

国の公表では、1回で南海トラフの震源域が全て動く全割れケースはもちろんでございますが、歴史的にも最新の研究でも頻度が高いとされる半割れが連続して発生したケースも考え、地域の防災力の備えを進めていく必要性を強く訴えられています。

また、南海トラフでは、歴史上マグニチュード8クラスの巨大地震が間隔を空けて繰り返し起きたことが確認をされており、時間差でプレートが半分ずつ動く半割れの影響により、緊急消防援助隊の多くの部隊が出動できない可能性があることが指摘をされています。このことを踏まえ、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練において、中国、四国の9県による地域の実情を踏まえた様々な被害想定を企画し、効果的な消防活動を展開する訓練を実施しております。

高知県は重点受援県に指定されておることから、迅速な被害状況の把握、当該状況に応じた緊急消防援助隊の応援要請や関係機関との受入れ調整等の検証を行うほか、道路事情が悪い場合においても迅速な部隊進出を想定し、関係機関と連携した空路、海路による被災地進出を検証し、あわせて海上保安庁と連携した部隊進出を想定するなどしており、これらの活動については大きな評価をしております。

しかしながら、半割れの状況では緊急消防援助隊による高知県への派遣に大きな遅れが生じ

る可能性は否定できません。巨大地震警戒の臨時情報も期間は1週間程度を目安とされておりますが、過去の地震連動の間隔から嚴重警戒の長期化も想定する必要もあらうと思われま

す。そこで、例えば歴史的にも頻度が高いとされる東側の半割れケースの地震が発生した場合、緊急消防援助隊の高知県への部隊派遣に遅れが生じる可能性についての御所見を危機管理部長にお伺いいたします。

平成25年に作成された高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定概要では、多様な視点から被害を想定されており、高知県民の南海トラフ地震に対する事前の備えを促すきっかけとなり、各自治体での取組の参考となるものであります。

高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定概要によると、孤立するおそれのある集落数は、県全体で658集落と試算がされておりますことから、孤立解消までの期間、自分たちの地域は自分たちで一定期間守り抜いていく、地域における事前防災力の向上、避難所のさらなる整備を進める必要性を感じたところであります。

本年11月に、高知県議会自由民主党道路調査会、弘田兼一会長をはじめとする調査会メンバーより、知事への、四国8の字ネットワークの整備、孤立のおそれのある地域へのアクセス道路の整備など、4項目の要望が行われております。この要望は、能登半島地震を教訓とし、命の道である道路網の整備が、孤立のおそれのある集落の減少につながるものであり、他地域からの援助隊の速やかな派遣につながる要望であります。

昭和60年、1985年に議員立法で半島振興法という法律が成立をしております。半島振興法の第15条の4、防災対策の推進には、「国及び地方公共団体は、半島地域が三方を海に囲まれている等厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災

害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、半島振興対策実施地域において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救助、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。」と明記をされております。

この法律は日本国内の23の半島を対象としておりますが、この法律の内容は、高知県内の自治体のほとんどがこれに当てはまる地域だと考えられます。これらの整備は基本的には地方自治体が行うべき内容との認識でございますが、地方自治体だけで進めることの限界も感じております。

地域防災力の要である消防も市町村の管理運営する市町村消防であり、財政力の弱い自治体では消防力の強化、地域防災力の強化の難しさも感じているところであります。また、孤立のおそれのある集落へのアクセス道路は、ほぼ市町村が管理する市町村道と思われれます。自治体の財政力の課題が、市町村道の改良が進まない要因だと思われれます。

あわせて、1990年代に国際赤十字が中心となり、人権、生命を守るための最低の基準、スフィア基準というものを設けています。この基準が設けられた目的は、戦争や紛争などにおいて難民が多く発生したことからできた避難所の基準であります。これを受けて作成された2018年度版のスフィアハンドブックによると、例えば危機の初期段階では迅速な解決策として、共同トイレは50人に最低1つ、中期段階では共同トイレは20人に最低1つとし、女性用と男性用の割合が3対1となるようにする。調理スペース、

入浴区域、衛生設備を除いて1人当たり最低3.5平方メートルの居住スペースなどの基準を設けています。

日本の災害時の避難所は、その基準を満たしているのか、疑問があると指摘を受けている現状でもございます。衛生的でプライバシーが確保され、温かい料理が提供され、子供たちや弱者に対しての配慮ある避難所を発災後に速やかに立ち上げる仕組みの構築も急がれるのではと思います。

そこで、孤立のおそれのある集落、さらなる避難所の環境整備や地域防災力向上のための取組についての御所見を危機管理部長にお伺いたします。

激しい揺れや巨大な津波が想定される南海トラフ地震の特徴は、被災する地域の圧倒的な広さでございます。津波や震度6弱以上の揺れの影響を受ける自治体は1都2府26県に上り、日本の人口の約半数に当たる6,800万人が被災するとされるものであります。

特に甚大な被害が想定される中部、近畿、四国、九州に救助隊の派遣計画をケースごとに定め、その実効性を検証するために全ての都道府県に参加を求め、3,000人規模の緊急消防援助隊の訓練を2022年11月に静岡県をメイン会場に開催されております。この大規模な訓練を受け、緊急消防援助隊の派遣計画の実効性の検証が行われたところであります。

また、半割れ、巨大地震警戒の臨時情報などの影響が予測される場合においては、被害の少ないとされる自治体の緊急消防援助隊は、所属する市町村の本来の役割を果たすために地元にとどまるとされることも、緊急消防援助隊派遣のアクションプランでも確認がされておりますことから、地域ごとの防災力の強化の手だてをする必要があると考えます。

高知県においては、高知県消防広域基本構想

——骨子案でございますが——を公表し、県内の消防本部、消防署の在り方の検討を進めておられます。大きな評価をしており、期待をするところでもございます。

令和5年3月に、全国の消防防災主管部長宛てに、消防庁の消防・救急課長より令和4年度消防施設整備計画実態調査の結果についての通知があり、各都道府県内への市町村に対しこの調査結果を周知するとともに、消防施設、人員の計画的な整備が図られるよう適切な指導・助言をお願いしますとの通知内容でございます。高知県の15の消防本部の現状は、消防職員数算出の基礎となる消防力の整備指針で算定された職員数に対する充足率は、全国平均79.5%に対し高知県平均は63%と低い状況と認識をしております。

そこで、消防職員数の基礎となる消防力の整備指針に照らし、今後の各市町村消防の職員数は適正か、また消防団員のさらなる確保の必要性についての御所見を危機管理部長にお伺いいたします。

また、南海トラフ地震等に対応するためには、消防の資機材の充実強化が必要でございます。県としてどのように考えているのか、危機管理部長に併せてお伺いをいたします。

次に、子供支援専門の国際NGO団体、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが、小学4年生から高校生世代を対象に、能登半島地震に関し被災地域における子供たちの声を聞くアンケートを本年7月に実施した活動内容を御紹介します。

国連子どもの権利条約は、子供の意見が聞かれ尊重される権利、意見表明権を条約の原則と位置づけ、日本でも、こども基本法において子供の意見表明を規定し、その重要性を強調しています。

防災の観点からは、2015年の第3回国連防災

世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」で、子供と若者は変革の主体であり、法律、国内での慣行、教育課程にのっとり、防災に貢献できるように、物理的空間と手段が与えられる必要があると明記をされております。

このことから、最大震度7を観測し、広範囲にわたって深刻な被害が起きた能登半島地震において、子供たちが感じていることや望んでいることを知るために、当事者である子供たちの声を聞くことは、子供の権利保障の観点からも不可欠であるとの考えから実施をされたアンケート活動であります。

被災した子供たちのアンケートから見えてくる意見として、能登半島地震やその後の生活について、大人や社会に伝えたいことがあるかを尋ねた質問では、4割近い子供が伝えたいことがあると答えています。

アンケートの結果で最も多い意見として、地域のために身を尽くして働いてくれた役場職員等に対する感謝の気持ちが4割を超えています。次いで、地震が起きたときのこと、被災した自分の町のこと、自分の住む町の復興のことがいずれも3割を超えており、地震発生時の様子を伝えたい子供、自分の町の復興に関心を寄せている子供が一定数いることが見てとれます。

また、避難しているときのこと、学校生活のこと、子供が過ごす場所のこと、お金のことも2割を超えており、自分たちの生活状況や心配事、要望を伝えたいと考えている子供の存在も見えてとれます。そして、体や心の変調に関することも一定数おり、被災後の自分の体や心の変化について心配する意見もありました。

一方、能登半島地震やその後の生活について、大人や社会に伝えたいことがないと答えた子供たちは約4割であります。その内容は、何も話しても変わらない、話す機会がない、どこで話したらいいのか分からないとの意見であり、こ

のことから潜在的に被災に関連して、何かを伝えたいと思っけていても、その環境が整っていないために伝えられない、言うことを諦めている子供が一定数いることが推測をされます。そして、今後の復興に向けて何かしたいことがあるかの問いに、6割を超える子供から、何か手助けをしたいとの回答がありました。

また、さきの問いの、大人や社会に伝えたいことがないと答えた子供たちであっても、自分の町の片づけや、地域の行事に参加をしたいと選択した子供たちも相当数存在しております。このことから、復興のために何かしたい、話したいと思う子供に、今後大人側が何らかの機会を提供していくことが重要であると思ったところであります。

子供の気持ちが言葉になるには、それを聞く存在や場所、時間の積み重ねといった仕組みが必要であります。災害時は平時よりも声を上げにくくなることが考えられます。今回のアンケートで、大人や社会に意見がないと答えた4割の数値が表したものは、国や自治体に子供の声を聞く仕組みがないことを示しているのかもしれませんが。

そこで、大規模な災害が発生したとき子供たちの声を聞いて、避難所の生活に対して反映ができる仕組みの必要性を感じます。御所見を危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、保護司活動に関する支援についてお伺いいたします。

平成28年に施行された再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進法において、再犯の防止に関する施策を策定、実施する責務が国だけではなく、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえてその地域の実情に応じた施策を策定、実施することが責務であることが明記をされているとともに、都道府県及び市町村に対して国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯

防止推進計画を策定する努力義務が課せられています。

本年5月の滋賀県大津市の保護司が殺害された事件を受け、法務省では全国の保護司の方々から不安な気持ちなどについて聴取し、保護司が自宅ではなくコミュニティセンターや公民館など身近な公的施設を面談場所として利用できるようにすることについて、地方公共団体の協力も得ながら取組を進めていると聞いています。

一部の地方公共団体からは、所管する施設を保護司の面談場所として提供してもよいとの回答があったようではございますが、一方では地域によって適当な公的施設の確保が難しい場合があったり、利用に当たって費用負担が生じている場合もあるようでございます。

現在、保護司法の法改正が検討され、来年の通常国会に改正案を提示する予定と認識しているところであります。検討されている内容の一部でございますが、保護司の活動に対して、地方公共団体が必要な協力をするができるとした現行の規定を見直そうとしていることは、重要な改正点だと考えているところであります。

犯罪を犯した者が社会の一員として復帰するには、本人の強い意志はもとより、サポートする地域の協力が不可欠であります。特に保護観察の方々に寄り添い、社会への復帰をサポートする保護司の皆様の活動には頭の下がる思いであります。

知り合いの保護司の方々に今回の大津市の事件を受けてお聞きする中で、保護観察の方との面談について、家族からの不安や保護司を辞めてほしいという声を聞くようになりました。高知県内でも、保護司に関しての長年の課題であります担い手不足、保護司の高齢化などにより、今後10年余りで保護司は半数が退任をし、大幅に減少するとの見込みでもございます。

保護司は社会奉仕の精神を持って、犯罪や非

行から立ち直ろうとしている方々の生きづらさに寄り添い、犯罪の予防、再犯防止に懸命に御努力をされております。地域にとって大切な存在であり、懸命に御努力をされてきた保護司の方が亡くなるという悲劇は二度と繰り返してはなりません。

そこで、県内の保護司の皆様が安全に活動できる環境整備等についての御所見を子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

また、保護司の高齢化に伴い、担い手不足についての御所見も併せて子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

最後に、食品衛生協会活動についてお伺いをいたします。

高知県食品衛生協会は、昭和34年に食品衛生行政の推進には食品団体との連携が欠かせないとの考えから設立をされたもので、現在会員数9,691会員であります。

活動としては、県からの委託を受け、保健所が行っています食品営業施設への補完する業務としての立入調査、食品衛生協会が定めた食品衛生指導員による食品営業施設への巡回指導等を実施し、昨年度は延べ2万7,118施設を戸別訪問し、4,422事案について指導や啓発を実施しております。

また、食品営業施設に必要であります食品衛生責任者の養成講習会や、地域における食品衛生の指導や相談役であります食品衛生指導員への最新の知見に基づく研修会、新たな指導員の養成など多岐にわたる活動を実施しています。また、優れた食品営業施設への表彰制度を設けるなど、円滑な食品保健衛生行政の推進に対して寄与してきたものと考えております。

一方では、県全体での食中毒事件の件数は、令和4年度9件、令和5年度14件、本年度は既に16件と増加をしており、食をおもてなしの柱の一つとしております高知県観光にとりましても

看過できない状況であります。

現状、食品衛生協会会員の高齢化に伴う退職者の増加が見込まれ、食品衛生協会としての今後の活動を不安視する声もお聞きしているところであります。私も高幡食品衛生協会の会長として、人口の減少が急激に見られる地域において、食品衛生協会の存続に大きな危機感を抱いているところであります。

そこで、今後の高知県下における食品衛生行政における食品衛生協会の現状をどのように把握しておられるのか、御所見を健康政策部長にお伺いをいたします。

また、食中毒事件などのリスク軽減のためには、食品営業施設へのさらなる指導や啓発活動などの対策が必要であることから、巡回指導などの委託を受け、現場において活動しています食品衛生協会との連携についての御所見を、併せて健康政策部長にお伺いして、私の第1問といたします。ありがとうございました。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 竹内議員の御質問にお答えをいたします。

石破総理の防災に関する所信表明への所見についてお尋ねがございました。

石破総理の御発言のとおり、本県のように地理的な条件が不利で、財政的にも厳しい地域でありましても、被災者の方々を苦難の中に置き続けるということはあってはならないと考えております。その上で、本県では切迫度が高まっております南海トラフ地震への対策が最優先であることを踏まえまして、2つの点に大いに期待をいたしております。

1つ目は、避難所での生活環境の改善に向けまして、特に空調の設備などの資機材整備の加速化を期待いたしております。これまで県におきましては、市町村における避難所の確保と運営体制の充実に向けまして、避難所運営マニユ

アルの策定や、補助金による資機材整備の支援などに取り組んでまいりました。次期の南海トラフ地震対策行動計画におきましては、能登半島地震の教訓を踏まえまして、避難環境の整備の強化を重点課題に位置づけた上で、避難所の生活環境の向上に取り組んでまいります。

期待をいたしております点の2つ目は、防災庁の設置に向けた体制の強化であります。予算だけではなく、人員の面も含めた体制強化に向けて、防災庁という旗印の下に実現をしていく方向性は歓迎すべきでありまして、ぜひ実現をしていただきたいと考えております。

今後は、石破総理の所信表明に基づきまして具体的な取組が進むことが期待されますので、こうした政府の動きに呼応し、本県の防災対策を一層強化してまいりたいと考えております。

また、地方の側で必要と考えます具体的な政策あるいは財源などにつきましては、南海トラフ地震対策に関係をいたします10県で知事会議を設けております。この知事会議などを通じまして、国への提言を引き続きしっかりと行ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(危機管理部長三浦謙一君登壇)

○危機管理部長（三浦謙一君） まず、事前復興まちづくりに対する支援策についてお尋ねがございました。

県では、沿岸19市町村の事前復興まちづくり計画の策定が円滑に進むよう、令和4年に計画策定指針を作成し、市町村の取組を後押ししているところです。また、市町村職員の負担が軽減できるよう、計画づくりや地域住民が参加するワークショップなどを外部委託するための費用に対して、財政的な支援も行ってきているところです。あわせて、市町村職員が計画やワークショップの内容を検討する際には、事前復興室や地域本部の職員が市町村に出向き、技術的

な助言も行っております。

今後、市町村が事前復興まちづくり計画の策定を完了した後は、復興計画に基づき、事前に高台移転をしたいとの地域住民の機運が高まってくることが考えられます。そうした場合には、お話にもありました国の防災集団移転促進事業を活用すると、実施可能な地域から移転を進めておくことも可能となってまいります。

この取組を進めるため、国では、先ほど改めてお話もございましたように、本年度この事業の活用を検討している須崎市、それから黒潮町などを対象に、事業内容の理解が深まるよう、また課題などもお聞きするために自治体との意見交換を行うなど、伴走支援を実施しております。県もこの取組に参加するとともに、市や町が意見交換に臨むに当たってのアドバイスや相談に応じるなど、必要なサポートを行っているところでございます。

今後も、市町村における事前復興まちづくり計画の進捗状況や課題に応じて、随時必要なアドバイスをを行うなど、事前復興まちづくりに係る一連の取組が円滑に進むよう積極的に支援を行ってまいります。

次に、南海トラフにおける東側での半割れ地震の際、緊急消防援助隊の派遣に遅れが生じる可能性についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した際には、国のアクションプランにおいて、あらかじめ定められた都道府県の緊急消防援助隊が、速やかに被災地へ向かうこととされています。この中で、中部地方で甚大な被害が発生する東側での半割れ地震においては、島根県の緊急消防援助隊が本県に派遣されることになっています。加えて、本県の被害状況によっては、島根県以外の都道府県からも追加で派遣がされることにもなっています。

一方で、過去の地震の例を見ますと、発生場

所や規模によっては他県からの進出経路となる道路が多数寸断し、道路啓開に時間を要することが考えられます。これにより緊急消防援助隊の到着に時間を要する可能性がございます。

このため、国のアクションプランでは、お話にもありましたけれども、陸路以外にも空路や海路の進出経路が計画をされております。これに応じる受入れ拠点としては、本県の受援計画で定めて対応するというようにしております。

また、毎年行っている中国四国ブロックの合同訓練では、これらの計画に基づき関係機関と連携し、空路や海路を活用した進出訓練を行っているところです。この中では、自衛隊と海上保安庁の航空機や艦船を活用して人員や資機材の輸送を実際に行うことで、対応力の向上に努めています。

今後も、こうした訓練の継続と、必要に応じて本県の受援計画等の見直しを行っていくことで、緊急消防援助隊が派遣される際にできる限り遅れが生じないよう取り組んでまいります。

次に、孤立のおそれのある避難所の環境整備や、地域防災力の向上についてお尋ねがございました。

県では、市町村が行う避難所の環境整備に向けて、スフィア基準も参考にした避難所運営マニュアルの作成支援や、簡易トイレなどの資機材の整備に対して補助を行っているところです。また、県の備蓄方針に基づいて、県や市町村で整備すべき水や食料、毛布などは備蓄倉庫にまとめて保管をしてきたところです。加えて、自主防災組織による学習会や訓練などの活動を市町村と連携して支援するなど、地域防災力の向上に向けても取り組んでまいりました。

こうした中、能登半島地震においては、道路の寸断による集落の孤立が発生し、避難所に物資が届かないといった事態に至りました。このことは本県においても同様に発生し得ると考え

られますので、第6期南海トラフ地震対策行動計画において明確に位置づけることとしております避難環境の整備の強化、もう一つ、自助・共助の取組の強化において孤立対策を強化してまいりたいと考えております。

具体的には、これまでまとめて保管してきた水や食料などについては、避難所の近くに置くといった分散備蓄を、より進めていきたいと考えております。また、国の新しい交付金を活用し、トイレやベッドの整備を進めていくなど、避難所の生活環境の改善も図ってまいりたいと考えています。

さらに、地域防災力の向上に向けては、県が開催している防災セミナーにおいて、孤立した際の対応をテーマに実施するといった取組などを検討してまいります。

こうした取組を市町村の協力を得ながら、また連携しながら進めることで、さらなる避難所の環境整備や地域防災力の向上につなげてまいります。

次に、消防職員数の適正と、消防団員の確保についてお尋ねがございました。

消防職員数については、国が定める消防力の整備指針で人口規模などに応じた算定基準が示されております。この指針の下、市町村は消防事務を遂行し、消防の責務を果たすために必要な職員数を地域の実情を加味した上で条例で定めております。令和6年4月現在の条例定数における職員数の割合は、県全体では95%、各消防本部では95%を超えるところが10本部、最も低いところでも89%と、一定数の職員は確保できているものと考えています。

一方、消防団員数については、市町村が地域の実情に応じて必要な数を条例で定めておりますが、令和6年4月現在においては多くの消防団が定数を満たしていない状況にあります。具体的には、95%を超える団が5か所あるものの、

県全体の平均で見ても85%、最も低いところでは71%となっており、団員の確保のための取組が必要だと考えております。このため、令和5年度には県と市町村で連携し、高知県公式消防ポータルサイト、高知家消防ネットを立ち上げて、消防の魅力を発信しているところです。

さらに、今年度はポータルサイトを紹介するためのポスターを作成するとともに、消防団の活動をタウン情報誌で紹介するなど、広報を強化しております。今後も、県としては消防職員や団員の確保につながるよう、市町村との連携の下、積極的に広報に取り組んでまいります。

次に、消防の資機材の充実強化についてお尋ねがございました。

消防の資機材については、能登半島地震において大規模な市街地火災での消火活動や倒壊家屋からの人命救助、ドローンを用いた被害状況の確認など、その重要性が改めて認識されたところです。県としても、南海トラフ地震などの大規模災害を踏まえますと、資機材の充実強化が必要だと考えております。

一方、消防の資機材につきましては、消防組織法において市町村がその費用を負担することとされております。このため県では、市町村に対して国庫補助金や緊急防災・減災事業債など、資機材の整備に活用できる有利な財源措置について情報提供を行ってきております。例えば、各消防本部がドローンを整備する際には、緊急防災・減災事業債が活用できます。

こうした有利な財政措置の拡充については、これまでも全国知事会などを通じて要望してきたところでございますが、今後も引き続き様々な機会を捉えて国に働きかけを行ってまいります。

最後に、子供の声を避難所生活に反映する仕組みについてお尋ねがございました。

避難所では、年齢や性別、あるいは身体的な

条件が異なる方々などが集まって生活することになります。避難所での生活は、健康な大人でも決して楽な状況ではなく、子供の場合はなおさら大きな負担が生じることも考えられますので、子供の声を聞くことは重要なことだと考えています。

そのため、県では、発災後の様々な状況を想定した避難所運営の解説書を作成し、市町村や自主防災組織にお示ししてきています。この解説書では、避難所を運営する組織の中に相談班や要配慮者支援班を設置し、子供など配慮を要する方々の困り事などを把握することとしています。加えて、相談員やカウンセラーなどの派遣を市町村に要請する仕組みについてもお示ししています。

しかしながら、こうした子供の声を聞く仕組みについては、避難所を運営する自主防災組織に十分に周知が行き届いていないことも考えられます。このため県としては、市町村担当者への説明会など様々な機会を捉え、解説書で示している子供への配慮について改めて周知をしてまいります。

また、地域本部においては、市町村が実施する避難所運営訓練の際に、市町村から自主防災組織に説明がなされるよう働きかけを行っていくなど、今後も子供の声を受け止め、その声を避難所生活へ反映できるよう、県としてもしっかりと取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君） まず、保護司が安全に活動できる環境整備などについてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、今年の5月滋賀県大津市において保護司が殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕されるという大変痛ましい事件が発生いたしました。

今回の事件を受けて、法務省が全国の保護司

に活動への不安を聴取したところ、保護観察対象者と自宅で面接することに不安を感じているとの声が多く寄せられており、自宅以外での面接場所の確保が喫緊の課題となっています。

高知保護観察所に確認したところ、令和6年6月1日現在県内では、更生保護の活動拠点となる更生保護サポートセンターが15か所、センター以外の面接場所として、公民館などに35か所が設けられています。しかしながら、依然として保護司の自宅で面接するケースが多いとお聞きしています。

県では、保護司の皆様が安心して活動できる環境整備を促進する観点から、面接場所の確保に協力することを第2期高知県再犯防止推進計画に明記しています。また、本年7月には法務省及び総務省から全国の自治体に対し、保護観察所や保護司会が行う面接場所確保の活動に協力するよう要請があったところです。このため県としては、保護観察所等の意見も伺いながら、県有施設等の一部を面接場所として提供できないか検討を行うほか、市町村等に対しては、公共施設における面接場所の確保について働きかけてまいります。

次に、保護司の高齢化に伴う担い手不足についてお尋ねがございました。

高知保護観察所に確認したところ、今年12月1日現在、県内で活動されている保護司は539人で、定数600人に対する充足率は89.8%となっています。現在は一定の充足率を保っているものの、今後人口減少や高齢化、地域社会における人間関係の希薄化に加えて、保護司の活動環境への不安感などにより、担い手確保がさらに困難になることが予想されています。

現行の保護司法で、県は保護司等の活動に必要な協力をすることができるとされており、これまで県職員の退職予定者説明会において保護司活動の周知を図るなど、保護観察所や保護司

会と共に担い手確保に努めているところです。

今後は、保護司活動への理解向上と担い手確保を図るため、教職員の退職予定者や市町村、社会福祉施設等に広く周知してまいります。また、現在国で持続可能な保護司制度について検討が進められており、その結果も踏まえながら保護観察所等と共に取り組んでまいります。

(健康政策部長中嶋真琴君登壇)

○健康政策部長(中嶋真琴君) まず、食品衛生協会の現状についてお尋ねがございました。

一般社団法人高知県食品衛生協会の会員総数は、ピーク時の平成3年には1万5,524人でしたが、年々減少し、現在は9,691人と3分の2程度になっております。このうち、県中央部以外の地域では、議員からお話がありましたように、会員数の減少が一層深刻な状況にございます。会員数が減少している理由としましては、会員の高齢化などによる退会があるとお聞きしているところでございます。

同様に会員が減少しております他県の食品衛生協会では、役員の成り手不足や会員の高齢化に伴い体制などを見直す団体もあります。本県におきましても現在の厳しい状況を踏まえ、今後の在り方についての議論をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、食中毒などのリスク軽減に向けた高知県食品衛生協会との連携についてお尋ねがございました。

県では、食中毒リスクを軽減するため、各福祉保健所において衛生管理講習会や飲食店への立入り監視を実施することと併せまして、食品衛生協会に巡回指導業務を委託しております。この委託業務では、定期的に食品衛生指導員の皆さんが食品を扱う施設を巡回し、施設の衛生状況や設備の衛生管理について指導・助言を行っていただいております。近年では、令和3年の食品衛生法の改正に伴うHACCPに沿った食

品衛生管理の周知や相談対応など、事業者の支援に取り組んでいただいております。

県としましては、さらなる県内の食品衛生の向上に向けて、協会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（竹内健造君） それぞれに丁寧かつ真摯にお答えをいただき、誠にありがとうございます。

本当に私は危惧しているわけでございますけれども、繰り返しになります、歴史的にも頻度が高いとされる半割れ地震。半割れ地震が起きますと、巨大地震警戒というものが出されるわけでございますけれども、この警戒の対象は29の都道府県、707の市町村というふうに認識をしております。

半割れ地震が東側と西側のどの境界で割れるのかということも大きな関心事だろうというふうに思っています。西側と東側の割れるその中心、地域においては、2度にわたる大きな地震と津波が来る可能性があるというふうに思われます。それらの観点からも、私の調べる限りにおいては、緊急消防援助隊を含めて、そういった地域において非常に遅れが生じるという可能性があるということが指摘をされておりました。

また、今までの地震対策の中で一度も行われたことのない——おおむね1週間程度というふうに言われておりますけれども、避難がされる、地域住民が避難をするということでございますので、実際にそれが空振りに終わろうとも、大きな地域経済の被害。また、津波に対応するというところでございますけれども、1週間の避難で本当に終わるのかということも大きな指摘をされているわけございまして、地震の起きる場所、そしてそのマグニチュードの大きさ等々によって、このおおむね1週間という程度が長期化するという専門家の意見もあるわけでございます。大いにこの半割れ地震というものにつ

いての——まだまだ聞き慣れない言葉というふうに思いますので、この半割れ地震のほうが歴史的にも多いということが言われておりますけれども、避難訓練等々においてのこの半割れケースということについての訓練が不十分ではないかなと思うところもございまして、あわせて次の行動計画ではぜひともうたっていただきたいと要請をするところでございます。

また、本年元日の能登半島地震でございますけれども、石川県が把握した孤立集落は24地区で3,345人ございました。地形が非常に高知県と似通っておりまして、平地が少なく、海沿いを走る幹線道路のすぐそばは急傾な山であるという地形でございます。その道路から集落につながる道で崩落が相次いで孤立集落が大きく発生しております。

能登半島地域というのは、石川県の金沢市から奥能登まで車で約1時間半ぐらい、平常でございますと、高知県に換算しますと、高知市と室戸市の距離感と、高知市と足摺岬の距離感というような感じではないかなというふうに私は思っております。

しかし、奥能登地域はある意味広範囲でありましたけれども、局地的でございました。高知県の場合は扇形の広い県土面積がございまして、同じような地域がたくさんありますので、孤立集落数も、道路寸断の数も特段に多いのではないかなということが想定されます。

知事が、第6期計画においてインフラ整備の加速を行っていくと、また地域防災力を高めて、避難所の環境についても向上を促していくということを力強く訴えていただきましたので、本当に私も県民の一人として、またさきの今議会の知事の所信を聞いた県民の皆様も、大きく勇気づけられたのではないかなというふうに思っております。

知事の強いリーダーシップの下、この計画は

順調に進まれるようお願い申し上げて、私の一切の質問といたします。本日は誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(金岡佳時君) 暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩



午後2時30分再開

○議長(加藤渚君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番中根佐知議員。

(36番中根佐知君登壇)

○36番(中根佐知君) 日本共産党の中根佐知です。順次質問に入らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ジェンダーについてお伺いをいたします。

国連の女性差別撤廃委員会が日本を審査し、今年10月に勧告及び総括所見を発表したことは、昨日の岡本和也議員の質問でも触れました。日本政府がジェンダー問題では残念ながら世界水準に達せず、努力を怠っていることが突きつけられた、そんな形になっています。

2024年6月に公表されたグローバル・ジェンダーギャップ指数は、日本は146か国中118位でした。また、1979年に成立をし、世界の女性の憲法と言われる女性差別撤廃条約の選択議定書は1999年の国連総会で採択され、翌2000年には国際ルールとして発効されましたが、25年たつ今も、日本政府は女性差別撤廃条約の選択議定書の批准について、検討するとの答弁を繰り返すばかりです。

今回の国連の女性差別撤廃委員会からの勧告は、先ほど述べた女性差別撤廃条約の選択議定

書の批准、選択的夫婦別姓の導入、慰安婦問題の解決、所得税法第56条の改正、男女の賃金格差の解消、沖縄米兵の性暴力防止、ジェンダー・ステレオタイプの排除、政治参加促進、貧困解消、リプロダクティブヘルス・ライツの促進、教育条件の改善、同性婚、皇室典範改正、差別の定義、国内人権機関設立などなど多岐にわたっています。

高知県の男女共同参画推進本部長である知事は、国連の女性差別撤廃委員会の総括所見や勧告についてどう受け止められているのか、お聞きをいたします。

多くの課題がある中で、女性に対するDVに関しては、刑法やDV防止法の改正が行われた努力は評価されましたが、配偶者間のDVの明確化や、保護施設などが資金不足、人手不足にある実態は改善が必要だと勧告が出されました。ジェンダー不平等の本質は社会の構造的な問題であり、その解消のために政治や行政がどう動くのかが問われています。

例えば、性暴力に対して、スウェーデンでは1980年代以降に2回の法改正を行い、2018年に暴行または脅迫がなくても、同意がない場合は犯罪とする法改正を行いました。日本でも2019年に相次いだ性暴力に対する無罪判決に抗議する声がフラワーデモなどで巻き起こり、刑法の暴行・脅迫要件の撤廃が世論となり、2023年に不同意性交が罪となり、DV防止法の改正が行われたことは喜ばしい変化です。

国連の勧告にある性教育の重要性について、内閣府男女共同参画局が2023年6月に、子供・若者の性被害に関する状況の調査結果を公表し、16歳から24歳のうち4人に1人を超える割合で、何らかの性暴力の被害を受けたとされています。また、強姦性交罪の認知件数のうち、被害者が20代以下は8割以上、10代以下に限っても4割以上を占めています。このことはとて

も深刻です。

教育的観点からの取組が重要だと思うんです。国連の女性差別撤廃委員会の勧告の一つでもある包括的性教育の不足について、県の取組を伺いたいと思います。知事は、高知県男女共同参画社会づくり条例の基本理念に基づいて、共働き・共育てを合い言葉に、性別による固定的役割分担意識の解消など、県政挙げて取り組むと発言をされています。この社会的構造や意識を変えるためにも、教育課程での性に対する教育が重要になってくるのではないのでしょうか。

千葉大学名誉教授の片岡洋子氏は、ジェンダーは社会的、文化的につくられるとし、政治、行政の役割として既存のジェンダーをつくり変えるには、法によって社会制度を変えるマクロな側面と、社会制度が人間関係や心理にもたらす偏見や差別などを変えるミクロな側面があると述べ、教育は社会的不平等の実態や法的措置などを教え、考える機会をつくることや、教科授業以外の行事や生活指導の中でも教え、考える機会を持つことが必要だと話しています。ジェンダーバイアスや差別的意識がまだ根深く残る中だからこそ、被害者も加害者も生まないための教育が今求められていると思います。

また、命の貴さはもちろん、人間の性が男女の区別だけではなく、多様であることや、個人の心が尊重されることの意義を知る学びは、子供たちの成長には不可欠です。

包括的性教育を子供の年齢に合わせた形で県の教育振興基本計画に盛り込み、丁寧に取り組むべきだと考えますが、この項、教育長の所見をお伺いいたします。

LGBTQ+、性的少数者への理解を広げる高知にじいろパレードが11月30日に高知市で開かれ、約140人が参加し、パレードの後の丸の内緑地のイベントに濱田知事も駆けつけていました。参加された御感想はいかがでしょう、知

事にお聞きいたします。

多様な性がある中で、たまたま性的少数者となったことで、生きづらい状況になっている人々の日常を変えていくことは、国連の勧告を受けた日本の課題の一つです。

世界では、主要7か国は全て同性婚を認めています。2023年2月の県議会質問で、同性婚の法制化賛成が各新聞社の世論調査で過半数に上ったことを取り上げました。当時の岸田首相が国会で同性婚導入に対して家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だと答弁したことに適切ではないとの答えは、共同通信の配信によると57.7%ありました。差別をなくす法整備は既に待ったなしとなっています。

腰を上げない政府に、全国知事会の23県の知事が連名で多様性への理解促進と、誰もが安心して暮らし、活躍できる社会づくりを求める緊急共同声明を上げ、濱田知事も名前を連ねていらっしゃいます。

この間、全国で急速にパートナーシップ制度の導入が進み、昨年4月時点で328自治体だった導入は、今年2024年5月末時点で全自治体数の26%を超える459自治体となりました。高知県でも、高知市、土佐清水市、黒潮町、南国市、香南市、安芸市、大月町、いの町、宿毛市の6市3町が制度を取り入れています。時代が進みつつあることを感じますが、市町村ごとの制度では、仕事の都合などで転居する場合、そこにパートナーシップ制度があるとは限りません。高知県として制度の導入を考えるべきです。

また、LGBTQ+への正しい理解を自治体職員が学び、生かすことも大事なことです。企業の中にも福利厚生の部分でも理解を広げなければ、就職活動もままなりません。当たり前前に安心して住むことができる環境を、国や県の単位でもっと早急に進める必要があるのです。

今年度から、パートナーシップ制度を未実施

の市町村に人権・男女共同参画課が外向いて導入を促すためにアドバイスをすることを聞いていました。各自治体の反応はいかがでしょうか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

いつをめぐりに高知県のパートナーシップ制度の導入をお考えか、知事にお伺いいたします。

本来なら、国が同性婚を認め、安心して日常を送ることができる法律をつくることが求められています。女性差別撤廃委員会の勧告を真摯に受け止め、国が同性婚を認めるよう、知事としても声を上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか、知事にお伺いいたします。

次に、介護分野の働き手確保についてお伺いをいたします。

介護の現場は複雑です。一人一人の介護度と状態が違う中で、プランどおりに進まないこともあれば、共感を求める利用者や、拒否をする利用者にもうまく付き合わなければならない難しさがあります。中にはハラスメントに自尊心が傷つくこともあるし、利用者の尊厳をしっかり尊重しなければならない専門性が求められます。この大切な職業が人手不足に陥っています。ヘルパー消滅、高知の介護危機は、県民を守る行政の危機です。何としても切り抜けなければなりません。

先日、介護ハラスメントの学習会に参加する機会がありました。そこでは、介護現場におけるハラスメントについて、特に在宅介護における利用者からのハラスメント問題についてお話を聞くことができました。

在宅介護では、ハラスメントが発生しやすい環境でサービスを提供することになります。女性ヘルパーが多い職場であることから、女の仕事の感覚、家事労働と同じように捉えられ、日常生活を支えるという専門性から、家事手伝いと変わらないように見られることがある。在宅の利用者側の生活圏に1人で入っていくので、

利用者のほうが主導権を握って優位であると思込み、利用者がヘルパーを低く見る関係性が生まれやすい。男性職員が同じ現場に行くだけでセクハラがなくなることもあり、いろいろな方が介護現場で働くことの大切さも指摘をされていました。そのほか、事業所から場所が離れているために、いざというときにサポートを受けにくいことも、実態がつかみにくい要因です。

身体的暴力、罵倒するなど精神的暴力、卑わいな発言などのセクハラなどを受けながら、介護従事者自身が職業としての義務感や役割意識の高さから、ハラスメントへの感度が低くなってしまいう現状にも触れられていました。ハラスメントを認識することで、仲間を守り安心して働く環境をつくるのが、やりがいを持って働く多くのヘルパーを守る道だ、そういうお話でした。

また、介護現場でのハラスメントは、いろいろな言動の裏に病気などの可能性もあり、一般的なハラスメントとは違う側面もあります。ヘルパーの仕事を越えた家族、地域の問題として受け止める必要も出てくる場合があります。介護利用者側にヘルパーの仕事について学ぶ機会をつくることも必要ではないでしょうか。もちろん多くの利用者は好意的に受け止めていますが、介護する側もされる側も信頼関係が築かれる介護を目指して、行政のサポートも充実を図ることが必要だと考えます。

県はハラスメントの実態をどのように認識しているのか、県としての取組はどうなのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

社会的価値の高い仕事をしながら、専門性へのリスペクトがないことほど心が傷つくことはありません。また、この仕事に見合った報酬がないことも離職の要因にもつながります。

ヘルパー養成時に人権学習を必須にすること、相談窓口を周知すること、業務の理解と魅力を

発信すること、介護労働者に十分でない処遇改善——交通費支給、特別勤務手当支給、男性介護職の増加など思い切った改善をしなければ介護が崩壊するとの思いで、参加者の思いが一致したところでは。

県として、介護職員不足解消のためにどのような取組をするのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

高知県の中で大きな割合を占める保健・医療・福祉分野が産業振興計画に位置づけられ、大事な産業として活性化に向けて取組を進めていかなければなりません。

今回、知事の議案説明の中で、介護報酬に係る加算取得を含め、事業者へのきめ細かい支援を具体化することが提起されました。また、中山間地の実情を反映した介護報酬体系とするよう国に提言をされたことは重要だと思います。

介護労働者がやりがいを感じられる処遇改善施策を望むものですが、いかがでしょうか、子ども・福祉政策部長に伺います。

次に、周産期医療体制について伺います。

周産期医療体制、このロードマップを見ると、令和9年までのおおむね3年間は、これまでの医療圏域は保ちながら院内助産システムを導入することが示されています。病院での分娩を医師ではなく助産師さんが介助し、医療的行為が必要になったときには医師が入るシステムです。正常な生理的プロセスを尊重する助産師と医療介入が必要な場面で活躍する医師の役割分担がしっかりされていなければうまくいきません。助産師と医師が日常的な交流を深めながら細かいルールをつくっておくことが大切になります。

院内助産は、助産師の役割が100%発揮されると思います。力を発揮してもらおう体制を病院の中につくっていくためにも、どのような検討をしているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

医療圏域に出産の場がない地域をなくすことは必要です。検討の中に高幡地域の分娩施設が確保されていないままになっていることは見過ごすことはできません。助産師の力を大いに生かし、病院との連携を密に取って体制をつくるべきです。

高幡医療圏域に分娩できる体制をつくるなら今ではないかと思いますが、いかがでしょうか、健康政策部長に伺います。

また、セミオープンシステムを取り入れることが計画に取り入れられています。しかし、妊婦健診などは最寄りの健診施設で受け、初期と出産間近の8か月以降は遠くの出産病院に妊産婦が通うことは大きな負担ではないでしょうか。病院を集約化し、地域で出産できない事態は極力避けるべきです。

病院のない地域には、例えば産前の定期健診のために医師や助産師が出向くなり、出産ができる助産所をつくり、病院とも連携ができる体制をつくることは可能だと考えますが、いかがでしょうか、健康政策部長に伺います。

産後ケア事業は令和元年に母子保健法に位置づけられ、令和3年から各市町村が実施の努力義務を負っています。助産所を含め、健やかな母子関係をスタートさせるために寄り添っていただいていると思いますが、新しい周産期医療提供体制と産後のケア事業は連携していかなければ意味がありません。

産後ケア事業を今後どう充実し、広げていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

出産する女性が疲れ果てるのではなく、安心して子育ての喜びや意欲をじっくりと感ずることができ周産期医療体制を目指し、計画の中に多くの意見を取り入れながら取り組むことを要望しておきます。

次に、教育のデジタル活用、不登校、教員不足について伺います。

まず、教育へのデジタル活用についてお聞きします。現在、中央教育審議会のデジタル教科書推進ワーキンググループが開かれ、デジタル教科書の利用拡大に向けた議論が行われています。デジタル教科書は、今年度から小学校5年生から中学校3年生の英語と一部の算数・数学で導入され、学習効果や健康への影響も検証されない中で利用拡大を進める姿勢に私は疑問を覚えます。

懸念の一つは視力の低下です。子供の視力低下が続いています。2022年度の調査結果では、裸眼視力が1.0未満の小学生は37.8%、中学生は61.2%、高校生は71.5%となり、過去最高です。1979年の調査開始時と比べると、それぞれ約20%程度の増加となっています。2023年度は前年度より若干低下しましたが、依然として高水準です。

文部科学省発行のガイドブックでも、近視の原因は遺伝と併せて生活習慣が有力だと言われています。子供の頃からデジタル端末を長時間使用していること、近い距離で見続けることなどにより、誰もが近視発症のリスクを抱えています。また、GIGAスクール構想の推進により、児童生徒の1人1台端末が整備されたことや、家庭学習のために持ち帰って利用することなど、デジタル端末の使用時間は増加すると考えられます。児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックにもこのように指摘をされています。

タブレットの使用時間増加による子供の視力への影響についてどのように認識しておられるのか、教育長にお伺いいたします。

デジタル教科書の利用拡大について、2つ目の懸念は学習効果についてです。IT教育の先進国であるスウェーデンでは、デジタル教科書の見直しが進んでいます。2022年の国際学習到達度調査、PISAでは、読解力と数学的応用

力、科学的応用力が前回2018年調査から順位を下げたことで、紙の教科書への見直しが進んでいます。同国のカロリンスカ研究所は、印刷された教科書や教師の専門知識を通じた知識の習得に再び重点を置くべきだと訴え、その中心メンバーの一人、トルケル・クリングベリ教授、認知神経科学の教授は、学習の記憶はどのあたりに書かれていたかといった物理的な位置情報とも関連しており、画面上の情報は記憶に残りにくいと指摘をしています。

今年度の全国学力・学習状況調査では、中学国語の読むの項目の正答率が低下しています。SNSや動画視聴などが4時間以上の生徒の正答率は51.6%、30分未満の生徒の正答率は63.9%で、12.3ポイントの開きがあり、単純化はできませんが、少なくともデジタル情報だけでは読解力の向上は難しいと言えます。また、PISAの結果からも、授業中のインターネット接続時間が長いほど読解力が下がるとの関係性も指摘されています。

タブレット端末活用による学習効果の向上は、必ずしも定量的に示されていないと考えますが、教育長の認識をお聞きいたします。

あわせて、デジタル教科書の利用は、視力への影響など健康面、学習効果をしっかりと検証する必要があり、拙速に拡大すべきではありませんが、国に提言する考えはないか、教育長にお聞きいたします。

次に、不登校についてお聞きします。2023年度の県内不登校児童生徒数は小中学校で1,604人となり、過去最高となりました。不登校増加の根本的な原因をよく分析し、教職員が子供と向き合えるよう学校現場の環境改善が求められています。一方、全国よりも伸び率は抑えられ、高校では減少、学校内外の機関等での相談、指導などを受けた不登校の子供たちの割合が全国に比べ高いことは重要です。不登校対策のさら

なる拡充を求める観点で以下質問をいたします。

1点目は、全国で急増する不登校の背景に、新型コロナウイルス感染症による後遺症の影響があるのではないかと懸念です。不登校の原因となる倦怠感、抑鬱、睡眠障害、自律神経失調等は、コロナ後遺症の症状と共通しています。

東京都は、児童生徒の支援のための新型コロナウイルス感染症後遺症ハンドブックを作成し、教職員向けに支援方法を周知しています。

高知県としても東京都のハンドブックを参考に、不調を訴える児童生徒がコロナ後遺症である可能性も踏まえ、支援できるよう周知すべきではないか、教育長にお聞きします。

2点目は、不登校になった際の教育機会の確保についてです。新日本婦人の会がこの11月、緊急不登校アンケートに取り組み、保護者や教員、当事者の子供など1,123人が回答しています。

不登校についての悩みは、学びが保障されていないが207件とトップです。高知からの声として、高知市内の一部の中学校にはサポートルームがあるが、子供の通う中学校にはない。教員・予算不足が理由との回答もあります。

不登校の際、まずは休養が重要ですが、子供たちの実情に即し、教育機会も保障されなければなりません。国は、教育機会確保法で不登校は問題行動ではないとし、COCOLOプランで不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすると目標を掲げています。高知県も、校内サポートルームの設置や各教育支援センター、フリースクールとの連携を進め、不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会を開き、教育機会確保の検討をしています。

まず、学びにアクセスできない不登校の子供たちをなくしていく決意を教育長にお聞きいたします。

協議会では、誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりアンケートを実施しています。当事

者の声を聞く重要な取組です。結果を見た委員から、受けたい授業を自分で選べることや、1人で学べる、登校する日や時間を自分で決められるということが非常に重要だとの意見が出されています。子供の主体性が尊重されることの重要性を感じます。

現状では、不登校の際の学びへのアクセスが十分確保できているとは言えません。校内サポートルームや教育支援センター、フリースクールあるいは学びの多様な学校設置など、子供たちのニーズに沿う多様な学びの場を抜本的に増やす必要があります。

教員が子供に向き合う環境づくりには、まずは人員配置の充実が要です。現在行っている校内サポートルームへの教室運営コーディネーター教員の配置、児童生徒支援に係る小中連携、小中連携を担当する教員の小学校への加配など重要な取組です。

これらの加配、配置は、学校現場で丁寧な不登校対応を進める要として継続し、対象校を拡大していくよう求めるものですが、教育長にお聞きいたします。

不登校の子供たちが学びにアクセスをする際の経済負担も課題です。フリースクールの平均月額利用料は3万3,000円とされています。民間の通信教育あるいはオンラインスクールなども大きな経済負担となります。また、前述の新日本婦人の会のアンケートでは、不登校離職の問題も指摘されています。低学年の不登校が増えており、保護者が仕事を継続できないなど深刻化しています。加えて、学校に行っていない間の給食費はせめて免除してほしいとの切実な声もあります。

2月議会でもお聞きしましたが、このような不登校により発生する経済負担に対する補助を来年度に向け具体化する考えはないか、教育長にお聞きします。

不登校への悩みを抱えて孤立する保護者への支援強化も必要ではないか、教育長にお伺いします。

また、多様な学びの場を確保する中では、一人一人の多様な学習を適切に評価する学習評価の見直しも必要です。受験の際に不登校の子供たちが不利になるようなことがあってはなりません。

学校外での学びを適切に評価する学習評価の見直しの必要性について教育長の認識をお聞きいたします。

次に、学びの保障に関わって、教員確保の課題についてです。小学校教員の採用試験で合格した280人のうち7割を超える204人が辞退をしました。採用審査日程を全国よりも早めた結果、模擬試験的に利用されているのではないかとの懸念をかねてより指摘してきましたが、その実態が明らかになったと考えます。

教員不足は深刻です。小学校の教諭等の充足率は100%を割り込み、国が標準とみなす定数にすら満たない状況が続いています。県教職員組合が、今年度の1学期と2学期冒頭の教員未配置の状況を調査し、県内35教委のうち31教委が回答しています。欠員が生じたのは52件、うち61%に当たる32件で1か月以上代替教員が配置されない未配置が起こっています。

教員の未配置は、子供の学習権が保障されない危機的状況であり、教育環境を整備すべき教育行政として決して起こしてはならない問題です。落ち着いた教育環境が保障されない状態は、不登校や荒れの一因ともなります。

代替教員が長期に配置されない未配置の続発は非常事態だとの認識はあるのか、教育長にお聞きいたします。

一方で、教員として採用された、教員免許を持ちながら、教育委員会や教育事務所などで行政職として勤務をしている方がおられます。教

育委員会内や関係出先機関等で行政職を務めている教員が何人おられるのか、教育長にお聞きします。

未配置が常態化する危機的事態の中、教員を行政職に留め置く合理的理由はありません。緊急対応として、行政職として勤務する教員を現場に戻し、未配置を速やかに解消することが教育行政の責務ではないか、教育長にお伺いいたします。

また、文科省は、代替配置に正規教員を充てた場合も国庫負担ができる制度見直しを来年度に向け具体化する意向を示しています。国の制度設計にも関わりますが、現状、臨時教員として登録している教員を正規教員として事前に採用し、代替配置に充てることができれば、臨時教員の待遇改善にもつながります。

国の制度具体化に向け、産休、育休など次年度の代替配置が見込まれる教員分を事前に正規採用できるよう提言すべきではないか、教育長にお聞きします。

あわせて、代替配置に正規教員が充てられたとしても、現在の定数のままでは実効性が担保されません。抜本的な教員不足解消のため、教員定数増を国に求めるべきですが、教育長の御所見をお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国連の女子差別撤廃委員会の総括所見あるいは勧告への受け止めについてお尋ねがございました。

議員からお話がございました国連の女子差別撤廃委員会は、我が国も批准をしております女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するという目的で、1982年に設置をされました組織であります。今回、この委員会からの総括

所見におきましては、前回2016年の審査以降、我が国におきまして女性の再婚禁止期間の廃止、あるいは婚姻の最低年齢の引上げといった法改正が行われたことなどは、一定の前進として評価をされています。一方で、選択的夫婦別姓制度の導入や女性の政治参加の促進などにつきまして、さらに取組を進めるよう勧告されているというふうに承知をしております。

今回の総括所見や勧告は、国連の専門機関という立場から、我が国が男女共同参画社会を目指す具体的な取組につきまして、その成果の評価、あるいは残された今後の課題、こうしたものを総合的に示していただいたというふうなものと受け止めております。

この問題につきましては、国が締結した条約に基づきまして、国が意見、勧告を受けたという関係にございますので、今後国の関係省庁におきまして、委員会の最終見解の内容を十分に検討した上で、国民各層の意見、あるいは国会における議論の動向などを踏まえて、対応を決定されるものというふうに考えております。

次に、先日行われました高知にじいろパレードの式典に私が参加した感想はどうかというお尋ねがございました。

この高知にじいろパレードでございますが、性的マイノリティーの方々への理解を深めてもらうということを目的に、NPO団体レインボー高知のメンバーが企画をされたものでございます。先月30日に開催をされました。本県では初めての開催ということもございましたので、性的少数者に対する差別、偏見の懸念がなおある中で、当事者の方々が自ら声を上げ、市民の理解を求めようとする勇氣に、私自身大変感銘を受けたところでございます。共感と前進の県政を掲げる私といたしましても、県民の皆さんお一人お一人の気持ちにしっかりと寄り添って、共に歩んでいきたいと、そうした気持ちで会場

に足を運びまして、参加者の方々を激励させていただきました。

当日は県内外から集まった当事者、あるいは支援者の方々が多様な性を象徴します虹色の旗を手に街頭パレードを行われまして、沿道からは多くの方々の応援の声が上がったというふうにお聞きをしております。

本県は元来、人と人とのつながりが密でありまして、県民全体が大家族のような県民性を有しております。このため、相手がどんな状況にあっても家族のようにありのままを受け入れる、そうした温かい風土があると考えます。このように多様な価値観を受け入れる県民の寛容性があったからこそ、今回のパレードは予想以上の参加者が集まって成功裏に開催されたというふうに受け止めています。

今までは主に都会で開催されておりましたこうしたパレードが本県でも開催をされましたことで、都会に住む若者や女性に対しても高知県が古い固定観念にとらわれずに、多様な価値観を受け入れる社会へと変わったこと、あるいは変わりつつあること、こういったことをアピールできたのではないかと感じております。このことは、人口減少問題の克服に向けまして、若者や女性に選ばれる高知の実現を目指す上でも大きな意味があったというふうに考えます。

今後も、共働き・共育での県民運動などと併せまして、性別や年齢、国籍あるいは性的指向などにかかわらず、一人一人の個性が尊重される高知県、そして誰もが暮らしやすい、あたたかい高知県の実現を目指しまして、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高知県におきますパートナーシップ制度の導入についてのお尋ねがございました。

本県におきましては、御紹介もいただきましたように、高知市をはじめ9市町でこの同性カップルのパートナーシップ制度が導入をされてお

ります。人口規模で見ますと、県民の約7割の方々が制度を利用できるというところまで広がってまいっております。

この制度につきましては、県といたしましては、市町村において導入をいただくことが望ましいと考えております。理由といたしまして、まず1つは、市町村が住民票や戸籍といった事務を担当していただいておりますので、身分や居住関係の証明の事務処理が効率的に行えます。また、当事者の方々にとっても利便性が高いということではないかと考えます。

もう一つの理由といたしましては、市町村が福祉、保健、教育等々各種の身近な行政サービスの窓口でありますので、登録後の様々な相談など当事者のケアがきめ細かに行える、そういう意味で、実効性の高い制度の導入が可能になるという意味で、市町村にお願いをするのが適当だと考えているところでございます。

このため、県におきましては、市町村での制度導入をさらに後押しするという目的で、本年7月に高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針を策定いたしました。指針では、制度対象者の要件、届出を受理した際の証明書の交付といった基本事項に加えまして、県は広域的な調整役を担うといった県の役割などもお示しをしています。

御質問の中で、県としていつ制度を導入することを考えるのかとございましたけれども、まだこういった段階でございますので、まずは、まだ制度の導入が行われてない市町村に導入を検討いただくことを要請していく、そしてその技術的支援をしていくということに努力していきたいというふうに思っている段階でございます。

最後に、国が同性婚を認めるよう声を上げるべきではないかとお尋ねがございました。憲法第24条におきまして、婚姻は両性の合意のみ

に基づいて成立するという規定がございます。この両性の合意という文言から考えまして、憲法上は同性婚の成立を認めることは想定されていないというのが、政府の憲法解釈に関する見解であると承知しております。

その上で、政府は法律レベルで同性婚制度を導入することに関しましては、親族の範囲や権利義務関係といった国民生活の基本に関わる問題であって、国民一人一人の家族観とも密接に関わるものだとして、結論としては慎重な考え方を示されているということだと思っております。

一方で、最近裁判所におきましては、同性間であっても配偶者としての法的部分を形成することは、重要な法的利益として尊重されるべきだという見解に立ちまして、同性婚を認めない現行の民法、戸籍法の規定が憲法に違反するなどといった判決が複数の高等裁判所でも出されているという状況でございます。

こうした判決や、既に多くの先進国で同性婚の制度が導入されている現状を踏まえまして、私としては当事者の方々の声に寄り添いながら、何らかの法的措置、立法措置を講じるべきではないか、あるいは具体的にどのような立法措置を講じるべきか、こういった点について国レベルで議論を進めることが望ましいという状況に至っているのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、同性婚の是非も含めまして、婚姻制度の在り方は家族法制の根本的な問題でございますので、国政の場においてしっかりと議論を深めていただきたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、包括的性教育についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、第4期高知県教育振興基

本計画の基本目標の一つに、豊かな心の育成と多様性・包摂性を尊重する教育の推進を掲げ、自分の大切さとともに他者の大切さを認める人権教育や、人を思いやる心を育む道德教育を進めております。

そして、特に人権教育につきましては、高知県人権教育推進プランを作成し、推進することをこの基本計画にも明記しております。ジェンダー平等や性の多様性については、このプランの中の重要な人権課題として位置づけ、取組を進めているところであります。

各学校におきましては、このプランに基づいて人権教育の年間指導計画を作成しております。そして、各教科や総合的な学習の時間などにおいて、児童生徒の発達段階に応じ性の多様性についての理解を深める教育や、社会の中にある固定的な思い込みなどに気づかせる授業を実施しております。

今後も、教育振興基本計画や学習指導要領に基づき、人権教育や道德教育、また性教育が着実に推進されるよう、県教育委員会として支援してまいります。

次に、タブレットの使用時間増加による子供の視力への影響について、どのように認識しているのかのお尋ねがございました。

現在、学校におきましてはタブレット端末を効果的に活用しながら、個々の子供の学習進度などに沿った個別最適な学びや、友達と力を合わせて問題の解決を図る協働的な学びが実施されています。そうした中で、子供たちが主体的に学習に向かう姿も多く見られるようになってきているとの報告を受けております。

一方、タブレット端末の長時間にわたる使用や近距離での使用は、子供たちの視力低下につながる可能性もあり、健康に留意し、適切に使用できるよう指導することが必要と考えております。このため県教育委員会では、学校へのタ

ブレット端末の導入、整備と併せ、タブレット端末の適正な活用の仕方を記した教職員向けの研修動画や児童生徒向けの掲示物を作成し、各学校に配信、送付しております。

各学校では、こうした資料を活用しながら、教職員がタブレット端末活用時の留意事項について確認をし、また子供たちと共に目と画面の距離や正しい姿勢を注意し合うなどの取組を実施しているものと承知しております。

次に、タブレット端末の活用による学習効果についての認識はどうかのお尋ねがございました。

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果から、課題の解決に取り組む学習活動をよく行っている学校は、各教科の正答率が高いことが国から示されました。そして、そのような学校では、考えをまとめ、発表、表現する場面でICTをよく活用している傾向が見られることが判明しております。つまり、課題解決型の授業へと改善を図ることによって、子供たちの主体性や思考力、判断力は高められ、その授業改善にはICTは有効なツールになるということを示唆しているものと考えております。

県内の学校でもタブレット端末を活用して授業改善を図る学校が多くなっています。そのような学校では、情報やデータを収集、比較検討したり、自分の考えを持ち、その考えを友達と共有したりする子供の姿が見られるようになっていきます。さらに、他県や他国の友達ともオンラインで交流し、多様な価値観や異文化に触れることで、児童生徒の視野の広がりやコミュニケーション能力の高まりにもつながっています。

県教育委員会としましては、今後も引き続き教員対象の研修や学校訪問などを実施し、ICTを有効に活用して授業改善を図っていくよう、指導・助言をしてまいります。

次に、デジタル教科書の利用についての提言

についてお尋ねがございました。

デジタル教科書はタブレット端末で利用するため、その利用拡大に当たっては、視力への影響などの健康面についても配慮をしていかなければならないと考えております。

一方、デジタル教科書は、図形やグラフを何度でも試行錯誤しながら操作できたり、音声、動画を繰り返し視聴できたりするなど、紙の教科書では難しい学びが可能となります。また、音声読み上げや拡大表示等の機能を活用することで、学習に困難を抱える児童生徒にとっても、学びやすさにつながる有効なツールとなり得るものと考えております。

このように、子供の状況によっては、その学習に有効に働く機能を多く含んでいるものと考えております。こうしたことから、デジタル教科書の利用については、健康面での配慮をしつつ、個々の児童生徒の特徴を見極めて利用したり、またデジタル教科書と紙の教科書を併用して適切に活用したりすることで、より望ましい学習効果も現れてくるものと考えております。そのため、現時点でデジタル教科書の活用や整備等について国へ提言することは考えておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症への支援に関してお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の後遺症には、不登校の子供たちに見られる疲労感や倦怠感、睡眠障害等といった同様の症状があり、こうした症状に悩まされている児童生徒の支援は必要なことであると考えております。

このため、県教育委員会におきましては、令和6年4月に、後遺症に関する正しい認識の下、医療機関等と連携を図りながら、適切に対応していくことを各県立学校へ通知しております。この通知文においては、県健康政策部の新型コロナウイルス感染症罹患後症状、いわゆる後遺

症に関するホームページも紹介しております。

その中において、症状を提示し、後遺症が疑われる場合には、まずはかかりつけ医、また症状に応じた医療機関に相談することを勧めております。あわせて、相談、診療が可能な医療機関のリストについても紹介をしているところであります。また、養護教諭を対象とした研修会においても同様の旨を周知しております。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ流行の波を繰り返していることから、今後も機会を捉え、後遺症への正しい理解の下、医療機関と連携した対応を取るよう学校に周知してまいります。

次に、学びにアクセスできない不登校の子供たちをなくしていくことについてお尋ねがございました。

不登校の状況にあっても、子供たちが学びたいと思ったときに学ぶことができる場所や機会を保障することは大変重要なことであると考えております。このため、県教育委員会では、現在県内の小中学校の校内サポートルームの在り方についての研究や、この設置についての支援を行っております。また、市町村の教育支援センター内に支援員を配置するための財政支援も行っているところであります。

一方、こうした場所や機関に通うことができない子供たちに学びの保障を行っていくことも必要なことだと考えています。こうしたことから、今年度、自宅などどこにいても学びにつながるができるオンラインサポートの取組をスタートさせました。

また、多様な教育機会の確保に向けて、昨年度から外部の有識者で構成される協議会を開催し、学びの多様化学校の設置やフリースクールとの連携、メタバースの活用等について協議を重ねてまいりました。12月19日には最終の有識者会議を開催し、これまでの協議のまとめとし

て提言をいただく予定です。

今後は、その提言に示された方向性を基にしながら、各市町村や学校、様々な学校外の機関と連携を図り、高知県の全ての子供たちが学びにつながるよう、支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

次に、校内サポートルーム設置に係る教員加配の継続と対象校の拡大についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、現在校内サポートルームの在り方を研究する中学校11校を指定し、コーディネーター教員を配置しております。指定校においては、不登校生徒への効果的な支援方法や校内サポートルームの運営について研究を進めています。

また、指定校以外の学校の校内サポートルームの設置、運営を支援するため、今年度から国の補助金制度を活用し、設置を希望する小中学校に支援員の配置や環境整備のための財政的支援を行っております。こうした中で、指定校に限らず、地域の人々の協力を得て地域総ぐるみで校内サポートルームを運営する学校も増えてきております。

県教育委員会として、今後も校内サポートルームに関する研究や支援を継続し、地域の方々の御協力もいただきながら、校内サポートルームの設置拡充を図っていきたいと考えております。あわせて、校内サポートルームのコーディネーターを担う教員加配の充実については、国に要望していきたいと考えております。

次に、不登校により発生する経済負担に対する補助についてお尋ねがございました。

不登校児童生徒の居場所の中でも、議員のお話にありましたフリースクールは、不登校の子供たちが学びたいと思ったときに学ぶことのできる場所の一つであり、年々そのニーズが高まっているものと認識しております。そして、フリー

スクールは民間の方々の自立性の下で設置、運営されるため、御家庭には授業料や通所費用などの経済的負担がかかることから、経済的な支援を求める声があることも承知をしております。

このため、県教育委員会としても、本県や他県のフリースクールの運営、市町村教育委員会や学校との連携体制、また県としての支援の在り方など実態調査や情報収集を行っているところです。

フリースクールを含め、多様な教育機会の確保の在り方については、有識者会議でも御意見をいただいているところであり、これまでの議論の過程も踏まえながら、支援方法や支援体制についての研究を進めていきたいと考えております。

次に、不登校への悩みを抱えて孤立する保護者への支援強化についてお尋ねがございました。

不登校の状態にある子供を持つ保護者の方々は、子供の学習の遅れを心配したり、将来のことを考え不安を持つことも少なくないと考えます。そのため、保護者が悩みや不安を1人で抱え込み、また孤立することがないように、適切な支援が得られる体制を整えることが必要だと考えております。

現在、県教育委員会では全ての公立学校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、保護者の方の相談にも対応できるよう体制を整えております。また、市町村の教育支援センターにもアウトリーチ型のスクールカウンセラーを派遣しております。さらに、心の教育センターでは、保護者の来所相談や電話相談を受けるほか、保護者向け講演会の実施や保護者同士の交流の場を定期的に設けております。

このような取組により、保護者の方々からは、悩みを聞いてもらって気持ちが楽になった、同じ悩みを持った保護者がたくさんいると知り少し安心できたといった声も聞かれています。今

後もこうした機会や場を充実させることで、保護者の方々を支援してまいります。

次に、学校外での学びを適切に評価する学習評価の見直しの必要性についてお尋ねがございました。

令和6年8月29日に学校教育法施行規則の一部が改正されております。これにより、義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で学習を行った状況において、在籍する学校の教育課程と照らして適切と認められる場合など、文部科学大臣が定める要件に合う事案においては、その学習成果を評価することができることとなっております。

したがって、教育支援センター等において学校の授業にオンラインで参加したり、学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等に取り組んだ場合、その成果を成績に反映させていくことも可能となっております。このことは、不登校児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する意義あるものと考えます。

県教育委員会としましては、不登校の子供たちの学習や頑張りを支援するためにも、学校教育法施行規則の改正の趣旨を各学校が一層理解し、適切な対応を行うよう引き続き周知を行ってまいります。

次に、代替教員の未配置についての受け止めと、教育委員会で行政職を務める教員の数、またその行政職教員を現場に戻すことについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

まず、学校現場において、病気休暇等の取得により欠員が生じた際に、その代替教員が見つからず、長期に配置されていない状況があることについては、学校運営等にも関わる問題として重く受け止めております。今後も引き続き、市町村教育委員会と連携して、臨時教員になっていただける人材の掘り起こしに鋭意努めてま

います。

次に、令和6年度の教育委員会や関係出先機関等の行政職の教員数については、課長等の管理職員のほか、幼児教育や社会教育、また人事管理等の業務に従事する職員など、小中学校、県立学校の全校種を合わせて90名となっております。これらは、市町村教育委員会や幼稚園、学校、さらにPTAなどの社会教育関係団体の活動等を支援したり、教職員の採用や人事異動等に関する業務を遂行したりする重要な役割を担っているものです。

そのため、現状においてこれらの職員を急激に減らすことは困難であると考えております。これらの職員を含めた県教育委員会事務局全体の職員数等の体制については、教育課題の改善状況等により適切に精査、見直しを図り、適正配置に努めていくことが必要と考えております。

最後に、産休、育休の代替教員に正規採用教員を充てることや、教員定数の増加を国に要望することについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

教職員が産休、育休を安心して取得ができるようにするためには、代替を安定的に確保していくことが必要です。その方策の一つとして、現行では臨時的任用、任期付任用の教員に限られている産休、育休の代替を正規職員で配置する場合にも国庫負担の対象とすることが考えられます。このため県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会と連携して、国に対して要望を行ってまいりました。そして、このことにつきましては、現在文部科学省では制度改革を検討していると承知をしており、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

また、同様に教職員の定数につきましても、特別支援学級の1学級当たりの児童生徒数の引下げや、複式学級の学級編制基準の引下げなどにつきまして、全国の協議会と連携し、国へ要

望を行っています。あわせて、本県独自でも政策提言活動の中で教職員の定数改善を要望しているところでもあります。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西森裕哉君) まず、パートナーシップ制度の各自治体の反応についてお尋ねがございました。

県では、本年7月にパートナーシップ制度の導入に関する指針を策定し、8月に市町村へのアドバイスなどを行うための意見交換会を開催いたしました。意見交換会には、24市町村から35名の出席があり、制度導入に関する説明や意見交換を行いました。

出席された市町村からは、当事者の方は全ての市町村に制度があるという安心感を求めているのではないかとといったことや、制度を導入した際に悩んだ部分が指針に盛り込まれており、もう少し早く示してほしいといった御意見をいただきました。

そのため、県では、現在導入に向けての検討や準備が行われている市町村に対して、個別の助言やヒアリングなどを実施しております。また、県のホームページにおいて既に導入した市町村の取組を掲載するとともに、11月にはパートナーシップ制度の導入プロセスに係るQ&Aを市町村に発出するなど、導入に向けた支援を行っているところです。

次に、訪問介護におけるハラスメントの実態に対する認識と県の取組についてお尋ねがございました。

令和5年度に介護労働安定センターが実施した介護労働実態調査によると、介護職員の約半数が利用者やその家族から何らかのハラスメントを受けたと回答しています。介護人材が不足する中、職員が介護現場で安心して働き続けていくためには、ハラスメント対策を含めた就労環境の改善を図ることが重要です。中でも議員

のお話にありましており、利用者の自宅でサービスを行う訪問介護では、その特性に意を用いたハラスメント対策が講じられる必要があります。

職員が利用者やその家族からハラスメントを受けた際には、事業者の組織的な対応と職員自身のハラスメント対応策についての認識が重要となります。このため県では、事業者を対象に、ハラスメント対策の必要性や事業者として取り組むべき対策について研修を実施するほか、職員や利用者、その御家族に対してはチラシ、ポスター等の配布により普及啓発を図っております。

あわせて、介護職員専用の相談窓口を設置して、職員の精神的な負担軽減を図ることで、離職防止にもつなげてまいりたいと考えております。こうした取組により、引き続き介護職員のハラスメント対策を図ってまいります。

次に、介護職員不足解消のための取組と、やりがいを感じられる処遇改善のための施策についてお尋ねがございました。関連しますため、併せてお答えします。

介護職員の確保に向けては、働きやすさとやりがいが両立する良好な職場環境を整備し、職員の離職防止と新たな人材の参入促進を図ることが必要です。このため県では、生産性の向上や働きやすい職場環境の整備、介護の仕事の魅力発信などの取組を一体的に推進しています。

まず、生産性の向上に向けては、ICT、ロボットの導入経費への助成に加え、こうち介護生産性向上総合支援センターによる事業所への伴走型支援を行うほか、身体的負担が軽減できるノーリフティングケアの推進に取り組んでいます。

また、人材育成やキャリアアップの仕組みなどの評価基準を満たす優良事業所を認証する福祉・介護事業所認証評価制度の普及により、職

員が働きやすさとやりがいを実感できる職場環境の整備を推進していきます。

さらに、学校と連携した福祉教育、学生等を対象とした職場体験などによる介護の仕事の魅力発信にも取り組むほか、介護職員の処遇改善に向けては、事業所に対して賃金改善に向けた処遇改善加算の取得支援を行っています。

こうした取組により、介護職員が安心して働き続けられる職場環境づくりを進めることで、介護職員のさらなる確保を図ってまいります。

最後に、産後ケア事業の充実についてお尋ねがございました。

産後ケア事業は、産後1年未満の母子への心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する市町村の母子保健事業です。県内でも全ての市町村が宿泊型、通所型、訪問型のいずれかの産後ケア事業に取り組まれており、実施に当たっては、助産師に主に活躍いただいていると承知しております。

一方で、宿泊型や通所型については、受託可能な医療機関等の施設は中央圏域に集中しているという地域偏在が課題となっております。このため今年度県では、通所型の産後ケア事業の実施場所として、地域の公共施設等の活用状況を調査するとともに、市町村が直営で工夫して事業を実施している事例を収集し、取りまとめているところです。

こうした県の調査結果や国の動きを踏まえまして、今後は市町村を対象とした研修会を開催するほか、事業の質の向上と安全対策の強化に取り組んでいく必要があると考えております。

(健康政策部長中嶋真琴君登壇)

○健康政策部長(中嶋真琴君) まず、院内助産の検討状況についてお尋ねがございました。

院内助産システムは、妊娠から出産、産後まで助産師が中心となって分娩ケアを行う仕組み

で、妊産婦にとっては信頼関係ができている助産師の下で分娩ができることから、安心感や満足度が高まると言われております。また、医師の負担軽減にもつながることから、県としましては、出産時、母子ともに健康リスクの低い、いわゆるローリスク分娩を行う施設への普及に向けて検討を進めております。

一方で、この院内助産システムは、議員の御指摘のとおり、医師と助産師でルールをつくるのが極めて重要となります。現在、令和8年度の導入に向けて準備を進めていますあき総合病院では、医師と助産師の意思疎通を図るための協議や、県外の医療機関での研修などを通じて院内のルールづくりを進めているところでございます。

県としましては、ほかの分娩施設への普及に向けて、関係者による協議の場を設け、あき総合病院の取組なども参考に具体的な検討を促してまいります。

次に、高幡保健医療圏に分娩体制をつくることについてお尋ねがございました。

本県では、昨年からの分娩取扱医師の急激な減少により、中央保健医療圏でも分娩休止や分娩取扱件数の制限に至る施設が発生する状況となりました。今後3年程度は、施設間の医師の応援派遣により、現状の分娩体制を確保できる見通しですが、各施設の分娩取扱医師の配置に余裕はございません。

今後も、高知大学などと共に必要な医師の確保・育成に取り組んでまいります。現在の安芸、中央、幡多の保健医療圏における分娩体制の確保を優先せざるを得ない状況にございます。したがって、高幡の保健医療圏に分娩体制をつくることは非常に難しい状況にあると考えております。

最後に、病院のない地域に医師などが出向いて妊婦健診を行う体制や、出産ができる助産所

を設置することについてお尋ねがございました。

出生数の減少と、それに伴い分娩を取り扱う医師が減少している中にあるのは、地域に出向く医師などを確保することや、分娩を行う助産所を開設し、分娩に異常が発生したときに対応できる嘱託医師を近隣に確保することは、人材確保の面、また経営の面からも難しいのが実情でございます。

このため、妊婦健診と分娩を行う施設が異なる場合でも安心して出産ができるよう、セミオープンシステムによる医療機関の連携強化を図ることとしております。あわせて、分娩施設から遠方となる妊婦さんには交通費や宿泊費を支援することで、金銭面と併せて身体面の負担軽減も図ってまいりたいと考えております。

○36番（中根佐知君） それぞれ御答弁ありがとうございました。2問をさせていただきます。

1つは、パートナーシップ制度の導入に関する指針について、県がこれまでも随分と努力の一端を進められているということを確認しております。ただ、このパートナーシップ制度、先ほど部長からのお話にもありましたけれども、当事者の皆さんは全ての市町村にあることが安心につながるという意識を持っていらっしゃる。国の同性婚を認めるか認めないか、同性とは何か、そういう尺度ではなく、随分と医学的な見地が進んできて、そして男性と女性だけではなく、LGBTQ+という様々な性を持っていらっしゃる方たちがいるという、今それが社会的認識になっている時点で、県としてはやはりそれぞれの市町村任せではなく、手続はどのようにやっていただければいいですけれども、まずは制度そのものをつくっていくことが私は重要だと思っています。

それで、これまで9つの市や町がこの制度を取り入れられていますけれども、中身を見ますと、当然家庭を持ったパートナー同士であれば

認められるだろう、例えば被災証明書の交付だとか、罹災証明書の交付だとか、保育所、幼稚園の申込みだとか、様々なそういう具体的な生活に関わることがオーケーである市と、駄目である市と町とというふうに随分と分かれています。

私は、生きていくためのパートナーとして家庭を持っていくために必要なことを、県がやっぱり精査しながら、それぞれの市町村の認識はあるにしても、県としてここの上に行くような制度をやっぱり一日も早くつくるのが、多様な性を持っている方たちのパートナー同士の暮らしを支える行政の役割であるというふうに思っています。

ですから、知事は随分と具体的な思いをお持ちのように思いますけれども、県がそこを、まだつくっていないところを飛び越してという意味ではなくて、そこにも認識を深めていただきながら、県としてやっぱり主導していくという考え方をもう取らなければならない時代ではないか、こんなふうに私は思っています。ぜひその点での知事のお考えをお聞かせください。

それから、介護の分野について、もう一度子ども・福祉政策部長にお聞きしたいと思います。先ほどこうち介護生産性向上総合支援センター、ここなども十分と活用しながら、ハラスメントをなくして事業者を励まして行っていくんだというお話があったように思います。

私は、この介護の分野の介護士さんたちがいなくなるということは、高知県にとっても本当に大変なことだと思っております。ここに離職の理由の中にハラスメントがあるという認識をしっかりと持つべきだという認識を新たにいたしました、この間。

ぜひとも、この事業者に対するきめ細かい支援という点を注視していただいて、県として介護報酬体系もそうですけれども、やっぱりその

事業者そのものの悩み、それから利用者の思い、それなども含めた県としての支援をしていただきたいと思いますと思うのですが、その決意をお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは周産期についてです。これはもう私、出産する場所のない医療圏をそのままにするというロードマップはいかかなものかという思いを持っています。ぜひ、今の課題としても、高幡医療圏域に出産体制がないということは問題であるという論議がされているにもかかわらず、いや、それはもう無理ですと言いつつではなく、そこにもつっていく努力を今後にも残していく、そういう考え方をぜひとも高知県には持っていただきたいと思うんですが、その点を健康政策部長にお聞きしたいと思えます。

もう一点は教員不足です。もう非常事態だというふうに思っています。この非常事態をどうやって解決するのかというときに、先生でなければならぬ現場をそのまま外して、ほかのところへという考え方そのものをもう一度総合的に見直すべきだというふうに思っていますが、教育長、いかがでしょうか。

以上、2問です。

○知事（濱田省司君） 中根議員の再質問にお答えいたします。

いわゆる同性のパートナーシップ制度に関してでございます。

ただいまも答弁いたしましたように、私といたしましては、事務処理の効率性、当事者の利便性もそうでありますし、ただいまお話もありましたいろんな行政サービス、現実には市町村が窓口になっているものが圧倒的でありますので、やはり実効性が高い制度を整備していくという意味では、市町村に窓口、実施主体を担っていただくというのがベストであると思えます。

四国の中でも、香川県は全市町村でもう制度が導入されているということもありますから、

気持ちとしては香川にできることが何で高知にできんかということで頑張っていきたいと思っておりますし、私自身、市町村長が集まる会議で直接検討をお願いするというようなこともしております。まずは、各市町村により真摯に御検討いただいて、この空白市町村を少しでも減らしていく、そこに全力を尽くしたいと思えます。

また、お話がありましたように、現実に既に制度が入っている市町村、全国的に見れば、例えば罹災証明書ですとか、市町村が単独で行われるような行政サービスに関しては、基本的にこのパートナーシップの効力を認めていこうという方向が出ているというのはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、これも結局は、サービスを提供する行政体のほうでそういう認識がないと、証明をどこでするかというのは、また別の問題ということだと思いますから、そういう意味も含めて、その点については、私も今担当部に指示いたしておりますのは、指針の中で今その出口と申しますか、どういうサービスに効果がもたらされるか、今例えば公営住宅であったり、病院の付添いであったりということが典型的だと思いますが、これをどこまで広げていくか、これも各市町村の判断あると思いますが、こういったところに県としてもこの指針をある程度位置づけをして、そういう意味での県のリーダーシップを取っていくということは検討課題ではないかということを担当部には指示いたしております。そういった点で、広域的な調整というのが県の本来的な役割だと思いますから、そこはしっかり県として役割を果たせるように、指針の改正も含めて取り組みたいと思っております。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君） 先ほどもハラスメントに関してのお話をさせていただきましたけれども、やはりハラスメントは大き

な問題になっているという認識はした上で、職員の皆さんの処遇改善なんかについてもそうですけれども、それから事業者の基本報酬みたいなところもあります。やっぱりそうしたいろんな方のお話をお聞きしながら、やりがいと働きやすさと、この2つが両立した職場でないと、なかなか介護の仕組みが持続的にいかないと思いますので、そういうことを目指して取り組んでまいりたいというふうに思います。

○健康政策部長（中嶋真琴君） 周産期医療についてお答えさせていただきたいと思います。

高幡保健医療圏に分娩体制を確保することにつきましては、先ほど御答弁もさせていただきましたが、これまで県としても医師確保などに努めてまいりましたが、先般の医師の急減であったり、医師の働き方改革の影響も加わって非常に厳しくなっているというのが現状でございます。

そうしたことを踏まえまして、今回お示しさせていただいた今後のロードマップの中で、今後の周産期の医療圏の設定であったりとか、地域の医療機関の役割分担なども議論していく予定としております。その際には、出生数でありますとか、医師を含みます医療資源の動向、また交通アクセスの状況なども見ながら議論を進めたいと考えています。あわせて、遠方地域にお住まいの妊婦さんへのさらなる対応も検討を深めてまいりたいと考えております。

○教育長（長岡幹泰君） 現在、教員が病気休暇等を取得し、その後補充ができない場合においては、学級担任以外の教員や教頭などに担任業務を対応していただいております。学校や各教員に負担をかけていることは大変申し訳なく思っております。

ただ、教育行政において学校教育等に係る業務は、学校現場の実情が分かったものでなければ実効性のある支援とか施策を実施することが

難しく、教育委員会事務局に教員を配置することは必要であると考えております。

また、それぞれの事務職員は、市町村教育委員会や学校等への支援、あるいは助言に従事しております。これを中断して学校に戻すということについては、多くの市町村教育委員会や学校の取組を遅滞させたり、あるいは迷惑をかけることにもなり、年度途中において異動させることは困難だと思っております。

そのため、まずは臨時教員の掘り起こしや退職教員への働きかけを強化する、これは行っていかなければならないと思います。あわせて、事務局の業務の見直しや整理、こういったものを行い人員削減を図ること、あるいは行政職や事務職員に変更できるところはないかと、こういったことについては検討していきたいと思っております。

○36番（中根佐知君） ありがとうございます。ぜひ教育長、検討をよろしくお願いします。

また、周産期の問題ですけれど、出産する側の母子の健康とか、それからリスクをいかに減すかと、そんな中でよりよい母子関係をつくっていく出産に持っていくかということが考え方の肝だと思っておりますので、ぜひともそこが外れないようなロードマップ、実践をよろしく願いいたしまして、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（加藤漢君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明13日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時56分散会

令和6年12月13日（金曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総合企画部長 松岡孝和君
- 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
- 総務部長 清水敦君
- 危機管理部長 三浦謙一君
- 健康政策部長 中嶋真琴君
- 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
- 文化生活部長 池上香君
- 産業振興推進部長 合田和穂君
- 商工労働部長 岡田忠明君
- 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
- 農業振興部長 松村晃充君
- 林業振興・環境部長 西村光寿君
- 水産振興部長 濱田美和子君
- 土木部長 横地和彦君
- 会計管理者 田村敬子君
- 公営企業局長 澤田昌宏君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 笹岡浩君
- 公務員局長 小田切泰禎君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君

監 査 委 員 岡 林 秀 典 君
事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 勝 海 君
事務局 次 長 梅 森 実 君
議 事 課 長 飯 田 志 保 君
政策調査課長 溝 渕 松 男 君
議事課長補佐 松 岡 宏 尚 君
主 幹 大 川 美 千 子 君
主 査 宮 崎 由 妃 君



議 事 日 程 (第 4 号)

令和6年12月13日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 3 号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 4 号 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案
- 第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第 6 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

- 第 10 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 令和7年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 15 号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 18 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県道路照明灯一括LED化委託業務契約の締結に関する議案
- 第 25 号 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

<p>案</p> <p>第 26 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 27 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 28 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案</p> <p>第 29 号 令和6年度高知県一般会計補正予算</p> <p>第 30 号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算</p> <p>第 31 号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算</p> <p>第 32 号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算</p> <p>第 33 号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算</p> <p>第 34 号 令和6年度高知県県営林事業特別会計補正予算</p> <p>第 35 号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算</p> <p>第 36 号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算</p> <p>第 37 号 令和6年度高知県流域下水道事業会計補正予算</p> <p>第 38 号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算</p> <p>第 39 号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算</p> <p>第 40 号 令和6年度高知県病院事業会計補正予算</p> <p>第 2 一般質問 (2人)</p>	<p>午前10時開議</p> <p>○議長（加藤 漠君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（加藤 漠君） 御報告いたします。</p> <p>刈谷公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、小田切公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長（加藤 漠君） これより日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」から第40号「令和6年度高知県病院事業会計補正予算」まで、以上40件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。</p> <p>2 番 戸 田 宗 崇 議 員。 (2 番 戸 田 宗 崇 君 登 壇)</p> <p>○2 番（戸田宗崇君） おはようございます。自由民主党の戸田宗崇でございます。議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。</p> <p>本日は、質問3日目ということで、これまでの質問者の皆様と少し重複するところがあるかと思いますが、お許しをいただきたいと存じます。</p> <p>まず初めに、高知ユナイテッドSCについてお伺いいたします。</p> <p>このたびの高知ユナイテッドSCのJリーグ昇格に心からお祝いを申し上げます。私も先日の入替え戦を、インターネット中継を固唾をの</p>
--	---

んで応援観戦しておりました。高知ユナイテッドSCが前半に1点リードした後、相手チームの猛攻撃をかわしながらも、後半終了間際に2点目となる追加点を入れたときは心が震える思いで、感動いたしました。県民の皆さんの悲願でありました本県初のJリーグチーム誕生の瞬間を、中継を通じてですが、県民の皆様と共有できたことは本当にうれしく思うところでございます。

今年は、パリオリンピック・パラリンピック大会で本県出身の選手がメダルを獲得されたことや、藤川球児さんが阪神タイガースの監督に就任されるなど、まさに本県がスポーツで盛り上がった一年だったと実感しております。

くしくも、県では、今年度から観光とスポーツの振興を一元的に取り組む観光振興スポーツ部を設置し、スポーツを通じた観光振興や地域の活性化の取組を強化したところでございます。これまでもプロ野球やJリーグチームのキャンプの誘致に取り組み、冬場の観光需要を牽引してきたところですが、今回高知ユナイテッドSCがJリーグに昇格したことで、新たな展開が期待されるところでございます。

Jリーグチームが地元での試合を通じて地域に与える経済効果は大変に大きいものと考えております。先日、高知ユナイテッドSCの山本社長からも、地元のJリーグチームが地域にもたらす経済効果は少なくとも10億円になるとのお話がありました。確かに、試合観戦のために訪れた観客はチケット代、飲食代、交通費、宿泊費などを支払うため、地域の経済に直接的な影響を与えます。また、県民の皆さん、特に若い方がチームの応援を通じて本県へ愛着を高めることにもつながりますし、子供たちがプロ選手の試合を身近に見られることで、スポーツへの関心を高め、スポーツ参加の拡大や競技力の向上にもつながるものと思います。

このように、本県にJリーグチームが誕生することは、県経済や地域の活性化に大きくつながると思いますが、高知ユナイテッドSCの今後の活躍に対する期待について知事にお伺いをいたします。

続きまして、災害時におけるマンパワーの確保につきましてお伺いをいたします。

本年1月1日に能登半島地震が発生し、大規模な被害に見舞われ、その復旧・復興が緒に就いていた9月、被災地に能登半島豪雨が再び大災害をもたらしました。被災地の皆様の心境はいかばかりかと拝察するところでございますし、一日も早い復旧・復興を願っているものでございます。

能登半島は、地理的、地形的、そして高齢化、さらには人口減少など諸課題が本県とよく酷似していると、2月定例会の私の質問時に少し触れさせていただいたところです。私も本年1月18、19日に能登地方を訪問し、現地の被災状況を目の当たりにいたしました。被災者をはじめ、関係者の皆様からたくさんのお話をお聞かせいただいたところでございます。

多くの被災者とお話をする中で、発災後の復旧までの間、マンパワーが不足しているのではないか——もちろん地震災害はいつどこで発生するか分かりませんし、そのことはよく承知をしているところでございます。一方、発災直後の初動態勢につきましても、能登半島地震の対応だけではなく、これまでの自然災害による被災地での初動対応も、決して十分ではないとの声も聞かれてきたわけでございます。

現地を視察された知事はどのように感じられ、またどのような初動態勢が必要であるのか、お伺いをいたします。

さて、我が国は人口減少時代に入っております。昨年12月22日に国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年の本県の推計人口は45万

980人、2020年比34.8%の減少。また、本年11月12日、同じく同研究所が公表した都道府県別世帯数の将来推計によると、本県における2050年の全世帯に占める一人暮らしの割合は44.7%。うち65歳以上の高齢者が1人で暮らす割合は、地方を中心に高くなり、本県の27%を筆頭に、32道府県で全世帯の20%を上回っているとの内容でございました。

11月13日の高知新聞紙面には、人口が減り一人暮らしの高齢世帯が増える、地域社会で孤独や孤立を生まないよう支え合う体制の整備が課題と掲載されておりました。これまでの県及び市町村は、誤解を恐れずに申し上げれば、できれば人口増加、少なくとも現状維持を目標に、それぞれの振興策を導入してまいりましたし、国におきましても、それらに呼応する事業を準備して地域の振興を図ってまいりました。それはそれで一定の効果があり、地域振興、人口増加の恩恵に浴した自治体も出てきていることは否定するものではありません。

しかし、前述しましたように、人口減少時代の到来により、様々な政策を根幹から大胆に見直しをするときが来ていると私は思います。先ほど紹介しました国立社会保障・人口問題研究所の公表内容のとおり本県は、全国の先頭を行く人口減少県であり、この現実から逃避することはできませんし、この現実を直視しなければなりません。

そこでお伺いいたします。今後30年以内に発生するであろうと言われている南海トラフ地震に備え、さらに加速化することが想定される人口減少を踏まえた災害対応体制、構築することが必要と考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

続きまして、自然災害の備えについてお伺いをいたします。

トイレに行きたくないから水分を控えている、

能登半島地震で被災された人々の声です。水道施設が被害を受け多くのトイレが使用できなくなり、便意を我慢し、水分補給が不足健康への悪影響が懸念される事態に陥りました。

11月22日に閣議決定された総合経済対策には、激甚化、頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機に対処できる人命最優先の防災立国を実現するため、国土強靱化基本計画に基づき、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を推進する。自然災害への備えに万全を期すため、発災時に快適なトイレ、プライバシーを守るパーティション、簡易ベッド、温かい食事を速やかに提供できるよう必要な資機材の備蓄を推進し、キッチンカーやトレーラーハウス、トイレカーなどの登録制度を創設するなど、避難所環境の抜本的改善に取り組むと明記されております。

具体の一つには、防災備蓄品の導入費用を補助する地方創生交付金を2025年度当初予算案に計上することです。高知市では、トイレトレーラーを2021年に緊急防災・減災事業債とふるさと納税によるクラウドファンディングを活用して導入されております。平時における活用方法はイベントや防災訓練などの啓発活動に積極的に活用され、被災時には避難所などで機動的に配置される、また他自治体で激甚災害に指定される規模の災害が発生した際には被災地に駆けつけると、高知市のホームページには記載をされております。私の記憶では、能登半島地震時にも支援に駆けつけたと記憶しているところであります。

そこでお聞きをいたしますが、これまでの被災地の状況を報道等を含め見聞きしてきましたが、断水により設置された簡易トイレには長蛇の列が並び、衛生状態も悪い状況でございました。内閣府が平成28年4月に、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインが示されてお

りますが、過去の被災地の状況から必要とされるトイレ対策について御所見を危機管理部長にお伺いいたします。

また、冒頭申し上げたように、地方創生交付金の拡充により、避難所の環境改善につながる防災備蓄品の導入支援が明らかになったわけですが、市町村が避難所におけるトイレ対策を加速化するためにも財政的支援も検討すべきと考えますが、見解を危機管理部長にお伺いいたします。

次に、県内における無電柱化の進捗状況についてお伺いいたします。

電気、電話、また有線テレビなどの電線等は、電柱から電柱へと架線し、生活圏の至るまで張り巡らされています。特に電気線は、医療など、私たちが生存し豊かに生活を営む上でなくてはならないライフラインであります。しかし、道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ緊急車両の通行に支障を来すなど様々な危険を生じさせる一面も持っています。

そのため、国は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することなどを目的として、無電柱化の推進に関する法律、以下無電柱化法と言わせていただきますが、この無電柱化法が平成28年に成立、施行されております。無電柱化法第8条第1項には、都道府県は国が定める無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないと、計画策定を努力義務として規定されております。

本県における現行の計画は、令和3年11月に策定、本年4月に改定された高知県無電柱化推進計画であります。計画には、令和6年現在県

管理道路において約7.1キロメートル、道路延長では約3.9キロの区間で無電柱化が完了しているとのことですが、完了した路線は高知市、津野町、そして梶原町の1市2町、9路線と記載されております。

現在の高知県における無電柱化の進捗状況、現状につきまして土木部長にお伺いいたします。

無電柱化法は施行されてまだ9年でございますが、無電柱化事業は、電線管理者や地元住民の皆さんの理解と協力がなければ事業の進捗は困難であります。無電柱化法第2条、基本理念には、無電柱化の推進は無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ行われるものとするとしてされており、同法第10条には、広く啓発するため11月10日を無電柱化の日と定められています。

本県におきましても推進計画に基づき、理解と関心を深める啓発活動に力を入れていることと思いますが、本県における啓発活動はどのように行っているのでしょうか、土木部長にお伺いをいたします。

さて、無電柱化法第1条にもございますように、無電柱化は災害の防止の側面も持っております。本年1月1日の能登半島地震におきましても電柱が倒壊し、家屋への倒壊被害のほか、通行の妨げとなるなど、復旧・復興にも影響を及ぼしております。本県におきましても新設電柱の占用制限措置を緊急輸送道路全線において実施するなど対策が講じられ、また高知県無電柱化推進計画におきましても、第2次緊急輸送道路の無電柱化を優先順位を定め推進するとされております。

緊急輸送道路は第1次から第3次まであり、第2次緊急輸送道路は、発災時における物資や傷病者の搬送など、市町村役場や災害拠点病院をはじめとする防災拠点との連絡道路であります。高知県では、基幹災害拠点病院としての高

知医療センターを中心に、東はあき総合病院から西は幡多けんみん病院まで12の病院を災害拠点病院として指定しております。

無電柱化の推進には、多額の事業費の確保や関係者の御理解や御協力をいただかなければなりませんし、そのほかにも様々な課題があるかと思えます。しかしながら、県民の命と財産を守る防災の観点から申すならば、自然災害を未然に防ぐことは不可能ですが、災害への備えは可能であると考えます。災害拠点病院などへの緊急輸送を確保するためには、8の字ネットワークの整備や橋梁の耐震補強など、早急に取り組むべき課題が多くあることは承知しておりますが、無電柱化についても着実に進めていくことが必要と考えております。

今後、緊急輸送道路における無電柱化をどう推進していくのか、土木部長にお伺いをいたします。

続きまして、公共交通機関への支援と利便性確保についてお伺いをいたします。

高知県内には予土線、土讃線が走っていますが、私の地元で縁が深いのは土讃線であります。土讃線は、香川県と高知県を結ぶJR線で、営業キロは198.7キロメートルで、四国山地を横断し予讃線に乗り入れて、高松、岡山まで直通運行をしております。土讃線の歴史は、1924年3月に県内で初めて須崎一日下間が開通、本年は本県鉄道史の節目となる100周年で、須崎駅では盛大なセレモニーが行われました。

JR四国は、11月8日、2023年度の路線別収支を発表されました。2022年度と同様、黒字になったのは瀬戸大橋線のみで、土讃線を含む7路線、17区間は赤字とのことでした。土讃線の高知―琴平間の赤字額は全区間中で最大の22億6,200万円で、高知―須崎間は10億7,000万円の赤字とのことでもあります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行や運賃

改定の影響で、全体の赤字は利用客数や営業収益が回復したとのことで、コロナ前の2019年赤字額131億4,800万円と同水準に戻りつつあるとのことです。土讃線は、県都高知市への通勤、通学、さらに通院など、県民が生活を営む上でなくてはならない路線であります。かつ、本県における歴史のある路線であります。

JR四国への国からの財政的支援は当然必要ではありますが、県としての土讃線の重要性について総合企画部長にお伺いいたします。

令和4年9月定例会において、桑鶴太朗議員がJR線を含む公共交通の利用者増の取組について一般質問をされておりますが、その中でMa a Sの実現などに向けた取組を含めまして、引き続き市町村あるいは交通事業者と連携して、さらなる利便性の向上、それによる利用者の増加に取り組んでまいりますと答弁をされております。

Ma a Sとはモビリティ・アズ・ア・サービスの略称で、サービスとしての移動を意味する次世代の交通サービスです。バスや鉄道、タクシー、カーシェアなどの複数の交通手段を組み合わせて、移動の利便性向上、地域の課題解決、交通渋滞の緩和、駐車場不足や路上駐車の問題解決を図るものと理解をしております。

私の地元土佐市にはJRの路線は通っていません。通勤、通学で公共交通機関を利用し高知市へ向かうには、国道56号を通るときでん交通さんの直通便と、高知高陵交通さんの路線バスを乗り継ぐ方法、またJR線を活用する人の中には、須崎市の吾桑駅へ路線バスまたは自家用車にて行く方法、また伊野駅にて乗り降りする方には、土佐市コミュニティーバスであるドラゴンバスを活用される方がおられます。私の2人の娘も利用したドラゴンバスですが、便数が少なく、増便を求める住民の声が少なくありません。先述の桑鶴太朗議員への答弁には、嶺北

地域を例に路線バスの便数を増やし、列車との接続を改善することで、利便性の向上と利用促進につなげているとのことでした。

県内におけるMa a Sの導入状況と、嶺北地域の成功事例を参考に、鉄道と土佐市が運営するドラゴンバスへの接続改善に向けた支援について総合企画部長にお伺いをいたします。

続きまして、不登校児童生徒への対応と支援についてお伺いをいたします。

まず、不登校の現状を申し上げますと、文部科学省の調査によれば、令和5年度の全国の小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人となっており、11年連続増加し、過去最多となりました。

一方で、高知県の現状を見ますと、小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は34.3人となっており、全国より2.9人少なくなっております。2年連続で全国平均を下回る状況になっており、かつて本県は全国一不登校児童生徒数の割合が多かった時期もあったことを考えると、直近のこの結果は、取組の効果の兆しが現れたものと評価できると考えます。しかし、本県において不登校児童生徒数が増加傾向にある状況には変わらず、手放しで喜べない状況であるのも事実であります。

そこで、まず本県の不登校の現状についてどのように捉えているのか、教育長にお伺いをいたします。

不登校の支援等に向けた取組については、今議会の知事の提案説明の中でも、校内サポートルーム設置校や学びの多様化学校を設置する市町村への支援をはじめ、関連施策のさらなる充実を図ると説明がありました。引き続き様々な関連施策に取り組んでいただければと思います。不登校児童生徒が増加傾向にある状況を踏まえると、私としては特に不登校となった児童生徒への支援に取り組んでいくことが重要であ

ると考えています。

先述した国の調査では、不登校児童生徒のうち、学校内外で相談、指導などを受けている割合について見てみると、全国値は61.2%と減少傾向にあります。それに対して高知県は、93.3%と過去最高になっており、全国と比べて30%以上多く、不登校の児童生徒が、学校内外の機関などにつながり、支援を受けていることが分かっています。

私としても、不登校となった児童生徒に対して様々な形で支援が繋がっており、居場所づくりに取り組むことが重要であると考えており、本県が全国に比べてその割合が高いという点についても評価ができると考えます。その中でも特に、教員の負担の軽減や支援の専門性の向上の観点から、教員のみならず、教員以外の人材や資源を活用しながら、不登校児童生徒の居場所づくりに取り組んでいくのが重要と考えます。

そこで、学校外の人材などを生かした不登校支援への取組についてどのように考えているのか、教育長にお伺いをいたします。

続きまして、中学校の部活動の現状と小中学校統合についてお伺いをいたします。

小中学校の児童生徒数が減少する中においても、子供たちがスポーツや文化芸術などに継続して親しむことができる、持続可能な部活動の環境を整備しなければなりません。県内公立中学校の中には、生徒がやりたい部活動がない、または人数が少なくチームが組めないなどの状況をお聞きします。本県の学校運動部活動では、生徒のスポーツ活動の参加機会を確保するため、平成14年度から大会参加が可能となった2校以上でチームを組む合同チーム、令和5年度からは学校以外で地域が担う地域クラブ活動による大会参加、今年度からは1つの学校が近隣の生徒を受け入れて活動を行う拠点校部活動などにより実施をされております。

そこでお聞きをしますが、現在県内公立中学校で合同チーム、地域クラブ活動、拠点校部活動により大会に参加している学校数、チーム数などの現状について教育長にお伺いいたします。

また、教員の負担軽減のための取組として、地域連携と地域移行の取組が行われています。地域連携には、顧問に代わって指導や大会引率ができる部活動指導員を配置する取組や、今後地域移行という名称は地域展開に名称変更も検討されているようですが、部活動を学校外へ展開し活動する取組がございます。

そこで、地域連携として部活動指導員を配置している学校数は何校あり、どのような種目の部活動で実施され、指導員の数はどのようになっているのでしょうか、教育長にお伺いをいたします。

また、地域移行については、導入して日が浅いと思いますが、参加している生徒や保護者の方々、受皿団体の感想、学校の受け止め、見えてきた課題について、併せて教育長にお伺いいたします。

最後に、小中学校の統廃合の現状についてお伺いをいたします。私が居住する土佐市では、人口が高岡町の中心部に集中する傾向にあり、中心部から離れた地域では人口が減少しており、保育園をはじめ小中学校の統廃合が議論され進められております。土佐市内の中学校の現在の全校生徒数は、戸波中学校は30名、土佐南中学校は53名、高岡中学校は334名といった現状になっています。

高知県庁のホームページに公表されています令和6年度学校基本調査の結果年報によりますと、県内の令和6年度の小学校数は220校で、平成30年度の233校から6年間で13校が減少、児童数は令和6年度2万9,635人で、前年度より468人減少し、昭和58年度から42年連続の減少をしています。

ここからは令和5年度、昨年度の同調査結果になりますが、編制方式別では、単式学級2万7,143人、複式学級1,338人、特別支援学級1,622人で、市郡部別の構成を見ますと、市部2万5,658人、全体の85.2%、郡部が4,445人、全体の14.8%で、県内児童数の50.6%が高知市に集中しているとの結果でありました。当然、児童が減れば学級数が減ることとなります。令和5年度の学級数は1,855学級で、平成30年度の1,953学級から98学級減少し、前年度より32学級減少しています。また、1学級当たり児童数は16.2人で、全国平均の22.1人より5.9人下回る結果で、学級の収容人員別では、1人から20人の学級が最も多く、全体の57.4%を占めています。この傾向は中学校の調査結果でも同様に見受けられます。

令和5年度の学級編制基準では、小学校では第1学年を除いて児童数16人、中学校では8人を下回れば複式学級となり、小学校の複式学級数は平成30年度の139学級から令和5年度160学級へと年々増加、中学校では令和3年度の2学級から4学級へと増加しています。

一般財団法人日本総合研究所が毎年発表している都道府県幸福度ランキングにおいて、本県の教員1人当たり児童生徒数は最も少なく、全国1位でした。この結果は、少子化の裏返しと考えられますし、また児童一人一人に目が行き届き、手厚いサポート環境が提供されているとも言えます。

しかし、児童生徒数の減少がもたらす現実には、運動会の種目が限定されたり、学年別の種目まで複式で実施されている状況です。また、音楽会などの文化行事にも影響が出てきているのではないのでしょうか。児童生徒の減少は、複式学級の増加や学校行事への影響など、私が通っていた時代と比べて学習環境はさま変わりしております。

このような学習環境の中で教育活動をどのよ

うに充実させていくのか、教育長にお伺いいたします。

加えて、県内児童数の85.2%が市部で、郡部は14.8%の結果から分かりますように、郡部の少子化は顕著であります。また、統廃合へと至るまでには地元住民の理解と御協力が不可欠であり、設置者である市町村は幾度となく地元説明会を開かれているとお聞きをしています。要因となった少子化などの影響、また公平な教育環境の維持などの課題は県全体の課題と考えます。

市町村とも連携し、本県の将来を担う子供たちのよりよい教育環境を整えるには、学校の統廃合は避けることはできないと考えますが、教育長の所見をお伺いし、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 戸田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知ユナイテッドSCの今後の活躍への期待についてお尋ねがございました。

お話ございましたように、このたび高知ユナイテッドSCが悲願でありましたJリーグ参入を果たしました快挙は、本当にうれしく、誇りに思います。私自身も土曜日の勝利の知らせを聞き、大変感動いたしました。これまでチームの運営に関わってこられました全ての関係者の皆様に敬意を表しますとともに、心よりお喜びを申し上げます。

Jリーグ入りに向けた戦いを通じまして、県民の心を一つにして頑張れば、全国に通用するというを示していただいたことは、何よりもうれしく思います。来年、Jリーグが開幕いたしますと、観光やスポーツの分野で非常に大きな効果が期待できるものと思っております。

観光面では、県外から訪れるサポーターの皆さんに、サッカー観戦のほかにも本県の歴史、文化、自慢の食、こういったものを楽しんでい

ただくことで、本県の経済の活性化にもつながると考えております。

スポーツの分野におきますと、プロ選手の卓越したプレーを身近に観戦できますことで、特に子供たちに夢や希望を与え、スポーツ参加の拡大、競技力の向上といったスポーツの振興に大いに寄与するものと期待をいたしております。

本県初のJリーグクラブの誕生は、若者が楽しめる場の創出という点も含めまして、様々な分野で県勢浮揚を後押ししていただけるのではないかとこのように期待をいたしております。

次に、災害対策に関連いたしまして、私自身が能登半島地震の被災地を視察して得た感想、あるいは初動態勢の在り方についてのお尋ねがございました。

私が現地を視察した際には、地震発生から半年近くたっておりまして、道路の寸断は一定程度解消されておりました。しかし、多くの箇所では倒壊された家屋が手つかずの状態のまま残っていたというのが大変印象的でありました。

また、能登地域の中山間あるいは沿岸の地域は、本県の地形とよく似ているということ、また人口減少や高齢化、過疎化といった状況も同様でありまして、本県も決して人ごとではないという思いを強くいたしました。

このような現地で目の当たりにいたしました厳しい状況に加えまして、食料などの備蓄は十分ではなかったとのお話も関係者から伺い、大規模災害に対する事前の備えの必要性を再認識いたしましたところであります。

初動の対応につきましては、道路の寸断により関係機関が現場への到着に時間を要したため、救助救出などに必要なマンパワーが不足し、迅速な対応が難しかったものと思われま。初動の対応を迅速に行いますためには、緊急輸送ルートの道路啓開の体制に加えまして、全国の消防、自衛隊などの部隊を海や空からを含む多様な搬

送ルートで送り込む、そうした体制を整えていくことが重要であります。

南海トラフ地震におきましても、人命救助や医療活動など、命を守る、助かった命をつなげるといった膨大な量の応急対策の活動を展開するためには、県外からのマンパワーの応援が必要不可欠となります。このため国におきましては、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画を定めまして、消防、自衛隊などの救助機関を被災地へ進出させることとしております。また、県におきましては、進出してこられます救助機関の方々の受入れに必要となる受援計画を策定しているところであります。

また、これらの計画の実効性の確保を図るために、常日頃から関係機関との間で目の見える関係を構築するといった取組のほか、訓練やその教訓を踏まえた計画の見直しなどを進めております。

来るべき南海トラフ地震に備えまして、風水害も含め、過去に全国で発生した大規模な自然災害の教訓も生かしながら、今後も初動態勢の強化に取り組んでまいります。

最後に、人口減少を踏まえた災害対応体制の構築についてお尋ねがございました。

今後の人口の減少に伴いまして、高齢化率がさらに高まり、また一人暮らしの高齢世帯が増加をしてきますと、災害時に支援が必要な世帯が増加をする、その一方で大規模災害の初動時に地域で互いに助け合う、いわゆる共助の担い手は逆に減少し大幅に不足をすると、そういった事態を生じることが想定をされます。

こうした状況の下でも、常日頃から地域におけます支え合いの体制を整えますために、本県におきましては、日本一の健康長寿県構想に基づきまして、市町村の皆さんと共に、いわゆる高知型地域共生社会の実現に向けて取り組んでおります。

例えば、具体的には地域におけます民生委員の方々、郵便局、運送事業者の方々などなどのネットワーク化により、高齢者などの見守りの活動を強化する、そして問題が生じた場合の早期発見、支援の体制をつくっていくといった取組を進めているわけでございまして、こうした常日頃の助け合い、支え合いの仕組みが構築をされますことは、災害時も、ただいま申し上げました共助の担い手として、大いに貢献をしていただけるということを期待いたしております。

しかしながら、南海トラフ地震のような甚大な被害をもたらす大規模災害に対応いたしますためには、これまで以上の規模で県外からのマンパワーの応援が必要になるというふうに考えられます。

また、人口減少に伴いまして高齢の被災者が多くなりますので、求められる支援の内容も質的に変化をしてくるのではないかとこのように考えます。例えば、これは石川県の医師会長さんから、リモートの形で直接お伺いしたところでありますが、能登半島地震におきます医療支援の実態を見ますと、この能登の北部は高齢化率が約50%にも上るということがございますので、医療の面でも発災直後の外科的な治療よりも、むしろ高齢者の健康維持のための内科的な医療やケア、こういったものの重要性のほうが高かったというようなお話を伺いました。

さらに、能登半島地震におきましては、建物の倒壊などによります直接死よりも、避難所などにおけます災害関連死のほうが今や多くなっております。こうした状況を踏まえまして、いわゆる災害関連死を防いでいくためには、例えば、いわゆるDWA Tと言われます災害派遣福祉チームなどの心身の健康管理などを行うマンパワーの体制も、これまで以上に確保していく必要があるというふうに考えます。

このように、人口減少を踏まえた災害対応体

制の構築に向けましては、必要なマンパワーを量的な確保だけではなく、人口減少、高齢化に伴って変化する支援ニーズに対応して、質の面でも整備をしていくことが求められると考えます。こうした質・量両面でのニーズの変化を的確に捉えながら、例えば必要な専門的な人材の養成ですとか確保に向けまして、国、関係団体と連絡調整を積み重ねていくと、こういった努力を通じて、社会の変化に即した災害対応のためのマンパワーの体制を構築してまいる考えであります。

私からは以上であります。

(危機管理部長三浦謙一君登壇)

○危機管理部長(三浦謙一君) 災害時のトイレ対策と、その対策を加速化するための財政的支援についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

自然災害の中でも、特に大規模な地震の影響を受けた被災地では、上下水道管が損傷することによって、発災直後に利用できるトイレの数は不足することになります。また、仮設トイレなどが設置されたとしても、使用した際の汚物の処理に苦勞するなど、様々な課題が発生しております。

これに伴い被災者は、トイレの使用回数を少なくするために、水分や食事を十分に取ることを控えて体調を崩し、災害関連死につながったという事例も報告されております。このことを踏まえ、災害時に備えたトイレの整備は非常に重要であると考えております。

このため、県では、災害用トイレを整備する市町村に対して、財政面でこれまでも支援をしてきたところでございます。また、衛生環境の確保については、県が策定した、大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引きの中で、避難生活におけるトイレの使用ルールづくりも周知をしてまいりました。

こうした中、能登半島地震では、改めてトイレに関する課題がクローズアップされたところです。このため、避難環境の整備や災害関連死の防止対策を、第6期南海トラフ地震行動計画の重点課題として位置づけることとしておりますので、この中においてトイレ対策については、具体的な目標を設定した上で、対策の加速化を図っていきたく考えています。

災害用トイレの整備の加速化に向けた財政的支援については、国において新たな交付金が創設される見込みとなっておりますので、整備される市町村に対しまして、まずはこの交付金の活用を促してまいります。これと併せて、市町村との役割分担も踏まえた上で、今後の支援の在り方も検討してまいりたいと考えております。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長(横地和彦君) まず、現在の本県における無電柱化の進捗状況についてお尋ねがございました。

災害時の緊急輸送の確保や良好な景観形成などを図るため、本県では、平成5年から無電柱化に取り組んでおり、これまでに7.1キロメートル区間の無電柱化が完了しております。現在は、本年4月に改定いたしました高知県無電柱化推進計画に基づきまして、県道桂浜はりまや線など6路線、合計6.3キロメートル区間で事業を進めているところでございます。

また、緊急輸送道路におきましては、道路法に基づき、市町村道を含みます全区間におきまして、道路区域内への電柱の新設を禁止しているところでございます。

次に、本県における無電柱化の啓発活動の内容についてお尋ねがございました。

無電柱化は、議員からもお話がございましたとおり、災害時の電柱倒壊リスクがなくなることや、歩道の幅員が広がり、通行空間の安全性が確保されるなど様々な効果をもたらします。

こうした効果を県民の皆様に広く理解していただき、無電柱化に取り組む機運を高めていくことが重要でございます。

このため、無電柱化の推進に関する法律では、11月10日の無電柱化の日に、その趣旨に応じた行事に努めるものとされており、県ではホームページへの掲載やポスターの掲示によりまして、無電柱化の必要性に関する啓発活動を行っております。また、市町村におきましても、各庁舎でポスターを掲示していただいております。例えば四万十市ではパネル展の開催などの啓発活動にも取り組んでいただいております。

こうした取組を通じ、引き続き無電柱化の推進に向けた啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、緊急輸送道路におきます無電柱化をどのように推進していくのかについてお尋ねがございました。

大規模災害の発生時には、災害拠点病院などにつながる緊急輸送道路の確保が重要であり、橋梁の耐震補強などとともに、無電柱化についても着実に進めることが必要と考えております。

このため、道路管理者と電線事業者などで構成されます四国地区無電柱化協議会高知地方部会におきまして、県内の今後の整備予定路線の情報共有を図りながら、効果的な整備計画を策定しております。この整備計画に基づき、現在県では、緊急輸送道路5路線で事業を実施しております。

このうち、都市計画道路はりまや町一宮線では、拡幅工事に併せた無電柱化を実施中であり、来年度中には無電柱化が完了する予定でございます。また、県道梅ノ辻朝倉線及び県道高知春野線では、無電柱化におきますPFI方式の導入に向けて検討を進めているところでございます。さらに、高知市以外におきましても四万十市中村地区の国道439号におきま

て、工事着手に向けて埋設物調査に着手しているところでございます。

このように、道路管理者が中心となって事業の進捗を図っておりますが、これに加えまして、道路改良工事などの情報を電線事業者事前に通知することで、電線事業者が主体的に地中化を検討していただく取組も行っております。

このような取組を通じまして、引き続き災害に強い道路ネットワークの形成を目指し、関係者と連携して無電柱化の推進に取り組んでまいります。

(総合企画部長松岡孝和君登壇)

○総合企画部長(松岡孝和君) まず、土讃線の重要性についてお尋ねがございました。

四国の鉄道ネットワークの一部を構成する土讃線は、他の路線と同様、生活を支える路線であるとともに、本県と全国の鉄道ネットワークを結ぶ大変重要な路線です。アンパンマン列車も運行しており、来年のNHK連続テレビ小説あんぱんの放送に伴い、多くの観光客を本県に運んでくれるものと大いに期待をしております。

しかしながら、路線別収支は、議員からもお話にありましたように赤字であり、また近年はJR四国の運転士不足も重なり、減便が続いている状況でございます。

そもそもJR四国は、国鉄分割民営化により発足した当初から継続的な営業赤字が見込まれていたため、国は、経営安定基金を設置しその運用益により赤字を補填するスキームを構築いたしました。しかしながら、その後の高速道路の延伸や、想定を下回る低金利などにより、恒常的に赤字となっているものでございます。

こうした発足時の経緯も踏まえまして、これまでも国の責務において路線の維持に向けた支援を行うよう、四国4県が一体となって働きかけを行ってきたところであります。今後も、将来にわたって路線が維持されますようしっか

りと訴えてまいります。

次に、県内におけるM a a Sの導入状況と、ドラゴンバスと鉄道の接続改善についてお尋ねがございました。

M a a Sは、バスや鉄道などの公共交通を利用する際に、スマートフォンで検索すれば目的地までの経路が表示され、かつ予約や運賃の支払いまで一括して行うことができるサービスであり、その導入は利用者の利便性の向上につながります。

このサービスの導入に向けましては、まず第1段階として、地域の異なる運行事業者ごとの時刻表や運賃表などの情報を1つに取りまとめ、第2段階として、予約や支払いを行うアプリの開発が必要となります。

第1段階の情報の取りまとめにつきましては、令和4年9月時点では、路線バス事業者10社のうち9社、コミュニティバスを運営している27市町村のうち17市町村で完了であったものが、本年度末には全ての路線バス事業者と25市町村で完了見込みとなっております、一定進んでいる状況でございます。

しかしながら、第2段階の予約や支払いを行うアプリの開発までに至った事例は、まだございません。これは、開発にかかるコストに対し効果が見合うものかどうか、現状では判断に戸惑っていることが大きな原因です。このため、M a a Sの導入についてしっかりと検討いただけますよう、現在他県の先行事例を収集しております、順次この情報を提供してまいります。

次に、ドラゴンバスは、土佐市の住民にとって大切な移動手段であり、鉄道と接続が改善されますと利便性がさらに向上するものと考えます。

お話のありました嶺北地域の事例につきましては、県も協議に参加し実現した経緯がございます。ドラゴンバスにつきましても、土佐市や

事業者の意向を確認した上で、J R四国との協議の場を設けるなど、共に検討してまいりたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、不登校の現状をどのように認識しているのかとのお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、高知県の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、この2年連続で全国平均を下回る状況となっております。特に、中学校における1,000人当たりの新規不登校生徒数は24.9人となり、全国平均を3.3人下回っております。

こうしたことは、早期発見、早期対応や、専門家の知見を生かした組織的対応を図るといった県教育委員会の取組方針を市町村教育委員会や学校が共有し、共に取り組んでくださった結果であると考えております。

具体的には、きもちメーターや校務支援システムなどICT等を活用して、早期発見、早期対応に努めてまいりました。また、カウンセラー等の見立てにより児童生徒の状況を把握し、それを基に学校全体で組織的に対応する体制づくりにも意を尽くしてきたところであります。さらに近年は、不登校の子供たちが安心して過ごすことができる空間として、校内サポートルームの設置、拡充にも取り組み、ここに通ってくる生徒も増加しています。

しかし、全体として不登校児童生徒数は全国と同様に増加傾向にあります。特に、今回の結果からは、小学校の新規不登校児童数が増加していることが明らかになっていきます。このため、これまでの取組の方向性は継続しつつ、小学校での不登校対策を強化していかなければならないと考えております。その第一弾として、中学校で効果が見られた校内サポートルームを小学校にも設置、拡充することに取り組んでまいり

ます。

また、12月19日には有識者会議において、多様な学びの場の在り方について提言をいただき予定ですので、今後それを基に、不登校であっても学びにつながるができるように、学習の場や機会の充実を図ってまいります。

次に、学校外の人材などを生かした不登校支援の取組について、どのように考えているのかとのお尋ねがございました。

県教育委員会は、まず全公立学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、子供たちの心理面の相談や生活支援を行える体制を整えてまいりました。さらに、心身の不調により不登校傾向を示したり、家庭的な背景が子供に影響していると考えられるような場合には、医療や福祉などの機関に協力をいただくというパイプもつないでまいりました。

また、地域の方々や大学生が市町村の教育支援センターや校内サポートルームのスタッフとして関わってくださるという事例も増加してきています。

県教育委員会としましても、今年度から高知県立大学の協力をいただき、子供たちが学生ボランティアと一緒に学習や活動する場所である、Kochi Teens Baseを開設しました。自分と年齢が近い大学生との交流を求め通所する子供も増えてきています。

さらに、市町村からは、地域の子供の様子をよく知っている子供会の指導員や民生・児童委員の方々の一人一人に寄り添った関わりが、不登校傾向の子供の心を満たし、再登校につながったという事例の報告もいただいております。

不登校の子供の状況によっては、学校のみならず、学校外のような人々と関わりを持つことで自信をつけ、社会との接点を見つけ、自立に向かう場合も多く、このような出会いの場や機会の意義は大変大きいものと考えます。こうし

たことから、地域総がかりで子供たちの成長を支え、支援する体制づくりについても、今後さらに取り組んでいきたいと考えております。

次に、合同チーム、地域クラブ活動、拠点校部活動により大会に参加している中学校数やチーム数についてお尋ねがございました。

本年10月時点で、合同チームとして高知県中学校体育連盟に登録し、大会に参加している数は、バレーボールや野球など6つの団体競技において69校の計66チームとなっています。

また、地域クラブ活動は、陸上競技やバレーボール、相撲、バドミントンなどの10競技で42校、19のクラブが活動し、大会にも出場しています。このほかにも、県中体連には登録していませんが、市町村教育委員会が認め活動しているものとして、レスリングやカヌーなどの5つのクラブがございます。

さらに、拠点校部活動については、軟式野球、バレーボール、ソフトテニスの3競技で4校が拠点校となり、その他の7校の生徒が拠点校に通い活動しております。

次に、部活動指導員を配置している中学校数及び種目、人数についてお尋ねがございました。

スポーツ団体等のスタッフや退職教員、大学生などによる部活動指導員については、本年10月時点で公立中学校39校に計69人を配置しております。また、その種目は陸上競技、バスケットボール、サッカー、野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、テニス、空手、弓道の15競技となっております。

次に、地域移行のクラブに参加している生徒や保護者等の感想と学校の受け止め、また見えてきた課題についてお尋ねがございました。

先ほども申しましたが、本年度県中体連に登録している19の地域クラブと、市町村教育委員会が認定している5クラブを合わせた24クラブ

が、地域移行の受皿として10市町村で活動しています。

その中でも本年度、国の実証事業を活用している4市町の6クラブに所属している生徒や保護者の方々からお話を聞かせていただいております。その中では、希望する種目の活動ができる、専門的な指導が受けられるなど、肯定的な意見が寄せられております。

また、受皿団体からは、小学校からの一貫した指導を行うことで競技力や成績が上がった、行政からの支援が受けられるようになったといった声がある一方で、事業の報告書作成などの事務作業が増えたとの意見をいただいております。

さらに、学校からは、地域クラブのおかげで、生徒や保護者からの、もっと専門的な指導を受けたいといった要望に応えることができている、教員が休日の部活動や大会引率を行う必要がなくなり、教員の負担軽減につながっているなど肯定的な声を聞かせていただいております。

一方、地域移行の課題としては、地域において受皿となる団体が少ないことや、地域に指導者となる人材が不足していること、また運営に必要な財源を継続的、安定的に確保することなどが挙げられております。

こうした課題は本県にとどまらず、全国的な課題となっております。このため、受皿団体が持続可能な運営を行うことができるための財政的な支援については、全国都道府県教育長協議会などとも連携し、国へ要望しているところであります。

また、受皿団体や指導者の確保を図っていくために、庁内関係部局やスポーツ団体と対応を協議するとともに、大学等にも協力を要請していきたいと考えております。

次に、小規模校での教育活動の充実についてお尋ねがございました。

本県では、少子化の進行に伴う児童生徒数の

減少により、令和6年度に複式学級が設置されている学校は小学校75校、中学校8校となっております。特に、小学校につきましては、複式学級のある学校が県内全体の42%を占めており、今後も増加が見込まれる状況であります。

このような中において、小規模学校では、その小規模のよさを生かして子供一人一人の学習や生活の状況を詳細に把握し、個別指導の徹底を図るなど学力の定着と向上、また個性の伸長に力を尽くしております。そのほか、地域との密接なつながりを生かした体験活動の充実を図っている学校もございます。

また、小規模のために大きな集団が組織できないといった問題点に対応するため、小学校、中学校合同による学校行事の開催や、小規模校同士でICTを活用した合同授業に多くの学校が取り組んでいます。さらには、1人1台端末を活用して他地域の子供たちと交流するなど、コミュニケーション力や社会性を育む教育を進める学校も少なくありません。

県教育委員会としましては、小規模校の学校教員を対象に、小集団での学びの充実に向けた複式学級の授業づくりなどの研修を実施し、また小規模校の教員同士で効果的な学級経営や授業のノウハウを共有するネットワークづくりにも取り組んでおります。このような様々な取組を通して、小規模校の教育活動の充実に努めているところであります。

最後に、小中学校の統廃合についてお尋ねがございました。

これからの学校の在り方を考えるには、将来の日本や地域を担っていく子供たちのことを中心に、地域の歴史や文化を踏まえ、将来のビジョンを持って関係者が十分に話し合うことがまず必要であると考えます。

その上で、学校の存続あるいは統廃合を考えるには、それぞれの学校の特色やメリット・デ

メリットも検討材料に入ってくるものと思います。例えば、小規模校では教員の目が行き届き、細やかな指導が行えるというメリットもありますが、一方で子供たちは一定の集団規模の中で仲間と協力し、あるいは切磋琢磨して学び、社会性などを身につけていくことが必要であり、この点では課題もあります。

こうしたことも踏まえ、学校の統廃合については、当該市町村教育委員会が、保護者や地域住民の願いや思いを受け止め、課題や将来ビジョンについて議論を重ね、主体的に判断することが重要であると考えます。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会の主体的な判断を尊重するとともに、それぞれの地域が進める特色ある学校づくりに対して、引き続き積極的に支援を行ってまいります。

○2番（戸田宗崇君） 濱田知事をはじめ、所管の部長それぞれに御丁寧な答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。

2問目の、災害時のマンパワーの確保については、人口減少、少子高齢化が進む中で、私が本当に心配をしているところでございます。本県の中山間地域である大豊町は、仄聞するところによりますと、高齢化率が60%を超えたと言われています。本県の自治体では初めての事象であり、県内の各自治体において近い将来その領域に入る町村も多くなるのではないかと危惧をしているところでございます。

現在の高齢者の方々は、戦前の教育を受け、人に迷惑をかけてはいけない、自分でできることは自分で行うという独立不羈の精神をお持ちの方が多くいらっしゃいます。このような方々の地域を思いやる気概により、中山間地域の営みが維持されていると言っても過言ではないでしょう。

高齢化が進み、若者が少なくなっている現状であります。例えば、提案であります、本県

には高知大学、高知県立大学や高知学園大学などの大学、専門学校が約1万人いらっしゃいます。県下でこのような若さと知力、体力を兼ね備えた組織は皆無であります。このような学生などの若い力を災害復旧・復興に力を貸してもらえるようなシステム構築を考えておくべきではないでしょうか。

開会日の濱田知事の提案説明の中で、若年層の県外への転出超過は依然として続いており、早期にその傾向に歯止めをかける必要があります。また南海トラフ地震の切迫度がますます高まる中、その事前の備えが急務です。こうした県政課題の解決を図るためには、新たな時代の潮流を先取りし、関連施策を絶えず磨き上げていくことが欠かせません。加えて積極的な政策提言を通じて国を動かし、我が国全体の社会経済構造の転換を図る中で、本県の県勢浮揚の後押しを得ることも重要と述べられました。

若年人口が減少する中、地震、自然災害の備えを本県ならではの知恵と工夫、発想によって乗り越えていかなければなりません。唐突ではありますが、ぜひ一考していただきますよう要請するものでございます。2回目の答弁は求めません。

さて、今年を振り返ってみますと、元日の能登半島地震、8月の南海トラフ地震臨時情報の発令、9月の能登半島豪雨など自然災害も多数発生をいたしました。引き続き、防災・減災の対策に改めて取り組まなければならないと強く思ったところでございます。

一方、本県にとってはうれしい、喜ばしいニュースもございました。パリオリンピック・パラリンピックでの本県選手の活躍です。レスリングでは清岡選手、櫻井選手が、パラリンピックの車椅子ラグビーでは池選手が金メダルを獲得、円盤投げでは鬼谷選手が銀メダルを獲得するという大活躍でありました。そして、先週末

の最後の一番で高知ユナイテッドSCが見事勝利して、本県初のJ3昇格が決まりました。そのような明るい出来事もありました。

来年も明るい話題がたくさんあることを願います。私の一切の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(加藤漠君) 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩



午後1時再開

○議長(加藤漠君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番今城誠司議員。

(9番今城誠司君登壇)

○9番(今城誠司君) 自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選出の今城誠司でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

本定例会最後、また今年最後の質問者となりました。令和6年を振り返ってみますと、非常に自然災害の多い年となりました。今年の災害は南海トラフ地震発生の切迫度が高まる本県にとって決して人ごとではない事態であり、この災害を教訓として生かしていくためにも、南海トラフ地震対策についてから質問に入ります。

初めに、第5期南海トラフ地震対策行動計画の総括についてお伺いをいたします。東日本大震災の教訓や、最新の知見に基づいた地震・津波とその被害についての新たな想定を踏まえ、対策の充実強化を図るため、平成25年6月に第2期の行動計画となる南海トラフ地震対策行動計画が策定されました。計画当初、住宅耐震化率74%、津波早期避難意識率20%、津波避難空

間整備率26%で、想定死者数約4万2,000人の想定スタートでありました。

第2期の総括については、東日本大震災の教訓による住民の津波早期避難意識率が飛躍的に、70%に向上し、さらに津波避難空間整備率も94%と整備が進み、想定死者数も約1万3,000人と約69%減少することを達成しております。第3期については、想定死者数約1万1,000人に、第4期については約8,800人にまで減少させることができいております。

第5期の行動計画においては、減災目標を想定死者数約4,300人にまで減らすことを目的に取り組んでいたところではありますが、この第5期の南海トラフ地震対策行動計画をどのように評価し、総括されているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、第6期南海トラフ地震対策行動計画の策定についてお伺いをいたします。本年度は、第5期行動計画の最終年度であります。国においても、南海トラフ沿いで想定すべき最大クラスの地震・津波に対する被害想定を平成24年8月、平成25年3月に公表し、その被害に基づく減災目標を基本計画に定め、防災対策に取り組んでまいりましたが、今年度は目標とする期間の10年を迎えることから、防災対策の進捗を確認するためのフォローアップと、次の目標を定めるための被害想定の見直しを進めております。

県でも並行して詳細な被害想定の見直しに着手するため、9月定例会に調査委託料を計上して取り組んでいるところであります。最新の知見やデータを活用して、より精度の高い被害想定として防災・減災対策につながることを期待しております。しかしながら、新たな国の被害想定公表時期により、第6期行動計画の当初からこの被害想定を反映することはできない可能性があります。

第6期南海トラフ地震対策行動計画の策定に

当たり、減災目標をどのように設定し、取り組んでいくのか、また新たな被害想定を踏まえて、どのように第6期南海トラフ地震対策行動計画のバージョンアップを図っていくのか、知事にお伺いをいたします。

次に、液状化の可能性のある宅地対策についてお伺いをいたします。4月に、同僚議員と共に能登半島地震の被災地の調査をすることができました。石川県金沢市に入り、被害を受けた形跡はほとんどありませんでしたが、隣接する内灘町の県道8号線から162号線の沿線に入った途端に、液状化で道路は波打ち、住宅が上下左右に大きく変位をし、住家に甚大な被害を受けておりました。

砂丘の町として知られている内灘町ではありますが、被害は砂丘の上でもなく、海岸部でもなく、内陸部の県道の沿線に集中して液状化が発生をしておりました。過去の地震で液状化した地域と重なって発生をしており、液状化の危険性は以前から指摘をされていたが、現実のものとなっております。

対策として、地盤の強度を高める地盤改良工法と、地下水をポンプで排出して水位を下げる地下水位低下工法の2つを具体的な工事手法とされており、被害の少なかった家屋について、25年前に家を新築したときに地盤改良をしたことが被害軽減につながっている事例もありました。

本県においても、液状化可能性予測図を見ますと、浦戸湾や入野海岸、仁淀川、四万十川周辺で液状化の可能性が大きく、特に沿岸部で集中して予想されております。国では、液状化被害を防止するために、宅地液状化防止事業による地方自治体の事前の取組を支援しておりますが、全国的に活用事例が少ないとお聞きをしております。

能登半島地震のような液状化被害を少しでも

防止するために、本県においても宅地液状化防止事業の活用はぜひとも進めるべきかと考えますが、土木部長の所見をお伺いいたします。

次に、道路啓開計画への海上からの搬入計画についてお伺いをいたします。能登半島地震により被害を受けた能登半島沿岸部に当たる国道249号の緊急復旧を加速するために、陸路でアクセス困難であった深見海岸へ、陸上自衛隊は1月14日に2隻の大型ホバークラフト、LCACを使って、道路啓開用の大型ブルドーザー、油圧ショベルなどの重機及び車両を輸送いたしました。この目的は、片側からの道路啓開作業では完了まで長時間を要し、半島北部からも道路啓開を進めて孤立の解消を急ぐためであり、海からの輸送が果たす新たな役割として注目がされました。

本県では、地域防災計画などに位置づけられた防災拠点を結ぶ路線を啓開ルートとして定め、啓開作業を行う建設事業者をあらかじめ割り当てた高知県道路啓開計画を策定しているところではありますが、孤立解消まで啓開日数を要する区間が多数残されております。

海上自衛隊が保有するLCACは6隻のみであり、その輸送力は限定的ではありますが、課題のある地域にあらかじめLCACの上陸可能な場所を調査し選定しておき、道路啓開計画を海上輸送にも考慮、検討した啓開作業を準備しておくことが必要と考えますが、土木部長にお伺いをいたします。

次に、し尿処理の広域体制についてお伺いをいたします。能登半島地震において全体では最大で約11万戸が断水し、避難所においてもトイレの水は流れず、あるいは排水できなかつたため、被災地は深刻なトイレ不足に陥りました。既に多くのトイレが排せつ物であふれ、数多くのトイレが使用不能になったと言われております。トイレ不足の問題は、感染症だけでなく、

水分補給を控えることでエコノミークラス症候群を引き起こすおそれがあり、命を落とすことにつながるとも言われております。

さらに、石川県内のし尿処理施設は、地震の影響で7か所が稼働停止となり、約3週間で復旧したのは3施設にとどまり、仮設トイレなどから回収したし尿の処理についても大きな課題となりました。

し尿処理の広域的な連携体制を構築し、十分な処理体制を確立することの必要性について林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、倒壊家屋の解体工事についてお伺いをいたします。能登半島地震の発災後4か月を経過した時期に現地を視察しましたが、被災をした家屋のほとんどは、そのままの状態に残置をされており、家屋の解体工事の著しい遅れを実感いたしました。

石川県が、災害廃棄物処理実行計画の解体見込み棟数は、国立研究開発法人防災科学技術研究所の建物被害推定などから約2万2,500棟と推計し、来年10月に解体完了を目標に取り組んでいるところであります。しかしながら、公費解体の申請手続等の円滑化や、面的な解体撤去による工事加速化等の取組により、7月には申請棟数が2万3,400棟となり、想定棟数を上回り、解体完了率は約6%にとどまっております。

この公費解体の加速化に向けて、全国の解体業者に協力を得て必要な業者を追加確保し、解体業者を大幅に拡充し、10月末には解体施工班が1,120班に到達し、11月25日の速報値によりますと、申請棟数は3万3,120棟に達し、解体完了棟数は9,804棟と、約30%になったと報告をされております。この加速化には、解体業者、施工班の増加に伴い、解体事業者向けの宿泊施設の確保、自費解体の促進、廃棄物の仮置場の追加確保、廃棄物の広域処理等が課題となったと、

その取組状況が報告をされております。

本県の発災時の想定では、全壊だけでも約15万3,000棟と、能登半島の約5倍近くになる見込みであります。その対応について能登半島地震のこの教訓も生かして、具体的にどのように解体工事の円滑化や工事体制の強化を図っていくのか、林業振興・環境部長に所見をお伺いいたします。

次に、教育行政について。

英語教育強化についてお伺いをいたします。国は、第4期教育振興基本計画において、グローバル社会における人材育成に挙げられた英語力目標は、中学卒業段階で英検3級相当以上、高等学校卒業段階で英検準2級相当以上の中高生の割合を60%以上にする目標に取り組んでおります。

5月に昨年度の英語教育実施状況調査の結果が公表され、本県の達成をした中学生の割合は39.1%となり、昨年度からは1.2ポイント上昇はしておりますが、令和3年の41.4%には届いていない結果となっております。全国的にはその達成割合は、平均は50%に達しており、平成23年度の25.5%から着実にその向上が続いております。

本県では、全国学力・学習状況調査においても、英語の調査実施のあった令和5年調査結果でも、どの領域においても全国より正答率が低く、前回の結果と比べて全国との差が広がっており、改善の必要な大きな課題となっております。

教育委員会では、英語教育強化プロジェクトに取り組んでいるところでありますが、効果的な英語教育改善についてどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、PTA連合組織の在り方についてお伺いをいたします。PTAの全国組織、日本PTA全国協議会について内閣府は、事務局長が空

席状態の上、令和5年度の決算や事業を承認する理事会の開催を規定の期間中に行わない法令違反があったとして、11月中旬までに改善策を盛り込んだ報告書を提出するように求めていると報道されております。

日Pには、都道府県と政令指定都市のPTA協議会・連合会60余りが加入をしており、全国のPTA会員数は約716万人——令和5年度データ——に上り、全国の保護者が支払うPTA会費は都道府県や市町村のPTAを通じ、児童生徒1人当たり10円が日Pに納められており、年間予算規模は1億5,000万円から2億円近くになる公益社団法人であります。

この大きなP連から退会する事例が発生しております。県内においても、高知県小中学校PTA連合会を、県内で最大の高知市小中学校PTA連合会が令和3年度をもって退会しております。県内の公立小中学校の児童生徒約4万3,500人のうち、半数近い約2万1,000人が国、県連合組織からの退会となっております。岡山県では、岡山県PTA連合会の郡・市PTA退会の増加により、組織の活動が継続できないとして、県PTA連合会組織自体の解散が決定をされております。

保護者と教職員により構成されるPTAは、家庭や学校における教育に関して相互に理解を深める団体であり、子供たちの健全な成長を図る上で重要な役割があるとは認識しておりますが、県内の小中学校のPTA連合組織の存在意義や役割、課題についてどのように考えておられるのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、警察行政について。

優秀な警察官の確保についてお伺いをいたします。今年度の大卒対象の警察官Aについては、近年の採用予定人員を53人と大幅に増やした影響もあり、受験者数137人と、その競争倍率は2.7倍程度にとどまった結果となっております。主

に高卒者を対象とする警察官Bについての受験者数は、10年前に約200名程度であり、20年前には約300名近く受験をする人気の職業でありましたが、受験者が急減し、昨年は10年前の約4割の86人とどまっております。

警察官採用試験全体で申込者・受験者数ともに減少傾向で、競争倍率も徐々に下がる状況となっております。今後も著しい少子化の進行と景気の回復傾向による民間採用の活発化に伴い、警察官の採用情勢の厳しさが予想されます。

このような社会情勢に当たって、公共の安全と秩序を維持していくためには、社会の変化に柔軟に対応できる優秀、有用な人材を確保することはもちろん、現場活動を支える警察官の育成が重要であり、このことは警察組織の根幹に関わる重要事項であると考えます。

そこで、社会の変化と新たな治安情勢に的確に対応できる警察組織を確立するため、優秀、有用な人材の確保と育成についてどのように対応していくのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、匿名・流動型犯罪グループ対策についてお伺いをいたします。いわゆるトクリュウが社会的に大きな注目を浴びるようになったきっかけは、2022年から2023年にかけて全国で相次いで発生した広域強盗事件であります。警察が逮捕した実行役のスマートフォンを解析したところ、ルフィ、キムなどと名乗る人物がフィリピンから指示をしていることが判明、SNSで募った実行役に対し、匿名性の高い通信アプリを使用して、犯行の日時、場所、手口などを伝えていたという一連の事件であります。

とりわけ、昨年1月に東京都狛江市で発生した強盗殺人事件では、90歳の女性宅に宅配業者を装って押し入り、女性の両手を結束バンドで縛って、腹部や背中をバールで殴るなどして死亡させた上、高級腕時計などを奪って逃走し

ました。また、昨年5月には、白昼堂々と銀座の高級腕時計店に仮面をつけて強盗に入り、多くの人が行き交う中での大胆な犯行に大きな衝撃を受けました。

今年に入っても、8月28日には、さいたま市で強盗傷害・逮捕監禁事件、9月28日には練馬区で強盗傷害事件、10月15日には強盗殺人事件、10月17日には千葉県市川市での強盗監禁事件、11月に入っても首都圏でトクリュウの犯行と思われる強盗事件が相次いで発生しております。

本県においても、SNSを通じて闇バイト募集で勧誘して高級腕時計の偽物を中四国の買取業者に売って現金をだまし取る事件も発生しております。

全国的に治安の悪化が懸念される中で、匿名・流動型犯罪グループ対策にどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、外国人への対応についてお伺いをいたします。日本を訪れた外国人客は令和元年には3,188万2,000人と、これまでの最多記録となりました。その後、コロナの影響で低迷が続きましたが、今年の10月までの推計値は3,019万人を超えて、令和元年を上回り最多記録を更新するのは、ほぼ確実となりました。

県内においても、クルーズ船の寄港の増加や国際線チャーター便の就航により、外国人観光客を見かける機会が著しく増えたことを実感しております。また、県内の外国人労働者数についても、昨年度4,510人と10年前の2.8倍となり、今後もその増加が予想されております。

犯罪白書によりますと、全国の外国人による刑法犯の検挙件数は、平成3年以降増加傾向にあり、平成17年に4万3,622件を記録しましたが、平成18年からは減少傾向にあり、令和4年には1万2,947件、前年比7.9%減であったと報告をされております。訪日の外国人数が増えても減少が続いております。しかしながら、先日、私

の地元でも外国人による民家敷地への侵入容疑で逮捕される事件が発生をしております。

これまでの県内の外国人犯罪検挙数等の動向、また日本語が十分に話せない外国人からの110番通報、現場での多言語による対応等の外国人への対応について、どのように取り組んでおられるのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、産業振興について。

人材確保について、外国人から選ばれる高知についてお伺いをいたします。先月、高知県中小企業団体中央会のインドビジネス・人材視察に同行して、世界最大の人口規模、特に若年人口が多いインドを訪問する機会に恵まれました。入国後、大使館、ジェトロの皆さんからインドの現況を詳しく説明いただき、日本全国から人材確保の訪問団が相次いでおり、人材獲得競争も既に激化している状況をお聞きしました。

また、高度人材についても、理工系学部に進む学生数が845万人と日本の15.6倍と大変多く、ITのみならず、化学、機械、建設の高度技術を学んだ学生の就職対策が課題となっており、インドの高度人材の活用も大きな可能性があります。

技能実習生については、日本語教育センター、トレーニング施設を視察し、日本へ行くことを目的に真剣に学ぶ学生さんの姿を拝見させていただきました。

本県においては、第2期の外国人材受入・活躍推進プランを策定し、積極的に外国人材から選ばれる高知県となるよう取り組んでいるところであります。特に、受入れを促進するため、昨年度はインドのタミルナド州やベトナムのラムドン省と人材交流に関する覚書を締結するとともに、本年度はこの覚書を締結した地域から優秀な人材を送り出してもらう流れをつくるため、定着奨励金制度を創設しております。今後、外国人材の受入れをめぐる地域間競争が激しく

なることを考えたときに、この覚書締結地域を対象とした定着奨励金制度は、本県の大きな武器となるのではないかと私は高く評価をしております。

今後、さらに優秀な人材を安定的に、かつ継続的に送り出しをしてもらうため、新たな国や地域との覚書の締結などを含め、どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、賃上げ促進に向け、中小企業の経営基盤強化支援についてお伺いをいたします。今年6月、四銀地域経済研究所が県内の企業の賃上げ状況調査について、その結果が公表されました。調査は県内に事業所を置く255社を対象に5月に実施し、172社から回答を集計しております。

正社員の賃上げを実施した企業は86.6%で昨年より3.9ポイント低下をしており、従業員の規模別で見ると、200人以上の企業については100%だったのに比べ、10人未満の企業は50%にとどまり、著しい二極化となっております。小規模事業者ほど、円安や物価高の影響で増加したコストを販売価格に転嫁できずに、利益が減少し、賃上げする余裕がなく、企業間格差がさらに拡大をしております。

今年上半期の県内の負債1,000万円以上の倒産件数は、前年同期の1.6倍から2倍に増加をしており、この増加した背景には、ロシアのウクライナ侵攻に起因する記録的なエネルギー高や物価高に加え、コロナ禍の一応の終息とともに、実質無利子・無担保、いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化したことによる資金繰りの悪化が挙げられるとともに、有効求人倍率は依然高止まりを続け、人手不足の深刻化が長期化していることも影響していると思われまます。

小規模事業者で働く皆様の賃金を上昇につなげていくためには、生産性向上のための設備投

資への支援など、中小企業等の経営基盤の強化に向けた支援が必要であると考えます。

賃上げ促進に向け、中小企業等の経営基盤強化の支援にどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、水産業の振興について、県産水産物の輸出拡大についてお伺いをいたします。先月のインド視察の中で、数多くの日本企業が進出し、富裕層も多いと言われておりますベンガル州で、県産水産物の活用について様々な助言をいただいております日本料理店、高級ホテルのシェフの皆さんから、高知県水産物の輸出拡大に向けて調査をさせていただきました。中国向けの輸出がALPS処理水の海洋放出により停止をしている中で、新たな有望市場へ果敢にチャレンジしていく県の取組状況を現地で実際に見ることができました。

国内では水産物の消費は減少傾向であり、海外では新興国の経済発展や欧米での健康志向等による世界的な水産物需要の高まり等を踏まえ、県では今後さらなる輸出拡大を図るために、高知県水産物輸出促進協議会の取組を支援しているところであります。

水産業を取り巻く環境は依然厳しい状況にありますが、県産水産物の輸出拡大に向けて、県は輸出促進協議会と連携しながら、どのような課題に対応して、どのように取り組んでいくのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、キンメダイ漁獲量回復に向けてお伺いをいたします。今年も5月を中心に常任委員会の業務概要調査が実施されました。私の所属する商工農林水産委員会の調査の中で、高級魚の代表格であるキンメダイが記録的な不漁により、室戸地区の地域おこしの象徴であり観光客に人気のキンメ井の存続危機に直面をしている報告を受けました。

室戸では、1970年代からキンメ漁が始まって

おり、木製のたるを浮きにして深海に仕掛けを落とし、潮の流れに乗せて釣る、たる流しという独自の漁法が受け継がれております。室戸沖は漁場が沖合20キロと近く、釣ったその日に水揚げをされる新鮮さが評判であり、室戸の特産品となっております。

不漁の原因とされる黒潮が室戸沖で大きく陸から離れる黒潮大蛇行が2017年から続き、約7年4か月も継続し、過去最長の大蛇行が続いております。来年初めもこの黒潮の大蛇行はまだ続くと予想されております。出口の見えない現状に、船を出せば赤字となり、キンメを狙う漁師も約50隻から僅か5隻に激減し、漁師の皆さんも漁獲量回復に向けて、漁場のごみの清掃等にも取り組んでおります。

この記録的なキンメダイの不漁の原因と対策について水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、I o Pクラウド、SAWACHIの利用者拡大に向けてお伺いをいたします。常任委員会の業務概要調査の中で、SAWACHIの利用者数について、各農業振興センターで、その目標値、実績値を調査させていただきました。令和6年3月末のデータでは、最高は安芸農業振興センターで、目標を超える100.3%の利用者数であり、最低は中央東農業振興センターで、目標に対して39.7%にとどまっており、地域での導入の温度差がありました。本年度目標を2,500戸に設定し、取り組んでいるところでありますが、11月現在1,472戸と、思ったほど伸びてはおりません。

私の地元、幡多農業振興センターにおいては、SAWACHIの導入効果がまだまだ低いイチゴの若い新規就農者の利用者が積極的に導入をし、収量アップに向けて勉強会の実施や、データ比較による意見交換会に取り組んでいるとお聞きをいたしました。

このI o Pクラウド、SAWACHIの利用

を、若い世代の就農者のさらに多くの活用につなげ、また電子機器等の苦手な方にも活用してもらい効果を上げてもらうために、どのように取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、土木行政について。

県道路線の見直しについてお伺いをいたします。県内の県道延長は189路線、約2,117キロメートルに及びます。県道の改良率は約41.3%、全国ワースト1位と全国最低レベルにとどまっております。

道路整備には長期間を要するものであり、用地買収や整備を考えれば、莫大な予算と年月が必要となります。近年の著しい人口減少や経済の低成長を踏まえると、一定の期間ごとにその県道の必要性の検証と、場合によっては市町村道への移管を検討していく必要があると考えます。

また、南海トラフ巨大地震の津波や長期浸水により、道路啓開の所要日数も長期になってしまう地域も予想されております。海岸部が大きな影響を受ける中、内陸部よりアクセスできる道路の必要性が、能登地震においても孤立解消に向けて大きな課題となりました。

幡多地域では、宿毛市の南部、大月町、土佐清水市が内陸からのルートの脆弱性解消が必要であり、広域的に市町村が恩恵を受ける主要県道として必要な県道路線の起終点の見直しを行い、その整備促進、適切な維持管理に資するため、県道路線の検証・見直し作業が必要であると考えます。

時代に合った県道路線の見直しについて、その必要性をどのように考えておられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

最後に、工事平準化に向けてのピークカットについてお伺いをいたします。建設業の働き方改革の背骨となる工事の平準化については、県

発注工事において全国平均を大きく下回り、最下位グループにとどまっており、取組の強化が必要であります。

現在、平準化の対応状況の指標として平準化率を活用しており、4月から6月の端境期の月平均工事稼働数を、年間の月平均工事稼働数で除したもので、平準化率が1に近づくことで端境期の解消が図られるというものであります。

しかしながら、端境期の対応のみでは平準化は難しく、繁忙期の解消も併せて促進する必要がありますが、国においては公共工事の施工時期の平準化に向けた新たな指標の検討に入ったとお聞きをしております。

年度内の時期により工事の繁閑に大きな差が生じる工事の平準化のために、新たに繁忙期の解消に向けたピークカットについてどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第5期南海トラフ地震対策行動計画の評価と総括についてお尋ねがございました。

令和4年度から6年度までを対象といたします第5期計画におきましては、累次にわたる計画の取組を土台といたしまして、命を守る対策を徹底し、命をつなぐ対策、そして生活を立ち上げる対策と併せまして総合的に取り組んでまいりました。

その結果、第5期の当初に想定いたしました死者数約8,800人を約4,300人に半減させるという減災目標につきましては、暫定値で約7,600人と、86%の水準までの減少にとどまっておりまして、目標の達成は困難と見込まれるのが実情でございます。

その最大の要因といたしましては、津波から

の早期避難意識率が、目標として掲げていた100%に対して70%にとどまったことが挙げられます。想定死者数は、試算のシミュレーションの構造上、毎年変動いたしますこの早期避難意識率が大きく影響いたしますので、避難意識は最も重要度が高い課題と言えます。次の行動計画では、知恵を絞りまして様々な対策を検討し、効果的に取り組んでいく必要があると考えております。

一方で、この想定死者数に影響いたしますその他の要素といたしましては、住宅の耐震化率、そして津波避難空間の整備率があります。これらは目標を達成する見込みでありまして、想定死者数を一定程度減少させる要因となりました。住宅の耐震化では、今年度は補正予算で補助金の追加が必要なほど耐震改修が進みつつありまして、耐震化率は目標どおり91%に達する見込みであります。また、津波避難空間としては、宿毛市でも避難タワー2基が整備をされるなど、整備率は目標を達成し100%となりました。

このように5期計画におきましては、対策が着実に進んだものもございますが、想定死者数を限りなくゼロに近づけるという大きな目標に向けましては、まだまだ道半ばというふうに考えております。

次に、第6期南海トラフ地震対策行動計画の減災目標とバージョンアップについてお尋ねがございました。

第6期計画は、令和7年度当初からのスタートとなりますので、今年度中に減災目標の想定死者数をお示ししておく必要があります。一方、この減災目標を定める上で活用いたします被害想定に関しましては、現在国が見直しを行っておりまして、それが公表された後に県も見直しを行うという段取りとなっております。この県版の被害想定の見直しに当たりましては、国の被害想定の新条件設定や計算方法などを参

考にいたしまして、より精緻な地盤や建物などのデータを用いて算出することになります。これには1年程度を期間として要する見込みであります。

このため、第6期計画の当初の減災目標は、第5期末の想定死者数を出発点として、予定しております各種の対策の効果を反映した上で、暫定的に設定をするということとなります。また、能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の教訓を踏まえた対策を現計画に追加した上で、順次進めていくという考えであります。

その後、令和7年度末には、県版の新たな被害想定の結果が出る予定としております。この結果を踏まえまして、減災目標を新たに設定し、各種対策ごとの目標もそれぞれ見直しをするという作業を行い、令和8年度におきます6期計画のバージョンアップの中で、これを反映させていただくという計画といたしております。

最後に、産業振興に関連いたしまして、海外から優秀な人材を送り出してもらうための取組についてお尋ねがございました。

あらゆる分野で深刻化をいたします人手不足を緩和し、人口減少下においても持続的な県経済の成長を図りますためには、優秀な外国人材を受け入れまして、その定着を図ることは、今や大変重要なポイントとなっております。

このため、議員のお話のとおり、ベトナムのラムドン省、インド南部のタミルナド州と人材交流に関する覚書を締結いたしますとともに、定着奨励金制度を県として創設いたしまして、安定的な人材の受入れに取り組んでおります。

これらに加えまして、東ティモールなど日本への人材の送り出しが本格化をしていない国や地域とも、他県に先んじて交流を始めるなど、新たな送り出し国の開拓にも努めております。

東ティモールにつきましては、昨年本県が全国で初めてとなる技能実習生を受け入れており

まして、年明けには21名まで増加する予定でございます。受入先も農業と宿泊業に広がっております。この10月には職員が現地を訪問いたしまして、研修施設や日本語教室を視察いたしましたほか、政府関係者との間で継続的な人材の送り出しと受入れについて確認をいたしました。

また、先月には、中小企業団体中央会が主催をいたしますミッション団の一員として、職員がインド北東部を訪問し、現地の送り出し機関や政府関係者と意見交換を行いました。この意見交換におきまして、現地では若者の働く場の確保が大きな課題となっており、日本への人材送り出しに対する関心が非常に高かったという報告を受けております。また、このミッション団に参加いただきました高知県議会日印友好議員連盟、いわゆるインド議連の議員各位からも、積極的に話を進めてみてはどうかという御提案もいただいております。今後は、先方の意向を確認しながら、覚書の締結も視野に入れまして、人材の受入れにつながるよう交流を重ねていきたいと考えております。

このように、これまでに築いた関係をより深めていくとともに、新たな国や地域との関係づくりにも取り組みますことで、優秀な人材の安定的、継続的な受入れに努めてまいる考えであります。

私からは以上であります。

(土木部長横地和彦君登壇)

○土木部長(横地和彦君) まず、宅地液状化防止事業の活用についてお尋ねがございました。

東日本大震災や能登半島地震では、宅地や道路などの公共施設の液状化被害が円滑な復旧・復興の妨げになっており、事前に液状化防止対策を実施することは、復旧・復興を円滑に進めるための一助になると考えております。

宅地液状化防止事業は、液状化の可能性のある地域において、宅地と公共施設の一体的な液

状化防止対策を行うことを目的とする国の交付金事業でありまして、東日本大震災や熊本地震といった被災地において活用されております。

一方で、宅地の液状化防止対策につきましても、多額の費用が必要となることや、事業期間が長期にわたることに加えまして、住民の合意形成などが事業化におけるハードルとなっていることから、本事業を被災する前に活用した事例というのは全国的にはまだないというのが実情でございます。

そのため、本県といたしましては、まずは現在復旧・復興に取り組んでおられます被災地における事例などの情報を注視しつつ、本事業に関して県内市町村へのさらなる周知を行いますとともに、本事業に関心を寄せた市町村への相談に応じてまいりたいと考えております。

次に、海上自衛隊による海上輸送も考慮した道路啓開計画についてお尋ねがございました。

能登半島は三方を海に囲まれた山がちな地形であり、海岸沿いの限られた幹線道路である国道249号が地震により至るところで被災を受けたことで、道路啓開作業に困難を伴いました。

本県の東西の半島地域は、能登半島と類似した地形を有しており、幹線道路も東は国道55号、西は国道321号に限られているという状況にございます。

議員からお話のございましたとおり、能登半島地震時におきまして、自衛隊より実施されたLCACによる重機等の海上輸送は、能登半島と同様の課題を抱える地域の道路啓開を早期に完了させるための有効な手段の一つと考えております。

このため、現在四国地方整備局を中心に、四国4県も参加いたしまして、LCACにより重機等を海から搬入する啓開方法を検討しております。県といたしましては、この検討内容も踏まえ、高知県道路啓開計画の見直しを検討して

まいりたいと考えております。

次に、時代に合った県道路線の見直しの必要性についてお尋ねがございました。

県道は、道路法におきまして、地方の幹線道路網を構成し、市または人口5,000人以上の町と主要地等を連絡するなどの要件に該当する道路とされております。そのため、新たな拠点の形成や人口減少など、社会状況の変化に応じて、県道の見直しを検討していくことは必要であると考えております。しかしながら、県道を廃止し、市町村に移管することにつきましては、市町村の財政負担の増加に直結しますことから、慎重に判断すべきと考えております。

こうしたことから、県では、広域ネットワークの形成に必要な幹線道路につきましても重点的に2車線道路を進め、一方交通量が少ない非幹線道路におきましては1.5車線道路整備の採用など、地域の実情に合った整備を進めるよう、これまでも予算のめり張りをつけて取り組んでまいりました。

このように、幹線道路及び非幹線道路の整備を並行して進めていくためには、道路予算の確保は何より重要であります。このため、国土強靱化実施中期計画の策定と道路予算総枠の拡大を引き続き国に訴えてまいります。

最後に、工事の繁忙期の解消に向けたピークカットについてお尋ねがございました。

工事の繁閑の差をなくし、年間を通して平準化を図ることは、インフラ整備の担い手であり、かつ地域の守り手でもある建設事業者の持続的な発展や、事業に従事する方々の働き方改革といった点からも重要であると認識をしております。

そのため、国、四国4県、市町村で構成する協議会におきまして、まずは4月から6月の工事の閑散期の解消に向けて平準化率の目標値を設定し、その達成に向けて、債務負担行為の活

用や、柔軟な工期の設定などに取り組んできているところであります。

こうした中、国では年度末に公共工事が集中する繁忙期の解消に向けまして、新たにピークカット指標を設定することとし、その指標には、1月から3月までの月平均工事稼働件数を年間の月平均工事稼働件数で除した数値を用いるという方向で検討が進められております。

一方、本県では、他県と比べまして出水期が長いことや、台風の影響を受けやすいといった実情を踏まえまして、本県における適切な平準化の取組を検討する必要があると考えております。このため、引き続き公共工事の早期発注や繰越制度の柔軟な活用に取り組むとともに、他県の取組も参考に、効果的な手法を模索するなど、年間を通じた平準化に取り組んでまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長西村光寿君登壇)

○林業振興・環境部長(西村光寿君) まず、し尿処理の広域的な連携体制に関しましてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生時には、避難所に仮設トイレを設置し、定期的にし尿を回収、処理していくことが必要になるものと想定されます。そのため県では、全国的に事業展開している仮設トイレメーカーと仮設トイレの調達、設置などに係る協定を平成30年度末に締結しています。また、し尿の回収については、今年度に県内2つのし尿の収集運搬事業者団体と協力協定を締結し、市町村からの応援要請にお応えできる広域的な連携体制の構築を進めているところでございます。さらに、し尿処理に関しましては、市町村等のし尿処理施設の事業継続計画の策定を支援し、県内で稼働中の15施設全てで計画が策定をされているところでございます。

このような取組を進めてきたところでございますが、本年1月の能登半島地震における道路

の寸断などによる仮設トイレの供給の遅れ、さらには被災に伴うし尿処理施設の稼働停止といった事例を踏まえ、現行の市町村のし尿処理計画の見直しが必要と考えているところでございます。

このため、県としましても、能登半島地震での教訓を踏まえた、し尿の収集運搬・処理体制につきまして、第6期南海トラフ地震対策行動計画の中で、広域的な連携体制も含めたし尿処理計画の充実に向けて、市町村と連携をした取組を進めてまいりたいと考えています。

次に、解体工事の円滑化と工事体制の強化についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合には、本県においても非常に多くの損壊家屋が発生すると見込まれており、その解体撤去が大きな課題になるものと考えております。このため本県におきましては、平成28年度末に建設業協会と損壊家屋の解体撤去に係る協定を締結し、体制の整備を図っているところでございます。

しかしながら、本年1月に発生した能登半島地震では、損壊家屋の解体撤去の申請数が想定を上回り、解体工事体制の強化や解体業者の宿泊地の確保などが課題となりました。このため国におきましては、こうした課題への対応策を、能登創造的復興タスクフォース会議、こちらにおきまして省庁横断的に検討しておられるところで、その検討状況を公開しております。

県としましては、こうした能登半島地震での教訓を踏まえて、第6期南海トラフ地震対策行動計画におきまして、損壊家屋の解体撤去に係る事前準備のより一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、英語教育改善への取組についてお尋ねがございました。

全国学力・学習状況調査や英語教育実施状況

調査の結果から、本県の中学生については英語の力をまだ十分に育むことができていないことが明らかになっております。この結果については、大変重く受け止めております。

そして、この要因として、語彙や文法といった基礎的な力を身につけるような反復する学習量が不足していること。2つには、獲得した語彙や文法などを適切に使ったり応用したりする場面や活動の設定ができていないこと、あるいは少ないこと。その学年に求められる英語の知識や技能の定着度合いについてチェックや評価が十分になされておらず、英語学習のP D C Aが十分に回っていないことなどが考えられます。さらに、外部の専門家からは、授業外において英語を実践的に使う機会が他県と比べて少ないことが指摘されております。

県教育委員会では、これまでも子供たちに英語の基本的な力と学習習慣の定着を図るため、デジタルドリルを導入し、その活用に取り組んでまいりました。また、英語教員を対象にした指導力向上のための研修や、指導主事が各校を訪問して授業観察や授業づくりの指導を行ってきております。

こうしたことを充実していくとともに、今後はさらに、対話型A Iを活用して英会話の練習や英作文の学習を増やすなど先進的な授業方法を取り入れる研究校を指定して、授業づくりと家庭学習の充実に取り組んでまいります。また、外部専門家を招聘した定期的な学校訪問や、実践的な指導・評価方法を学ぶ研修会を実施することにより、教員の指導力の向上を図ってまいります。

こうしたことを通して、一人一人の生徒の英語力を伸ばしていきたいと考えております。

次に、県内の小中学校のP T A連合組織の存在意義や役割、課題についてお尋ねがございました。

P T Aは学校と家庭が連携し、子供たちの健やかな成長を支えることを目的とした組織であり、例えば登下校時の交通安全指導などの学校のサポートや地域との連携、また会員相互の交流など、多岐にわたる活動を行っております。

この各学校のP T A同士の連携や活動の活性化を目的とする連合組織として、本県では7つの地域に小中学校P T A連合会があり、さらにこれらをまとめる高知県小中学校P T A連合会が組織されています。

これらの連合組織は、1つの学校だけでなく、広い範囲で研修会やP T A同士の交流の機会提供などを行っております。また、県の様々な会議に代表者が参加して意見を述べるほか、小中学校長会と学校の在り方などについて定期的に意見交換を行っております。さらに、今年度は私も対話、意見交換の機会をいただきました。

こうした活動を通して各学校のP T A活動の充実を図るとともに、子供たちの健やかな成長につながる学校や地域の課題解決に貢献しており、P T A連合組織には大きな存在意義があると考えています。

一方、連合組織の役員の方々から、学校のP T Aに加えて連合会の役員を務めるのは少なからず負担がある、会員数の減少に伴い研修会の運営が大変といった課題もお聞きしております。

県教育委員会としましても、こうした課題の解決に向け、連合組織と合同で研修会を開催する際に会場借り上げ料を負担するとともに、その準備や運営などへの支援を行っております。また、県P T A連合会が行う広報等の活動に対して財政的な支援も行っているところです。

こうした支援を今後も継続するとともに、課題の把握に努め、P T A連合組織の活動が各学校のP T A同士の連携促進や活動の活性化につながるよう取り組んでまいります。

(警察本部長高清水善弘君登壇)

○警察本部長（高清水善弘君） まず、優秀な、有用な人材の確保と育成についてどのように対応していくのか、お尋ねがございました。

優秀、有用な人材を確保していくことは、県内の治安維持や県警察の将来に関わる重要な課題と認識しておりますが、議員御指摘のとおり、少子化や景気の回復などの影響によって採用試験の応募者数は減少傾向にあり、大変厳しい状況でございます。

そのため、県警察では、警察官の仕事の魅力を伝えるため、SNSなどを活用した情報発信のほか、オープンキャンパスやインターンシップなどの体験型イベントの開催、ラッピング電車による広報など多様な採用募集活動を進めております。

また、若手職員の中からリクルーターを指定し、自身の母校などを訪問した上で、仕事のやりがいや実際に担当している業務などを紹介するなどしまして、後輩の皆さんに興味を持っていただく勧誘活動にも積極的に取り組んでおります。

さらに、来年度からは、より幅広く門戸を開くために、柔道・剣道などの段位や語学・簿記などの資格加点を拡充することに加え、試験区分の新設も検討しており、知事部局のチャレンジ型試験区分と同様のSPI試験による採用方式が新設できるよう準備を進めているところでございます。

人材の育成につきましては、警察学校において法律学、柔道や剣道といった術科訓練等によって基本を習熟させ、卒業後の職場実習ではマンツーマン方式による指導に加え、ロールプレイング方式による実践的な総合訓練を行うなど、現場執行力の向上を図っております。今後も若手警察官の特徴を見極めながら、より効果的な人材育成に努めてまいりたいと考えております。

県警察といたしましては、引き続き優秀、有

用な人材の確保と育成に全職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

次に、匿名・流動型犯罪グループ対策についてお尋ねがございました。

近年、SNSを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す犯罪グループが、特殊詐欺をはじめ、強盗、窃盗、詐欺等を広域的に敢行する状況が見られ、また犯罪グループが匿名性の高い通信手段を活用しながら、役割を細分化したり、犯罪によって得た収益を基に各種の事業活動に進出するなど、その活動実態を匿名化、秘匿化する実態も見られることから、準暴力団、いわゆる半グレを含むこのようなグループを匿名・流動型犯罪グループと位置づけております。

その実態については、事件の検挙や視察活動、日頃の情報収集等、幅広い警察活動により解明しておりますが、暴力団や準暴力団に該当するか否かといったことにこだわることなく、特殊詐欺グループ、違法風俗営業グループ、薬物密売グループ、シラスウナギ密漁グループ、暴走族グループ等についても対応していく必要がございます。

そのために、組織犯罪対策部門の参事官を司令塔とした体制を構築いたしまして、従来の情報収集活動のほか、グループ構成をはじめ資金獲得活動等にも着目をいたしました個別の事件捜査や事案対応の過程においても、刑事・組織犯罪対策部門だけに関わることなく、生活安全部門、交通部門等、部門を超えて組織横断的に幅広く情報収集を実施しております。

過日、県警察でも偽物高級腕時計を使用した組織的な詐欺事件を検挙し、また繁華街における悪質な客引き行為を行う違法風俗店舗を摘発したところでありますが、現在摘発したグループのあらゆる違法行為について捜査を尽くし、グループの解体に向け、事案の全容解明を行っ

ているところでございます。

県警察におきましては、匿名・流動型犯罪グループが新たな警戒の空白とならないよう、引き続き組織一体となった実態解明、戦略的な取締りを推進してまいります。

最後に、県内の外国人による犯罪検挙件数の動向と、日本語が十分に話せない外国人からの110番通報や現場での対応にどのように取り組んでいるか、お尋ねがございました。

県内における外国人の犯罪検挙件数は、ここ10年では年間30件前後で推移しており、本年は11月末現在で26件、前年同期比で12件増加しており、罪種別では窃盗犯が15件と半数以上を占めております。

今後も県内においては外国からの旅行者、外国人労働者の増加に伴って、日本語が十分に話せない外国人への対応が必要なケースの増加が予想されるため、これらに適切に対応することが重要と認識しております。

日本語を十分に話せない外国人からの110番通報を受理した際には、110番通報システムの3者通話の機能を活用いたしまして、通報者と警察官との間に通訳員を介して対応しております。また、現場の警察官が対応する際には、スマートフォン型端末に搭載されました多言語の翻訳機能を活用しております。

加えて、通訳体制の強化を図るため、警察職員に語学を専門的に習得させるとともに、民間委託による通訳員を確保するなどの取組も行っております。令和6年11月末現在で、部内の通訳員25人、部外の通訳員51人を指定いたしまして、英語、中国語のほかベトナム語など19の言語に対応することが可能となっております。

県警察といたしましては、引き続き多言語の通訳体制の拡充を図るなどして、日本語が十分に話せない外国人の方々に対して適切に対応してまいります。

(商工労働部長岡田忠明君登壇)

○商工労働部長(岡田忠明君) 賃上げの促進に向けた経営基盤強化の支援について御質問がありました。

県内事業者が持続的な賃上げを行うためには、その原資となる利益を安定的に確保し、それを賃金として分配できるよう、経営基盤の強化を図ることが重要です。

そのために、まずは数年先の会社のビジョン、あるべき姿を描き、中長期的な経営の方向性や目標を示した経営計画などを策定することが有効と考えます。現在、商工会など関係機関と連携し、計画の策定から実行までを支援しているところです。

また、事業者自らの稼ぐ力を高めるために、省力化や高付加価値化につながるデジタル技術の導入をはじめとした設備投資を促すなど、生産性の向上に向けた取組も支援をしています。

一方、事業者の中には、人材不足や費用負担の面から、デジタル化や省力化に消極的な方もおられます。そのため、商工会などと連携し、デジタル化の効果や導入事例集の紹介などによって取り組む意欲の向上につなげるとともに、セミナーの開催などを通じて、デジタル技術を活用できる人材の育成にも取り組みたいと考えています。

今後とも、生産性向上の支援を通じて事業者の経営基盤を強化し、持続的な賃上げにつながるという好循環をつくり出す施策を充実強化していきたいと考えています。

(水産振興部長濱田美和子君登壇)

○水産振興部長(濱田美和子君) まず、県産水産物の輸出拡大への課題と、水産物輸出促進協議会と連携した取組についてお尋ねがございました。

県では、旺盛な海外需要に向けた県産水産物の輸出拡大を目指し、大型加工施設の整備に加

え、漁協や加工事業者などで組織する高知県水産物輸出促進協議会の見本市への出展に対する支援などに取り組んでまいりました。その結果、一時的に新型コロナの影響を受けたものの、中国への養殖クロマグロを中心に輸出が拡大し、平成27年に3,000万円であった県産水産物の輸出額は、令和5年には5億2,000万円に達しました。

しかしながら、令和5年8月の中国の日本産水産物の輸入停止措置により本県の事業者も大きな影響を受け、中国以外の新たな販路の開拓が課題となっています。

そのため、世界一の人口を有し、急速な経済成長が見込まれるインドなどにおいて、水産物輸出促進コーディネーターのネットワークを活用した新たな輸出ルートの開拓を進めているところです。

具体的には、輸出促進協議会と連携して、議員のお話にもありました、IT産業における経済成長が著しいベンガルールにおいて、本年7月にインドでは本県初となる賞味会を開催し、現地の卸売事業者とパートナーとしての関係を構築することができました。来年2月には日本総領事館主催のイベントにおきまして、この現地パートナーと連携した県産水産物のPRを行うなど、販路開拓を進めてまいります。

さらに、シンガポールやベトナムの百貨店等に店舗を展開されている国内企業と連携した高知フェアの開催など、これまで取り組んできた東南アジアや米国などへの取組も強化してまいりたいと考えております。

中国の輸入再開の動向を注視しつつ、こうした取組を輸出促進協議会と一丸となって進めることで、県産水産物のさらなる輸出拡大につなげてまいります。

次に、キンメダイの不漁の原因と対策についてお尋ねがございました。

これまでの研究によると、本県のキンメダイ資源は、国内の主要な漁場である関東沖から移動してくるものと考えられており、その関東沖の資源量は増加傾向にあります。

一方、室戸や土佐清水など本県の主要な水揚げ地でのキンメダイの水揚げ量は、平成23年以降500トンから600トンで推移しておりましたが、令和3年から大きく減少し、令和5年は46トン、今年はさらに減少する見込みとなっています。

この減少の原因は、平成29年以降の黒潮大蛇行に伴い、水温の高い黒潮の流れが岸から大きく離れ、関東沖からのキンメダイの移動経路である紀伊半島沖から漁場である室戸沖にかけて水温が低下することにより、キンメダイの移動や生息に適さない状態となっているためであると考えています。

こうした状況の中、一部のキンメダイ釣り漁業者は、カツオやキハダマグロなど、ほかの魚種を釣る漁業へ転換することで収入を確保しています。このため県では、漁業経営の安定化に向けて、キンメダイだけに依存しない、いわゆるマルチ漁業化を推進するため、漁業就業支援センターの研修の充実や、漁法の転換に必要な機器整備への支援を検討しているところです。

あわせて、黒潮大蛇行の終息による本県沖の資源の回復を見据え、高知マリンイノベーションで取り組んでいる、キンメダイ漁業の効率化に向けた二枚潮予測の精度向上についても、国の機関とも連携しながら継続してまいります。

(農業振興部長松村晃充君登壇)

○農業振興部長(松村晃充君) 若い世代の就農者や電子機器などが苦手な方へのIOPクラウド、SAWACHIの利用拡大についてお尋ねがございました。

県では、これまで幅広い世代を対象に各地域での説明会や操作体験会の開催、さらには施設園芸農家を中心に個別訪問を行うなど、SAWA

CHIの利用拡大に向けた様々な取組を行ってきました。

その結果、本年11月末現在で1,472戸に加入していただいておりますが、SAWACHIの効果を十分に伝え切れていないことや、電子機器に対する苦手意識などから、本年度の目標2,500戸に対して思ったように伸びていない状況です。

一方で、SAWACHIを活用することで、ナスやキュウリなどの主要野菜の利用農家においては、SAWACHIを利用されていない農家と比べて平均収量が20%以上多くなるといった成果や、栽培経験の少ない若い生産者がデータに基づいた栽培管理を行うことで、産地の部会の中で上位の収量を上げている事例など、各地で効果が現れてきています。

SAWACHIの利用農家を拡大していくためには、何よりその効果を実感していただくことが重要です。そのため、こうした成果の周知に加えて、ターゲットを絞り、それぞれの農家の目指す経営に対してデータがどのように効果をもたらすのかを示して、加入の促進を図っていきます。

その中で、若い生産者へは、栽培の経験や知識が豊富でなくても、SAWACHIの活用により収益の増加を実現できること、さらには効率的な栽培管理によって作業時間が削減され、働き方の改革にもつながることなどを伝え、加入を促進していきます。

また、電子機器の操作の苦手な方には、スマートフォンからSAWACHIに簡単に接続できるよう支援するとともに、農家の関心が高い出荷データや病害虫発生状況などをスムーズに見ることができる操作講習会などを実施して、SAWACHIを身近に感じていただきたいと考えております。

今後も、農家それぞれに応じたきめ細かな対応と、SAWACHIの利便性を向上させるこ

とで、利用者の拡大を図ってまいります。

○9番（今城誠司君） それぞれに丁寧な御答弁をありがとうございました。

さきの質問者の皆さんと類似した質問もございましたが、適切な答弁をいただきました。誠にありがとうございます。2問目はありません。

来年は、穏やかな、災害のない年となることを心から御祈念申し上げまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（加藤漠君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第1号から第40号まで、以上40件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末240ページに掲載〕



請願の付託

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。

請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について」まで、以上5件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末244ページに掲載〕



○議長（加藤 漠君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明14日から19日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月20日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤 漠君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月20日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時22分散会

令和6年12月20日（金曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総合企画部長 松岡孝和君
- 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
- 総務部長 清水敦君
- 危機管理部長 三浦謙一君
- 健康政策部長 中嶋真琴君
- 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
- 文化生活部長 池上香君
- 産業振興推進部長 合田和穂君
- 商工労働部長 岡田忠明君
- 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
- 農業振興部長 松村晃充君
- 林業振興・環境部長 西村光寿君
- 水産振興部長 濱田美和子君
- 土木部長 横地和彦君
- 公営企業局長 澤田昌宏君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会事務局長 笹岡浩君
- 公安委員長 刈谷敏久君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 岡林秀典君

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 梅森実君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主 幹 大川美千子君



議事日程(第5号)

令和6年12月20日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第3号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案
- 第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 令和7年度当せん金付証券の発売総額に関する議案
- 第15号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第16号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第17号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第18号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知港係留施設等の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県道路照明灯一括LED化委託業務契約の締結に関する議案
- 第25号 国道494号社会資本整備総合交付金(野瀧トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第26号 和食ダム本体建設工事請負契約の一

<p>部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 27 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>第 28 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案</p> <p>第 29 号 令和6年度高知県一般会計補正予算</p> <p>第 30 号 令和6年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算</p> <p>第 31 号 令和6年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算</p> <p>第 32 号 令和6年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算</p> <p>第 33 号 令和6年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算</p> <p>第 34 号 令和6年度高知県県営林事業特別会計補正予算</p> <p>第 35 号 令和6年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算</p> <p>第 36 号 令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算</p> <p>第 37 号 令和6年度高知県流域下水道事業会計補正予算</p> <p>第 38 号 令和6年度高知県電気事業会計補正予算</p> <p>第 39 号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算</p> <p>第 40 号 令和6年度高知県病院事業会計補正予算</p> <p>請第2-1号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第2-2号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第3-1号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を</p>	<p>求める私学助成の請願について</p> <p>請第3-2号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p> <p>請第4号 「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について</p> <p>追加</p> <p>第 41 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 42 号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 2</p> <p>議発第 1 号 高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>追加</p> <p>議発第 2 号 邦人保護のため中国における万全の措置を取るよう求める意見書議案</p> <p>議発第 3 号 脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書議案</p> <p>議発第 4 号 森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案</p> <p>追加</p> <p>議発第 5 号 高額療養費制度の自己負担限度額の引上げに反対する意見書議案</p> <p>追加 継続審査の件</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（加藤 渚君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p>
---	---

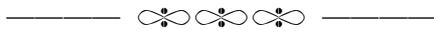
諸般の報告

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。

知事から、田村会計管理者が身内の御不幸のため、本日の会議を欠席させたい旨の届出がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末267ページ
に掲載〕



委員長報告

○議長（加藤漠君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第40号まで及び請第2-1号から請第4号まで、以上45件の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

西森雅和危機管理文化厚生委員長。

（危機管理文化厚生委員長西森雅和君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（西森雅和君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案から第5号議案、第7号議案から第9号議案、第11号議案、第15号議案、第28号議案、第29号議案、第32号議案、第38号議案から第40号議案、以上15件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第2-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第3-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助

成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第29号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、LPガス料金高騰対策支援事業費について、執行部から、国の地方創生臨時交付金を活用し、LPガス料金の高騰の影響を受けている生活者に対して支援を行うものである。支援の対象は、県内LPガスを利用する全世帯となる約21万5,000世帯を予定し、支援額としては、1世帯につき1,300円を上限とし、来年2月から3月までの2か月間で、各月650円を各世帯のLPガス料金から減額をする形で実施するものであるとの説明がありました。

委員から、4月以降の支援についてはどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、国の交付金を活用しているため、国の動きに合わせて同様の取組を行うことは考えられるとの答弁がありました。

別の委員から、対象期間を1月からとする議論はなかったのかとの質疑がありました。執行部からは、販売店や消費者への周知などの作業があり、議会での議決後、一定の準備期間が必要であることから、2月からの2か月間を対象としたとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、危機管理部についてであります。

高知県消防広域化基本構想骨子案について、執行部から、今後人口減少が進む中、県内消防力の維持及び確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化する。その中で、本部機能の集約を通じて総務業務や通信指令業務等をスリム化し、生じた余力を現

場業務に振り向けるとともに、消防サービスの高度化を図り、県民の安全・安心の確保に資するものであるとの説明がありました。

委員から、職員の処遇の統一や消防事務の組織、業務の一本化について、非常に関心が高い内容であることが想定されるが、新体制への移行スケジュール案の最後になっている理由はどのようなものかとの質問がありました。執行部からは、県内15消防本部でもばらつきがあり、職員の処遇の統一については、かなりの時間を要すると考えている。来年度の在り方検討会などでも議論をし、様々な意見を踏まえながら進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、消防広域化については現場からの声が重要であるため、メリットやデメリットをしっかりと伝えた上で判断をしていただけるような情報提供が必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、県内15消防本部、34市町村と非常に関係者が多いため、来年度の在り方検討会などでは様々な観点で議論を行う必要がある。このため判断に必要な情報提供を行い、是々非々で議論をし、丁寧に進めていきたいとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

高知県の周産期医療体制の将来像について、執行部から、県内の周産期医療の窮状を踏まえ、有識者会議での議論を行い、本県の周産期医療体制の将来像と実現に向けたロードマップを作成した。今後は、医療機関、関係機関などと連携して、将来にわたって安心・安全に出産できる医療体制を確保していくとの説明がありました。

委員から、分娩取扱施設までの距離が課題の一つとなっている中で、高幡保健医療圏について設定の変更は検討しているのかとの質問がありました。執行部からは、周産期医療圏の設定については、施設の配置や患者動向に合わせた

見直しに向けて関係機関と協議を行うこととしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、妊婦健診を行っているくぼかわ病院などを活用して、高幡保健医療圏に分娩取扱施設をつくることは難しい状況かとの質問がありました。執行部からは、出生数が少ない状況で、新たな分娩施設をつくることは、病院の経営面や医師確保の面から難しいため、分娩取扱施設と中山間地域などの健診施設の間で情報共有を行うセミオープンシステムなどにより、妊産婦を支援していくとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

地域医療連携推進法人の設立について、執行部から、幡多地域において令和2年から令和22年までの20年間で約32%の人口減少が想定され、このうち現在増加傾向にある後期高齢者についても、令和12年以降は減少に転じることが想定される。人口と同様に、入院患者についても今後減少していくことが見込まれる。また、医師はもとより看護師やコメディカルなどの医療従事者の不足や患者数の減少に伴う経営状況の悪化といった点が、幡多けんみん病院を含む地域の各医療機関共通の課題となっている。こうした共通課題に対応するためには、幡多地域における各医療機関が個別に対応するのではなく、協調による地域の医療サービスの持続的、安定的な提供が必要であり、これまで以上に各医療機関が協調関係を深めるとともに、役割分担をしつつ取り組んでいくため、地域医療連携推進法人を設立するものであるとの説明がありました。

委員から、各病院に雇用契約があり、労働条件等は決まっているが、地域医療連携推進法人で働く上での処遇等についてはどのように調整するのかとの質問がありました。執行部からは、地域医療連携推進法人の役割では、各病院のス

スタッフの派遣の調整を行うものであり、雇用についてはこれまでどおり各病院が独立して行うものであるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、各病院において相互派遣を行う場合、派遣先の医療機関と派遣元の医療機関の労働条件が異なるが、どのように調整するのかとの質問がありました。執行部からは、各病院間での相互派遣に係る労働条件については、これから具体的な検討を行う必要があるとの答弁がありました。

委員から、派遣をする上で、条例の変更等の必要はないかとの質問がありました。執行部からは、具体的な派遣期間や形態は現在検討中であり、条例の変更の必要性についてはその結果を踏まえて確認を行う必要があるとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（加藤漠君） 久保博道商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長久保博道君登壇）

○商工農林水産委員長（久保博道君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第17号議案、第18号議案、第29号議案、第33号議案、第34号議案、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、就職支援相談センター事業実施委託料の債務負担行為について、執行部から、若者の就職をサポートするための施設であるジョブカ

フェこうちの運営を、年度替わりの際にも引き続き委託するためのものであるとの説明がありました。

委員から、ジョブカフェこうちの利用状況や実績はどのようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、令和5年度の相談件数は2,000件余り、就職者数は約600名である。ただ、最近は賃金だけでなく働きやすい環境を求める人も増えてきているので、就職に関する手厚い支援を行っているとの答弁がありました。

別の委員から、高知市にあるジョブカフェこうちでは手厚い支援が行われていると思うが、本県の東部及び西部の若者にはどのように支援を行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、東部の方は高知市に来ていただくことになるが、西部については四万十市にサテライトを週3日開設し、利用していただいているとの答弁がありました。

次に、第29号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、特別高圧電気料高騰緊急支給付金について、執行部から、国の電気料金負担軽減措置の対象外となっている特別高圧電力について、国の重点支援地方交付金を活用し、県独自の支援を実施するものである。なお、給付金単価は事業者ごとに算出するが、大企業については、企業体力などを踏まえて単価を2分の1としているとの説明がありました。

委員から、大企業については何社の支援を想定しているのかとの質疑がありました。執行部からは、大企業については、営業利益額が前事業年度より減少していることを要件としており、現在4社を想定しているとの答弁がありました。

別の委員から、本年11月及び12月分の支援が行われない理由は何かとの質疑がありました。執行部からは、国が低圧電力及び高圧電力を支援した期間と同じ期間について、県が特別高圧について支援を実施するものであるとの答弁が

ありました。

次に、農業振興部についてであります。

第29号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、県営ため池等整備事業費について、執行部から、農業用ため池の耐震補強対策などを行うものであるとの説明がありました。

委員から、以前県営ため池等整備事業は入札不調・不落が多かったが、積算の見直しを行った後の入札状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、入札不調・不落は年々減少しており、今年度は5件の入札を行って1件入札不調があったものの、再入札により落札されているとの答弁がありました。

別の委員から、今年は異常な渇水で、工事中に水が不足するトラブルがあったと聞くが、地元の方との協議は円滑に行われているのかとの質疑がありました。執行部からは、かんがい期は避けるようにしているが、短期間で終わる工事ではないので、水については地元の生産者や水利組合と協議して、仮の池を造るなどの対策を講じているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第17号「高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案」及び第18号「高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、2つの施設の指定管理者を募集したところ、それぞれ1団体から応募があり、審査委員会の審査の結果、候補者として適当であるとの評価を受けたことから、指定管理者の指定について議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、どちらの施設も応募が1者で競争性は働かなかったことになるが、十分周知は行ったのかとの質疑がありました。執行部からは、県のホームページやさんSUN高知で周知を行い、応募可能性のある事業者に声かけも行ったところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、どちらの応募者も専門的知見を有して評価されていると思うが、競争性が働くよう努力していただきたいとの要請がありました。

次に、報告事項についてであります。

商工労働部についてであります。

高知県大規模小売店舗立地審議会について、執行部から、高知市東雲町に新たに立地する店舗について、周辺地域の生活環境の保持の観点から、施設の配置や運営方法など設置者が配慮すべき事項について審議していただき、意見なしとの答弁をいただいた。県から設置者には、注目度の高い店のオープンになることから、近隣の交通渋滞等も懸念されるので、住民からの要望には真摯に対応するよう要請しているとの説明がありました。

委員から、交通渋滞に関してどのように検証し、公表することになるのかとの質問がありました。執行部からは、オープン後、届出どおりに駐車場が確保できていない場合など、設置者側の責任により周辺地域に悪影響を及ぼした場合は、法律に基づいて県に状況を報告させるようにしているとの答弁がありました。

別の委員から、店舗付近の歩行者の安全確保について、審議会では議論されたのかとの質問がありました。執行部からは、審議会では小学生の通学時間帯に注意してほしいとの指摘があり、設置者からは、誘導員を配置するなど配慮していくとの回答があったとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

仮称四万十市新食肉センター建替工事プロポーザル審査会の結果について、執行部から、四万十市の新食肉センターの実施設計・施工一括発注のプロポーザルを実施し、1企業が参加したが、審査の結果、当該企業体の価格提案が上限価格内に収まっていなかったため、受託

候補者の選定には至らなかった。今後は、四万十市及び一般社団法人四万十食肉公社において上限価格に収まらなかった要因を整理するとともに、事業費の見込みを改めて精査する。四万十市は、それらの結果を踏まえて、今後の方針について、県を含めた関係市町村と協議の上、できるだけ早期の発注に向けて取り組むとしているとの説明がありました。

委員から、受託候補者の選定に至らなかった要因には、現在の資材高騰などが影響しているのかとの質問がありました。執行部からは、四万十市と公社で現在要因を分析中であり、県としても分析に参加しながら、事業費の見込みについて精査していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、新食肉センターの完成時期はどの程度遅れるのかとの質問がありました。執行部からは、県を含めた関係市町村との協議の結果により明らかになってくるものであるが、県としては四万十市と連携し、早期整備の実現に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（加藤 渚君） 土森正一産業振興土木委員長。

（産業振興土木委員長土森正一君登壇）

○産業振興土木委員長（土森正一君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第5号議案、第10号議案、第16号議案、第19号議案から第22号議案、第24号議案から第26号議案、第29号議案、第35号議案、第37号議案、以上15件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を

高知県に求める請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、観光振興スポーツ部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、バリアフリー観光相談事業等委託料の債務負担行為に関連して、委員から、観光施設における心のバリアフリー認定を受けた28施設の中に、宿泊施設はどれだけあるのか。また、他県では、障害がある方が車椅子でも入浴できるホテルがあると聞いたが、本県ではどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、28施設のうち宿泊施設は17施設ある。ホテルでの入浴介助などについては、トラベルヘルパーを利用するケースが多いと思うが、県内ではなかなか普及していないため、今年度トラベルヘルパーの活用も含めてバリアフリー観光モニターツアーを実施したところである。今後はこうしたトラベルヘルパーの活用についてもウェブなどで発信し、県内施設へ普及していきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第29号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、地籍調査事業費補助金について、執行部から、国の経済対策補正予算を活用して、安芸市ほか8市町において地籍調査事業を推進するためのものであるとの説明がありました。

委員から、地籍調査の進捗率はどれくらいであるかとの質疑がありました。執行部からは、高知県全体で60.1%であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、土地の境界を知る方々の高齢化が進んでおり、現場である山にも行けなくなっている現状がある。また、近年の気候変

動に伴う集中豪雨などにより、山が崩れるなど土砂災害も頻発していることから、できるだけ早く調査を進めるよう、市町村を促していただきたいとの要請がありました。

次に、第24号「高知県道路照明灯一括LED化委託業務契約の締結に関する議案」について、執行部から、県が管理する約6,000灯の道路照明灯のLED化と、その照明灯の維持管理業務を10年間委託しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、契約を締結することによって、どれくらいの費用対効果が見込まれるのかとの質疑がありました。執行部からは、電気代については年間で約5,600万円程度の削減を見込んでいる。また、これまで土木事務所が行っていたナトリウムランプが切れたときなどの修繕費が年間3,000万円程度かかっていたと把握しており、毎年8,600万円程度削減ができる見込みであるとの答弁がありました。

次に、請願についてであります。

土木部についてであります。

「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について」であります。

執行部から参考説明として、国から昨年11月に高知港、須崎港、宿毛湾港の3港を特定利用港湾の候補としたいとの申入れがあり、国と協議を重ね、県と関係3市との意見交換会を経て、3月22日に指定の受入れを表明し、あわせて高知県版Q&Aの公表も行った。正式な国との合意文書は4月1日付で取り交わしている。これまでも特定利用港湾に関して国と県との意見交換会をオンラインで開催し、公表しているところであるが、今後も引き続き、意見交換を開催した場合は、その内容については国と調整の上、可能な限り公表していきたいとの説明がありました。

委員から、指定の受入れを取り消すことは手

続上できるのかとの質疑がありました。執行部からは、合意の破棄は想定されていないため、指定の受入れを取り消す事態が発生するのであれば、そのときに検討されることになると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、特定利用港湾の指定を受け入れたことが、今後県民の命や暮らしにとって大変危険なものとなった場合は、指定の受入れを取り消すなど、いま一度考え直すことはとても大事なことだと思うが、行政の役割をどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、これまで国と議論を重ね、確認し合ってきた内容が変わるようなことがあれば国に伝え、しっかりと国と対話をしていくことが重要であると考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

観光振興スポーツ部についてであります。

県立スポーツ施設のあり方検討会の進捗状況について、執行部から、県民体育館の再整備等に係る基本方針策定に向けた重点ポイントのうち、スポーツとエンタメとして、全国規模の競技大会やプロスポーツの試合、コンサートなど、県内外から若者や子育て世代が集い、楽しめる空間をつくることに加え、全県規模の競技大会等の主たる施設として整備する必要があるとの説明がありました。

委員から、全国規模の競技大会あるいはコンサートを多角的に開催するために、どれくらいの収容人数を想定しているのか、また現施設の面積だけで十分に対応できるのかとの質疑がありました。執行部からは、利用者から要望が多い駐車場の台数確保も考えると、現有地の面積では少し厳しい状況にある。ただし、旧高知市南消防署の跡地の活用が可能であれば、全国規模の競技大会やコンサートを開催できる5,000人規模の施設を整備することは可能であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、全国規模の競技大会あるいはコンサートを多角的に開催するためには、最低でも5,000人以上の規模の施設が必要だと考える。駐車場の台数確保にとらわれることなく、現有地の交通アクセスの利便性を踏まえ、施設に必要な規模の確保を重点的に検討していただきたいとの意見がありました。

別の委員から、現有地より広さのある旧高知南中・高等学校跡地の利活用も考えてはどうかとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（加藤渚君） 三石文隆総務委員長。

（総務委員長三石文隆君登壇）

○総務委員長（三石文隆君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第6号議案、第12号議案、第14号議案、第23号議案、第27号議案から第31号議案、第36号議案、以上12件については全会一致をもって、第13号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第3-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、教育委員会についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、県立学校整備事業費の債務負担行為に

ついて、執行部から、日高特別支援学校の寄宿舎の改築工事の施工のため入札を行い、落札者を決定したが、その後設計書の積算誤りが判明し、再度入札を行う必要が生じた。このため、完成が3か月遅れ、令和8年6月末となる見込みとなったことから、工事監理委託料と工事請負費の債務負担行為の期間を令和8年度までに変更するものであるとの説明がありました。

委員から、落札された事業者や学校側に多大な迷惑をかけている。なぜこのようなことが起きたのかとの質疑がありました。執行部からは、設計書については土木部で作成、積算をしており、チェックリストを使用して担当から課長まで確認をしていたが、今回チェックリストにない項目に誤りがあり発生した。今後は土木部においてチェック体制を強化するとともに、教育委員会においても事務的なチェックを行うことで再発防止に努めていくとの答弁がありました。

複数の委員から、このことについて重く受け止め、今後こういったことが起こらないよう、再発防止を徹底していただきたいとの意見がありました。

次に、こうち未来創造グローバル人材育成事業について、執行部から、全国にグローバル人材育成に取り組む留学モデルの拠点地域をつくることを目的とした国の「トビタテ！留学JAPAN」の支援制度を活用し、県内の公立及び私立の高等学校等の生徒を対象に5つのコースで計30名程度の募集を行う。令和7年度の夏期休業期間を中心に留学を予定していることから、本格実施に向けた事業の周知などの事前準備に係る費用を計上するものであるとの説明がありました。

委員から、すばらしい取組で期待をしている一方で、留学する生徒は、高知の代表、ひいては日本の代表として行くのだという自覚を持ってもらいたい。本事業をきっかけに、これまで以上に郷土愛や国旗・国歌に関する学習に力を

入れるべきと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、本事業は第4期教育振興基本計画の、高知県や我が国の伝統、歴史、文化等を学ぶとともに、グローバル社会で活躍する人材の育成を達成するために行う事業である。高知県あるいは日本の文化、歴史などもしっかりと学んだ上で、留学していただける生徒を募集していくとともに、選考もしっかりと行い、留学の意味や意義を周知徹底していきたいとの答弁がありました。

委員から、本事業が興味本位で終わることのないよう、しっかり取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第13号「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、道路交通法施行令の一部改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が導入されることに伴い、新たに徴収する手数料が新設されることなどに対応するものである。また、免許証の保有形態については、従来どおりの免許証のみ、免許証とマイナ免許証の2枚持ち、マイナ免許証のみの3パターンから自由に選択できるようになるとの説明がありました。

委員から、免許証を持つ方法が3パターンでできることで複雑となる。オンラインでの講習受講など便利になるところもあるが、リスクもあるのではないかと。海外で日本の免許証の提示を求められる場合についてはどうなるのかとの質疑がありました。執行部からは、海外で自動車を運転するために現地で免許証を取得する場合には、日本の免許証が必要であり、マイナ免許証では対応できないため、その際には従来の免許証が必要となるとの答弁がありました。

別の委員から、3つのパターンの中で自分がどれを選べばよいかを迷わずに決められるような冊子などを作成する予定はあるかとの質疑が

ありました。執行部からは、そういった資料を作成する予定である。3つの選択肢のメリット・デメリットを説明して、自由に選んでいただけるような形で進めたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

教職員等の不祥事について、執行部から2件の報告がありました。

複数の委員から、教員による子供への性暴力が起こったことはゆゆしき事態である。校長会などでの要請だけでない具体的な対策の実施や、子供たちが相談しやすい相談窓口の周知や体制の強化にしっかりと取り組むべきであるとの強い意見がありました。

別の委員から、不祥事が続いていることから、全ての教職員が自分事として捉え、教職員としての原点に立ち返ってしっかりと考えるようにしていただきたいとの意見がありました。

次に、県立高等学校再編振興計画の次期計画について、執行部から、基本的な考え方として、多様性への対応や共通性の確保、地域とのつながりによる教育の質の向上及び環境の充実、また学校、課程の適切な配置と、学校規模の確保による学びの機会の保障とした。今後、計画の案を固め、年度末には次期計画を策定したいとの説明がありました。

委員から、高等学校の魅力化を進めるには、地域の様々な関係者を巻き込む必要があり、高校魅力化コーディネーターの役割は大きい。人材確保には工夫が必要だと思うが、どのように取り組んでいるかとの質問がありました。執行部からは、優秀な人材の確保には苦勞しており、魅力化に取り組む企業とタイアップしてアドバイスをもらいつつ、人材育成にも取り組んでおり、様々な対策を検討していきたいとの答弁がありました。

委員から、県外から生徒を募集することについては、移住対策にもなると思うが、関係機関との連携はどのように考えているかとの質問がありました。執行部からは、高知暮らしフェアへ出展しており、引き続き関係人口づくりのため、関係機関と日頃から情報共有し、連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、定時制夜間課程を6校程度の配置に見直すとのことだが、通信制とは違う定時制の魅力もある。どういった方向で検討しているのかとの質問がありました。執行部からは、近年は入学者の平均が5名未満の定時制が多くなっており、夜間のニーズが減ってきていると考えている。地域で学べる場は残しつつ、通信制の協力校の配置とバランスを取りながら慎重に検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、中山間地域の小規模校については、今生徒数を確保していかないと存続が厳しいという危機感を地域や市町村と共有していくことが大事であるが、どのように取り組んでいくのかとの質問がありました。執行部からは、10月から11月にかけて市町村を訪問し、意見交換を行ったが、高等学校の取組が十分に知られていないところもある。一方で、地域や市町村との協働が進んでいる学校では、県外等からの問合せも多くなっており、そういった取組を地域の中学校や中学生、保護者等にもしっかりと伝えていきたい。また、他の高等学校にも広げていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



討 論

○議長（加藤渚君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第13号議案並びに請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について」まで、以上5件の請願に関し、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

37番塚地佐智議員。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は、日本共産党を代表し、議案第13号「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」に反対、請第2-1号と請第2-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」、請第3-1号と請第3-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」、請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について」は、不採択とした委員長報告に反対をし、それぞれの請願に賛成の立場で討論を行います。

まず、議案第13号高知県警察手数料徴収条例について申し上げます。

この条例案は、運転免許証をマイナンバーカードと一体化できることとなったことに関連して、発行や講習などに係る手数料を変更するために改正を行うものです。現行の運転免許証を存続させてはいますが、政府が進める危険なマイナンバーカードの利用拡大を狙い導入されるものであり、さらに運転免許証更新とマイナンバーカードの更新時期との混乱や書換え手続の煩雑さの増大も懸念をされ、反対です。

次に、すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願、教育費負担の公私間格差

をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について申し上げます。

この請願は、それぞれ4,886人、1万2,078人の請願者が名を連ね、県議会に提出をされました。教育委員会に対しては、ブラックと言われるまでになっている学校現場の働き方の改善、複雑化している教育課題に向き合うための少人数学級の拡大、産休の代替も見つからず先生のいない学級が続出する非常事態の改善、義務教育でありながら年々増加する保護者負担、例えば教材費や制服、部活動費、通学費用などが家計を圧迫しているため、その軽減を求めるなど緊急で切実な要望項目が記されています。

知事部局に対する私学助成については、全国的には半数以上の都県で行われている入学金への助成や、他県では年収910万円まで対象になっている修学支援金、いわゆる授業料補助の県単独助成が高知県では700万円まで切られており、この間の努力もありながら、なお一層の公私間格差の解消を求めるものです。県としての努力方向に反するものではなく、より推進することを求める願意は、不採択とすべきものではありません。

この10年間、本県の教育の充実と子育て支援の当初予算は200億円から250億円程度で推移をしています。全国で最も出生者数が少なく、さらなる子育て支援と教育環境の充実は、移住促進の上でも重要課題です。国においてもこどもまんなか社会の実現が提唱されています。抜本的な教育予算の拡充で請願項目を実施されるよう求めるものです。ぜひとも賛同いただきたいと思えます。

最後に、「特定利用港湾」指定同意の撤回を求める請願について申し上げます。

特定利用港湾とは何か、それは紛れもなく、これまでの民生利用の商業港に新たな位置づけを行い、一般の港と差別化を図るための指定に

ほかなりません。どういう差別化か、県が政府と交わした確認文書には、国民の生命、財産を守る上で緊急性が高い場合であって、合理的な理由が認められるときには、民生利用に配慮しつつ、自衛隊、海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるように努めると書かれており、政府の判断で武器、弾薬の輸送、部隊の展開にも柔軟かつ迅速に使用できる港、つまり準軍港としての位置づけを持つ港という差別化が行われたと言わなければなりません。

高知港、須崎港、宿毛湾港という県内の3つの重要港湾が特定利用港湾に指定されたことにより、県民に重大な危険性がもたらされることとなりました。その危険性については、坂本県議の討論で説明をされることと思いますので、私はこのような重大な決定を、国との間で法的な問題の解明もせず、県民に周知や説明の機会も設けず、国の要請を優先し、2023年度内に結論ありきで進めてきたことを問題視し、白紙撤回を求めている点について申し上げます。

特定利用港湾の指定については、内閣官房、防衛省、国土交通省などから県に初めて要請があったのは今年の10月23日、このときは特定利用ではなく特定重要拠点という名称でした。知事は、直後の記者会見で、国、県双方にメリットがあると早々に前のめりのコメントを出されました。その後、県も国に対して情報公開も求められた経過はありますが、国との直接の説明を受けたのは今年2月13日、港がある高知市、須崎市、宿毛市担当者へのオンラインによる非公開の説明にとどまっています。

3月5日になって、国は内閣官房のホームページにやっと26問のQ&Aをアップしましたが、それ以外は今もって国から県民への直接の説明は行われていませんし、知事もまたそれでよしとし、国に直接の説明を求めることをかたくなに拒否されました。3月22日に国に受入れを表

明いたしました。国からの直接の説明もないままの強行に、県民の納得が得られないのは当然であり、撤回を求める声となっています。

さらに重大なのは、特定利用港湾の運用の枠組みについて、意図的か認識不足かははかることはできませんが、県民への説明に重大なそごがあった点です。2月29日の本会議での中根議員の質問に対し、知事は国からの説明として、平時の際に港湾法などの既存の制度にのっとり、民生利用を主として自衛隊などの円滑な利用を調整するものであり武力攻撃事態といった有事を対象としていない、有事はそのときの状況に応じて必要な港湾施設を利用することになるため、特定利用港湾の今回の位置づけと有事の際に使用されることとの間に直接的な関係はない、新たな部隊配置はないと聞いており軍事利用化につながることはないというふうに認識している旨を答弁されました。この答弁を聞く限りでは、平時の利用の枠組みで、軍事行動と一線を画しているというメッセージとなります。

しかし、国は、有事とはまさに日本が直接武力攻撃を受けている事態を指し、平時という枠の中には、自衛隊が米軍への後方支援や日本以外で米軍と共に武力行使ができる重要影響事態、存立危機事態等が含まれていることを明らかにしてきませんでした。特定利用港湾は、こうした事態に、訓練ではなく、柔軟で迅速な利用で武器、弾薬を含む物資の輸送や部隊の展開を行うことを含んだ指定なのであり、軍事利用の枠組みに組み込まれることになるものと言えます。

知事がこの点を認識され、国に確認を取り、国から相違ありませんとの回答が来たのは、2月県議会の閉会日の3月21日、県が作成したQ&Aで公表したのは、国に受入れ表明を行った当日、3月22日です。知事は、先日の本会議で、2月県議会の私の質問の仕方に注文をつけられ

ましたので、あえて言わせていただくなら、平時という言葉の法的な内容と本質を確認することなく、受入れありきで進んでいた無責任さこそ反省をしていただきたいと思います。平時という言葉の隠れみので、本当の狙いが県民にも県議会にも伝えられず、議論されないまま受入れ表明を交わしてきた確認書は撤回すべきとの請願は、県議会に寄せられた県民の負託に応えるものだと思います。

同僚議員の皆さんの御賛同を心からお願いして、私の討論といたします。(拍手)

○議長(加藤 漢君) 25番寺内憲資議員。

(25番寺内憲資君登壇)

○25番(寺内憲資君) 私は、第13号議案「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」につきまして、賛成する立場から討論を行います。

道路交通法に係る事務手数料の一部改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が図られ、免許情報記録個人番号カードが新たにできることとなります。以後、これをマイナ免許証と呼びます。

マイナ免許証ができる前までは、戸籍とか住民票の記載に変更が生じた場合には、市町村役場に出向き変更手続を行った後に最寄りの警察へ出向き、同じ手続をしなければなりませんでしたが、マイナ免許証ができることにより、令和7年3月24日以降は、事前に電子証明書を出してさえおけば、市町村窓口で変更を行えば、後はデータ処理を行うことから、警察署に行く必要がなくなります。このことから、引っ越し等により住所変更を余儀なくされた運転免許証を保有する県民の方には、手続の手間が省け、サービスの向上につながることであります。

また、優良運転者講習と一般運転者講習の区分の方は、24時間どこでもスマートフォンや

パソコンを使い、オンラインで運転免許の更新講習を受講することができるようになります。このオンライン講習は、子育てなどで時間が取れない県民の方には大変喜ばれる更新講習ではないかと考えます。

このオンライン講習が導入されたことにより、これまでは運転免許証の即日交付を受けようと思えば、いの町枝川にある運転免許センターまで行かなければなりませんでした。今後は、例えば宿毛警察署や室戸警察署の窓口であっても、オンライン講習を受講していれば、従来のような講習待ちをしなくてもよい上、免許証も作らなくてもよく、マイナ免許証のデータの移替えのみで済むことから、警察署でも免許証の即日交付が可能となります。

さらに、免許証の更新手数料についても、従来の更新手数料は更新手数料2,500円、講習手数料500円の合計3,000円でありましたが、令和7年3月24日以降にマイナ免許証のみに変更した場合、更新手数料2,100円、従来の対面講習手数料500円の合計2,600円となり、オンライン講習によりマイナ免許証のみに変更した場合は、更新手数料2,100円、オンライン講習手数料200円で合計2,300円となり、従来より700円も安くなります。

一方、海外で車を運転する場合には国際免許証が必要となります。県民の方が国際免許証を取得する方法は、高知県公安委員会から国際免許証の発行を受けていく場合と、渡航した国で一から免許証を取る場合があります。国際免許証が通用するのは、道路交通に関する条約、ジュネーブ条約の加盟国に限られることから、それ以外の渡航先で車を運転するには、日本国の免許証を持参してその国の免許証に切り替えることとなり、マイナ免許証ではなく従来の免許証が必要となります。そのため、渡航先で運転する場合も含め、国民、県民のニーズを拒否しな

いよう、免許証の保有形態は、従来どおりの運転免許証のみ、運転免許証とマイナ免許証の2枚持ち、マイナ免許証のみの3つの形態が取れる、選択の自由が保障された制度となっています。

そもそもマイナ免許証は、令和3年12月24日に閣議決定した、デジタル社会の実現に向けた重点計画にのっとりたものであります。したがって、これまで申し上げてきたとおり、マイナ免許証の導入は、運転免許証を保有する県民にとって大変メリットのある運転免許制度となっています。いまだ県民の中には不安を感じている方もおられると思いますが、今後県警察により周知のための広報が進められていくと承知しています。

次に、保管場所標章の交付または再交付に係る手数料を廃止する等の必要な改正について申し上げます。

平成2年度から、普通自動車が車庫証明を取得した場合は、必ず保管場所の標章、500円のシールの交付手数料の導入がなされてきました。この制度は、駐車環境の深刻な悪化を背景に導入されましたが、30年以上経過し、保管場所情報に係るデータベースの整備等を踏まえて必要性を検討したところ、廃止されることとなったものです。交付手数料の廃止は、県民の負担を軽減する意味からも大いに賛同するものであります。

以上、第13号議案「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」に対し賛成する理由を申し上げますが、同僚議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(加藤 漢君) 18番明神健夫議員。

(18番明神健夫君登壇)

○18番(明神健夫君) 私は、自由民主党会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました

請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について」に反対の立場で討論をいたします。

現在、我が国はロシアによるウクライナへの侵攻や、緊張感が高まる台湾情勢、北朝鮮によるミサイル発射など厳しい安全保障環境に置かれています。我が国政府においては、このような情勢を踏まえた実効性のある対応が求められるところであります。

特定利用空港・港湾の指定は、その対応の一つとなるものであります。これは、平素から必要に応じて自衛隊、海上保安庁が民間の空港や港湾を円滑に利用できるよう、国において施設管理者である地方公共団体との間で枠組みを設けるとともに、当該空港・港湾については、自衛隊などの航空機、船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図るというものであります。

県が今回、高知港、須崎港及び宿毛湾港の3港の指定を受け入れるに当たっては、港湾の利用はあくまで民生利用が主である、自衛隊の部隊配備を目的とはしていない、米軍が今回の枠組みに参加することはないという重要な3点を国に確認したほか、県独自にQ&Aを作成して公表するなど、県民の皆さんの不安解消に最大限努められました。そして、今回県が指定を受けられたのは、県にとって大きなメリットがあると判断されたからであります。

具体的には、国の港湾予算の重点配分により整備が促進されることで、浦戸湾の三重防護事業をはじめ、県が取り組んでいる防災・減災に資するインフラ整備の加速が期待されること、また自衛隊の艦船などが常日頃から訓練などで港湾に習熟しておくことで、大規模災害時に、より迅速、的確な対応が可能となること、この2点であります。

特に、南海トラフ地震で甚大な被害が想定さ

れる本県においては、地震発生時のいち早い救援、復旧対応が喫緊の課題であり、自衛隊などが円滑に救援活動を行うことができる環境を整備することは、県民の安全・安心を確保する上で極めて重要であると考えます。

今回の請願では、民間施設を自衛隊等が使用するということは、軍事施設であるとみなされ、攻撃対象としてその施設や周辺の民間人の生命を危険にさらすことにもつながりかねない、いざ有事となれば真っ先に攻撃対象になりかねないなどと述べられています。

この点に関しては、国が示した回答において、自衛隊、海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えない、むしろ我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や、実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものであるとされているところです。

そもそも武力攻撃事態のような有事においては、いわゆる有事法制によって、内閣総理大臣からの要請、指示などに基つき、特定利用港湾に限らず、あらゆる港湾について必要に応じて自衛隊艦船の優先利用が行われる仕組みになっており、特定利用港湾への指定の有無によって取扱いが変わることはありません。

また、存立危機事態や重要影響事態といったいわゆるグレーゾーン事態において、自衛隊の艦船から利用の申請があった場合も、港湾管理者としての県は、港湾法の規定に基づいてその可否を適切に判断することになり、指定の有無によって何ら対応が変わるものではありません。

いずれの場合も、特定利用港湾の指定によって攻撃対象になるなど危険性が高まるとは言えず、請願で述べられたような御懸念は当たらないものと考えます。

このように、今回特定利用港湾の指定を受けることについて、県が行った判断に何ら誤りはありませんし、むしろ指定を受けることで、県に大きなメリットがもたらされているものと考えます。

以上の点から、請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について、同僚議員各位には反対の立場に御賛同いただきますようお願いをいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(加藤漠君) 31番坂本茂雄議員。

(31番坂本茂雄君登壇)

○31番(坂本茂雄君) ただいま議題となりました請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について」に紹介議員の一人として賛成の立場で討論させていただきます。

特定利用空港・港湾の位置づけについては、先ほど塚地議員から説明があったとおりですので、そこは省かせていただくとともに、ただいま明神議員のほうから反対討論がありましたので、そこで指定することのメリットについて強調はされていまして、私は県民の皆さんには、まだまだ本県の3港湾が特定利用港湾指定を受けることによる判断のメリットを上回るリスクが十分に説明されていないとの思いから、幾つかのリスクを指摘させていただきたいと思いません。

まず、特定利用空港・港湾指定の動きは、アメリカのシンクタンク、CSIS——戦略国際問題研究所の国際安全保障プログラム報告書「次の戦争の最初の戦いー中国による台湾侵攻の戦略」と連動していると言わざるを得ません。その中の、日本が民間空港へのアクセス権を拡大する項には、戦闘機を民間空港に配置し、攻撃を分散させる、つまり中国が攻撃しなければならない空港を分散させることによって、中国の保有ミサイルを枯渇させるということが意図

されているのです。これは港湾も同様で、特定利用空港・港湾は、沖縄だけではない軍事基地化とその拡大で、長期戦、継戦能力の強化を目指しているものであることが戦略的に位置づけられていると言えます。

次に、国の言う、民生利用を主として、自衛隊などの円滑な利用を調整するものであり、武力攻撃事態といった有事を対象としたものではないということの説明を県民はなかなか信頼できず、不安を感じているということです。

高知港、須崎港、宿毛湾港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項には、国民の生命、財産を守る上で緊急性が高い場合または艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊、海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努めるとあります。

除かれた武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態は、政府のQ&Aの問い3の回答にもあるように、有事の際は平成16年に制定された既存の法律に基づいて行われるとしており、武力攻撃事態という有事はもちろん、存立危機事態や重要影響事態においても特定利用港湾を利用できるものであります。まさに防衛力整備計画にある有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルールづくりによって、平時から有事へ切れ目のない利用が想定されているのであります。

さらに、平時から利用し、有事の際はなおさらに利用する特定利用港湾の関連で考えなければならないのが、国際人道法の基本原則であります。国民保護法には第9条第2項に、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法上の的確な実施を確保しなければならないとあ

ります。

国際人道法というのは、ジュネーブ条約第1追加議定書であります。第48条には軍事目標主義と軍民分離の原則がうたわれています。すなわち、紛争当事者は軍事目標だけを攻撃の対象とする、そして住民と戦闘員、民物と軍事目標とを常に区別するということでもあります。つまり、民間施設の空港・港湾などを軍隊が攻撃することは本来許されておらず、その民間施設を自衛隊が使用するということになれば、軍事施設であるとみなされ、攻撃対象としてその施設や周辺の民間人の生命を危険にさらすことにもつながりかねないのです。

先ほど明神議員は、そのことが特定利用港湾と指定されることとは関係ないかのようにおっしゃりましたが、昨年2月、石垣島で行われたシンポジウム2023「八重山群島の住民保護計画～周辺有事に備えて～」で、防衛省元陸上自衛隊幕僚長の岩田清文氏は、国際条約上、ジュネーブ条約というのがあり、有事になったときに軍人扱いの自衛隊と一緒に住民がいることはできない、仮に住民の方々と自衛隊と一緒にいると、そこにいた住民はジュネーブ条約上守られない、適用されなくなるので、逆に殺されても文句が言えない、住民と有事の際の自衛隊とは、やっぱり離れなきゃならないと言われてることからも、今回の特定利用空港・港湾は、その危機にさらされるということがお分かりいただけるのではないかと思います。

さらに、政府のQ&Aの問い6、特定利用空港・港湾となることで、有事において攻撃目標になるのではないかに対する回答の中で、円滑な利用に関する枠組みを設けられた後も、自衛隊、海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、むしろ自衛隊、海上保安庁の航空機、船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるよう、政府全体として取り組むことは、

我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や、実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるとあります。

しかし、軍事力強化・拡大で抑止力を高めれば安全だという政府の主張とは逆に、東アジアの緊張を高め、不安定化を呼び込むことになるものであり、抑止力の強化はさらなる相手国の抑止力の強化を招き、際限のないジレンマに陥ることを認識する必要があるのではないのでしょうか。

さらに、高知県版Q&Aの問い9では、特定利用港湾に指定されることで、我が国全体としての防衛体制の強化を通じて、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力が高まり、リスクの軽減に寄与するのではないかと回答していますが、これまで述べたように、存立危機事態や重要影響事態などいわゆるグレーゾーン事態にも利用されるものであり、リスクの軽減どころか、周辺の高知県民の生命、財産が危険にさらされるリスクは高くなるばかりであり、いざ有事となれば真っ先に攻撃対象になりかねず、高知県の認識は甘いとわざるを得ません。

また、政府のQ&Aの問い29の特定利用空港・港湾となることの地元にとってのメリットでは、民生利用を主としつつも、自衛隊、海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の観点からの重要性も加味しながら、当該整備の重要性を検討されるのであれば、軍事利用の重視であり、メリットとは言えないと思わざるを得ません。一方で、住民避難や救援部隊等の派遣がより効率的に実施できるようになることは、一般論として片づけており、実効性のあるメリットはうかがえません。

過去の歴史を見ても、日本軍がアジア太平洋戦争において、真珠湾をはじめ港湾・空港を真っ

先に攻撃しているわけですが、これはある意味、軍事利用される空港・港湾が攻撃対象となるのは、軍事的、歴史的な常識であります。

10月23日から11月1日まで行われた日米共同統合演習、キーン・ソード25では、長崎・福江空港、宮崎空港、鹿児島・徳之島空港などの特定利用空港が使用されています。インフラ整備、大規模災害対応に資するというメリットばかりを強調した上で、県は指定に同意したわけですが、軍事的な側面、いざというときに果たして周辺住民の命が守られるのかという最大の問題に県民が不安を抱えたままではなく、こうした面も十分に熟慮される必要があるのではないのでしょうか。そのためにも、一旦指定の同意撤回を行い、有事の際のリスクについて徹底的に議論をされるべきではないかと思われま

す。平和は軍事力ではなく、命がけの外交によって実現するものであり、何よりも戦争は絶対起こしてはならないということを同僚議員にお訴えし、請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について」への御賛同をお願いして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)



採 決

○議長(加藤 漠君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 漠君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、第29号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 漠君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第12号議案まで、第14号議案から第28号議案まで及び第30号議案から第40号議案まで、以上37件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 漠君) 全員起立であります。よって、以上37件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 漠君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 漠君) 起立多数であります。よっ

て、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第3-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第3-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第4号「特定利用港湾」指定同意の撤回を高知県に求める請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第41号-第42号)

○議長(加藤漠君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末252ページに掲載〕

○議長(加藤漠君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第41号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」及び第42号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第41号議案は、高知県教育

委員会委員の町田美紀氏と弥勒美彦氏の任期が
 今月25日をもって満了いたしますため、両氏を
 再任いたしますとともに、新たに小田通氏を任
 命することについての同意をお願いするもので
 あります。

次に、第42号議案は、高知県公安委員会委員
 の小田切泰禎氏の任期が今月25日をもって満了
 いたしますため、新たに松尾晋次氏を任命する
 ことについての同意をお願いするものでありま
 す。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよ
 うお願い申し上げます。

○議長（加藤漠君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、
 質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに
 採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第41号「高知県教育委員会の委員の任
 命についての同意議案」を採決いたします。

初めに、小田通氏を高知県教育委員会の委員
 に任命することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君） 全員起立であります。よっ
 て、小田通氏を教育委員に任命することにつ
 いては同意することに決しました。

次に、町田美紀氏を高知県教育委員会の委員
 に任命することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君） 全員起立であります。よっ
 て、町田美紀氏を教育委員に任命することにつ
 いては同意することに決しました。

次に、弥勒美彦氏を高知県教育委員会の委員
 に任命することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君） 全員起立であります。よっ
 て、弥勒美彦氏を教育委員に任命することにつ
 いては同意することに決しました。

次に、第42号「高知県公安委員会の委員の任
 命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を
 求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君） 全員起立であります。よっ
 て、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決（議発第1号 条例議案）

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元
 にお配りいたしてあります。その提出書を書記
 に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末253ページに掲載〕

○議長（加藤漠君） 日程第2、議発第1号「高
 知県議会の保有する個人情報の保護に関する条
 例の一部を改正する条例議案」を議題といたし
 ます。

お諮りいたします。ただいま議題となりまし
 た議案については、提出者の説明、質疑、委員
 会への付託、討論を省略し、直ちに採決するこ
 とに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。
 よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「高知県議会の保有する個人情報
 の保護に関する条例の一部を改正する条例議案」
 を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の
 議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ∞∞∞ —————

議案の上程、採決(議発第2号—議発第4号 意見書議案)

○議長(加藤漠君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号から議発第4号 巻末255～
259ページに掲載〕

○議長(加藤漠君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「邦人保護のため中国における万全の措置を取るよう求める意見書議案」から議発第4号「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「邦人保護のため中国における万

全の措置を取るよう求める意見書議案」から議発第4号「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ∞∞∞ —————

議案の上程、討論、採決(議発第5号 意見書議案)

○議長(加藤漠君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第5号 巻末262ページに掲載〕

○議長(加藤漠君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「高額療養費制度の自己負担限度額の引上げに反対する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番はた愛議員。

(32番はた愛君登壇)

○32番(はた愛君) 日本共産党のはた愛でございます。私は、議発第5号「高額療養費制度の自己負担限度額の引上げに反対する意見書議案」に賛成する立場で討論を行います。

現在、厚生労働省は、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを検討しています。高額療養費制度は、大きな手術などで高額な医療費がかかった場合に所得に応じて一定の上限を定める制度で、世代を問わず全ての国民に関わる公的医療保険制度のセーフティーネットです。この自己負担上限額が引き上がれば、高額な医療費によって治療を断念せざるを得ないなど、国民の命と健康にとって大きな懸念が生じます。

現行では、負担限度額を5つの所得区分で定めており、例えば真ん中の層である70歳未満で年収約370万円から770万円の方の自己負担限度額は、仮に30万円の窓口負担がかかった場合には1か月8万7,430円となっていますが、厚生労働省案では、この区分で最大1か月1万2,000円もの引上げが検討されています。

国は、この高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを含め、この間の一連の社会保障の給付削減を全世代型社会保障改革の名で正当化しています。この全世代型社会保障改革には、後期高齢者の保険料の引上げや国民健康保険料の統一による国保料の引上げ、介護保険の利用者負担2割への負担拡大、生活保護の医療扶助費の削減など、高齢者だけでなく全世代に関わる全面的な社会保障費の削減が盛り込まれています。

現役世代の負担軽減のためには引上げはやむを得ないなどとし、現役世代と高齢者間の対立

をあおりますが、今回の自己負担限度額の引上げによって、給付費の削減額は6,200億円、保険料の削減が4,300億円とされていますから、その差額となる1,900億円は国費の削減となります。つまり、国庫負担の削減です。いずれは誰もが高齢者となり、また世代を問わず高額な医療を受けなければならない可能性が常にある中で、真に必要なのは、高齢者と現役世代の対立をあおり、利用して、社会保障費を削減することではなく、国の責任において財源を確保し、社会保障を抜本的に充実させることです。

来年度の予算案には、防衛費約8.5兆円が見込まれていますが、他国に届く複数の長距離ミサイルの取得費や、ミサイル配備に必要な火薬庫の増設費用等が盛り込まれ、憲法違反が強く疑われるものです。これら防衛費の削減と、富裕層、大企業への適切な課税強化で財源をつくり、国庫負担を抜本的に増額することこそ、持続可能な社会保障制度をつくる根本的な手だてだと考えます。

以上述べたように、全世代型社会保障改革の一環として狙われている高額療養費制度の自己負担限度額の引上げは、国民が安心して医療にアクセスする権利を危うくするものです。国民、高知県民の暮らしを守る立場で、本意見書案への同僚議員各位の賛同を心からお願いいたしまして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(加藤漢君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第5号「高額療養費制度の自己負担限度額の引上げに反対する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漢君) 起立少数であります。よっ

て、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末264ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（加藤漠君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（加藤漠君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会には、国の総合経済対策を活用したインフラ整備の加速化や、物価高騰対策等のための令和6年度高知県一般会計補正予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心な御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。

議員各位の格別の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。また、知事をはじめ執行部並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

さて、今年を振り返ってみますと、元日には能登半島地震が発生いたしました。改めまして、被災されました皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻されますことを心よりお祈り申し上げます。また、4月に豊後水道で発生した地震では、県内で初めて震度6弱を観測し、8月には南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されるなど、震災の脅威を強く実感させられる年でありました。この経験を教訓として、引き続き県民の命を守り、命をつなぐ対策に取り組んでいかなければなりません。

一方で、パリオリンピック・パラリンピックでの本県出身選手の活躍や、高知ユナイテッドSCのJリーグ昇格といった明るい話題の多い年でもありました。来年には、NHK連続テレビ小説あんぱんの放映も控えております。執行部におかれましては、こうした機運を最大限に生かし、スポーツツーリズムや漫画文化の振興など、関連施策に積極的に取り組まれ、本県の魅力を十二分に発信していただくようお願いを申し上げます。

今年も残り僅かとなりました。議員各位をはじめ執行部、報道関係の皆様方におかれましては、一層御自愛の上、皆様お元気で新春をお迎えになられますよう、また新しい年が県民の皆様にとって希望あふれる明るい年となりますよう心から御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和6年12月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、追加して提案いたしました国の経済対策への対応などに係ります補正予算を含む令和6年度高知県一般会計補正予算をはじめ、高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、南海トラフ地震対策をはじめとする防災対策や医療政策、公共交通政策、教育政策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

改めてこの1年を振り返りますと、パリで開催されましたオリンピック・パラリンピックでの本県出身選手の大活躍や、先日悲願のJリーグ昇格を決めた高知ユナイテッドSCの躍進と、県民の皆さんに夢や希望を与えてくれる喜ばしい出来事が多くありました。私も、困難な課題があっても、諦めずに粘り強く取り組めば道は開けるということを体現してくれたんだと勇気をいただきました。

そして、人口減少問題をはじめとする困難な

県政課題に対しまして正面から向き合い、たとえ時間がかかろうとも決して諦めることなく、何としても私自身の手で解決できるように粘り強く挑戦し続けていく、その決意を新たにいたしました。

これから来年度の予算編成が本格化してまいります。こうした思いを胸に、新たな時代の潮流を先取りしながら、5年先、10年先を見据えた議論をしっかりと重ねますことで、それぞれの施策を磨き上げてまいります。議員各位には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員各位におかれましては御自愛の上、ますます御活躍をされますことをお祈り申し上げます。私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長(加藤渚君) これをもちまして、令和6年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時49分閉会